

総務文教委員会

令和3年12月8日(水)

10時00分～ 時 分

全員協議会室

【委員】 永見委員長、三浦副委員長
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長

(総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、湯浅行財政改革推進課長、河内財政課長

(地域政策部) 邊地域政策部長、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、永田まちづくり社会教育課長、濱見人権同和教育啓発センター所長

(教育委員会) 岡田教育長、河上教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、鳥居学力向上推進室長、田中文化スポーツ課長

(選挙管理委員会) 木原選挙管理委員会事務局長

(消防本部) 琴野消防長、森下警防課長、赤岸通信指令課長

【事務局】 下間書記

【議題】

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について
- (2) 陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について
- (3) 陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について
- (4) 陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について
- (5) 陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について
- (6) 陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について
- (7) 陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について
- (8) 陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について

2 陳情審査

- (1) 陳情第1号 小中学校での水泳授業を確保する陳情について
- (2) 陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について
- (3) 陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について
- (4) 陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について
- (5) 陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について
- (6) 陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について
- (7) 陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について

- (8) 陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について
- (9) 陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について
- 3 議案第92号 指定管理者の指定について (浜田市東公園運動施設等)
- 4 議案第93号 指定管理者の指定について (サンマリン浜田)
- 5 議案第94号 指定管理者の指定について (浜田市金城資料館)
- 6 議案第110号 財産の無償譲渡について (旧都川分団1班ポンプ車庫)
- 7 議案第112号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 8 議案第113号 第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について
- 9 議案第114号 浜田市定住自立圏形成方針の変更について
- 10 同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 11 執行部からの報告事項
 - (1) 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について 【防災安全課】
 - (2) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う協議書及び協定書の締結について 【行財政改革推進課】
 - (3) 第1期公共施設再配置実施計画 別冊 (令和3年度版) について 【行財政改革推進課】
 - (4) 中期財政計画及び見直し 【財政課】
 - (5) 広島広域都市圏への加入について 【政策企画課】
 - (6) (仮称) はまだITラボの整備について 【定住関係人口推進課】
 - (7) 協働のまちづくり推進計画の策定について 【地域活動支援課】
 - (8) 令和3・4年浜田市成人式の開催について 【まちづくり社会教育課】
 - (9) 教育委員会自己点検・評価報告書について 【教育総務課】
 - (10) HAMADA教育魅力化コンソーシアム事業の取組状況について 【学校教育課】
 - (11) 浜田市浜田城資料館について 【文化スポーツ課】
 - (12) サン・ビレッジ浜田について 【文化スポーツ課】
 - (13) NTT西日本交換機工事に伴い119番通報が一時的につながりにくい状態になることについて 【通信指令課】
 - (14) その他
- 12 所管事務調査について
 - (1) まちづくりコーディネーターの活動状況について 【まちづくり社会教育課】
 - (2) まちづくりセンターの新たな取組について 【まちづくり社会教育課】
 - (3) 高大連携推進員とHAMADA教育魅力化コンソーシアム事業との連携について 【学校教育課】
 - (4) 小中学校教員の現状について 【学校教育課】
 - (5) スポーツに関する組織及び補助金について 【文化スポーツ課】
 - (6) まちかど救急ステーションの現状について 【警防課】
- 13 その他
- 14 今後の取組課題等について (委員間で協議)

陳情番号	/
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

令和 3年11月12日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

住 所 浜田市 内村町 178-9 番地
氏 名 高橋 達也



小中学校での水泳授業を確保する陳情について

【陳情の趣旨】

1 願意

義務教育である小学校や中学校での体育授業で、全ての児童生徒が公平に水泳の授業が受けられるよう取り組んでほしい。

そのために、現在あるプールのうち、利用できないものは改修し、今後、新築する学校にはプールの設置を希望します。

費用面から難しいようであれば、せめて現状の温水プールを活用し、公平に授業が受けられ、利用できるように取り組んでほしい。

以上について、教育委員会や関係各所へはたらきかけをお願いするものです。

2 理由

- ・ プールの設置があるが、改修費用がかかることから修繕も実施されず、水泳の授業が適正に実施されていない学校がある。
- ・ 教育委員会の見解は、遠方の学校へ行き水泳の授業をする方針のようだが、天候によっては変更になる。変更すれば、バスの手配や時間的な制約（移動時間を含め他の授業や行事への影響、夏季でしか実施できない。）から水泳の授業ができない。
- ・ 授業で使用できる公設プールは少なく、どこの学校でも利用できる状況ではない。
- ・ 海に面した浜田市で暮らす子供たちが、泳げないため海の良さを体感出来ずに育っていくのは気の毒である。
- ・ 将来的にも、漁師など海を生業にする人材が生まれてこない。
- ・ もしもの時でも泳げる事で助かる命や、プールを使った水難訓練も可能である。着衣水泳の経験は大人になっても有益である。
- ・ 夏休みのプール開放は、子供たちの体力づくりや楽しみの一つであり、子供たちには必要な施設である。



浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年11月12日

陳情番号	2
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

3 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について

陳情 224 の職員の飲酒同乗運転について

このことを知った市民は一律に「そんなことが本当に処分なしに終わったのか?」と口にされる。

この職員は課長をしていた [REDACTED] 課長である。

では、なぜ、退職した [REDACTED] 氏に聞かないのか?

突然退職し、浜田から姿を消し、誰も連絡が取れなくなっているのか?

[REDACTED]
連絡はとることができるのではないか?

[REDACTED] に確認すれば解決する問題で、浜田市の「あったともなかったとも言えない」という回答でうやむやにしていけないのではないか?

私は、その時の運転者(酒気帯びで免許取り消しになり 30 万円の罰金を払った)と事実の確認、どこに行ったかなどを直接聴いている。

市役所への質問にとどまらず、手を尽くせないものだろうか?

これは犯人捜しという問題ではなく、

「久保田市長が動かなければできない隠ぺいである」ことを重要視しなければならいのではないだろうか?

つまり、処分されるべきものが、市長の意向で「退職を早めること」で処分を免れるようにしたという、犯罪行為に近いものではないかと思う。

市長の意向ではない。そのような事実がない、という事が分かれば、それでいいわけだ。

しかしこのようなことが事実なら、これかも不正に処分を免れることがあってもおかしくない。

このような浜田市で良いのか? 良いはずがないではないか?

事の重大さを真剣に考え、勇気をもって一歩進んでほしい。

上記について、執行部に働きかけてほしい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年11月12日

陳情番号	3
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

5 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について

庁舎内での撮影・録音が禁止されたが、

- ① その理由 ② 庁舎の範囲

肝心なことが公表されていない。

突然、規則が出来た。

起案を見ても、理由も、目的も、庁舎の定義もない。

課長に質問しても、各課長の回答が違ふし、行革の回答も二転三転する。

記憶があいまい、メモに時間がかかるなどを考えると、録音等は必要だ。

県庁では、職員が必要だと思うと、何も言わずにICレコーダーを出して、録音するほど当たり前になっている。

声大きい、他の音が入ることが問題になるなら、以前は別室を用意して対応していた。

皆さんもこれで良いと思われるのか？

見直しを検討して欲しい。

上記について執行部に働きかけてほしい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年11月12日

陳情番号	4
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

6 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について

選挙管理委員会のなりすまし問題は、なりすましではない
ただのサボタージュではないか？
私の通報でこの問題が発覚した。
新聞報道は正確ではない。

本人が、投票に行った際に、投票が出来なかった。
理由は「期日前投票をしているから」という事であった。
母親が私に相談し、私が選挙管理委員会に確認の連絡を入れて発覚することになった。

老健施設でも常態化しているところがあると聞く
正しい投票が行われるよう検討して欲しい。
本人確認の甘さには、そもそも問題がある。
上記について執行部に働きかけてほしい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



陳情番号	5
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

7 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について

指定管理の選定システムは一考の余地があるのではないかと検討して欲しい。

まず、審査員が専門性のないあて職で決まっている（金融の会長というように）

あて職ならまだしも、税理士については、会に諮られないまま、■■■■税理士が10年以上継続している。行革の■■■■課長の話では、問題が無いからお願いしている、という事だった。

こういう基準で良いのか？

浜田市の施設は、スケート場、美術館、プール、市営住宅、温泉、レストラン、道の駅、野球場等多岐にわたり銀行マン、税理士、社労士、

株式会社■■■■という会社は過去20年にわたり30回以上申請しているが、三隅の小さい住宅が取れただけで全敗している。

前回の採用者（73点）のノウハウを取り入れ、さらに上回る提案をしても40点台の採点結果になったり、0点、20点が付けられたりである。

国の審査員や他市の審査員に見てもらっても、「ありえない」ライバルがいる場合はまだしも、申請者が1社なのに採用基準の60点以下をつけられて選定外になっているが、どのような提案をすれば60点以上なのか理由が知りたい、という感想を述べられる。（皆さんが）

また、納得ができないため、総務部長、都市建設部長に「これ以上の提案があるなら教えて欲しい」と言っても「これ以上の提案は、私にはできない」と返答される状態である。

行革に理由を求めても、「理由は言えない」ということで答えてもらえない。

今回から0点の場合は理由を言うようになったが、今回は点が無く、最低が20点だったので、理由は言ってもらえなかった。

また、ある時は、審査員に対し、プレゼンテーション前に「この申請者は市の考えと違う、市の考えにそったものが望ましい」というような書面が配布されて、算定しないように忖度があるようにも見られる。

都市建設部長に確認したところ、「■■■■の提案が市の考えに沿っており、市の考えと違うのは担当者の考えだということが分かった」

しかし、選定委員たちは、市の考え（総合振興計画）について知らないため、市の担当課が配布した資料を信じて選定するのである。

選定委員たちは、現場を見に行くことはほとんどなく、申請者のプレゼンテーションの前に30分程度の説明を聞き、審査することになる。

これで本当に正確で中立な審査ができるのだろうか？

受益者審査員には家庭の主婦もいる（差別しているわけではない、専門性が更がない可能性があることを言いたい）

① 現場にもいかず ②30分の説明で ③専門性を持たない者が
行う審査がどのようなことになるか皆さんはどのように思われるでしょうか？
いまは、ZOOM会議とかが行われるので、
現場に行かない現実を踏まえると、
専門家は東京大阪の方でも問題ないのではないだろうか？
また、審査委員が現場に行かないにせよ、ビデオ撮影をして説明動画を提供するとか、適正な審査のために、何かできることはあるのではないかと思う。
また、審査の内容が分からないのも不正の可能性を排除しきれない要因ではないだろうか？
採点表が審査委員名入りで公表されることも一つの方法ではないかと思う。
膨大な労力を使った申請者に対し、納得できない低得点でも説明責任は負わないでは、指定管理の申請者は減る一方ではないか？
現実として、前回の申請者で再申請する業者は減っている。
それどころか、現指定管理者が申請しない現象が起きている。
それどころか、申請しない管理者や辞任した管理者に指名で指定管理をさせる等、信じられないことが平然と行われている。
私の提案した方法を採用しなくてもいいので、指定管理制度が有効に機能するよう皆さんの知恵を出し検討して欲しい。
上記について、執行部に働きかけてほしい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



浜田市指定管理者選定委員会 委員名簿

令和3年10月12日現在

No.	区分	役職	氏名	所属等
1	識見者	会長	久保田 典男	島根県立大学
2		副会長	上野 康 (欠席)	浜田金融会
3		委員	近重 勉	中国税理士会浜田支部
4		委員	虫谷 国博	島根県社会保険労務士会 石見支部
5		委員	中尾 能	公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所
6		委員	馬場 恒成	日本政策金融公庫浜田支店
7	受益者 及び 関係団体代 表者	委員	川神 昌暢	
8		委員	道岡 昌弘	
9		委員	坂東 朋子	

(敬称略)

浜田市指定管理者選定委員会 委員名簿

令和3年10月12日現在

No.	区分	役職	氏名	所属等
1	識見者	会長	久保田 典男	島根県立大学
2		副会長	上野 康 (欠席)	浜田金融会
3		委員	近重 勉	中国税理士会浜田支部
4		委員	虫谷 国博	島根県社会保険労務士会 石見支部
5		委員	中尾 能	公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所
6		委員	馬場 恒成	日本政策金融公庫浜田支店
7	受益者 及び 関係団体代 表者	委員	齋藤 恭子	
8		委員	白川 直美	
9		委員	仙田 伊津美	

(敬称略)

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年11月12日

陳情番号	6
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

8 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について

まちづくり条例からして、市民参加としながらも

「町内会の規定が秘密になっている」参考にしたいのに、なぜ町内会の規定を隠すのか？

このような意見が多く寄せられている。

個人的には、町内会の規定などは、浜田市のホームページにアップし、どの町内の方でも見る事が出来、改善や作成の参考にし、それを見てそこに住もうとする人が出て来ても良いのではないかとも思う。

「浜田市協働のまちづくり推進条例」では、

2条では、対象を浜田市に住んでいるものだけでなく、他市から通勤・通学しているものも含め、会社も含むことにしている。

3条では、1人1人が積極的に取り組む、お互いがまちづくりの情報を提供・共有すると規定し、

4条では、まちづくりに関する情報を知る権利を有する、と規定している。

浜田市の中に各地域（自治会、町内会、まちづくりの地域など）があり、小さい町内会に至るまで浜田市に含まれるのは当然のことである。

町内会を100%独立したものと考えるのは、体の細胞が自分のものではないと言っているのと同じで、ありえないことである。

市政という大きなくりの中で、町内会の同時性を否定するものではない。

しかし、条例にあるよう、「情報は提供し、共有する」ことが、まちづくりに貢献することではなかろうか？

何も個人情報を提供してくれと言っているわけではない。

まちづくり条例は、できたばかりで運用についてなじんでない面があるのは仕方がないが、趣旨（自治区制度が廃止されたことでできた重要な条例であること）を考えて、対応して頂きたい。

上記について執行部に働きかけてください。

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年11月12日

陳情番号	7
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

12 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について

執行部が裁判中だから回答を控えるというのは、裁判所の中立性に疑問を持っているとも受け取れるので、裁判中であろうとも、裁判所の中立性・公平性・独立性を信じて、回答できる範囲で回答するよう執行部に検討して欲しい。

上記について、執行部に働きかけてほしい。

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年11月12日

陳情番号	8
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

13 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について

指定管理について、

要項に従うと赤字になるため検討の結果、申請しなかったにもかかわらず、同じく申請をしなかった現指定管理者を指名でやらせる予定だとか、(美又)

同様に、要項に従うと赤字になるため検討の結果、申請しなかったにもかかわらず、申請をし、選定され、その後辞退したものである。

辞退した申請者は、従業員の時にレジオネラ菌を3回出していたにもかかわらず、「3回も出したのだから、レジオネラ菌のことに詳しくなっている。だから採用すべきだ」という事で指定管理に申請した際に、採用された経緯もある。

それをするなら、何回も申請した会社に状況を聞くくらいのはすべきではないか？

何か良くわからないが、指定管理制度は消化不良で納得いかないことが多い。

皆さんの知恵で改善して欲しい。

上記について執行部に働きかけて欲しい。

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年11月12日

陳情番号	9
付託先委員会	総務文教委員会
審査結果	

14 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について

防災について

災害時の記録、会議録をマニュアルでは「市長公室」が作るようになっており、
防災に変更する予定だという事だが、現マニュアルがあるなら変更予定でも従うべきではないか？
つまり8月の災害時のマニュアルは市長公室が作る義務があるのに存在していない
危機管理に問題があるのではないか？
災害の時の会議録が無いなど考えられない、同窓会も重要だが、人の命も重要だ。
なんとか考えてもらいたい。

上記について、執行部へ働きかけて欲しい。

浜田市日脚町 184-1 森谷公昭



令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について

令和3年8月の台風・大雨を踏まえ、今後の災害対応について、下記のとおり改善を検討していますので、報告します。

記

NO	当時の対応	課題
1 周知に 関する こと	8/9・8/14の両日において、対策（警戒）本部会議で決定された避難情報（避難指示、高齢者等避難）について、市民へ周知が40分～50分後になるケースがあった。	避難情報を速やかに周知するため、本部会議での決定事項を速やかに市民に伝達する必要がある。
	8/9 土砂災害による避難指示を発令中の地域の一部に対し、河川の避難判断水位（レベル3相当情報）の超過について、注意喚起を行った。	市が発信する情報の内容について、河川の水位上昇の危険性が伝わるよう、情報発信する必要がある。
	8/14 14:30に周布川の通行止めを行い、16:24に防災メールでの周知を行った。	災害時の重要な情報について、速やかに市民に周知する必要がある。
	8/14 水位情報（例：氾濫危険水位超過〈レベル4相当情報〉等）はレベル4避難指示等の避難情報と混同される恐れがあるため周知しなかった。	災害時の情報を、逐次適切に市民に周知する必要がある。
2 整備・ 組織に 関する こと	8/9 河川の水位が氾濫危険水位を超え、避難指示を発令した際に、周布小学校から第三中学校への避難所間の移動が発生した。	河川の水位が避難判断水位を超えた時点において、浸水想定区域外に立地する指定避難所を開所する必要がある。
	8/14 14:00に発生した周布橋通行止の情報が、15:00の警戒本部会議において報告された。	災害時の大きな出来事が本部事務局（防災安全課）に速やかに情報が入る情報収集体制を整備する必要がある。
	8/14 周布川の水位が14:40に氾濫危険水位（レベル4相当）を超過し、15:00の本部会議において、状況を総合的に判断し、15:30にレベル3高齢者等避難の発令することを決定した。	河川の洪水危険度の高い地域と低い地域が、同一の基準（水位）によって避難情報の対象となっている。
	8/9・8/14の両日において、避難所開所業務を担当する設営調査班に業務が集中した。	本部班の中で業務集中する班があり、初動時に特に負担が大きい班がある。

改善後

今後の対応
本部会議に伝令要員、記録要員として他課の応援職員を配置し、 重要な情報を速やかに配信する体制を整備 する。
同地域に、土砂・洪水浸水など2種類以上の災害危険があるケースについて、避難情報の周知内容など、市民へ 危機感がきちんと伝わるように改善 する。
重要な情報を 速やかに防災メール等で配信する体制を整備 する。
災害時の情報（水位情報含む）の周知について、 周知のタイミング、周知内容も含め検討 する。
避難所開設にあたっては、その後の移動・閉鎖の可能性を考慮して、開設を判断するよう改善 する。 市有施設だけでなく、安全な立地の民間施設等と事前に協定を締結し、 安全な避難所を整備 する。
情報収集担当者を新規に配置するなど、情報収集体制の仕組みを見直し、 災害時に必要な情報を集約・整理する体制を整備 する。
周布川の氾濫危険水位を超過するケースが頻発していることから、市民の身の安全を守れるよう、 堤防の嵩上げや周布川氾濫の影響範囲の細分化など効果のある対策について 県河川課とも協議し 改善を図る 。
初動時に応急活動のない部署については、設営調査班を担当するよう見直すなど、 負担が平準化するよう改善 する。

浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う協議書及び協定書の
締結について

令和 3 年 9 月浜田市議会定例会議において議決いただいた浜田市江津市旧有福村有財産
共同管理組合（以下「組合」という。）の解散に伴う諸議案に関連し、以下のとおり協議書
及び協定書を締結しましたので、報告します。

1 締結日 令和 3 年 10 月 1 日

2 相手方 江津市 江津市長 山下 修

3 協議事項

(1) 解散について（議案第 74 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に
ついてのとおり）

令和 3 年 12 月 31 日限りで、組合を解散する。

(2) 財産処分について（議案第 75 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解
散に伴う財産処分についてのとおり）

江津市に承継する財産を次のとおりとする。

ア 土地

種別	所在・地番	地目	地積 (㎡)
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 710 番	宅地	85.95
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 710 番 1	宅地	56.19
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 710 番 2	宅地	6.61
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 687 番	宅地	158.67
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 1202 番 2	宅地	29.75
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 709 番続の 1	宅地	49.58
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 696 番	宅地	128.92
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 736 番 1	宅地	13.22
共同浴場敷地	江津市有福温泉町 736 番 5	宅地	32.62

イ 建物

種別・名称	所在	構造	延床面積(㎡)
公衆浴場御前湯	江津市有福温泉 710 番地	鉄筋コンクリート造二階建	268.49
公衆浴場早月湯	江津市有福温泉 687 番地	木造瓦葺平屋建	87.27
公衆浴場弥生湯	江津市有福温泉 736 番地 1	木造瓦葺平屋建	26.44
桜湯	江津市有福温泉 696 番地	木造瓦葺平屋建	89.25

ウ 物品

組合の管理する全ての機械、器具、備品、消耗品。

エ その他の財産

組合の管理する施設に係る全ての権利、現金、預貯金、基金、負債など。

(3) 規約の変更について（議案第 76 号 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合規約の変更についてのとおり）

組合の解散があった場合においては、江津市がその事務を承継する規定改正を行う。

4 協定事項

(1) 拠出金について

ア 拠出額は、浜田市、江津市それぞれ 12,633,500 円とする。

イ 支払方法は、一括支払いとし、令和 3 年度中に浜田市は江津市へ支払う。また、江津市は、浜田市、江津市の拠出金を合わせ、江津市の特定目的基金へ積み立てる。

ウ 拠出金は、組合に属していた施設整備等に充当するものとする。

エ 江津市は、浜田市が拠出した拠出金の使途を浜田市に報告し、必要に応じて組合に属していた温泉施設の運営状況の報告を行う。

(2) 定期券の販売について

ア 浜田市に属する旧有福村地域住民については、当分の間、従前のとおり継続とし、定期券の販売期間を変更する場合は、浜田市・江津市で協議のうえ決定する。

イ 浜田市に属する旧有福村地域住民以外の住民については、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(3) 浜田市に属する旧有福村地域住民への対応について

浜田市に属する旧有福村地域住民へ有福温泉の利用に関し説明を行う場合は、浜田市、江津市両市で協力する。

(4) 浜田市、江津市それぞれに承継する財産について

組合財産に属さないその他の旧有福村所有であった土地等は、浜田市、江津市の境界線をもって、それぞれの区域に所在するものをそれぞれが承継する。

浜田市第 1 期公共施設再配置実施計画

(平成 28 年度 ~ 令和 3 年度)

【別冊（令和 3 年度版）】

(案)

平成 28 年 3 月 計画策定

平成 28 年 11 月 別冊（平成 28 年度版）

平成 30 年 2 月 別冊（平成 29 年度版）

平成 30 年 11 月 別冊（平成 30 年度版）

令和 元 年 11 月 別冊（令和元年度版）

令和 2 年 11 月 別冊（令和 2 年度版）

令和 3 年 月 別冊（令和 3 年度版）

浜 田 市

目 次

1. 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について	1
(1) 概況.....	1
(2) 実績（令和3年10月1日時点）	1
(3) 令和2年10月2日から令和3年10月1日までの取組実績について	2
(4) 第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について	2
2. 進捗状況一覧.....	3
3. 【別冊】浜田市第1期公共施設再配置実施計画の概要	14
(1) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画における進捗管理	14
(2) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の再掲	15

1 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について

(1) 概況

①対象施設数 216 施設（計画策定時 162 施設。+54 施設）

②実績（令和3年10月1日時点）

- ・計画終了となった施設数 105 施設（達成率 68.6%）
- ・削減面積の累計 18,969 m²（達成率 67.9%）
- ・将来更新投資額の削減額 5,045 百万円（達成率 75.3%）
- ・維持管理費の削減額 86,689 千円（達成率 87.3%）

(2) 実績(令和3年10月1日時点)

①計画終了となった施設数

(単位：施設)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
計画	単年度	15	10	17	19	23	31	38	63
	累計	15	25	42	61	84	115	153	216
実績 (計画終了)	単年度	15	11	16	20	23	9	11	
	累計	15	26	42	62	85	94	105	
達成率(R3累計)		9.8%	17.0%	27.5%	40.5%	55.6%	61.4%	68.6%	

②削減面積の累計

(単位：m²)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
計画	単年度	5,176	1,432	1,473	2,536	3,010	7,662	6,646	57,098
	累計	5,176	6,608	8,081	10,617	13,628	21,290	27,936	85,034
実績 (計画終了)	単年度	5,977	1,209	1,473	2,850	2,848	687	3,924	
	累計	5,977	7,186	8,659	11,509	14,357	15,045	18,969	
達成率		21.4%	25.7%	31.0%	41.2%	51.4%	53.9%	67.9%	

③将来更新投資額の削減額

(単位：百万円)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
計画	単年度	1,621	301	258	425	652	2,234	1,210	18,216
	累計	1,621	1,922	2,180	2,605	3,257	5,491	6,701	24,917
実績 (計画終了)	単年度	1,694	80	269	540	654	117	1,692	
	累計	1,694	1,774	2,043	2,583	3,237	3,354	5,045	
達成率		25.3%	26.5%	30.5%	38.5%	48.3%	50.1%	75.3%	

④維持管理費の削減額

(単位：千円)

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4以降
現計画	単年度	0	1,699	9,886	11,211	11,216	25,790	39,472	29,681
	累計	0	1,699	11,585	22,796	34,012	59,802	99,274	128,955
実績 (計画終了)	単年度	0	1,699	9,886	11,211	11,216	20,150	32,527	
	累計	0	1,699	11,585	22,796	34,012	54,162	86,689	
達成率		0.0%	1.7%	11.7%	23.0%	34.3%	54.6%	87.3%	

(3) 令和2年10月2日から令和3年10月1日までの取組実績について

項番	施設名	再配置状況	面積増減	将来更新投資額 増減額	維持管理費 増減額
11	弥栄図書館	廃止（複合化）	△54㎡	△22,876千円	△72千円
27	杵束公民館	廃止（複合化）	△27㎡	△11,617千円	△37千円
69	弥栄老人福祉センター	廃止（複合化）	△580㎡	△246,884千円	△1,607千円
70	老人憩いの家	廃止（複合化）	△433㎡	△179,539千円	△730千円
215	杵束まちづくりセンター	新設（複合施設）	+556㎡	+108,420千円	+1,308千円
216	弥栄図書館	新設（複合施設）	+56㎡	+10,920千円	-
小計			△482㎡	△341,576千円	△1,138千円
15	若生まなびや館	地元譲渡・貸付	△128㎡	△22,050千円	-
93	黒川改良住宅（店舗）	入居者譲渡	△78㎡	△11,182千円	-
117	大和屋住宅	入居者譲渡	△244㎡	△42,039千円	-
163	旭山村開発旭センター	廃止（機能移転）	△2,142㎡	△912,385千円	△5,500千円
177	勤労青少年ホーム	廃止	△850㎡	△362,279千円	△5,739千円
計			△3,924㎡	△1,691,511千円	△12,377千円

(4) 第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況について（総括）

	項目数	面積効果	将来更新 投資額の増減	維持管理費の増減
計画達成（R3.10月）	105	△18,969㎡	△5,045百万円	△86,689千円
達成見込（R4.3月）	5	△230㎡	△8百万円	△6千円
計画期間の変更	47	△8,737㎡	△1,648百万円	△11,271千円
R4以降に再配置	59	△57,098㎡	△18,216百万円	△29,681千円
計	216	△85,034㎡	△24,917百万円	△127,647千円

- ・第1期公共施設再配置実施計画（以下「第1期」）の計画期間には、山ノ内生活改善センターなど17集会施設の地元譲渡・貸付をはじめ、地域定住住宅など（40施設）の入居者譲渡・廃止、その他産業系8施設の民間譲渡・廃止などを行った。結果として、延床面積で約19,000㎡、将来更新投資額で約50億円の削減を達成し、顕著な成果があった。
- ・一方で、上述した成果をあげながらも、依然として全国平均の約2倍（住民1人あたりの公共施設延床面積）の公共施設を保有しており、合併により肥大化した公共施設の再配置は、大きな課題である。
- ・第1期を振り返っても、社会情勢の変化や、民間譲渡先の経営環境の変化など、当初の計画期間を繰り延べた項目もあり、限られた財源のもとで一定のサービス品質、安全を確保するためにも、継続して公共施設の総量抑制、再配置に取り組まなければならない。
- ・こうした背景を踏まえ、第1期から計画期間を変更した施設に加え、令和4年度以降に再配置を予定する施設については、第2期公共施設再配置実施計画へ引き継ぎ、進捗管理を行う。

2 進捗状況一覧

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
001	木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)【旭】	計画	複合化	R2	109㎡	18,136	大規模改修にあわせて規模縮小を検討。 時期R2⇒時期未定
		実績	(R2→時期未定)		0㎡	0	
002	山ノ内生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	184㎡	31,648	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	184㎡	31,648	
003	和田生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	300㎡	43,200	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	300㎡	43,200	
004	重富生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	286㎡	43,200	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	286㎡	41,220	
005	本郷生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	331㎡	47,699	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	331㎡	47,699	
006	戸川生活改善センター【旭】	計画	廃止	R3	123㎡	19,943	
		実績	地元譲渡・貸付	R元	123㎡	19,943	
007	東都川集会所【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H28	107㎡	15,336	
		実績	地元譲渡・貸付	H28	107㎡	15,336	
008	西都川集会所【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H28	127㎡	18,536	
		実績	地元譲渡・貸付	H28	127㎡	18,536	
009	来尾集会所【旭】	計画	廃止	R3	105㎡	15,048	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	105㎡	15,048	
010	市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)【旭】	計画	複合化	R2	109㎡	18,136	大規模改修にあわせて規模縮小を検討。 時期R2⇒時期未定
		実績	(R2→時期未定)		0㎡	0	
011	弥栄図書館【図書館—弥栄】	計画	複合化	R元	16㎡	4,656	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	54㎡	22,876	
012	浜田城資料館【博物館等—浜田】	計画	統廃合⇒廃止	R4以降	546㎡	31,921	
		実績	(保存活用終了後)		0㎡	0	
013	浜田郷土資料館【博物館等—浜田】	計画	統廃合	R4以降	141㎡	40,710	
		実績			0㎡	0	
014	金城歴史民俗資料館【博物館等—金城】	計画	統廃合	R4以降	52㎡	10,192	
		実績			0㎡	0	
015	若生まなびや館【博物館等—金城】	計画	地元譲渡・貸付	H30	128㎡	22,050	R3.4.1付で地元町内会へ無償貸付。
		実績	地元譲渡・貸付	R3	128㎡	22,050	
016	弥栄郷土資料展示室【博物館等—弥栄】	計画	統廃合	R4以降	52㎡	10,125	
		実績			0㎡	0	
017	石見まちづくりセンター後野分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	783㎡	131,988	
		実績	(屋内体育館のみ単独建替え)		0㎡	0	
018	石見まちづくりセンター佐野分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	2,494㎡	1,051,268	
		実績			0㎡	0	
019	石見まちづくりセンター宇津井分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	230㎡	39,563	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
020	石見まちづくりセンター細谷分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	単独建替え	H27	0㎡	0	
		実績	単独建替え	H27	630㎡	75,715	

項番	施設名	施設別方針	時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等	
021	石見まちづくりセンター長見分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	167㎡	28,724	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
022	美川まちづくりセンター東分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	188㎡	32,336	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
023	美川まちづくりセンター西分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	490㎡	84,194	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
024	国府まちづくりセンター宇野分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	726㎡	124,789	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
025	国府まちづくりセンター有福分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	複合化	R2	355㎡	69,147	
		実績	複合化	H30	669㎡	170,819	
026	和田まちづくりセンター【まちづくりセンター—旭】	計画	複合化(プール附属室は廃止)	R3	30㎡	4,320	R3末でプール附属室を廃止。旧公民館部分はまちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応。
		実績			0㎡	0	
027	杵束公民館【公民館—弥栄】	計画	複合化	R元	8㎡	2,364	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	27㎡	11,617	
028	三隅まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	31㎡	5,110	
		実績			0㎡	0	
029	三保まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	386㎡	75,211	
		実績			0㎡	0	
030	井野まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	145㎡	28,184	
		実績			0㎡	0	
031	黒沢まちづくりセンター【まちづくりセンター—三隅】	計画	複合化	R4以降	115㎡	22,438	
		実績			0㎡	0	
032	都川ゲートボール場休憩所【スポーツ施設—旭】	計画	地元譲渡・貸付	H30	50㎡	8,600	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	50㎡	8,600	
033	かなぎウェスタンライディングパーク【レクリエーション施設・観光施設—金城】	計画	民間譲渡	R4以降	4,003㎡	615,873	
		実績			0㎡	0	
034	森の公民館【レクリエーション施設・観光施設—金城】	計画	民間譲渡	R4以降	380㎡	68,660	
		実績			0㎡	0	
035	リフレパークきんたの里【レクリエーション施設・観光施設—金城】	計画	民間譲渡	R4以降	2,636㎡	1,122,898	
		実績			0㎡	0	
036	美又温泉国民保養センター【保養施設—金城】	計画	民間譲渡	H29	3,179㎡	1,264,590	
		実績	(H29→未定)		0㎡	0	
037	美又温泉会館【保養施設—金城】	計画	民間譲渡	R2	335㎡	91,065	R3に施設大規模改修を踏まえて、民間譲渡 時期R2⇒R5
		実績	(R2→R5)		0㎡	0	
038	旭温泉あさひ荘【保養施設—旭】	計画	単独建替え	H30	0㎡	0	
		実績	(R4以降)		0㎡	0	
039	三階山森林総合利用施設【浜田】	計画	廃止	H30	229㎡	32,976	
		実績	廃止	R元	229㎡	32,976	
040	農村広場施設【浜田】	計画	地元譲渡・貸付	H29	157㎡	26,987	
		実績	地元譲渡・貸付	H29	157㎡	26,987	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
041	農畜産物加工施設【金城】	計画	民間譲渡	H27	455㎡	66,330	
		実績	民間譲渡	H28	455㎡	76,791	
042	くぎ会館(体育館)【金城】	計画	地元譲渡・貸付	R2	630㎡	90,720	遊休施設の活用として、目的外 使用許可中 時期R2⇒時期未定
		実績	(R2→時期未定)		0㎡	0	
043	下米原林業協業活動センター 【金城】	計画	地元譲渡・貸付	H27	150㎡	70,800	
		実績	地元譲渡・貸付	H28	150㎡	74,250	
044	かたらいの家【金城】	計画	地元譲渡・貸付	R元	249㎡	42,785	地元協議中 時期R3⇒R4以降
		実績	(R元→R3→R4以降)		0㎡	0	
045	地域材利用促進交流館【金城】	計画	民間譲渡	R4以降	229㎡	39,388	
		実績			0㎡	0	
046	エクス和紙の館【金城】	計画	民間譲渡	H30	950㎡	273,887	R4からR6までの指定管理を予 定。R6末を目途に譲渡協議 時期R3⇒R6
		実績	(H30→R3→R6)		0㎡	0	
047	緑の里地域振興施設【金城】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	210㎡	36,120	
		実績			0㎡	0	
048	山ノ内農作業管理休養施設旭 豊1号館【旭】	計画	廃止	H29	241㎡	102,453	有償貸付に向けて生産組合と協 議を行う。 時期R2⇒R7
		実績	(H29→H30→R2→R7)		0㎡	0	
049	山ノ内農作業管理休養施設旭 豊2号館【旭】	計画	廃止	H29	168㎡	71,568	有償貸付に向けて生産組合と協 議を行う。 時期R2⇒R7
		実績	(H29→H30→R2→R7)		0㎡	0	
050	弥栄農産物処理加工施設第2 工場【弥栄】	計画	廃止	H27	936㎡	134,784	
		実績	廃止	H27	936㎡	134,784	
051	雲雀丘小学校【小学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	660㎡	138,641	
		実績			0㎡	0	
052	石見小学校【小学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	203㎡	33,968	
		実績			0㎡	0	
053	美川小学校【小学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	593㎡	111,828	
		実績	(プール施設は廃止)		0㎡	0	
054	雲城小学校【小学校一金城】	計画	複合化	R4以降	172㎡	28,469	
		実績	(プール施設は廃止)		0㎡	0	
055	波佐小学校【小学校一金城】	計画	複合化	R4以降	73㎡	12,318	
		実績	(プール施設は廃止)		0㎡	0	
056	今市小学校【小学校一旭】	計画	廃止	H27	3,005㎡	1,100,412	
		実績	廃止	H27	3,005㎡	1,100,412	
057	弥栄小学校【小学校一弥栄】	計画	単独建替え(屋内運動場のみ)	H28	0㎡	0	
		実績	単独建替え(屋内運動場のみ)	H28	△223㎡	△237,357	
058	第一中学校【中学校一浜田】	計画	複合化・廃止(旧屋内運動場)	R4以降	639㎡	92,016	
		実績			0㎡	0	
059	第四中学校【中学校一浜田】	計画	複合化	R4以降	605㎡	117,994	
		実績			0㎡	0	
060	金城中学校【中学校一金城】	計画	複合化・廃止(プール施設)	R4以降	611㎡	97,550	
		実績			0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
061	旭中学校【中学校一旭】	計画	複合化	R4以降	382㎡	63,767	
		実績			0㎡	0	
062	向野田教員住宅【その他教育施設一三隅】	計画	廃止	R4以降	208㎡	35,857	
		実績			0㎡	0	
063	原井幼稚園【幼稚園・保育園・こども園一浜田】	計画	統廃合	R3	239㎡	46,625	
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
064	石見幼稚園【幼稚園・保育園・こども園一浜田】	計画	統廃合	R3	273㎡	53,118	
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
065	子育て支援センター【幼児・児童施設一浜田】	計画	単独建替え	R3	178㎡	0	現行施設はR3末で廃止。子育て世代包括支援センターを新設。
		実績			0㎡	0	
066	やさか児童クラブ【幼児・児童施設一弥栄】	計画	廃止(機能移転)	H28	82㎡	14,101	
		実績	廃止(機能移転)	H28	82㎡	14,101	
067	あさひやすらぎの家【高齢福祉施設一旭】	計画	民間譲渡	H29	162㎡	27,924	譲渡協議中。 時期R5⇒R8
		実績	(H29→R2→R5→R8)		0㎡	0	
068	やさかやすらぎの家【高齢福祉施設一弥栄】	計画	民間譲渡	H30	175㎡	30,100	
		実績	民間譲渡	H30	175㎡	34,125	
069	弥栄老人福祉センター【高齢福祉施設一弥栄】	計画	複合化	R元	174㎡	50,246	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	580㎡	246,884	
070	老人憩いの家【高齢福祉施設一弥栄】	計画	複合化	R元	130㎡	37,007	施設を廃止し、杵束まちづくりセンターへ機能を集約した。
		実績	廃止(複合化)	R3	433㎡	179,539	
071	三隅デイサービスセンター【高齢福祉施設一三隅】	計画	民間譲渡	H29	656㎡	95,220	R2からR4までの指定管理。R5からの譲渡を目指す。
		実績	(H29→R2→R5)		0㎡	0	
072	あさひひまわり工房【障害福祉施設一旭】	計画	民間譲渡	H29	335㎡	57,620	
		実績	廃止(機能移転)	H29	335㎡	57,620	
073	みすみ地域活動支援センターきずな【障害福祉施設一三隅】	計画	民間移管	H29	237㎡	40,826	
		実績	民間譲渡	H28	237㎡	46,285	
074	あさひふれあいプラザ【その他社会福祉施設一旭】	計画	民間譲渡	H29	129㎡	22,231	
		実績	民間譲渡	H29	129㎡	25,204	
075	金城支所庁舎【庁舎等一金城】	計画	複合化	R4以降	436㎡	122,047	
		実績			0㎡	0	
076	久代分団2班消防ポンプ車庫【消防施設一浜田】	計画	廃止	H28	22㎡	3,698	
		実績	地元譲渡・貸付	H29	22㎡	4,193	
077	消防無線中継基地局【消防施設一三隅】	計画	廃止	H27	8㎡	1,712	
		実績	廃止	H27	8㎡	1,712	
078	岡崎コミュニティ消防センター【消防施設一三隅】	計画	地元譲渡・貸付	H29	110㎡	18,982	
		実績	(H29→R4)		0㎡	0	
079	鹿子谷コミュニティ消防センター【消防施設一三隅】	計画	地元譲渡・貸付	H29	83㎡	14,352	
		実績	(H29→R4)		0㎡	0	
080	市役所田町分室【その他行政系施設等一浜田】	計画	廃止	H30	337㎡	57,964	
		実績	廃止	H30	337㎡	55,795	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
081	公用車両(除雪車等)車庫【その他行政系施設等一旭】	計画	単独建替え	R4以降	0㎡	0	
		実績			0㎡	0	
082	都川団地住宅【公営住宅一浜田】	計画	廃止	R4以降	166㎡	23,963	
		実績			0㎡	0	
083	後野災害特別住宅【災害住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	R2	61㎡	10,454	
084	河内災害特別住宅【災害住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
085	宇津井災害特別住宅【災害住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡	R元	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	R2	61㎡	10,454	
086	仲三団地2号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	H27	61㎡	11,852	
087	仲三団地3号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	61㎡	10,454	
		実績	入居者等譲渡	H27	61㎡	11,852	
088	仲三団地4号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	75㎡	12,854	
		実績	入居者等譲渡	H27	75㎡	14,572	
089	仲三団地6号【災害住宅一弥栄】	計画	廃止	H27	75㎡	12,854	
		実績	廃止	H27	75㎡	12,854	
090	仲三団地7号【災害住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H27	75㎡	12,879	
		実績	入居者等譲渡	H27	75㎡	14,602	
091	災害公営住宅(杖田)【災害住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	H27	65㎡	11,218	
		実績	入居者等譲渡	H27	65㎡	12,718	
092	災害公営住宅(岡見)【災害住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	R3	65㎡	11,218	R3に意向調査を実施し、R4譲渡を目指す。 時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
093	黒川改良住宅【改良住宅一浜田】	計画	入居者等譲渡(黒川改良店舗)・単独建替え(黒川集会所)	R2	78㎡	11,182	R3.10.1付で入居者譲渡。
		実績	入居者等譲渡	R3	78㎡	11,182	
094	雇用促進住宅小福井団地【雇用促進住宅一浜田】	計画	民間譲渡	R3	3,300㎡	1,377,765	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
095	雇用促進住宅国府団地【雇用促進住宅一浜田】	計画	民間譲渡	R3	5,253㎡	2,171,898	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
096	雇用促進住宅内田団地【雇用促進住宅一浜田】	計画	民間譲渡	R3	3,993㎡	1,671,257	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
097	雇用促進住宅金城団地【雇用促進住宅一金城】	計画	民間譲渡	R3	4,942㎡	2,075,688	R3からR5まで直営管理し、R6の民間譲渡計画 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
098	今福一般住宅2号【一般住宅一金城】	計画	廃止	H27	77㎡	13,244	
		実績	廃止	H27	77㎡	13,244	
099	七条一般住宅2号・3号【一般住宅一金城】	計画	廃止	H28	148㎡	25,535	
		実績	2号のみ廃止	H28	79㎡	13,629	
100	和田一般住宅【一般住宅一旭】	計画	廃止	H27	50㎡	6,792	
		実績	廃止	H27	50㎡	6,792	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
101	若者定住住宅【若者住宅一三 隅】	計画	民間譲渡	R4以降	565㎡	86,027	
		実績			0㎡	0	
102	弥栄定住化住宅1【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	114㎡	19,558	
		実績	入居者等譲渡	H29	114㎡	22,173	
103	弥栄定住化住宅2【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	112㎡	19,249	
		実績	入居者等譲渡	H29	112㎡	21,822	
104	弥栄定住化住宅3【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	114㎡	19,558	
		実績	入居者等譲渡	H29	114㎡	22,173	
105	弥栄定住化住宅4【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H29	134㎡	22,974	
		実績	入居者等譲渡	H29	134㎡	26,046	
106	弥栄定住化住宅5【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	111㎡	19,040	
		実績	入居者等譲渡	H30	111㎡	21,587	
107	弥栄定住化住宅6【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	113㎡	19,405	
		実績	入居者等譲渡	H30	113㎡	22,000	
108	弥栄定住化住宅7【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	112㎡	19,249	
		実績	入居者等譲渡	H30	112㎡	21,822	
109	弥栄定住化住宅8【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	H30	115㎡	19,801	
		実績	入居者等譲渡	H30	115㎡	22,448	
110	弥栄定住化住宅9【弥栄定住化 住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,450	
		実績	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,450	
111	弥栄定住化住宅10【弥栄定住 化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,403	
		実績	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,408	
112	弥栄定住化住宅11【弥栄定住 化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	122㎡	21,025	
		実績	入居者等譲渡	R元	122㎡	21,025	
113	弥栄定住化住宅12【弥栄定住 化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,360	
		実績	入居者等譲渡	R元	113㎡	19,360	
114	弥栄定住化住宅13【弥栄定住 化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R2	111㎡	19,040	
		実績	入居者等譲渡	R2	111㎡	19,040	
115	弥栄定住化住宅14【弥栄定住 化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,451	
		実績	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,451	
116	弥栄定住化住宅15【弥栄定住 化住宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,403	
		実績	入居者等譲渡	R2	113㎡	19,403	
117	大和屋住宅【地域定住住宅一 弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	244㎡	42,039	R3.4.1付で入居者譲渡。
		実績	入居者等譲渡	R3	244㎡	42,039	
118	塚ノ元住宅1号棟【地域定住住 宅一弥栄】	計画	単独建替え	H27	0㎡	0	
		実績	単独建替え	H27	170㎡	△11,187	
119	塚ノ元住宅2号棟【地域定住住 宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	223㎡	38,296	雇用促進住宅の売却条件を参 考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
120	塚ノ元住宅3号棟【地域定住住 宅一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	91㎡	15,652	R3に意向調査を実施し、R4以 降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
121	上神代屋住宅【地域定住住宅 一弥栄】	計画	廃止	R3	162㎡	27,845	
		実績	廃止	R2	162㎡	27,845	
122	城北住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	114㎡	19,642	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
123	城北住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	116㎡	19,952	
		実績	廃止	H29	116㎡	19,952	
124	城北住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	117㎡	20,078	
		実績	入居者等譲渡	H29	117㎡	22,762	
125	錦ヶ岡住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	112㎡	19,295	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
126	錦ヶ岡住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	109㎡	18,690	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
127	錦ヶ岡住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	107㎡	18,342	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
128	錦ヶ岡住宅4号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	106㎡	18,189	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
129	錦ヶ岡住宅5号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	102㎡	17,522	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
130	錦ヶ岡住宅6号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	172㎡	29,587	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
131	長安住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	632㎡	108,635	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
132	長安住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	210㎡	36,079	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
133	長安住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	216㎡	37,145	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
134	長安住宅4号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	126㎡	21,672	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
135	栃木住宅1号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	114㎡	19,524	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
136	栃木住宅2号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	139㎡	23,865	現在入居者なし。R3に物件の状況調査を行い、R4の用途廃止を目指す。時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
137	栃木住宅3号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	121㎡	20,858	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
138	栃木住宅4号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	114㎡	19,691	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
139	栃木住宅5号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	140㎡	24,080	現在入居者なし。R3に物件の状況調査を行い、R4の用途廃止を目指す。時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
140	栃木住宅6号棟【地域定住住宅 一弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	126㎡	21,603	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
141	栃木住宅7号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	140㎡	24,080	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
142	寺組住宅1号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	216㎡	37,076	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
143	寺組住宅2号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	207㎡	35,642	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
144	寺組住宅3号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	205㎡	35,205	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
145	寺組住宅4号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	130㎡	22,353	R3に意向調査を実施し、R4譲渡を目指す。 時期R3⇒R4
		実績	(R3→R4)		0㎡	0	
146	下谷住宅1号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	105㎡	17,991	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
147	下谷住宅2号棟【地域定住住宅 —弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	106㎡	18,232	R3に意向調査を実施し、R4以降の譲渡を目指す。 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
148	八戸川農村公園【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H29	21㎡	3,652	
		実績	廃止	R2	21㎡	3,652	
149	三隅ごみ処理センター【三隅】	計画	廃止	H27	597㎡	254,424	
		実績	廃止	H27	597㎡	254,424	
150	一般廃棄物最終処分場【三隅】	計画	廃止	H27	92㎡	39,175	
		実績	廃止	H27	92㎡	39,175	
151	旧落合金次郎宅【浜田】	計画	廃止	H29	89㎡	15,351	
		実績	廃止	H28	89㎡	13,479	
152	長沢防災備蓄倉庫【浜田】	計画	単独建替え	H29	0㎡	0	倉庫の老朽化や備蓄スペースの確保に対応するため、R4に建替え予定。R10以降⇒R4
		実績	(H29→R10→R4)		0㎡	0	
153	周布駅舎【浜田】	計画	廃止	H28	142㎡	22,720	
		実績	廃止(駐輪場のみ)	H28	59㎡	8,017	
154	金周布公衆便所【浜田】	計画	廃止	H28	12㎡	2,534	
		実績	廃止	H28	12㎡	1,935	
155	波佐団地公営住宅付属集会施設(菅沢会館)【金城】	計画	地元譲渡・貸付	H29	88㎡	15,139	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	88㎡	15,139	
156	庁舎前公衆便所【旭】	計画	廃止	H28	20㎡	8,575	
		実績	廃止	H29	20㎡	7,326	
157	林業地域給水施設(栃木)【弥栄】	計画	廃止	H29	2㎡	895	
		実績	廃止	H30	2㎡	895	
158	林業地域給水施設(若松)【弥栄】	計画	廃止	H29	3㎡	1,082	
		実績	廃止	H30	3㎡	1,082	
159	林業地域給水施設(権現)【弥栄】	計画	廃止	H29	3㎡	1,082	
		実績	廃止	H30	3㎡	1,082	
160	岡見駅舎【三隅】	計画	廃止・単独建替(公衆便所)	R4以降	71㎡	12,267	
		実績			0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
161	ひゃこるネットみすみ情報ステーション【三隅】	計画	民間移管	R4以降	984㎡	141,706	
		実績			0㎡	0	
162	杉の森練習場【三隅】	計画	廃止	R2	166㎡	23,849	
		実績	廃止	H30	166㎡	25,374	
163	旭山村開発旭センター【旭】	計画	廃止(機能移転)	R2	2,142㎡	912,385	旭支所庁舎の耐震化工事にあわせて機能移転し、施設を廃止。
		実績	廃止(機能移転)	R3	2,142㎡	912,385	
164	石見まちづくりセンター細谷分館【まちづくりセンター—浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R2	180㎡	30,907	まちづくりセンターの評価及び検証結果を踏まえて対応 時期R2⇒R4以降
		実績	(R2→R4以降)		0㎡	0	
165	国民宿舍千畳苑【レクリエーション施設・観光施設—浜田】	計画	民間譲渡	R4以降	3,877㎡	1,635,899	
		実績			0㎡	0	
166	木田暮らしの学校【旭】	計画	廃止(耐用年数経過後)	R4以降	1,692㎡	277,136	
		実績			0㎡	0	
167	木田一般住宅【一般住宅—旭】	計画	廃止	H28	115㎡	48,990	
		実績	廃止	H28	115㎡	48,990	
168	大坪住宅【地域定住住宅—弥栄】	計画	入居者等譲渡	R3	239㎡	41,074	雇用促進住宅の売却条件を参考に民間譲渡を検討 時期R3⇒R4以降
		実績	(R3→R4以降)		0㎡	0	
169	多目的研修集会施設越木集会所【旭】	計画	地元譲渡・貸付	H30	170㎡	24,480	
		実績	地元譲渡・貸付	H30	170㎡	24,480	
170	天狗石農村交流研修センター【旭】	計画	地元譲渡・貸付	R3	318㎡	45,792	指定管理期間中(R3～R5)に無償貸付に向けて協議。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
171	天狗石農村交流研修センター入浴施設【旭】 平成29年度追加	計画	地元譲渡・貸付	R3	43㎡	7,310	指定管理期間中(R3～R5)に無償貸付に向けて協議。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
172	市役所第2東分庁舎【庁舎等—浜田】	計画	廃止	R4以降	335㎡	48,289	
		実績			0㎡	0	
173	市役所北分庁舎(元浜田警察署)【庁舎等—浜田】	計画	廃止・単独建替(車庫のみ)	R4以降	3,352㎡	1,250,791	
		実績			0㎡	0	
174	文化財プレハブ倉庫【浜田】	計画	廃止	H29	10㎡	1,400	
		実績	廃止	H29	10㎡	1,470	
175	今福公衆便所【金城】	計画	廃止	H29	5㎡	860	
		実績	廃止	H29	5㎡	△246	
176	美又口(小瀬原)公衆便所【金城】	計画	廃止	H29	4㎡	548	
		実績	廃止	H29	4㎡	46	
177	勤労青少年ホーム【浜田】	計画	廃止	R2	850㎡	362,279	R3.3.31をもって施設を閉館。
		実績	廃止	R3	850㎡	362,276	
178	旭ヶ丘教職員住宅【その他教育施設—旭】	計画	廃止	H30	246㎡	42,312	
		実績	廃止	H30	246㎡	42,312	
179	老人福祉センター(三隅)【高齢福祉施設—三隅】	計画	廃止(機能移転)	R元	669㎡	287,590	
		実績	廃止(機能移転)	R元	669㎡	287,590	
180	浜田分団1班消防ポンプ車庫【消防施設—浜田】	計画	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,283	
		実績	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,283	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
181	浜田分団3班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,370	
		実績	廃止(機能移転)	R2	23㎡	3,370	
182	浜田分団4班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	廃止(機能移転)	H30	18㎡	3,096	
		実績	廃止(機能移転)	H30	18㎡	3,096	
183	長浜分団1班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	統廃合	R元	3㎡	661	
		実績	統廃合	R元	3㎡	661	
184	大麻分団1班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	統廃合	R元	8㎡	1,303	
		実績	統廃合	R元	8㎡	1,303	
185	大麻分団2班消防ポンプ車庫 【消防施設一浜田】	計画	統廃合	R元	6㎡	1,258	
		実績	統廃合	R元	6㎡	1,258	
186	上府コミュニティ防災セン ター【消防施設一浜田】	計画	地元譲渡・貸付	R4以降	241㎡	41,452	
		実績			0㎡	0	
187	都川分団1班消防ポンプ車庫 【消防施設一旭】	計画	統廃合	R2	5㎡	878	R2に1～3班統合。旧車庫はR3 に地元譲渡。
		実績			0㎡	0	
188	都川分団2班消防ポンプ車庫 【消防施設一旭】	計画	統廃合	R2	13㎡	2,112	R2に1～3班統合。旧車庫はR3 に解体。
		実績			0㎡	0	
189	都川分団3班消防ポンプ車庫 【消防施設一旭】	計画	統廃合	R2	5㎡	878	R2に1～3班統合。旧車庫はR3 に解体。
		実績			0㎡	0	
190	杵束分団第5班消防車庫【消防 施設一弥栄】	計画	廃止	H30	38㎡	6,588	
		実績	廃止	H30	38㎡	6,588	
191	災害公営住宅(坂田)【災害公 営住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	R元	75㎡	12,879	
		実績	入居者等譲渡	R元	75㎡	14,602	
192	災害公営住宅(本田)【災害公 営住宅一三隅】	計画	入居者等譲渡	R元	65㎡	11,218	
		実績	入居者等譲渡	R元	65㎡	12,718	
193	庁舎前庭園バス停留所【旭】	計画	統廃合	H29	3㎡	565	
		実績	統廃合	H29	3㎡	△2,629	
194	バス停留所【旭】	計画	統廃合(石見今市バス停のみ)	H29	4㎡	175	
		実績	統廃合(石見今市バス停のみ)	H29	4㎡	491	
195	国府まちづくりセンター有福分 館【まちづくりセンター一浜田】	計画	複合化	R4以降	154㎡	30,021	
		実績			0㎡	0	
196	三保分団駅前班消防ポンプ車 庫【消防施設一三隅】	計画	統廃合	R3	4㎡	586	三保分団ポンプ車庫の5車庫を1 車庫に統合。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
197	三保分団福浦班消防ポンプ車 庫【消防施設一三隅】	計画	統廃合	R3	3㎡	438	三保分団ポンプ車庫の5車庫を1 車庫に統合。 時期R3⇒R6
		実績	(R3→R6)		0㎡	0	
198	小福井住宅【公営住宅-浜田】	計画	統廃合	R4以降	480㎡	76,797	
		実績			0㎡	0	
199	内田住宅【公営住宅-浜田】	計画	統廃合	R4以降	95㎡	15,206	
		実績			0㎡	0	
200	下府住宅【公営住宅-浜田】	計画	単独建替え	R4以降	0㎡	0	
		実績			0㎡	0	

項番	施設名	施設別方針		時期	面積削減	将来更新 投資削減額 (千円)	今後の具体的な計画等
201	市場住宅【公営住宅-浜田】	計画	廃止	R4以降	0㎡	47,857	
		実績			0㎡	0	
202	災害公営住宅(川本)【災害公 営住宅-三隅】	計画	廃止	R4以降	75㎡	12,854	
		実績			0㎡	0	
203	災害公営住宅(渡辺)【災害公 営住宅-三隅】	計画	廃止	R4以降	75㎡	12,879	
		実績			0㎡	0	
204	海石住宅【集団移転住宅-三 隅】	計画	廃止・地元譲渡・貸付(集会所)	R元	1,988㎡	272,344	
		実績	廃止(共同作業所)・地元譲渡・貸付(集会所)	R元	300㎡	63,350	
205	ゴミ収集ボックス(久佐)【金城】	計画	廃止	R元	5㎡	893	
		実績	廃止	R元	5㎡	893	
206	ゴミ収集ボックス(今福)【金城】	計画	廃止	R元	10㎡	1,785	
		実績	廃止	R元	10㎡	1,785	
207	ゴミ収集ボックス(美又)【金城】	計画	廃止	R元	10㎡	1,785	
		実績	廃止	R元	10㎡	1,785	
208	ゴミ収集ボックス(雲城)【金城】	計画	廃止	R元	36㎡	6,249	
		実績	廃止	R元	36㎡	6,249	
209	ゴミ収集ボックス(波佐)【金城】	計画	廃止	R元	10㎡	1,785	
		実績	廃止	R元	10㎡	1,785	
210	ゴミ収集ボックス(小国)【金城】	計画	廃止	R元	5㎡	893	
		実績	廃止	R元	5㎡	893	
211	サン・ビレッジ浜田アイススケ ート場【浜田】	計画	廃止(耐用年数経過後)	R4以降	2,526㎡	1,076,076	
		実績			0㎡	0	
212	旭公園テニスコート【旭】	計画	廃止(耐用年数経過後)	R4以降	18㎡	2,736	
		実績			0㎡	0	
213	岡見スポーツセンター【三隅】	計画	廃止(耐用年数経過後)・統廃合(集会所)	R4以降	522㎡	94,406	
		実績			0㎡	0	
214	山陰浜田港公設市場【浜田】	計画	民間譲渡(商業棟)・単独建替え(仲買棟)	R4以降	1,213㎡	175,368	
		実績			0㎡	0	
215	杵束まちづくりセンター【まちづ くりセンター—弥栄】	計画	複合化	R4	0㎡	0	コミュニティ施設として、R3新規 整備
		実績		R3	△556㎡	△108,420	
216	弥栄図書館【図書館—弥栄】	計画	単独建替え	R4	0㎡	0	杵束まちづくりセンター内に機能 を確保。
		実績		R3	△56㎡	△10,920	

3 【別冊】浜田市第1期公共施設再配置実施計画の概要

(1) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画における進捗管理

今後40年間（平成28年度～令和37年度）を見据えた「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、行財政改革大綱実施期間（平成28年度～令和3年度）にあわせて、「浜田市第1期公共施設再配置実施計画」（以下、「第1期実施計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

この第1期実施計画の公表後、施設別方針の変更や施設別方針を具体化する計画内容に修正・変更・追加等があった場合は、その内容を公表するとともに、施設別方針を達成する目標時期を令和3年度までと掲げた施設については行財政改革実施計画等の中で毎年度効果額等の進捗管理を行うこととしており、**以下(1)～(3)のとおり進捗管理等の内容を掲載**します。

また、「別冊（令和3年度版）」では、**令和3年10月1日時点**における保有施設を対象とし、以下の(1)～(3)に「別冊（令和2年度版）」の内容等を加味し、進捗を管理します。

- (1) **平成27年4月1日時点で市が保有しているハコモノ施設*で、当初計画の対象施設（162施設（308棟）/503施設（1,043棟）のうち**、第1期実施計画策定以降、「施設（棟）別方針」に変更がある場合は、変更前・変更後の方針を記載します。また、「今後の具体的計画」の内容に修正・変更・追加等がある場合や「計画の進捗状況（実績）」について特記事項がある場合は、その内容を記載します。計画が終了した施設（棟）については、「将来更新投資額削減額（=効果額）」及び「維持管理費（ランニングコスト）削減額（=効果額）」の実績を記載することとし、いずれの場合も「計画の進捗状況」を実績として記載します。
- (2) **平成27年4月1日時点で市が保有しているハコモノ施設*で、当初計画の対象施設（162施設（308棟）/503施設（1,043棟）になっていない施設のうち**、第1期実施計画策定以降、施設（棟）別方針の変更（見直し）により、例えば単独建替え→民間譲渡や、統廃合→前倒し統廃合により第1期実施計画の対象施設となる場合は、「新規追加分」として扱い、第1期実施計画と同様の内容（施設別方針と具体的計画等）を掲載します。
※逆に、民間譲渡→単独建替えや、廃止→廃止（耐用年数経過後）により第1期実施計画の対象外施設となる場合は、(1)において「削除」分として扱います。
- (3) **平成27年4月1日以降市が新規に保有しているハコモノ施設***で、「施設別方針」が廃止、民間移管、民間譲渡、入居者等譲渡、地元譲渡・貸付の方針の施設、また耐用年数を待たずとも前倒しで統廃合や複合化を検討する施設（新行財政改革大綱実施期間最終年である令和3年度までに検討する施設）については、新たに第1期実施計画と同様の内容（施設別方針と具体的計画等）を掲載します（次ページ中、第1期公共施設再配置実施計画の対象施設の項目中、③・④参照）。

*市が保有しているハコモノ施設：使用料等を更新財源としている特別会計を除いた行政財産に限ります。

※(1)については、1施設＝1ページの構成とした『進捗管理シート』を掲載し、(2)・(3)については1施設＝見開き2ページ（施設により4ページ）の構成とした『施設別シート』を新たに掲載します。

(2) 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の再掲

◆ 浜田市第1期公共施設再配置実施計画の対象施設

対象施設は、以下①～④の施設とします。ただし、延床面積が50㎡未満の棟のみで構成される施設（廃止などの方針施設は除く）は対象から除外とします。

- ① 平成27年末時点で耐用年数を経過している棟を含む施設
- ② 新行財政改革大綱実施期間最終年（令和3年末時点）以前に耐用年数を経過する棟を含む施設
- ③ 浜田市公共施設再配置方針に基づく「施設別方針」が廃止、民間移管、民間譲渡、入居者等譲渡、地元譲渡・貸付の方針の施設
- ④ 耐用年数を待たずとも前倒しで統廃合や複合化を検討する施設（新行財政改革大綱実施期間最終年である令和3年度までに検討する施設）

◆ 施設別方針の設定及び方針に基づく削減後の将来更新投資額の試算

浜田市公共施設再配置方針に基づく「施設別方針」は、各施設（必要に応じて棟ごと）に下表のいずれかの方針に分類します。

また、その方針に基づく削減後の延床面積（構造は引き継ぐものとする）で建替えるものとして、将来的にかかる更新費用（将来更新投資額）を試算します。

評価軸	判断基準		方針	概要
必要性	公共サービスとしての必要性はあるか	廃止予定施設、当初の目的を終えた施設	廃止	当該施設を廃止します。 ※耐用年数経過後（文化財は保存活用終了後）or前倒し廃止
民間施設	民間施設の利用は可能か	すでに民間でサービスが提供されている施設	民間移管	ハコとしての施設は廃止するものの、機能はソフト化し民間施設等によって代替することとします。
運営状況	民間企業等への移管は可能か	指定管理者制度導入施設のうち、指定管理料を支払っていない施設等	民間譲渡	現在ある施設を指定管理先等へ譲渡します。
	住宅入居者等への移管は可能か	一戸建ての災害公営住宅等	入居者等譲渡	入居者等へ譲渡します。
	地元に移管は可能か	自治会、町内会等による管理がなされている施設	地元譲渡・貸付	施設を自治会、町内会等の市民団体へ譲渡（又は貸付）します。
他市施設	他自治体で連携可能か	他の自治体との広域連携が可能な施設	広域化	市単独で施設を保有するのではなく、周辺都市と共用で保有し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
機能重複	他分類施設との機能の重複があるか	他分類施設と重複した機能を有する施設	廃止（機能移転）	重複している施設が過剰な場合は当該施設の廃止を検討します。
			複合化	施設の統廃合または複合化により、共用部等の面積を圧縮し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
統廃合可能性	同分類施設と統廃合させることが可能か	同分類施設と統廃合可能な施設	統廃合	施設の統廃合または複合化により、共用部等の面積を圧縮し、建替え、維持管理にかかる費用を圧縮します。
上記のいずれにも当てはまらず 単独で建替える必要性のある施設			単独建替え	建替えの際には、施設単独での建替えを行います。



- ア 廃止、廃止(耐用年数経過後)、民間移管、民間譲渡、地元譲渡・貸付、入居者等譲渡(住宅に限る)
⇒市で保有しないことを前提とするため、延床面積は0で試算
- イ 複合化、統廃合
⇒複合化、統廃合の際に、共有部分、不要施設の削減により、延床面積は元の面積の70%で試算
- ウ 単独建替え
⇒単独で建替えるため、延床面積は元の面積の100%で試算
- エ 広域化
⇒他市町村と協同で建替えるが、便宜上延床面積は0で試算

- ① 耐用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づき構造別に設定し、耐用年数を経過した年（例：鉄筋コンクリート造であれば**61年目**）に建替えを行う。
- ② 耐用年数が60年の建築物については、**30年目に大規模改修**を実施する。
- ③ 耐用年数が40年の建築物については、大規模改修を実施せず**41年目**に建替えを行う。
- ④ ただし、耐用年数が60年の建築物のうち、残りの耐用年数が10年未満の建築物は、建替え時期が近い**ため大規模改修は実施せず、耐用年数を経過した年に建替え**を行う。
- ⑤ 建替え時単価は、構造別の単価とする。また、大規模改修時単価は、建替え時単価（解体費用抜き）の**60%**（千円未満切り上げ）と想定する。
- ⑥ 個別法等により耐用年数の規定がある建築物については、その耐用年数を適用する。

■ 構造別耐用年数及び大規模改修時期

構造	略称	耐用年数	大規模改修時期
鉄骨造	S造	40年	実施しない
鉄筋コンクリート造	RC造	60年	30年目
鉄骨・鉄筋コンクリート造	SRC造	60年	30年目
木造	W造	40年	実施しない
コンクリートブロック造	CB造	60年	30年目

※日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」をもとに作成

■ 構造別更新単価表

構造	建替え時単価 【解体費用含む】 (千円) / m ²	大規模改修時単価 (千円) / m ²
鉄骨造	167	—
鉄筋コンクリート造	289	160
鉄骨・鉄筋コンクリート造	318	177
木造	195	—
コンクリートブロック造	160	83

※建替え時単価：『建築着工統計』工事費予定額の分析 昭和59年度～平成19年度の個票分析（一財）建設物価調査会総合研究所の数値に解体費用2.3万円（建築施工単価‘13-10）を加算

※大規模改修時単価：建替え時単価（解体費用抜き）の60%（千円未満切り上げ）

※単独建替え、統廃合、複合化以外は、延床面積0で試算するが、解体経費（2.3万円/m²）は見込む

浜田市公共施設の状況(令和3年10月1日時点)

1 施設数等の現状

	平成27年度 (4月1日)	平成28年度 (4月1日)	平成29年度 (10月1日)	平成30年度 (10月1日)	令和元年度 (10月1日)	令和2年度 (10月1日)	令和3年度 (10月1日)	比較 (R3-H27)
(1)施設数(施設)	503	494	478	463	447	437	431	▲72
前年比(施設)	-	▲9	▲16	▲15	▲16	▲10	▲6	
(2)延床面積(㎡)	^[A] 372,746	377,351	380,319	378,090	375,545	374,211	370,047	▲2,699
前年比(㎡)	-	4,605	2,968	▲2,229	▲2,545	▲1,334	▲4,164	
(3)将来の延床面積(㎡) ^[B]	234,509	235,523	235,884	234,384	234,021	231,725	231,019	▲3,490
削減予定面積(㎡) ^[A-B]	138,237	137,223	136,862	138,362	138,725	141,021	141,727	
削減率(%) ^[(A-B)/A]	37.1	36.8	36.7	37.1	37.2	37.8	38.0	

※「(1)施設数」は、一般会計の行政財産(ハコモノ)の数を示す。

※「(3)将来の延床面積」は、現行計画の「施設別方針」どおりに削減した場合の面積を示す。

2 施設数等の増減内訳

	平成27年度 (4月～3月)	平成28年度 (4月～3月)	平成29年度 上期 (4月～9月)	H29年度下期～ H30年度上期 (10月～9月)	H30年度下期～ R元年度上期 (10月～9月)	R元年度下期～ R2年度上期 (10月～9月)	R2年度下期～ R3年度上期 (10月～9月)	合計
① 新規 (単独建替え等を除く)	10,200㎡ (3施設)	1,279㎡ (2施設)	3,448㎡ (1施設)	582㎡ (4施設)	2,423㎡ (4施設)	53㎡ (1施設)	689㎡ (3施設)	18,674㎡ (18施設)
純増								
新規整備	4,631㎡ (1施設)	399㎡ (2施設)	-	578㎡ (4施設)	2,423㎡ (4施設)	53㎡ (1施設)	689㎡ (3施設)	8,773㎡ (15施設)
新規取得	-	-	3,448㎡ (1施設)	4㎡ (増減なし)	-	-	-	3,452㎡ (1施設)
所管替え等 による増								
特別会計 から移行	3,877㎡ (1施設)	-	-	-	-	-	-	3,877㎡ (1施設)
普通財産 から移行	1,692㎡ (1施設)	880㎡	-	-	-	-	-	2,572㎡ (1施設)
② 廃止、譲渡・貸付	▲5,177㎡ (▲13施設)	▲1,433㎡ (▲8施設)	▲1,078㎡ (▲11施設)	▲2,029㎡ (▲18施設)	▲2,581㎡ (▲20施設)	▲1,798㎡ (▲11施設)	▲4,536㎡ (▲8施設)	▲18,632㎡ (▲89施設)
③ その他	▲418㎡ (1施設)	752㎡ (増減なし)	-	▲782㎡ (▲1施設)	▲2,387㎡ (増減なし)	411㎡ (増減なし)	▲317㎡ (▲1施設)	▲2,741㎡ (▲1施設)
合計 (①+②+③)	4,605㎡ (▲9施設)	598㎡ (▲6施設)	2,370㎡ (▲10施設)	▲2,229㎡ (▲15施設)	▲2,545㎡ (▲16施設)	▲1,334㎡ (▲10施設)	▲4,164㎡ (▲6施設)	▲2,699㎡ (▲72施設)
所管替え等による増を 除いた合計	▲964㎡ (▲11施設)	▲282㎡ (▲6施設)	2,370㎡ (▲10施設)	▲2,229㎡ (▲15施設)	▲2,545㎡ (▲16施設)	▲1,334㎡ (▲10施設)	▲4,164㎡ (▲6施設)	▲9,148㎡ (▲74施設)
④ 方針変更【参考】	-	▲1,387㎡	▲235㎡	▲999㎡	▲403㎡	▲2,771㎡	▲226㎡	▲6,021㎡
⑤ 再配置対象外施設 【参考】	-	-	-	-	-	8,249㎡	-	8,249㎡

※「③その他」は、単独建替え、統廃合、面積錯誤、漏れ等による増減の面積を示す。

※「④方針変更【参考】」は、将来の延床面積に影響する方針変更。参考数値

3 施設の増減一覧

① 新規（単独建替え、統廃合及び複合化分は除く）

計上 年月	地区	No.	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積増減	備 考
R3.10	浜田	214	山陰浜田港公設市場 (エレベーター棟) ※	民間譲渡	24 m ²	新規整備
R3.4	浜田	215	杵束まちづくりセンター	複合化	556 m ²	新規整備
R3.4	弥栄	216	弥栄図書館	単独建替え	56 m ²	新規整備
R3.4	旭	—	都川分団消防ポンプ車庫	単独建替え	53 m ²	新規整備
R2年度(下半期)～R3年度(上半期)小計				3施設	689 m ²	
R2.4	浜田	—	大麻分団消防ポンプ車庫	単独建替え	53 m ²	新規整備
R元年度(下半期)～R2年度(上半期)小計				1施設	53 m ²	
H31.4	浜田	—	ストックヤード	廃止(耐用年 数経過後)	154 m ²	新規整備
H31.4	浜田	—	外ノ浦観光トイレ	単独建替え	18 m ²	新規整備
R元.10	浜田	—	山陰浜田港公設市場	単独建替え	2,237 m ²	新規整備
R元.10	浜田	—	城山公園(公衆便所)	単独建替え	14 m ²	新規整備
H30年度(下半期)～R元年度(上半期)小計				4施設	2,423 m ²	
H29.4	金城	—	雲城除雪車格納庫	単独建替え	152 m ²	新規整備
H30.4	浜田	—	杉の子第3学級 (石見小)	複合化	86 m ²	新規整備
H30.4	浜田	186	上府コミュニティー防災セ ンター	地元譲渡・貸 付	241 m ²	新規整備
H30.10	旭	—	旭除雪車格納庫	単独建替え	99 m ²	新規整備
H30.10	三隅	—	室谷あずまや(室谷987) ※	廃止(耐用年 数経過後)	4 m ²	新規取得
H29年度(下半期)～H30年度(上半期)小計				4施設	582 m ²	
H29.10	浜田	174	市役所北分庁舎 (元浜田警察署)	廃止	3,448 m ²	新規取得 (車庫等含む)
H29年度(上半期)小計				1施設	3,448 m ²	
H29.4	旭	—	市木ふれあい広場 (体育館含む)	廃止(耐用年 数経過後)	1,194 m ²	新規整備 (体育館880 m ² は普 通財産から移行)
H29.4	浜田	—	さくら第2学級 (三階小)	複合化	85 m ²	新規整備
H28年度小計				2施設	1,279 m ²	
H28.4	旭	—	旭小学校(校舎・体育館)	複合化	4,631 m ²	新規整備
H28.4	浜田	165	国民宿舎千畳苑	民間譲渡	3,877 m ²	特別会計から移行
H28.4	旭	166	木田暮らしの学校	廃止(耐用年 数経過後)	1,692 m ²	普通財産から移行
H27年度小計				3施設	10,200 m ²	

※室谷あずまや(室谷987)は、既存のあずまやと合わせて1施設となるため、新規分の施設数にはカウントしない。

※山陰浜田港公設市場(エレベーター棟)は、既存施設への増築となるため、新規分の施設数にはカウントしない。

② 廃止、譲渡・貸付

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
R3	弥栄	11	弥栄図書館	複合化⇒廃止	▲54 m ²	72 千円
R3	弥栄	27	杵束公民館	複合化⇒廃止	▲27 m ²	37 千円
R3	弥栄	69	弥栄老人福祉センター	複合化⇒廃止	▲580 m ²	1,607 千円
R3	弥栄	70	老人憩いの家	複合化⇒廃止	▲433 m ²	730 千円
R3	金城	15	若生まなびや館	地元譲渡・貸付	▲128 m ²	—
R3	浜田	93	黒川改良住宅 (ただし黒川改良店舗のみ) ※	入居者等譲渡	▲78 m ²	—
R3	弥栄	117	大和屋住宅	入居者等譲渡	▲244 m ²	—
R3	旭	163	旭山村開発旭センター	廃止 (機能移転)	▲2,142 m ²	5,500 千円
R3	浜田	177	勤労青少年ホーム	廃止	▲850 m ²	5,739 千円
R2 年度(下半期)～R3 年度(上半期) 小計				8 施設	△4,536 m ²	13,685 千円
R 元	浜田	39	三階山森林総合利用施設	廃止	▲279 m ²	—
R 元	三隅	179	老人福祉センター (三隅)	廃止	▲669 m ²	8,876 千円
R 元	浜田	204	海石住宅 (共同作業所のみ) ※	廃止	▲162 m ²	—
R2	浜田	83	後野災害特別住宅	入居者等譲渡	▲61 m ²	—
R2	浜田	85	宇津井災害特別住宅	入居者等譲渡	▲61 m ²	—
R2	弥栄	114	弥栄定住化住宅 13	入居者等譲渡	▲111 m ²	—
R2	弥栄	115	弥栄定住化住宅 14	入居者等譲渡	▲113 m ²	—
R2	弥栄	116	弥栄定住化住宅 15	入居者等譲渡	▲113 m ²	—
R2	弥栄	121	上神代屋住宅	廃止	▲162 m ²	—
R2	旭	148	八戸川農村公園	地元譲渡⇒廃止	▲21 m ²	—
R2	浜田	180	浜田分団 1 班消防ポンプ車庫	廃止	▲23 m ²	33 千円
R2	浜田	181	浜田分団 3 班消防ポンプ車庫	廃止	▲23 m ²	—
R 元年度(下半期)～R2 年度(上半期) 小計				11 施設	△1,798 m ²	8,909 千円
H30	浜田	80	市役所田町分室	廃止	▲337 m ²	—
H30	金城	155	波佐団地公営住宅附属集会施設 (菅沢会館)	地元譲渡・貸付	▲88 m ²	—
H30	三隅	162	杉の森練習場	廃止	▲166 m ²	—
R 元	旭	2	山ノ内生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲184 m ²	—
R 元	旭	3	和田生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲300 m ²	—
R 元	旭	4	重富生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲286 m ²	—
R 元	旭	6	戸川生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲181 m ²	—
R 元	浜田	84	河内災害特別住宅	入居者等譲渡	▲61 m ²	—
R 元	弥栄	110	弥栄定住化住宅 9	入居者等譲渡	▲113 m ²	—

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
R元	弥栄	111	弥栄定住化住宅10	入居者等譲渡	▲113 m ²	—
R元	弥栄	112	弥栄定住化住宅11	入居者等譲渡	▲122 m ²	—
R元	弥栄	113	弥栄定住化住宅12	入居者等譲渡	▲113 m ²	—
R元	三隅	191	災害公営住宅(坂田)	入居者等譲渡	▲75 m ²	—
R元	三隅	192	災害公営住宅(本田)	入居者等譲渡	▲65 m ²	—
R元	三隅	204	海石住宅(集会所のみ)	地元譲渡・貸付	▲300 m ²	—
R元	金城	205	ゴミ収集ボックス(久佐)	廃止	▲5 m ²	—
R元	金城	206	ゴミ収集ボックス(今福)	廃止	▲10 m ²	—
R元	金城	207	ゴミ収集ボックス(美又)	廃止	▲10 m ²	—
R元	金城	208	ゴミ収集ボックス(雲城)	廃止	▲37 m ²	—
R元	金城	209	ゴミ収集ボックス(波佐)	廃止	▲10 m ²	—
R元	金城	210	ゴミ収集ボックス(小国)	廃止	▲5 m ²	—
H30年度(下半期)~R元年度(上半期) 小計				20施設	△2,581 m ²	0千円
H29	弥栄	123	城北住宅2号棟	廃止	▲116 m ²	—
H29	弥栄	124	城北住宅3号棟	入居者等譲渡	▲117 m ²	—
H30	旭	5	本郷生活改善センター	地元譲渡・貸付	▲331 m ²	—
H30	旭	9	来尾集会所	地元譲渡・貸付	▲154 m ²	—
H30	旭	32	都川ゲートボール場休憩所	地元譲渡・貸付	▲50 m ²	—
H30	浜田	40	農村広場施設	地元譲渡・貸付	▲157 m ²	205千円
H30	弥栄	68	やさかやすらぎの家	民間譲渡	▲175 m ²	800千円
H30	弥栄	106	弥栄定住化住宅5	入居者等譲渡	▲111 m ²	—
H30	弥栄	107	弥栄定住化住宅6	入居者等譲渡	▲113 m ²	—
H30	弥栄	108	弥栄定住化住宅7	入居者等譲渡	▲112 m ²	—
H30	弥栄	109	弥栄定住化住宅8	入居者等譲渡	▲115 m ²	—
H30	弥栄	157	林業地域給水施設(栃木)	廃止	▲2 m ²	—
H30	弥栄	158	林業地域給水施設(若松)	廃止	▲2 m ²	—
H30	弥栄	159	林業地域給水施設(栃木)	廃止	▲2 m ²	—
H30	旭	169	多目的研修集会所 越木集会所	地元譲渡・貸付	▲170 m ²	—
H30	旭	178	旭ヶ丘教職員住宅	廃止	▲246 m ²	—
H30	浜田	182	浜田分団4班消防ポンプ車庫	廃止(機能移転)	▲18 m ²	—
H30	弥栄	190	杵束分団第5班消防車庫	廃止	▲38 m ²	5千円
H29年度(下半期)~H30年度(上半期) 小計				18施設	△2,029 m ²	1,010千円
H29	旭	072	あさひひまわり工房	廃止	▲335 m ²	4,300千円

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
H29	旭	074	あさひふれあいプラザ	民間譲渡	▲129 m ²	422 千円
H29	浜田	076	久代分団 2 班消防ポンプ車庫	地元譲渡・貸付	▲22 m ²	23 千円
H29	金城	099	七条一般住宅 (2 号のみ) ※	廃止	▲79 m ²	—
H29	弥栄	102	弥栄定住化住宅 1	入居者等譲渡	▲114 m ²	—
H29	弥栄	103	弥栄定住化住宅 2	入居者等譲渡	▲112 m ²	—
H29	弥栄	104	弥栄定住化住宅 3	入居者等譲渡	▲114 m ²	—
H29	弥栄	105	弥栄定住化住宅 4	入居者等譲渡	▲134 m ²	—
H29	旭	156	旭支所庁舎前公衆便所	廃止	▲20 m ²	85 千円
H29	浜田	174	文化財プレハブ倉庫	廃止	▲10 m ²	—
H29	金城	175	今福公衆便所	廃止	▲5 m ²	112 千円
H29	金城	176	美又口 (小瀬原) 公衆便所	廃止	▲4 m ²	100 千円
H29 年度 (上半期) 小計				11 施設	△1,078 m ²	5,042 千円
H28	旭	007	東都川集会所	地元譲渡・貸付	▲107 m ²	—
H28	旭	008	西都川集会所	地元譲渡・貸付	▲127 m ²	—
H28	金城	041	農畜産物加工施設	民間譲渡	▲455 m ²	—
H28	金城	043	下来原林業協業活動センター	地元譲渡・貸付	▲150 m ²	277 千円
H28	弥栄	066	やさか児童クラブ※	廃止 (機能移転)	▲82 m ²	240 千円
H28	三隅	073	みすみ地域活動支援センター きずな	民間譲渡	▲237 m ²	4,300 千円
H28	浜田	151	旧落合金次郎宅	廃止	▲89 m ²	—
H28	浜田	153	周布駅舎 (駐輪場のみ) ※	廃止	▲59 m ²	—
H28	浜田	154	金周布公衆便所	廃止	▲12 m ²	119 千円
H28	旭	167	木田一般住宅	廃止	▲115 m ²	—
H28 年度 小計				8 施設	△1,433 m ²	4,936 千円
H27	弥栄	050	弥栄農産物処理加工施設 第 2 工場	廃止	▲936 m ²	206 千円
H27	旭	056	今市小学校	廃止	▲3,005 m ²	—
H27	三隅	077	消防無線中継基地局	廃止	▲8 m ²	22 千円
H27	弥栄	086	仲三団地 2 号	入居者等譲渡	▲61 m ²	—
H27	弥栄	087	仲三団地 3 号	入居者等譲渡	▲61 m ²	—
H27	弥栄	088	仲三団地 4 号	入居者等譲渡	▲75 m ²	—
H27	弥栄	089	仲三団地 6 号	廃止	▲75 m ²	—
H27	弥栄	090	仲三団地 7 号	入居者等譲渡	▲75 m ²	—
H27	三隅	091	災害公営住宅 (杖田)	入居者等譲渡	▲65 m ²	—
H27	金城	098	今福一般住宅 2 号	廃止	▲77 m ²	—

達成年度	地区	No.	施設名	施設別方針	面積増減	ランニングコスト削減額(年)
H27	旭	100	和田一般住宅	廃止	▲50 m ²	—
H27	三隅	149	三隅ごみ処理センター	廃止	▲597 m ²	—
H27	三隅	150	一般廃棄物最終処分場	廃止	▲92 m ²	—
H27 年度 小計				13 施設	△5,177 m ²	228 千円

※黒川改良住宅（黒川改良店舗のみ）は、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

※七条一般住宅（2号のみ）、周布駅舎（駐輪場のみ）、海石住宅（集会所のみ・共同作業所のみ）は、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

※やさか児童クラブは、弥栄小学校屋内運動場内に機能を確保しているため、廃止、譲渡・貸付分の施設数にはカウントしない。

④ 方針変更【参考】（既に廃止又は譲渡・貸付したものや効果に影響が無いものは除く）

地区	No.	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
三隅	201	市場住宅	単独建替え→廃止	278 m ²	▲278 m ²	10 割分の将来面積減
浜田	—	浜田消防署 桜ヶ丘出張所	統廃合→ 単独建替え	174 m ²	52 m ²	3 割分の将来面積増
R2 下半期～R3 上半期 小計			2 施設		△226 m ²	
浜田	211	サン・ビレッジ浜田 アイススケート場	単独建替え→ 廃止（注1）	2,526 m ²	▲2,526 m ²	10 割分の将来面積減
浜田	—	浜田市室内プール	統廃合→ 単独建替え	957 m ²	287 m ²	3 割分の将来面積増
旭	212	旭公園テニスコート	統廃合→ 廃止	18 m ²	▲13 m ²	7 割分の将来面積減
旭	—	旭公園プール	統廃合→ 単独建替え	548 m ²	164 m ²	3 割分の将来面積増
三隅	—	アクアみすみ	統廃合→ 単独建替え	2,957 m ²	887 m ²	3 割分の将来面積増
三隅	213	岡見スポーツセンター （体育館）	統廃合→ 廃止	510 m ²	▲357 m ²	7 割分の将来面積減
浜田	214	山陰浜田港公設市場 （商業棟）	単独建替え→ 民間譲渡	1,213 m ²	▲1,213 m ²	10 割分の将来面積減
R 元下半期～R2 上半期 小計			7 施設		△2,771 m ²	
浜田	65	子育て支援センター	複合化→ 単独建替え	594 m ²	178 m ²	3 割分の将来面積増
三隅	196	三保分団駅前班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	12 m ²	▲3 m ²	3 割分の将来面積減
三隅	197	三保分団福浦班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	9 m ²	▲3 m ²	3 割分の将来面積減
浜田	198	小福井住宅	単独建替え→ 統廃合	1,600 m ²	▲480 m ²	3 割分の将来面積減
浜田	199	内田住宅	単独建替え→ 統廃合	317 m ²	▲95 m ²	3 割分の将来面積減
H30 下半期～R 元上半期 小計			5 施設		△403 m ²	
浜田	12	御便殿	統廃合→廃止（保 存終了後）	549 m ²	▲384 m ²	7 割分の将来面積減
旭	163	旭山村開発旭センター	複合化→ 廃止（機能移転）	160 m ²	▲112 m ²	7 割分の将来面積減

地区	No.	施設名	施設別方針	面積	面積増減	備考
浜田	173	市役所北分庁舎（元浜田警察署）※車庫のみ	廃止→ 単独建替え	86 m ²	86 m ²	10 割分の将来面積増
三隅	179	老人福祉センター（三隅）	複合化→ 廃止（機能移転）	669 m ²	▲468 m ²	7 割分の将来面積減
浜田	180	浜田分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 廃止（機能移転）	23 m ²	▲23 m ²	10 割分の将来面積減
浜田	181	浜田分団 3 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 廃止（機能移転）	23 m ²	▲23 m ²	10 割分の将来面積減
浜田	183	長浜分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	11 m ²	▲3 m ²	3 割分の将来面積減
浜田	184	大麻分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	26 m ²	▲8 m ²	3 割分の将来面積減
浜田	185	大麻分団 2 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	22 m ²	▲6 m ²	3 割分の将来面積減
旭	187	都川分団 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	15 m ²	▲5 m ²	3 割分の将来面積減
旭	188	都川分団 2 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	44 m ²	▲13 m ²	3 割分の将来面積減
旭	189	都川分団 3 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	15 m ²	▲5 m ²	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 1 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	66 m ²	▲20 m ²	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 2 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	15 m ²	▲5 m ²	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 3 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	21 m ²	▲6 m ²	3 割分の将来面積減
弥栄	—	杵束分団第 4 班 消防ポンプ車庫	単独建替え→ 統廃合	12 m ²	▲4 m ²	3 割分の将来面積減
H29 下半期～H30 上半期 小計			16 施設		△999 m ²	
浜田	173	市役所第 2 東分庁舎	複合化→廃止	335 m ²	▲235 m ²	7 割分の将来面積減
H29 年度(上半期) 小計			1 施設		△235 m ²	
旭	163	旭山村開発旭センター	複合化→ 廃止（機能移転）	1,981 m ²	▲1,387 m ²	7 割分の将来面積減
H28 年度 小計			1 施設		△1,387 m ²	

⑤ 再配置対象外施設【参考】

建設年月	地区	No.	施設名	施設別方針 (将来方針)	面積	備考
R2.4	浜田	—	浜田漁港水産物荷捌所	—	8,249 m ²	新規整備

注1:急激に利用者数が増え、その後も増えた利用者数が継続的に見込まれる場合は、用途変更としている計画の見直しを検討する。

4 分類別面積一覧

大分類	小分類	令和2年10月		令和3年10月			増減
		施設数	延床面積	施設数	延床面積	構成比	延床面積
1 市民文化系施設	集会施設	14	9,589㎡	13	7,447㎡	2.0%	▲2,142㎡
	文化施設	1	5,690㎡	1	5,690㎡	1.5%	-
	小計	15	15,278㎡	14	13,137㎡	3.5%	▲2,142㎡
2 社会教育系施設	図書館	5	4,180㎡	5	4,408㎡	1.2%	228㎡
	博物館等	10	8,151㎡	9	8,023㎡	2.2%	▲128㎡
	まちづくりセンター	35	23,604㎡	35	24,133㎡	6.5%	529㎡
	小計	50	35,935㎡	49	36,563㎡	9.9%	629㎡
3 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	23	27,379㎡	22	27,379㎡	7.4%	-
	レクリエーション・観光施設	9	13,307㎡	9	13,307㎡	3.6%	-
	保養施設	3	3,951㎡	3	3,951㎡	1.1%	-
	小計	35	44,637㎡	34	44,637㎡	12.1%	-
4 産業系施設	産業系施設	25	18,305㎡	24	17,336㎡	4.7%	▲969㎡
	小計	25	18,305㎡	24	17,336㎡	4.7%	▲969㎡
5 学校教育系施設	学校	25	121,479㎡	25	121,479㎡	32.8%	-
	その他教育系施設	17	6,002㎡	17	6,002㎡	1.6%	-
	小計	42	127,481㎡	42	127,481㎡	34.4%	-
6 子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	4	3,062㎡	4	3,062㎡	0.8%	-
	幼児・児童施設	9	1,812㎡	9	1,812㎡	0.5%	-
	小計	13	4,874㎡	13	4,874㎡	1.3%	-
7 保健・福祉施設	高齢福祉施設	6	4,396㎡	4	3,383㎡	0.9%	▲1,013㎡
	保健施設	2	865㎡	2	753㎡	0.2%	▲112㎡
	その他社会福祉施設	1	3,356㎡	1	3,356㎡	0.9%	-
	小計	9	8,617㎡	7	7,492㎡	2.0%	▲1,125㎡
9 行政系施設	庁舎等	9	23,507㎡	9	23,214㎡	6.3%	▲293㎡
	消防施設	90	6,456㎡	91	6,508㎡	1.8%	53㎡
	その他行政系施設等	11	1,878㎡	11	1,878㎡	0.5%	-
	小計	110	31,841㎡	111	31,600㎡	8.5%	▲241㎡
10 公営住宅	公営住宅	19	35,606㎡	19	35,606㎡	9.6%	-
	災害公営住宅	3	215㎡	3	215㎡	0.1%	-
	改良住宅	1	5,298㎡	1	5,221㎡	1.4%	▲78㎡
	雇用促進住宅	4	17,489㎡	4	17,489㎡	4.7%	-
	弥栄定住住宅	0	0㎡	0	0㎡	0.0%	-
	地域定住住宅	33	5,586㎡	32	5,342㎡	1.4%	▲244㎡
	特定公共賃貸住宅	5	3,739㎡	5	3,739㎡	1.0%	-
	集団移転住宅	1	1,526㎡	1	1,526㎡	0.4%	-
	小計	66	69,459㎡	65	69,137㎡	18.7%	▲322㎡
11 公園	公園	24	1,786㎡	24	1,786㎡	0.5%	-
	小計	24	1,786㎡	24	1,786㎡	0.5%	-
12 供給処理施設	供給処理施設	3	11,532㎡	3	11,532㎡	3.1%	-
	小計	3	11,532㎡	3	11,532㎡	3.1%	-
13 その他	その他	45	4,468㎡	45	4,474㎡	1.2%	6㎡
	小計	45	4,468㎡	45	4,474㎡	1.2%	6㎡
	合計	437	374,211㎡	431	370,047㎡	100.0%	▲4,164㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
1	市民文化系施設	1	集会施設	浜田	2	2	瀬戸見文化センター		単独建替え	97㎡	97㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	浜田			日脚和泉集会所		単独建替え	153㎡	153㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	金城	1	1	みどりかいかん		複合化	1,347㎡	1,347㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	6	5	旭山村開発旭センター	No.163	廃止(機能移転)	2,142㎡	-	【廃止】令和3年2月
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			坂本構造改善センター		廃止(耐用年数経過後)	296㎡	296㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			都川高齢者活動促進センター(都川まちづくりセンター)		複合化	492㎡	492㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			木田生活改善センター(木田まちづくりセンター)	No.1	複合化	362㎡	362㎡	【方針時期変更】令和2年度→未定
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			丸原センター		廃止(耐用年数経過後)	499㎡	499㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭			市木生活改善センター(市木まちづくりセンター)	No.10	複合化	394㎡	394㎡	【方針時期変更】令和2年度→未定
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	多目的研修集会施設越木集会所	No.169	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 170㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	来尾集会所	No.9	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 154㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	東都川集会所	No.7	地元譲渡・貸付	-	-	■H28 無償貸付 107㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	西都川集会所	No.8	地元譲渡・貸付	-	-	■H28 無償貸付 127㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	和田生活改善センター	No.3	地元譲渡・貸付	-	-	■R元 無償貸付 300㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	重富生活改善センター	No.4	地元譲渡・貸付	-	-	■R元 無償貸付 286㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	本郷生活改善センター	No.5	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 331㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	戸川生活改善センター	No.6	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 181㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	旭	-	-	山ノ内生活改善センター	No.2	地元譲渡・貸付	-	-	■R元 無償貸付 184㎡
1	市民文化系施設	1	集会施設	弥栄	1	1	多目的研修集会施設(弥栄会館)		複合化	1,484㎡	1,484㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅	4	4	上古和集会所		廃止(耐用年数経過後)	59㎡	59㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅			三隅中央会館		複合化	1,503㎡	1,503㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅			井野地区多目的研修集会施設みのり会館		廃止(耐用年数経過後)	394㎡	394㎡	
1	市民文化系施設	1	集会施設	三隅			大谷地区活性化施設八幡センター		廃止(耐用年数経過後)	366㎡	366㎡	
1	市民文化系施設	2	文化施設	浜田	1	1	石央文化ホール		複合化	5,690㎡	5,690㎡	
1	市民文化系施設	99	小計		15	14	市民文化系施設		小計	15,278㎡	13,137㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
2	社会教育系施設	1	図書館	浜田	1	1	中央図書館		単独建替え	2,990㎡	2,990㎡	
2	社会教育系施設	1	図書館	金城	1	1	金城図書館		複合化	264㎡	264㎡	
2	社会教育系施設	1	図書館	旭	1	1	旭図書館		複合化	79㎡	305㎡	【その他】移転に伴う増
2	社会教育系施設	1	図書館	弥栄	1	-	弥栄図書館	No.11	複合化	54㎡	-	【廃止】令和3年4月
2	社会教育系施設	1	図書館	弥栄		1	弥栄図書館		複合化	-	56㎡	【新規】令和3年4月 ※柵束まちづくりセンター内に機能を確保
2	社会教育系施設	1	図書館	三隅	1	1	三隅図書館		複合化	793㎡	793㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	浜田	3	3	世界子ども美術館創作活動館		統廃合	3,609㎡	3,609㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	浜田			浜田郷土資料館	No.13	統廃合	479㎡	479㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	浜田			浜田城資料館	No.12	廃止(保存活用終了後)	549㎡	549㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	金城	3	2	金城民俗資料館		統廃合	268㎡	268㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	金城			金城歴史民俗資料館	No.14	統廃合	174㎡	174㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	金城			若生まなびや館	No.15	地元譲渡・貸付	128㎡	-	【廃止】令和3年4月
2	社会教育系施設	2	博物館等	旭	1	1	旭歴史民俗資料館		統廃合	387㎡	387㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	弥栄	1	1	弥栄郷土資料展示室	No.16	統廃合	173㎡	173㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	三隅	2	2	石正美術館		統廃合	1,977㎡	1,977㎡	
2	社会教育系施設	2	博物館等	三隅			三隅歴史民俗資料館		統廃合	406㎡	406㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田	16	16	国府まちづくりセンター		複合化	601㎡	601㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター		複合化	577㎡	577㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター宇津井分館	No.19	地元譲渡・貸付	230㎡	230㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			美川まちづくりセンター		複合化	625㎡	625㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			美川まちづくりセンター西分館	No.23	地元譲渡・貸付	490㎡	490㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			美川まちづくりセンター東分館	No.22	地元譲渡・貸付	188㎡	188㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			大麻まちづくりセンター		複合化	149㎡	149㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			浜田まちづくりセンター		複合化	787㎡	787㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター長見分館	No.21	地元譲渡・貸付	167㎡	167㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			長浜まちづくりセンター		複合化	611㎡	611㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			周布まちづくりセンター		複合化	558㎡	558㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			国府まちづくりセンター宇野分館	No.24	地元譲渡・貸付	726㎡	726㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター後野分館	No.17	単独建替え	190㎡	190㎡	屋内体育館(建替え後、地元譲渡)
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田					地元譲渡・貸付	783㎡	783㎡	校舎等
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター佐野分館	No.18	地元譲渡・貸付	2,494㎡	2,494㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			石見まちづくりセンター細谷分館	No.164	地元譲渡・貸付	180㎡	180㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和6年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	浜田			国府まちづくりセンター有福分館	No.195	複合化	513㎡	513㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	金城	6	6	美又まちづくりセンター(美又会館)		複合化	792㎡	792㎡	
							久佐まちづくりセンター(くざ会館)		複合化	791㎡	791㎡	
							小国まちづくりセンター		複合化	995㎡	995㎡	
							波佐まちづくりセンター(ときわ会館)		複合化	684㎡	684㎡	
							雲城まちづくりセンター		複合化	72㎡	72㎡	
							今福まちづくりセンター		複合化	23㎡	23㎡	
							2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭	5
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭					廃止	30㎡	30㎡	プール専用附属室 【方針時期変更】令和2年度→令和3年度
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			今市まちづくりセンター		複合化	-	-	旭保健センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			木田まちづくりセンター	No.1	複合化	-	-	木田生活改善センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			都川まちづくりセンター		複合化	-	-	都川高齢者活動促進センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	旭			市木まちづくりセンター	No.10	複合化	-	-	市木生活改善センターで面積計上
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	弥栄	2	2	安城まちづくりセンター		複合化	50㎡	50㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	弥栄			杵東公民館	No.27	複合化	27㎡	-	【廃止】令和3年4月
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	弥栄			杵東まちづくりセンター		複合化	-	556㎡	【新規整備】令和3年4月
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅	6	6	三隅まちづくりセンター	No.28	複合化	1,535㎡	1,535㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			三保まちづくりセンター	No.29	複合化	1,911㎡	1,911㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			岡見まちづくりセンター		複合化	695㎡	695㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			白砂まちづくりセンター		複合化	562㎡	562㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			黒沢まちづくりセンター	No.31	複合化	1,110㎡	1,110㎡	
2	社会教育系施設	3	まちづくりセンター	三隅			井野まちづくりセンター	No.30	複合化	1,414㎡	1,414㎡	
2	社会教育系施設	99	小計		50	49	社会教育系施設		小計	35,935㎡	36,563㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田	10	9	健康増進センター		統廃合	421㎡	421㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市陸上競技場		統廃合	957㎡	957㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市庭球場		統廃合	34㎡	34㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市野球場		統廃合	1,839㎡	1,839㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			サン・ビレッジ浜田アイススケート場		廃止(耐用年数経過後)	2,526㎡	2,526㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			サン・ビレッジ浜田スポーツ広場		単独建替え	150㎡	150㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			東公園北広場トイレ		単独建替え	38㎡	38㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			サンマリン浜田		統廃合	1,359㎡	1,359㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			ラ・ペアーレ浜田		統廃合	1,831㎡	1,831㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	浜田			浜田市室内プール		単独建替え	957㎡	957㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	金城	2	2	ふれあいジム・かなぎ		統廃合	6,356㎡	6,356㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	金城			今福スポーツ広場施設		統廃合	145㎡	145㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭	5	5	旭公園野球場		統廃合	223㎡	223㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園テニスコート		廃止(耐用年数経過後)	18㎡	18㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園プール		単独建替え	548㎡	548㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園陸上競技場		統廃合	30㎡	30㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭			旭公園市民体育館		統廃合	2,964㎡	2,964㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	旭	-	-	都川ゲートボール場休憩所	No.32	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 50㎡
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	弥栄	2	2	弥栄運動広場施設		統廃合	105㎡	105㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	弥栄			フットサルやさか競技場		単独建替え	122㎡	122㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅	4	4	三隅中央公園		統廃合	1,179㎡	1,179㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅			アクアみすみ		単独建替え	2,957㎡	2,957㎡	
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅			三隅B&G海洋センター		単独建替え	200㎡	200㎡	艇庫
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅					統廃合	1,492㎡	1,492㎡	体育館
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅			岡見スポーツセンター		統廃合	419㎡	419㎡	集会所部分
3	スポレク系施設	1	スポーツ施設	三隅					廃止(耐用年数経過後)	510㎡	510㎡	体育館部分
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	浜田	1	1	国民宿舎千畳苑	No.165	民間譲渡	3,877㎡	3,877㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城	6	6	美又温泉4号井ポンプ小屋		単独建替え	10㎡	10㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			かなぎウェスタンライディングパーク	No.33	民間譲渡	4,003㎡	4,003㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			展望台広場休憩所		単独建替え	44㎡	44㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			森の公民館	No.34	民間譲渡	380㎡	380㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			リフレパークきんたの里	No.35	民間譲渡	2,636㎡	2,636㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	金城			美又温泉歓迎塔		単独建替え	3㎡	3㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	旭	1	1	広場緑地等利用施設簡易宿泊施設		廃止(耐用年数経過後)	102㎡	102㎡	
3	スポレク系施設	2	レクリエーション・観光施設	弥栄	1	1	ふるさと体験村		単独建替え	2,251㎡	2,251㎡	
3	スポレク系施設	3	保養施設	金城	2	2	美又温泉国民保養センター	No.36	民間譲渡	3,179㎡	3,179㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
3	スポレク系施設	3	保養施設	金城			美又温泉会館	No.37	民間譲渡	335m ²	335m ²	【方針時期変更】令和2年度→令和5年度
3	スポレク系施設	3	保養施設	旭	1	1	旭温泉あさひ荘	No.38	単独建替え	437m ²	437m ²	
3	スポーツ・レクリエーション系施設	99	小計		35	34	スポーツ・レクリエーション系施設		小計	44,637m ²	44,637m ²	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田	2	1	勤労青少年ホーム	No.177	廃止	850㎡	-	【廃止】令和3年4月
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田	-	-	三階山森林総合利用施設	No.39	廃止(耐用年数経過後)	-	-	■R2 廃止 279㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田			山陰浜田港公設市場	No.211	民間譲渡	1,213㎡	1,218㎡	【増築】エレベーター棟 23.92㎡ 【R3その他】▲19.41㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田					単独建替え	1,244㎡	1,249㎡	仲買棟部分 【R3その他】+5.02㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	浜田	-	-	農村広場施設	No.40	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 無償貸付 157㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	金城	6	6	ふれあい会館		複合化	1,297㎡	1,297㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			かたらいの家	No.44	地元譲渡・貸付	249㎡	249㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			エクス和紙の館	No.46	民間譲渡	950㎡	950㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			地域材利用促進交流館	No.45	民間譲渡	229㎡	229㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			縁の里地域振興施設	No.47	地元譲渡・貸付	210㎡	210㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城			くご会館(体育館)	No.42	地元譲渡・貸付	630㎡	630㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	金城	-	-	農畜産物加工施設	No.41	民間譲渡	-	-	■H28 民間譲渡 455㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	金城	-	-	下来原林業協業活動センター	No.43	地元譲渡・貸付	-	-	■H28 民間譲渡 150㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	旭	8	8	天狗石農村交流研修センター	No.170	地元譲渡・貸付	318㎡	318㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			天狗石農村交流研修センター入浴施設	No.171	地元譲渡・貸付	43㎡	43㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			山ノ内農作業管理休養施設旭豊1号館	No.48	廃止	241㎡	241㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和7年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			山ノ内農作業管理休養施設旭豊2号館	No.49	廃止	168㎡	168㎡	【方針時期変更】令和2年度→令和7年度
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			地域交流プラザ「まんてん」		複合化	539㎡	411㎡	【R3その他】▲128㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			地域交流プラザ多目的ステージ		廃止(耐用年数経過後)	128㎡	128㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			木田暮らしの学校	No.166	廃止(耐用年数経過後)	1,692㎡	1,692㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	旭			市木ふれあい広場		廃止(耐用年数経過後)	1,194㎡	1,194㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄	6	6	実践研修生滞在施設		単独建替え	224㎡	224㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			間伐材等地域材研究施設		広域化	1,001㎡	1,001㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			弥栄農産物処理加工施設第1工場		廃止(耐用年数経過後)	336㎡	336㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			弥栄肉用牛改良流通センター		廃止(耐用年数経過後)	3,469㎡	3,469㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			農産物集出荷貯蔵施設		廃止(耐用年数経過後)	108㎡	108㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄			地域資源循環活用施設		廃止(耐用年数経過後)	279㎡	279㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	弥栄	-	-	弥栄農産物処理加工施設第2工場	No.50	廃止	-	-	■H27 廃止 936㎡
4	産業系施設	1	産業系施設	三隅	3	3	三隅特産品展示販売センター(ゆうひパーク三隅)		単独建替え	370㎡	370㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	三隅			岡見漁業振興会館		単独建替え	868㎡	868㎡	
4	産業系施設	1	産業系施設	三隅			石州和紙会館		複合化	456㎡	456㎡	
4	産業系施設	99	小計		25	24	産業系施設		小計	18,305㎡	17,336㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考		
5	学校教育系施設	1	学校	浜田	14	14	第一中学校	No.58	複合化	8,626㎡	8,626㎡			
								廃止(耐用年数経過後)	639㎡	639㎡	屋内運動室			
									第二中学校		複合化	6,813㎡	6,813㎡	
									第三中学校		複合化	7,201㎡	7,201㎡	
								No.59	第四中学校		複合化	2,634㎡	2,634㎡	
									浜田東中学校		複合化	5,649㎡	5,649㎡	
									原井小学校		複合化	5,658㎡	5,658㎡	
									松原小学校		複合化	6,459㎡	6,459㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	54㎡	54㎡	プール附属室
								No.52	石見小学校		複合化	6,064㎡	6,064㎡	
									長浜小学校		複合化	6,130㎡	6,130㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	13㎡	13㎡	プール附属室
									周布小学校		複合化	4,829㎡	4,829㎡	
								No.53	美川小学校		複合化	2,137㎡	2,137㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	64㎡	64㎡	プール附属室
								No.51	雲雀丘小学校		複合化	2,316㎡	2,316㎡	
									三階小学校		複合化	4,352㎡	4,352㎡	
									国府小学校		複合化	6,331㎡	6,331㎡	
											廃止(耐用年数経過後)	67㎡	67㎡	プール附属室
							5	学校教育系施設	1	学校	金城	4	4	金城中学校
	廃止(耐用年数経過後)	198㎡	198㎡	プール附属棟										
		今福小学校		複合化	2,201㎡	2,201㎡								
				廃止(耐用年数経過後)	27㎡	27㎡								プール専用附属室
	No.54	雲城小学校		複合化	2,928㎡	2,928㎡								
				廃止(耐用年数経過後)	14㎡	14㎡								プール専用附属室
	No.55	波佐小学校		複合化	2,274㎡	2,274㎡								
				廃止(耐用年数経過後)	32㎡	32㎡	プール専用附属施設							
5	学校教育系施設	1	学校	旭	2	2	旭中学校	No.61	複合化	3,921㎡	3,921㎡			
									旭小学校		複合化	4,661㎡	4,661㎡	
							No.56	廃止	-	-	■H27 廃止 3005㎡			
5	学校教育系施設	1	学校	弥栄	2	2	弥栄小学校		複合化	3,597㎡	3,597㎡	■H28 No.57 旧屋内運動場(便所含む) 単独建替え 651㎡		
								廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	プール管理棟			
									弥栄中学校		複合化	2,988㎡	2,988㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
5	学校教育系施設	1	学校	三隅	3	3	三隅中学校		複合化	7,345㎡	7,345㎡	
5	学校教育系施設	1	学校	三隅			三隅小学校		複合化	7,664㎡	7,664㎡	
5	学校教育系施設	1	学校	三隅			岡見小学校		複合化	3,373㎡	3,373㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	浜田	1	1	浜田市学校給食センター		統廃合	2,695㎡	2,695㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城	4	4	金城学校給食センター		統廃合	414㎡	414㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城			金城スクールバス車庫		単独建替え	99㎡	99㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城			雲城教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	506㎡	506㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	金城			今福教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	400㎡	400㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭	5	5	スクールバス車庫		単独建替え	50㎡	50㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			丸原教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			重富教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	101㎡	101㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			木田教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭			旭学校給食センター		統廃合	539㎡	539㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	旭	-	-	旭ヶ丘教職員住宅	No.178	廃止	-	-	■H30 廃止 246㎡
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄	5	5	グランド前教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	120㎡	120㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			木都賀教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	240㎡	240㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			城北第一教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			城北第二教職員住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	弥栄			弥栄学校給食センター		統廃合	206㎡	206㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	三隅	2	2	向野田教員住宅	No.62	廃止(耐用年数経過後)	208㎡	208㎡	
5	学校教育系施設	2	その他教育系施設	三隅			井野教員住宅		廃止(耐用年数経過後)	127㎡	127㎡	
5	学校教育系施設	99	小計		42	42	学校教育系施設		小計	127,481㎡	127,481㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田	4	4	石見幼稚園	No.64	統廃合	915㎡	915㎡	
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田			原井幼稚園	No.63	統廃合	808㎡	808㎡	
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田			長浜幼稚園		統廃合	892㎡	892㎡	
6	子育て支援施設	1	幼稚園・保育園・こども園	浜田			美川幼稚園		統廃合	447㎡	447㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田	6	6	やまばと学級		複合化	79㎡	79㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			若潮学級		複合化	50㎡	50㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			子育て支援センター	No.65	単独建替え	594㎡	594㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			さくら第2学級		複合化	85㎡	85㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			杉の子第3学級		複合化	86㎡	86㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	浜田			ひまわり学級		複合化	103㎡	103㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	旭	1	1	今市児童クラブ		複合化	585㎡	585㎡	
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	弥栄	1	1	やさか児童クラブ		複合化	64㎡	64㎡	■H28 No.66 旧児童クラブ 廃止(機能移転) 82㎡
6	子育て支援施設	2	幼児・児童施設	三隅	1	1	三隅小児童クラブ		複合化	165㎡	165㎡	
6	子育て支援施設	99	小計		13	13	子育て支援施設		小計	4,874㎡	4,874㎡	
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	金城	2	2	老人福祉センター(金城)		複合化	268㎡	268㎡	
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	金城			高齢者生活福祉センター(さんあいホーム)		複合化	2,297㎡	2,297㎡	
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	旭	1	1	あさひやすらぎの家	No.67	民間譲渡	162㎡	162㎡	【方針時期変更】令和5年度→令和8年度
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	弥栄	2		弥栄老人福祉センター	No.69	複合化	580㎡	-	【廃止】令和3年4月
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	弥栄			老人憩いの家	No.70	複合化	433㎡	-	【廃止】令和3年4月
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	弥栄	-	-	やさかやすらぎの家	No.68	民間譲渡	-	-	■H30 民間譲渡 175㎡
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	三隅	-	-	老人福祉センター(三隅)	No.179	廃止	-	-	■R2 廃止 669㎡
7	保健・福祉施設	1	高齢福祉施設	三隅	1	1	三隅デイサービスセンター	No.71	民間譲渡	656㎡	656㎡	
7	保健・福祉施設	2	障害福祉施設	旭	-	-	あさひひまわり工房	No.72	廃止	-	-	■H29 廃止 335㎡
7	保健・福祉施設	2	障害福祉施設	三隅	-	-	みすみ地域活動支援センターきずな	No.73	民間譲渡	-	-	■H28 民間譲渡 237㎡
7	保健・福祉施設	3	保健施設	旭	1	1	旭保健センター(今市まちづくりセンター)		複合化	508㎡	396㎡	【R3その他】▲112㎡
7	保健・福祉施設	3	保健施設	三隅	1	1	三隅保健センター		複合化	357㎡	357㎡	
7	保健・福祉施設	4	その他社会福祉施設	浜田	1	1	総合福祉センター		複合化	3,356㎡	3,356㎡	
7	保健・福祉施設	4	その他社会福祉施設	旭	-	-	あさひふれあいプラザ	No.74	民間譲渡	-	-	■H29 民間譲渡 129㎡
7	保健・福祉施設	99	小計		9	7	保健・福祉施設		小計	8,617㎡	7,492㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田	5	5	市役所本庁舎		複合化	7,580㎡	7,580㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所西分庁舎		複合化	817㎡	817㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田					廃止(耐用年数経過後)	35㎡	35㎡	殿町倉庫
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所東分庁舎		複合化	745㎡	745㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所第2東分庁舎	No.172	廃止	335㎡	335㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田			市役所北分庁舎(元浜田警察署)	No.173	単独建替え	86㎡	86㎡	車庫
9	行政系施設	1	庁舎等	浜田					廃止	3,352㎡	3,352㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	金城	1	1	金城支所庁舎	No.75	複合化	2,236㎡	2,236㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	旭	1	1	旭支所庁舎		複合化	3,507㎡	3,213㎡	【R3その他】庁舎 ▲293㎡
9	行政系施設	1	庁舎等	弥栄	1	1	弥栄支所庁舎		複合化	1,639㎡	1,639㎡	
9	行政系施設	1	庁舎等	弥栄					統廃合	281㎡	281㎡	公用車庫
9	行政系施設	1	庁舎等	三隅	1	1	三隅支所庁舎		複合化	2,894㎡	2,894㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	27	27	消防本部・浜田消防署		単独建替え	1,670㎡	1,670㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			浜田消防署桜ヶ丘出張所		単独建替え	174㎡	174㎡	【方針変更】統廃合⇒
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			国分分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	13㎡	13㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			佐野分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	60㎡	60㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			佐野分団2班消防ポンプ車庫		廃止(耐用年数経過後)	20㎡	20㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			下府分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	36㎡	36㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			周布分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	22㎡	22㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			周布分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	50㎡	50㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			周布分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	21㎡	21㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			大麻分団1班消防ポンプ車庫	No.184	統廃合	-	-	【その他】統廃合 令和2年3月
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			大麻分団2班消防ポンプ車庫	No.185	統廃合	-	-	【その他】統廃合 令和2年3月
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			長浜分団1班消防ポンプ車庫	No.183	統廃合	-	-	【その他】統廃合 令和2年2月
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			有福分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			長浜分団消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	浜田分団1班消防ポンプ車庫	No.180	廃止(機能移転)	-	-	■R2 廃止 23㎡
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			消防資材庫		単独建替え	13㎡	13㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	浜田分団3班消防ポンプ車庫	No.181	廃止(機能移転)	-	-	■R2 廃止 23㎡
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			美川分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			美川分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	26㎡	26㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			石見分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	28㎡	28㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			石見分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	22㎡	22㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			石見分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			久代分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	56㎡	56㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			国分分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	33㎡	33㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			黒川水防倉庫		単独建替え	22㎡	22㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			久光水防倉庫		単独建替え	10㎡	10㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			下府コミュニティ防災センター		単独建替え	200㎡	200㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			松羽地区コミュニティ防災センター		単独建替え	180㎡	180㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			宇野分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			上府コミュニティ防災センター	No.186	地元譲渡・貸付	241㎡	241㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			上府分団1・2班消防ポンプ車庫		単独建替え	38㎡	38㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田			大麻分団消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	浜田分団4班消防ポンプ車庫	No.182	廃止(機能移転)	-	-	■H30 廃止 18㎡
9	行政系施設	2	消防施設	浜田	-	-	久代分団2班消防ポンプ車庫	No.76	地元譲渡・貸付	-	-	■H29 地元譲渡 22㎡
9	行政系施設	2	消防施設	金城	13	13	消防多目的施設		統廃合	299㎡	299㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	138㎡	138㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	47㎡	47㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第2班美又温泉消防ポンプ倉庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			今福分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			雲城分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			雲城分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	61㎡	61㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			雲城分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	81㎡	81㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	46㎡	46㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	54㎡	54㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	46㎡	46㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			波佐分団第4班消防ポンプ車庫		単独建替え	46㎡	46㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	金城			東部消防署金城出張所		単独建替え	198㎡	198㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭	17	18	東部消防署旭出張所		単独建替え	179㎡	179㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			和田分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			木田分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			今市分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			市木分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			和田分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			和田分団2班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			木田分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団2班消防ポンプ車庫	No.188	統廃合	44㎡	44㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			今市分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	105㎡	105㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			木田分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団1班消防ポンプ車庫	No.187	統廃合	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団3班消防ポンプ車庫	No.189	統廃合	15㎡	15㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	2	消防施設	旭			今市分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			市木分団1班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			市木分団3班消防ポンプ車庫		単独建替え	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			城山無線中継局		単独建替え	28㎡	28㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	旭			都川分団消防ポンプ車庫		単独建替え	-	53㎡	【新規整備】令和3年4月
9	行政系施設	2	消防施設	旭	-	-	戸川消防ポンプ庫		単独建替え	-	-	■H30 行政財産ではないため削除 15㎡
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄	10	10	西部消防署弥栄出張所		単独建替え	150㎡	150㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第1班消防ポンプ車庫		単独建替え	96㎡	96㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第2班消防ポンプ車庫		単独建替え	50㎡	50㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第3班消防ポンプ車庫		単独建替え	23㎡	23㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第4班消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第1班消防ポンプ車庫		統廃合	66㎡	66㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第2班消防ポンプ車庫		統廃合	15㎡	15㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第3班消防ポンプ車庫		統廃合	21㎡	21㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			杵束分団第4班消防ポンプ車庫		統廃合	12㎡	12㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄			安城分団第5班消防ポンプ車庫		単独建替え	53㎡	53㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	弥栄	-	-	杵束分団第5班消防車庫	No.190	廃止	-	-	■H30 廃止 38㎡
9	行政系施設	2	消防施設	三隅	23	23	西部消防署三隅出張所		単独建替え	199㎡	199㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三隅分団向野田班消防ポンプ車庫		単独建替え	26㎡	26㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三隅分団地方班消防ポンプ車庫		単独建替え	19㎡	19㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三隅分団河内班消防ポンプ車庫		単独建替え	20㎡	20㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団駅前班消防ポンプ車庫	No.196	統廃合	12㎡	12㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団福浦班消防ポンプ車庫	No.197	統廃合	9㎡	9㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団湊浦班消防ポンプ車庫		単独建替え	35㎡	35㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団上古市班消防ポンプ車庫		単独建替え	11㎡	11㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団中組班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団松原班消防ポンプ車庫		単独建替え	16㎡	16㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団須津班消防ポンプ車庫		単独建替え	34㎡	34㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団中山班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡見分団岡見郷班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			黒沢分団下古和班消防ポンプ車庫		単独建替え	36㎡	36㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			井野分団下今明班消防ポンプ車庫		単独建替え	40㎡	40㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			井野分団市場班消防ポンプ車庫		単独建替え	12㎡	12㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			白砂分団吉浦班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			白砂分団東平原班消防ポンプ車庫		単独建替え	30㎡	30㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			室谷コミュニティ消防センター		単独建替え	114㎡	114㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			岡崎コミュニティ消防センター	No.78	地元譲渡・貸付	110㎡	110㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			鹿子谷コミュニティ消防センター	No.79	地元譲渡・貸付	83㎡	83㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			水防資材倉庫		単独建替え	38㎡	38㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅			三保分団古湊班消防ポンプ車庫		単独建替え	24㎡	24㎡	
9	行政系施設	2	消防施設	三隅	-	-	消防無線中継基地局	No.77	廃止	-	-	■H27 廃止 8㎡
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	浜田	-	-	市役所田町分室	No.80	廃止	-	-	■H30 廃止 337㎡
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	金城	3	3	波佐除雪車格納庫		単独建替え	155㎡	155㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	金城			防災行政無線二子山中継局		単独建替え	5㎡	5㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	金城			雲城除雪車格納庫		単独建替え	152㎡	152㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	旭	3	3	公用車両(除雪車等)車庫	No.81	単独建替え	244㎡	244㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	旭			市営バス車庫(旭)		単独建替え	58㎡	58㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	旭			旭除雪車格納庫		単独建替え	99㎡	99㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄	4	4	栃木除雪車車庫		単独建替え	192㎡	192㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄			木都賀除雪車車庫		単独建替え	218㎡	218㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄			市営バス車庫(弥栄)		単独建替え	44㎡	44㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	弥栄			大坪除雪車車庫		単独建替え	276㎡	276㎡	
9	行政系施設	3	その他行政系施設等	三隅	1	1	向野田車庫		廃止(耐用年数経過後)	435㎡	435㎡	
9	行政系施設	99	小計		110	111	行政系施設		小計	31,841㎡	31,600㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田	11	11	日脚住宅		単独建替え	1,855㎡	1,855㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			緑ヶ丘住宅		単独建替え	8,521㎡	8,521㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			小福井住宅	No.198	統廃合	1,600㎡	1,600㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			内田住宅	No.199	統廃合	317㎡	317㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			下府住宅	No.200	単独建替え	3,068㎡	3,068㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			石原住宅		単独建替え	1,949㎡	1,949㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			上府住宅		単独建替え	2,318㎡	2,318㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			養老ヶ迫住宅		単独建替え	268㎡	268㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			国分住宅		単独建替え	426㎡	426㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			日脚大久保住宅		単独建替え	4,125㎡	4,125㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	浜田			長浜西住宅		単独建替え	5,658㎡	5,658㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	金城	2	2	波佐住宅		単独建替え	896㎡	896㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	金城			湯屋団地住宅		単独建替え	1,095㎡	1,095㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭	5	5	あさひインターハイツ(公営)		単独建替え	877㎡	877㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			市木団地		単独建替え	264㎡	264㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			旭ヶ丘団地		単独建替え	1,207㎡	1,207㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			都川団地	No.82	廃止	166㎡	166㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	旭			旭インター団地		単独建替え	717㎡	717㎡	
10	公営住宅	1	公営住宅	三隅	1	1	市場住宅	No.201	廃止	278㎡	278㎡	【R3方針変更】単独建替え⇒
10	公営住宅	2	災害公営住宅	浜田	-	-	後野災害特別住宅	No.83	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	浜田	-	-	宇津井災害特別住宅	No.85	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	浜田	-	-	河内災害特別住宅	No.84	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地2号	No.86	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地3号	No.87	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 61㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地4号	No.88	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 75㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地6号	No.89	廃止	-	-	■H27 廃止 75㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	弥栄	-	-	仲三団地7号	No.90	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 75㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	3	3	災害公営住宅(川本)	No.202	廃止(耐用年数経過後)	75㎡	75㎡	
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅			災害公営住宅(岡見)	No.92	入居者等譲渡	65㎡	65㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和4年度
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅			災害公営住宅(渡辺)	No.203	廃止(耐用年数経過後)	75㎡	75㎡	
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	-	-	災害公営住宅(本田)	No.192	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 65㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	-	-	災害公営住宅(杖田)	No.91	入居者等譲渡	-	-	■H27 入居者譲渡 65㎡
10	公営住宅	2	災害公営住宅	三隅	-	-	災害公営住宅(坂田)	No.191	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 75㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	3	改良住宅	浜田	1	1	黒川改良住宅	No.93	単独建替え	5,221㎡	5,221㎡	黒川集会所(黒川改良住宅)
10	公営住宅	3	改良住宅	浜田					入居者等譲渡	78㎡	-	黒川改良店舗【譲渡】令和3年10月
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	浜田	3	3	雇用促進住宅小福井団地	No.94	民間譲渡	3,300㎡	3,300㎡	
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	浜田			雇用促進住宅国府団地	No.95	民間譲渡	5,253㎡	5,253㎡	
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	浜田			雇用促進住宅内田団地	No.96	民間譲渡	3,993㎡	3,993㎡	
10	公営住宅	4	雇用促進住宅	金城	1	1	雇用促進住宅金城団地	No.97	民間譲渡	4,942㎡	4,942㎡	
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅13	No.114	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 111㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅14	No.115	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅15	No.116	入居者等譲渡	-	-	■R2 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅1	No.102	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 114㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅2	No.103	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 112㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅3	No.104	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 114㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅4	No.105	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 134㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅5	No.106	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 111㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅6	No.107	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅7	No.108	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 112㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅8	No.109	入居者等譲渡	-	-	■H30 入居者譲渡 115㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅9	No.110	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅10	No.111	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅11	No.112	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 122㎡
10	公営住宅	5	弥栄定住化住宅	弥栄	-	-	弥栄定住化住宅12	No.113	入居者等譲渡	-	-	■R元 入居者譲渡 113㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	金城	1	1	七条一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	69㎡	69㎡	■H29 No.99 2号 廃止 79㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	金城	-	-	今福一般住宅2号	No.98	廃止	-	-	■H27 廃止 77㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭	3	3	市木一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	60㎡	60㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭			今市一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭			重富一般住宅		廃止(耐用年数経過後)	115㎡	115㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭	-	-	和田一般住宅	No.100	廃止	-	-	■H27 廃止 50㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	旭	-	-	木田一般住宅	No.167	廃止	-	-	■H28 廃止 115㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	28	27	長安住宅2号棟	No.132	入居者等譲渡	210㎡	210㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅1号棟	No.125	入居者等譲渡	112㎡	112㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅2号棟	No.126	入居者等譲渡	109㎡	109㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅3号棟	No.127	入居者等譲渡	107㎡	107㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅4号棟	No.128	入居者等譲渡	106㎡	106㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅5号棟	No.129	入居者等譲渡	102㎡	102㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅1号棟	No.135	入居者等譲渡	114㎡	114㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅2号棟	No.136	入居者等譲渡	139㎡	139㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和4年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅1号棟	No.142	入居者等譲渡	216㎡	216㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅2号棟	No.143	入居者等譲渡	207㎡	207㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			大和屋住宅	No.117	入居者等譲渡	244㎡	-	【譲渡】令和3年4月
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅3号棟	No.144	入居者等譲渡	205㎡	205㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			長安住宅3号棟	No.133	入居者等譲渡	216㎡	216㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			塚ノ元住宅2号棟	No.119	入居者等譲渡	223㎡	223㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅3号棟	No.137	入居者等譲渡	121㎡	121㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅4号棟	No.138	入居者等譲渡	114㎡	114㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅5号棟	No.139	入居者等譲渡	140㎡	140㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和4年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			長安住宅4号棟	No.134	入居者等譲渡	126㎡	126㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅6号棟	No.140	入居者等譲渡	126㎡	126㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			栃木住宅7号棟	No.141	入居者等譲渡	140㎡	140㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			塚ノ元住宅3号棟	No.120	入居者等譲渡	91㎡	91㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			下谷住宅1号棟	No.146	入居者等譲渡	105㎡	105㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			下谷住宅2号棟	No.147	入居者等譲渡	106㎡	106㎡	
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	上神代屋住宅	No.121	廃止(耐用年数経過後)	-	-	■R2 廃止 162㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			城北住宅1号棟	No.122	入居者等譲渡	114㎡	114㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			寺組住宅4号棟	No.145	入居者等譲渡	130㎡	130㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			錦ヶ岡住宅6号棟	No.130	入居者等譲渡	172㎡	172㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和5年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			長安住宅1号棟	No.131	入居者等譲渡	632㎡	632㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄			大坪住宅	No.168	入居者等譲渡	239㎡	239㎡	【方針時期変更】令和3年度→令和6年度
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	塚ノ元住宅1号棟	No.118	単独建替え	-	-	■H27 単独建替え 409㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	城北住宅2号棟	No.123	廃止	-	-	■H29 廃止 117㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	弥栄	-	-	城北住宅3号棟	No.124	入居者等譲渡	-	-	■H29 入居者譲渡 117㎡
10	公営住宅	7	地域定住住宅	三隅	1	1	若者定住住宅	No.101	民間譲渡	565㎡	565㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	金城	1	1	湯屋団地住宅_特公賃		単独建替え	368㎡	368㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭	4	4	ニュー市木		単独建替え	167㎡	167㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭			あさひインターハイツ(特公賃)		単独建替え	2,720㎡	2,720㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭			ニュー旭ヶ丘		単独建替え	337㎡	337㎡	
10	公営住宅	8	特定公共賃貸住宅	旭			やつおもて		単独建替え	146㎡	146㎡	
10	公営住宅	9	集団移転住宅	三隅	1	1	海石住宅	No.204	廃止(耐用年数経過後)	1,526㎡	1,526㎡	■R元 地元譲渡・貸付(集会所) 300㎡
10	公営住宅	99	小計		66	65	公営住宅		小計	69,459㎡	69,137㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
11	公園	1	公園	浜田	9	9	長沢公園		単独建替え	10㎡	10㎡	
11	公園	1	公園	浜田			相生公園		単独建替え	38㎡	38㎡	
11	公園	1	公園	浜田			平和公園		単独建替え	35㎡	35㎡	
11	公園	1	公園	浜田			昭三公園		単独建替え	17㎡	17㎡	
11	公園	1	公園	浜田			宝幢寺山公園		廃止(耐用年数経過後)	12㎡	12㎡	
11	公園	1	公園	浜田			道分山公園		単独建替え	28㎡	28㎡	
11	公園	1	公園	浜田			ゆうひ公園		単独建替え	40㎡	40㎡	
11	公園	1	公園	浜田			海のみえる文化公園		単独建替え	59㎡	59㎡	公衆便所
11	公園	1	公園	浜田					廃止(耐用年数経過後)	349㎡	349㎡	管理事務所・野外ステージ
11	公園	1	公園	浜田			城山公園		単独建替え	14㎡	14㎡	
11	公園	1	公園	金城	1	1	島村抱月生誕地顕彰の杜公園		単独建替え	27㎡	27㎡	
11	公園	1	公園	旭	3	3	旭温泉公園		廃止(耐用年数経過後)	437㎡	437㎡	ゲートボール上屋
11	公園	1	公園	旭	-	-	八戸川農村公園	No.148	廃止	-	-	■R2 廃止 21㎡
11	公園	1	公園	旭			旭豊の里公園		単独建替え	24㎡	24㎡	
11	公園	1	公園	旭			旭ふるさと歴史公園		単独建替え	203㎡	203㎡	資料館等
11	公園	1	公園	旭					廃止(耐用年数経過後)	4㎡	4㎡	物見やぐら
11	公園	1	公園	旭	-	-	庁舎前庭園バス停留所	No.193	統廃合	-	-	■H29統廃合 11㎡
11	公園	1	公園	弥栄	1	1	小角農村公園		廃止(耐用年数経過後)	3㎡	3㎡	
11	公園	1	公園	三隅	10	10	三隅公園		単独建替え	21㎡	21㎡	
11	公園	1	公園	三隅			田の浦公園		統廃合	296㎡	296㎡	
11	公園	1	公園	三隅			向野田児童公園		単独建替え	6㎡	6㎡	
11	公園	1	公園	三隅			大麻山公園		単独建替え	41㎡	41㎡	
11	公園	1	公園	三隅			龍雲寺公園		単独建替え	15㎡	15㎡	
11	公園	1	公園	三隅			須津防災多目的広場公衆便所		単独建替え	27㎡	27㎡	
11	公園	1	公園	三隅			大谷農村公園		単独建替え	24㎡	24㎡	
11	公園	1	公園	三隅			下今明農村公園		単独建替え	24㎡	24㎡	
11	公園	1	公園	三隅			井野児童農園		廃止(耐用年数経過後)	20㎡	20㎡	公庫
11	公園	1	公園	三隅			杉の森運動公園		廃止(耐用年数経過後)	12㎡	12㎡	
11	公園	99	小計		24	24	公園			1,786㎡	1,786㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	浜田	3	3	浜田浄苑		単独建替え	3,353㎡	3,353㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	浜田			不燃ごみ処理場		単独建替え	5,905㎡	5,905㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	浜田			埋立処分場		単独建替え	2,274㎡	2,274㎡	
12	供給処理施設	1	供給処理施設	三隅	-	-	三隅ごみ処理センター	No.149	廃止	-	-	■H27 廃止 597㎡
12	供給処理施設	1	供給処理施設	三隅	-	-	一般廃棄物最終処分場	No.150	廃止	-	-	■H27 廃止 92㎡
12	供給処理施設	99	小計		3	3	供給処理施設		小計	11,532㎡	11,532㎡	
13	その他	1	その他	浜田	16	16	竹迫便所		単独建替え	6㎡	6㎡	

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考
13	その他	1	その他	浜田			栄町バス待合所		単独建替え	33㎡	33㎡	
13	その他	1	その他	浜田			浜田駅関連施設		単独建替え	355㎡	355㎡	
13	その他	1	その他	浜田			栄町公衆便所		単独建替え	22㎡	22㎡	
13	その他	1	その他	浜田			浜田市火葬場		統廃合	629㎡	629㎡	
13	その他	1	その他	浜田			桧ヶ浦公衆便所		単独建替え	21㎡	21㎡	
13	その他	1	その他	浜田			生湯公衆便所		単独建替え	5㎡	5㎡	
13	その他	1	その他	浜田			日脚農機具格納庫		単独建替え	35㎡	35㎡	
13	その他	1	その他	浜田			長沢防災備蓄倉庫	No.152	単独建替え	73㎡	73㎡	
13	その他	1	その他	浜田			防災行政無線中継局		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	浜田			周布駅舎	No.153	廃止(耐用年数経過後)	83㎡	83㎡	駅舎
13	その他	1	その他	浜田			大水道バス待合所		単独建替え	4㎡	4㎡	
13	その他	1	その他	浜田			竹迫町バス待合所		単独建替え	6㎡	5㎡	【R3その他】▲1㎡
13	その他	1	その他	浜田			外ノ浦観光トイレ		単独建替え	18㎡	18㎡	
13	その他	1	その他	浜田			ストックヤード		廃止(耐用年数経過後)	154㎡	154㎡	
13	その他	1	その他	浜田			浜田市指定ごみ袋等保管用ユニットハウス		単独建替え	75㎡	75㎡	
13	その他	1	その他	浜田	-	-	文化財プレハブ倉庫	No.174	廃止	-	-	■H29 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	浜田	-	-	旧落合金次郎宅	No.151	廃止	-	-	■H28 廃止 89㎡
13	その他	1	その他	浜田	-	-	金周布公衆便所	No.154	廃止	-	-	■H28 廃止 12㎡
13	その他	1	その他	浜田	-	-	周布駅舎(駐輪場)	No.153	廃止	-	-	■H28 廃止 59㎡
13	その他	1	その他	金城	6	6	生活路線バス車庫		単独建替え	36㎡	36㎡	
13	その他	1	その他	金城			七条バス待合所(上り)		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	金城			七条バス待合所(下り)		単独建替え	6㎡	6㎡	
13	その他	1	その他	金城			波佐バス停公衆便所		単独建替え	14㎡	14㎡	
13	その他	1	その他	金城			小国バス停公衆便所		単独建替え	3㎡	3㎡	
13	その他	1	その他	金城			雲城公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡	
13	その他	1	その他	金城	-	-	今福公衆便所	No.175	廃止	-	-	■H29 廃止 5㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(久佐)	No.205	廃止	-	-	■R元 廃止 5㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(今福)	No.206	廃止	-	-	■R元 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(美又)	No.207	廃止	-	-	■R元 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(雲城)	No.208	廃止	-	-	■R元 廃止 36㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(波佐)	No.209	廃止	-	-	■R元 廃止 10㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	ゴミ収集ボックス(小国)	No.210	廃止	-	-	■R元 廃止 5㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	美又口(小瀬原)公衆便所	No.176	廃止	-	-	■R元 廃止 4㎡
13	その他	1	その他	金城	-	-	波佐団地公営住宅付属集会施設(菅沢会館)	No.155	地元譲渡・貸付	-	-	■H30 地元譲渡 88㎡
13	その他	1	その他	旭	6	6	CATV旭中継施設局舎		単独建替え	9㎡	9㎡	
13	その他	1	その他	旭			バス停留所		単独建替え	21㎡	21㎡	■H29 No.194 旧石見今市バス待合所 統廃合 4㎡

浜田市公共施設方針一覧(令和3年10月1日時点)

大CD	大分類	小CD	小分類	自治区	施設数(前年)	施設数(本年)	施設名称	実施計画NO	施設別方針	延床面積 R2.10月	延床面積 R3.10月	備考		
13	その他	1	その他	旭			旭火葬場		統廃合	155㎡	155㎡			
13	その他	1	その他	旭			重富高速バス停留所		単独建替え	264㎡	264㎡			
13	その他	1	その他	旭			旭温泉観音堂		単独建替え	7㎡	7㎡			
13	その他	1	その他	旭			石見今市バス待合所		単独建替え	8㎡	8㎡			
13	その他	1	その他	旭	-	-	旭支所庁舎前公衆便所	No.156	廃止	-	-	■H29 廃止 20㎡		
13	その他	1	その他	弥栄	4	4	CATV弥栄中継施設局舎		単独建替え	9㎡	9㎡			
13	その他	1	その他	弥栄			弥栄火葬場		統廃合	232㎡	232㎡			
13	その他	1	その他	弥栄			長安地区公衆トイレ		単独建替え	15㎡	15㎡			
13	その他	1	その他	弥栄			杵束公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡			
13	その他	1	その他	弥栄	-	-	林業地域給水施設(栃木)	No.157	廃止	-	-	■H30 廃止 2㎡		
13	その他	1	その他	弥栄	-	-	林業地域給水施設(若松)	No.158	廃止	-	-	■H30 廃止 3㎡		
13	その他	1	その他	弥栄	-	-	林業地域給水施設(権現)	No.159	廃止	-	-	■H30 廃止 3㎡		
13	その他	1	その他	三隅	13	13	ひゃこるネットみすみ情報ステーション	No.161	民間移管	984㎡	984㎡			
13	その他	1	その他	三隅			三隅火葬場		統廃合	505㎡	505㎡			
13	その他	1	その他	三隅			岡見駅舎	No.160	単独建替え	24㎡	23㎡	公衆便所 【R3その他】▲1㎡		
13	その他	1	その他	三隅				廃止(耐用年数経過後)	71㎡	79㎡	駅舎 【R3その他】+8㎡			
13	その他	1	その他	三隅			バス待合所/公衆便所		複合化	21㎡	21㎡			
13	その他	1	その他	三隅			三隅大平桜公衆用便所		単独建替え	3㎡	3㎡			
13	その他	1	その他	三隅			福浦漁港公衆便所		単独建替え	6㎡	6㎡			
13	その他	1	その他	三隅			古湊漁港公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡			
13	その他	1	その他	三隅			須津漁港公衆便所		単独建替え	8㎡	8㎡			
13	その他	1	その他	三隅			三隅バスターミナル		単独建替え	462㎡	462㎡			
13	その他	1	その他	三隅			室谷あずまや		廃止(耐用年数経過後)	29㎡	29㎡			
13	その他	1	その他	三隅			古湊漁港備蓄倉庫		廃止(耐用年数経過後)	9㎡	9㎡			
13	その他	1	その他	三隅			東平原バス待合所		廃止(耐用年数経過後)	3㎡	3㎡			
13	その他	1	その他	三隅			子落しバス待合所		廃止(耐用年数経過後)	3㎡	3㎡			
13	その他	1	その他	三隅	-	-	杉の森練習場	No.162	廃止	-	-	■H30 廃止 166㎡		
13	その他	99	小計		45	45	その他		小計	4,468㎡	4,474㎡			
										437	431	合計	374,211㎡	370,047㎡

令和3年12月8日
総務文教委員会資料
総務部財政課

中期財政計画 及び見通し

-「将来に責任ある持続可能な財政運営」を目指して-

計画期間 令和3年度～令和7年度（5年間）
見通し期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

令和3年12月

浜田市

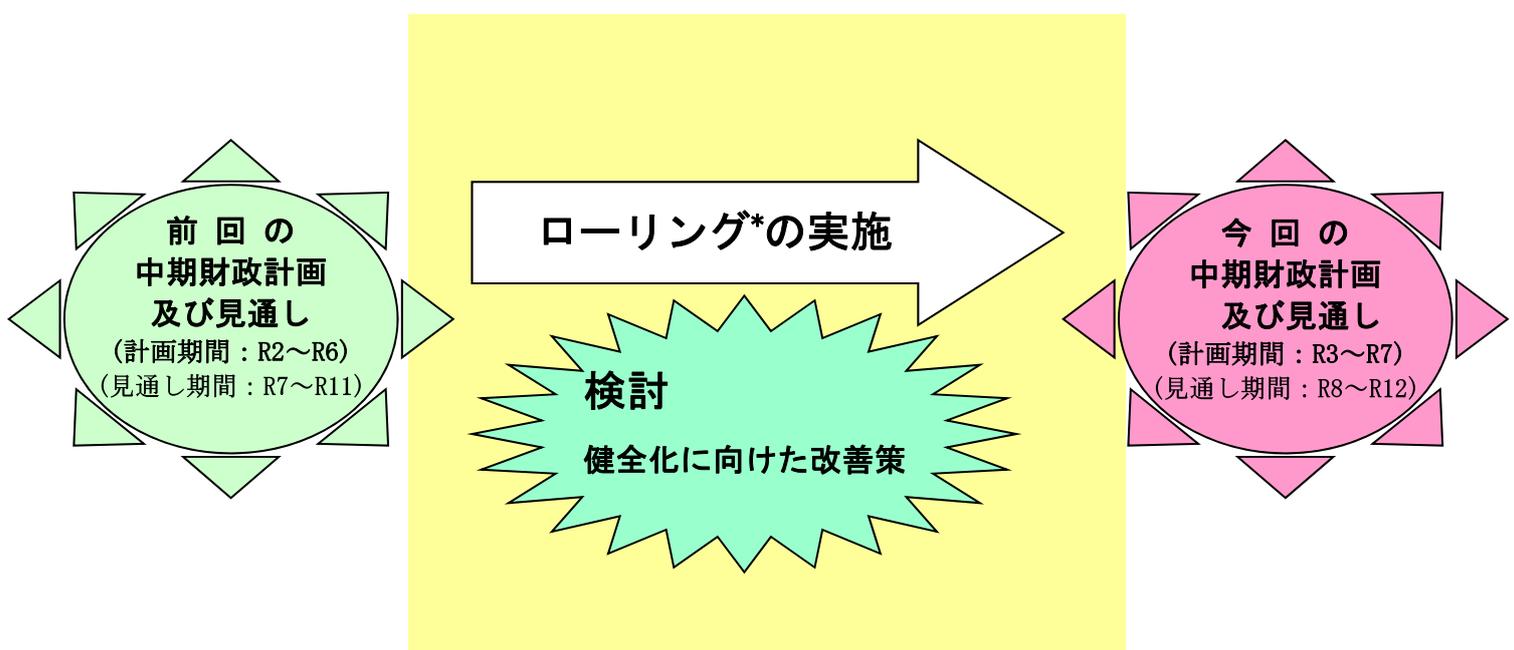
目次

1	策定のポイント.....	1
2	計画の基本的事項.....	2
3	推計の前提条件	
	歳入.....	3
	歳出.....	8
4	財政計画	
	歳入内訳.....	13
	収支・基金内訳.....	13
	歳出内訳.....	14
	財政指標.....	14
5	財政計画・見通しの分析.....	15
6	主要事業.....	17

本文中、*の表示のある用語等については、別冊の用語解説をご参照ください。
記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。

1 策定のポイント

- (1) 令和 2 年度決算においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律*（以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率*が 10.7%（昨年度 10.9%）となり、改善を図ることができましたが、類似団体*の平均値（6.0%）との比較では依然高い水準で推移しております。さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の地域経済に与える影響が見通せないなかで、財政運営は先行きが不透明な状況が続いています。
- (1) 昨年 12 月に策定した中期財政計画及び見通しは、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を期間とし、まちづくりセンターの運営に係る経費に加え、G I G A スクール構想の実現に向けた児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴うランニング経費や、高速情報通信基盤の整備に要する経費も見込んだ上で、令和 5 年度以降は、ふるさと応援基金*の活用等により、財政調整基金*を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能と推計したところです。しかしながら、国の制度改正（一般職員の定年延長等）や、過疎対策事業債*や緊急防災・減災事業債*をはじめとした優良債（交付税措置率の高い地方債）の動向が不透明であること、また新型コロナウイルス感染症による税収等への影響も懸念されていることから、行財政改革に継続して取り組む必要性を強く訴えました。
- (3) 今回の中期財政計画及び見通しでは、期間は昨年度と同様に 10 年間とし、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度まで、見通し期間を令和 8 年度から令和 12 年度までとしています。新たな需要としては、地域包括支援センターの外部委託に係る経費に加え、周布橋の架け替えをはじめとした令和 3 年 8 月の災害復旧関連経費や、河川氾濫対策としての浚渫（堆積土砂の撤去等）などの防災・減災対策に要する経費を盛り込んでいます。



2 計画の基本的事項

(1) 計画期間

(計 画) 令和3年度から令和7年度までの5年間とする。
(見通し) 令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(2) 対象会計区分

普通会計* (一般会計のみ)

(3) 歳入推計

- ・地方税
- ・地方交付税*
- ・国県支出金
- ・地方債等



現行の税制及び地方財政対策諸制度に基づき推計する。

(4) 歳出推計

性質別経費ごとに個別に推計する。

(5) 行財政改革等

- ① 定員適正化計画 (平成30年9月策定) を反映する。
- ② 事務事業評価による事業の見直しを反映する。
- ③ 令和4年度以降を計画期間とする行財政改革実施計画及び公共施設再配置実施計画に基づく効果額の反映は、具体化を待ち次回以降で調整する。

(6) 令和4年度以降の推計

- ① 普通交付税*の算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税の逡減を見込む。
- ② 旧元気な浜田事業*は、一部の事業を除き、事業を再構築し継続するものとして見込む。
- ③ 計画期間のみ財政調整基金による収支調整を行う。

(7) その他

基準となる令和3年度については、今後の補正要因を加えた決算見込額を計上する。

3 推計の前提条件

歳入

(1) 地方税（個人市民税、法人市民税、固定資産税*、軽自動車税、たばこ税、入湯税）

（単位：億円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方税	73	72	88	85	83	81	78	76	75	73

税目	推計方法
個人市民税均等割	・令和3年度と同水準を見込む。
個人市民税所得割	・景気の状態・人口減を考慮し、令和4年度以降毎年1%の減とする。
法人市民税均等割	・令和3年度と同水準を見込む。
法人市民税法人税割	・令和3年度と同水準を見込む。
固定資産税	・土地は地価の下落による影響を見込む。 ・家屋の評価替に伴う減収を3年毎に5%減と見込む。 ・償却資産*は三隅火力発電所の影響額を反映する。 （定率法のため、初期の減額幅が大きくなる） ・クリーンエネルギー*発電設備に伴う償却資産の増収分を見込む。
軽自動車税	・種別割は令和4年度以降毎年1%の増とする。
たばこ税	・令和4年度以降毎年1%の減とする。
入湯税	・令和4年度以降毎年1%の減とする。

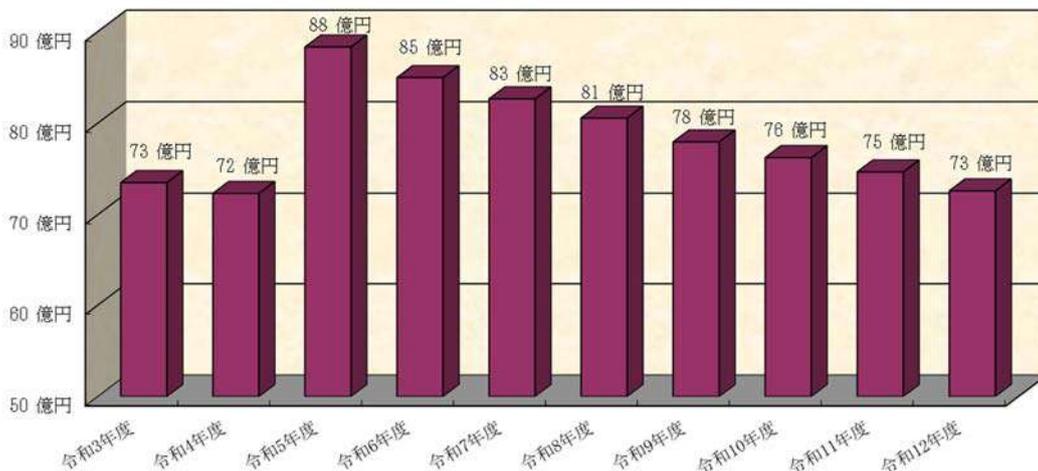
（単位：億円）

固定資産税(償却資産)	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
三隅火力発電所2号機分	-	-	16.8	15.0	13.4	11.9	10.6	9.4	8.4	7.5
クリーンエネルギー分	2.1	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.0	0.8	0.7	0.6

※三隅火力発電所2号機分の固定資産税額は、茨城県の常陸那珂火力発電所2号機の数値を参考に当市で試算した金額です。

○正味の増収効果は、普通交付税との相殺もあり、1/4程度となります。

地方税の推移



(2) 地方譲与税*・各種交付金(地方消費税交付金*等)

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方譲与税、各種交付金	20	19	19	19	19	19	19	19	19	19

(3) 地方交付税

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
普通交付税	110	109	95	96	95	92	92	92	91	92
特別交付税*	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13

《普通交付税》

① 人口減による影響額を減じる。人口ビジョン*の人口推計を反映させる。

	R2	R7	R12
人口ビジョンによる人口推計	54,622 人	49,788 人	46,062 人

② 基準財政需要額*の個別算定経費*(公債費算入分及び事業費補正*を除く)及び包括算定経費*は、令和4年度以降同水準と推計する。

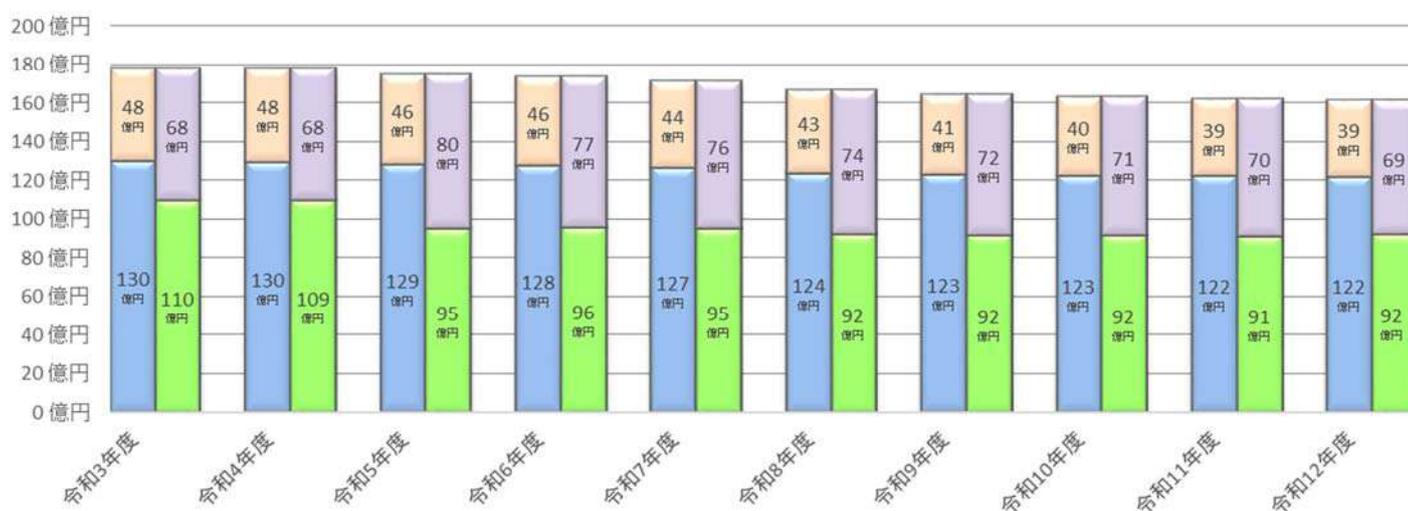
③ 人口減少等特別対策事業費*(2億7千万円程度)は、令和4年度から令和8年度にかけて段階的に減少する前提で推計する。

④ 水道事業統合に伴う影響は個別に推計する。

⑤ 公債費算入分及び事業費補正は個別に推計する。

普通交付税・基準財政需要額・基準財政収入額の推移

■公債費算入以外 ■公債費算入(事業費補正分含む) ■普通交付税 ■基準財政収入額



《特別交付税》

通常ベースを13億円とする。

(4) 使用料及び手数料

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
使用料及び手数料	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4

- ① 令和3年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② ひゃこるネットみすみと石見ケーブルビジョンの統合に伴うケーブルテレビ施設使用料の影響額を見込む。

(5) 国県支出金

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国県支出金	110	92	74	70	73	72	70	70	70	70

- ① 扶助費*の増に伴う影響額を見込む。
- ② 投資的経費*の財源となる場合は、個別に積算する。

(6) 繰入金

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
繰入金	19	24	20	12	10	10	5	6	9	5

- ① 令和7年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 各基金からの繰入金は個別に積算する。

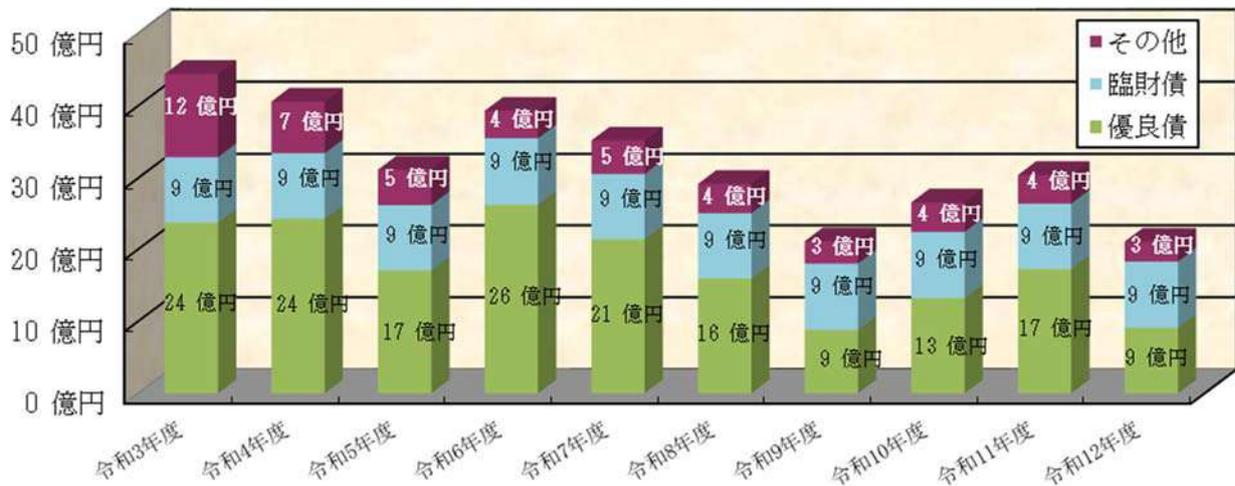
(7) 地方債

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地方債	44	41	31	39	35	29	21	27	30	21

- ① 現行の地方債制度により推計する。
投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用する。
- ② 新過疎法の施行を受け、過疎対策事業債（ソフト分）について発行限度額の逡減を見込む。
- ③ 財政健全化法の施行を受け、実質公債費比率の逡減を図るため、発行総額を適切に管理する。
- ④ 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債*（臨財債）は、令和3年度発行可能額（約9億円）をベースに見込む。

地方債の推移



※ 優良債とは、当市独自の表現で、借りた金額のうち後年度に普通交付税として措置される金額の割合が大きい地方債のことをいいます。(例：過疎対策事業債、辺地対策事業債*、合併特例債*、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債*、緊急浚渫推進事業債*)

(8) その他の収入（ふるさと寄附金*）

（単位：億円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ふるさと寄附金	10	10	8	8	8	8	6	6	6	6

- ① ふるさと寄附金の収入額は上記表のとおり見込む。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れる。
- ③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に令和4年度0.8億円、令和5年度以降2億円、新規施策の財源に令和4年度以降1億円を毎年ふるさと応援基金*から繰入れる。

（単位：億円）

ふるさと応援基金	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
基金への積立額（歳出）	4.6	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	37.6
基金からの繰入金（歳入）	6.7	5.4	7.8	5.2	4.3	5.7	4.7	6.2	8.8	5.3	60.3
行革効果分	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0
予算充実分	5.7	5.4	7.8	5.2	4.3	5.7	4.7	6.2	8.8	5.3	59.3
基金年度末残高	21.2	20.8	16.9	15.8	15.5	13.7	12.0	8.8	3.0	0.7	

〈採択ルール〉

- ① 他の財源が担保されていないものであること
- ② 継続事業でないこと
- ③ 経常的な事業でないこと
- ④ 寄附者の共感を得ることが出来る事業であること

なお、ハード事業については、原則として、優良債（過疎・辺地対策事業債等）の活用を優先する。

歳 出

(1) 人件費*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人 件 費	63	61	60	60	60	59	59	58	57	57

- ① 議員報酬
 - ・ 条例定数 22 人
- ② 特別職報酬
 - ・ 市長、副市長、教育長
- ③ 職員給与費
 - ・ 定員適正化計画に基づく推計
 - ・ 令和 10 年度まで退職者数の 3 分の 2 採用
(ただし、消防職は 1 分の 1 採用)
 - ・ 令和 10 年度までで 88 人の削減を見込む。
 - ・ 消防職の 9 人増員分は、令和 5 年度から段階的に削減
 - ・ 再任用制度導入に伴い退職者の雇用 (7 割) を見込む。
(平成 30 年度から)
 - ・ 再任用職員配置に伴い正規職員の削減を見込む。
(令和元年度から)
 - ・ 再任用職員配置に伴い会計年度任用職員*の削減を見込む。
(平成 30 年度から)
 - ・ 会計年度任用職員への期末手当支給による影響を見込む。
(令和 2 年度から)
 - ・ まちづくりセンターの設置に伴う会計年度任用職員の増を見込む。
(令和 3 年度から)
 - ・ 児童生徒 1 人 1 台端末整備に伴う会計年度任用職員の増を見込む。
(令和 3 年度から)
 - ・ 働き方改革の推進による時間外勤務手当の削減を見込む。
(令和 4 年度から)

人 件 費 及 び 職 員 数 の 状 況

職員区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規職員	47 億円	46 億円	45 億円	45 億円	44 億円	44 億円	44 億円	43 億円	42 億円	42 億円
議員・特別職	2 億円									
会計年度任用職員	12 億円	12 億円	11 億円							
その他	2 億円									
合計	63 億円	61 億円	60 億円	60 億円	60 億円	59 億円	59 億円	58 億円	57 億円	57 億円
正規職員数	567 人 (594 人)	562 人 (595 人)	550 人 (594 人)	541 人 (580 人)	535 人 (576 人)	526 人 (575 人)	521 人 (569 人)	522 人 (573 人)	509 人 (570 人)	508 人 (580 人)

※正規職員数：一般会計部門（消防職を含む）の正規職員数
() 内は再任用職員を含めた人数

(2) 物件費*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
物件費	43	39	37	38	39	38	38	38	40	37

- ① 令和3年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として0.5億円程度措置する。
- ③ 直営施設（2施設）の外部委託化による影響を見込む。
（令和5年度、令和8年度からそれぞれ1施設ずつ外部委託化）
- ④ 令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策経費として、0.5億円程度措置する。
- ⑤ 地域包括支援センター業務の外部委託化による影響を見込む。
（令和4年度から）
- ⑥ 人口減少に連動した事業費の削減を見込む。
（令和8年度から段階的に縮減）
- ⑦ 令和2年度に整備した児童生徒1人1台端末に伴うランニング経費については、下表のとおり見込む。

児童生徒1人1台端末整備に伴うランニング経費の状況

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
人件費分	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3
物件費分	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	4.4
合計	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	5.7

(3) 扶助費

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
扶助費	75	76	77	78	78	79	80	81	82	82

- ① 令和4年度以降は毎年度1%増と想定する。

(4) 補助費等*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
補助費等	50	45	42	40	40	38	36	36	36	35

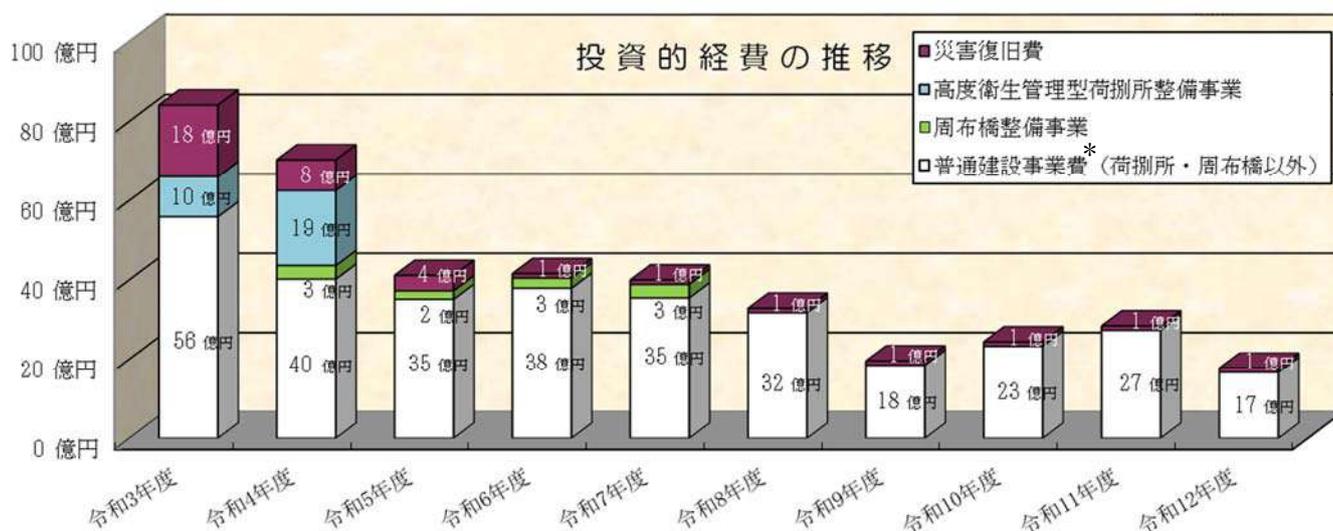
- ① 令和3年度の水準をベースに、個別項目の増減要因を反映させる。
- ② 公共下水道事業への繰出金*は個別に推計する。
(公営企業化により補助費計上)
- ③ 令和4年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として0.5億円程度措置する。
- ④ 令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策経費として、0.5億円程度措置する。
- ⑤ 人口減少に連動した事業費の削減を見込む。
(令和8年度から段階的に縮減)

(5) 投資的経費

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
投資的経費	84	70	41	41	40	33	19	24	28	18

- ① 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を令和4年度0.8億円、令和5年度以降2億円充当する。



(6) 公債費*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公債費	62	63	60	53	49	46	44	44	44	44

- ① 令和3年度以降は個別に推計する。
- ② 借入金利は1.10%（前回同率）で推計する。
(島根県の財政見通しと同率を見込む)
- ③ 実質公債費比率の逡減を図るため、令和6年度まで繰上償還*を実施する。

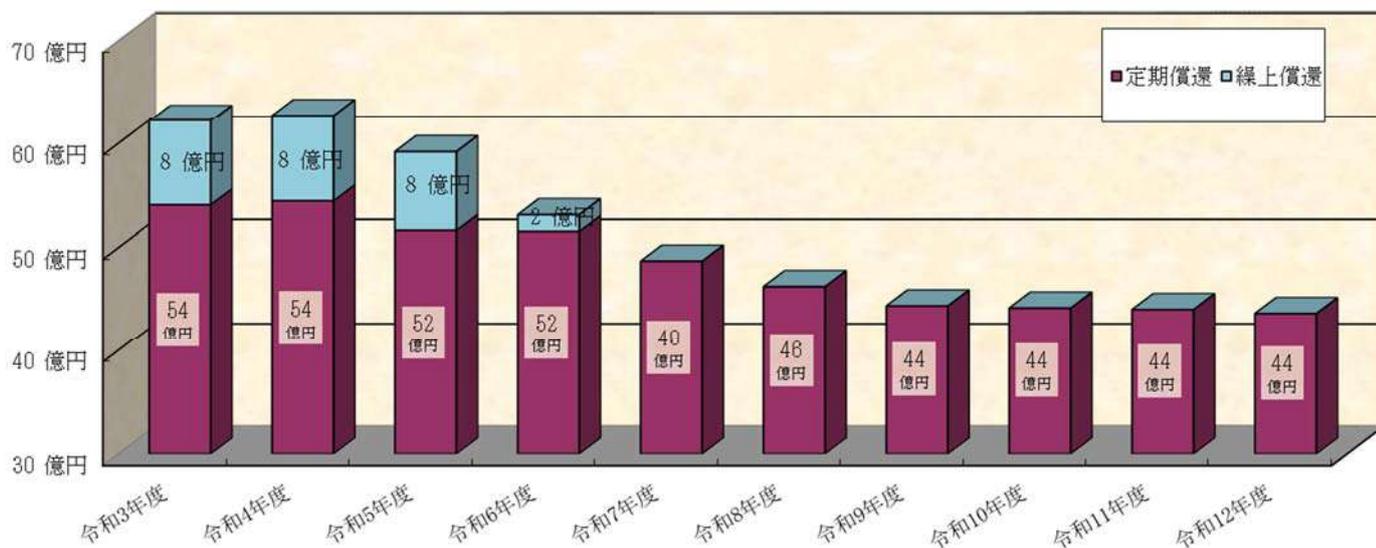
繰上償還の状況（計画含む）

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
繰上償還額	18	15	4	4	12	4	8	14	9	8
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
	6	11	4	7	0	8	8	8	2	

※債務負担行為・特別会計分を含む

公債費の推移



(7) 積立金*

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
積立金	9	5	14	9	7	6	3	3	3	3

- ① 令和7年度までの収支調整は財政調整基金で行う。
- ② 市民生活安定化基金*は、新たに確保した自主財源の1/2を上限として積み立てを行う。ただし、市税に関しては、地方交付税の基準財政収入額として算入される額を除いた額の1/2を上限として積み立てを行う。(積み立てが行える期間の上限は3年とする。)

(8) 繰出金

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
繰出金	34	35	35	35	35	35	35	34	34	34

- ① 下水道事業*に係る繰出金は個別に推計する。
- ② 介護保険*は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込む。
- ③ 後期高齢者医療*に係る繰出金は2%程度の増と見込む。
- ④ 国民健康保険*に係る繰出金において、保険料上昇抑制に係る繰出は見込まない。

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
農業集落排水事業	4.0	4.9	4.6	4.5	4.3	3.9	3.6	3.3	3.1	2.8
漁業集落排水事業	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
生活排水処理事業	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護保険	11.7	11.5	11.6	11.7	11.7	11.7	11.8	11.7	11.7	11.8
後期高齢者医療	11.1	11.3	11.5	11.7	12.0	12.2	12.5	12.7	13.0	13.2
国民健康保険	6.3	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	33.7	34.7	34.6	34.9	34.8	34.6	34.6	34.4	34.4	34.4

4 財政計画

【第1表 歳入内訳】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1. 地方税	億円 73	億円 72	億円 88	億円 85	億円 83	億円 81	億円 78	億円 76	億円 75	億円 73
内 市民税	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26
内 固定資産税	40	39	55	52	50	48	46	44	43	41
2. 地方譲与税、各種交付金	億円 20	億円 19								
3. 地方交付税	億円 125	億円 122	億円 108	億円 109	億円 108	億円 105	億円 105	億円 105	億円 104	億円 105
普通交付税	110	109	95	96	95	92	92	92	91	92
特別交付税	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13
4. 使用料、手数料	億円 6	億円 5	億円 5	億円 4						
5. 国、県支出金	億円 110	億円 92	億円 74	億円 70	億円 73	億円 72	億円 70	億円 70	億円 70	億円 70
6. 繰入金	億円 19	億円 24	億円 20	億円 12	億円 10	億円 10	億円 5	億円 6	億円 9	億円 5
内 財政調整基金		3		2	2	2				
内 減債基金*	5	9	9	2		2				
内 まちづくり振興基金*	2	2	2	2	2	0	0	0		
内 ふるさと応援基金	7	5	8	5	4	6	5	6	9	5
内 市有財産有効活用推進基金*	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0
内 公共施設長寿命化等推進基金*	1	1	1	1	1					
内 高速情報通信基盤整備基金*		2								
7. 地方債	億円 44	億円 41	億円 31	億円 39	億円 35	億円 29	億円 21	億円 27	億円 30	億円 21
内 合併特例債	5	2								
内 過疎・辺地対策事業債	17	17	13	24	19	16	9	13	17	9
内 公共事業等債・資金手当債*	1	1	1	2	2	3	2	3	3	2
内 災害復旧事業債	9	4	2	0	0	0	0	0	0	0
内 臨時財政対策債(可能額)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
8. その他の収入	億円 32	億円 24	億円 26	億円 20	億円 20	億円 20	億円 18	億円 18	億円 18	億円 18
内 ふるさと寄附金	10	10	8	8	8	8	6	6	6	6
内 繰越金	7						0	0	0	0
歳入合計	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 325	億円 330	億円 316

【第2表 収支・基金内訳】

項 目	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入総額	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 325	億円 330	億円 316
正味の歳入総額*	418	388	364	357	352	339	319	325	330	316
歳出総額	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 324	億円 330	億円 315
正味の歳出総額*	417	391	356	355	352	339	319	324	330	315
歳入歳出差額	億円									
正味の歳入歳出差額	1	△3	7	3	1	0	0	0	0	0
基金年度末現在高(普通会計)	億円 150	億円 132	億円 126	億円 123	億円 120	億円 116	億円 114	億円 111	億円 105	億円 103
財政調整基金	46	43	43	41	40	39	39	39	39	39
減債基金	36	27	28	29	29	28	28	28	28	28
まちづくり振興基金	25	23	21	19	17	17	16	16	16	16
ふるさと応援基金	21	21	17	16	15	14	12	9	3	1
その他基金	23	19	17	18	19	20	20	20	19	19

【第3表 歳出内訳】

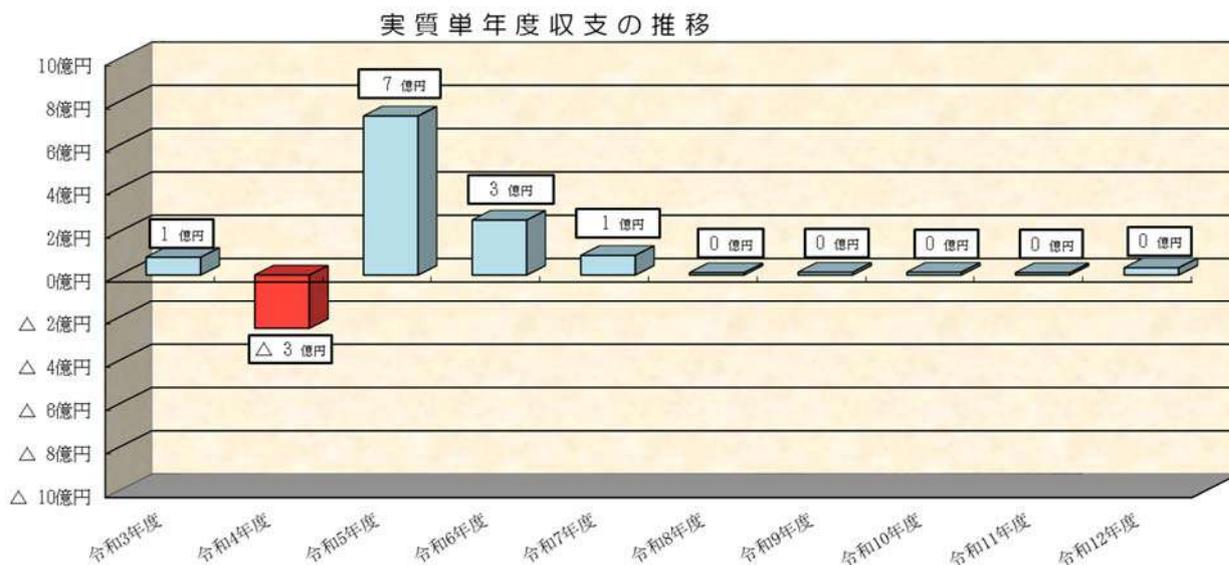
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1. 人件費	億円 63	億円 61	億円 60	億円 60	億円 60	億円 59	億円 59	億円 58	億円 57	億円 57
内 議員報酬手当	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
内 特別職給与	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
内 職員給	47	46	45	45	44	44	44	43	42	42
正規職員数 () 内は再任用含む職員数	567人 (594人)	562人 (595人)	550人 (594人)	541人 (580人)	535人 (576人)	526人 (575人)	521人 (569人)	522人 (573人)	509人 (570人)	508人 (580人)
2. 物件費	億円 43	億円 39	億円 37	億円 38	億円 39	億円 38	億円 38	億円 38	億円 40	億円 37
3. 扶助費	億円 75	億円 76	億円 77	億円 78	億円 78	億円 79	億円 80	億円 81	億円 82	億円 82
4. 補助費等	億円 50	億円 45	億円 42	億円 40	億円 40	億円 38	億円 36	億円 36	億円 36	億円 35
5. 投資的経費	億円 84	億円 70	億円 41	億円 41	億円 40	億円 33	億円 19	億円 24	億円 28	億円 18
6. 公債費	億円 62	億円 63	億円 60	億円 53	億円 49	億円 46	億円 44	億円 44	億円 44	億円 44
内 繰上償還額(ア)	8	8	8	2						
(ア)による繰上償還影響額		△1	△2	△3	△3	△3	△3	△3	△3	△3
7. 積立金	億円 9	億円 5	億円 14	億円 9	億円 7	億円 6	億円 3	億円 3	億円 3	億円 3
内 財政調整基金	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0
内 減債基金	0	0	10	3	0	0	0	0	0	0
内 ふるさと応援基金	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3
内 市民生活安定化基金	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0
8. 繰出金	億円 34	億円 35	億円 35	億円 35	億円 35	億円 35	億円 35	億円 34	億円 34	億円 34
9. その他	億円 9	億円 5								
歳出合計	億円 428	億円 399	億円 372	億円 359	億円 352	億円 339	億円 319	億円 324	億円 330	億円 315

【第4表 財政指標】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
標準財政規模*	億円 205	億円 205	億円 205	億円 203	億円 200	億円 195	億円 192	億円 191	億円 189	億円 188
財政力指数*	0.390	0.388	0.408	0.429	0.449	0.446	0.444	0.442	0.438	0.433
経常収支比率*	% 95.3	% 93.7	% 90.9	% 93.7	% 94.4	% 94.6	% 95.3	% 95.3	% 95.1	% 95.5
実質公債費比率	% 11.2	% 11.3	% 11.4	% 10.9	% 9.9	% 9.1	% 8.2	% 7.8	% 7.6	% 7.4
地方債残高	億円 483	億円 463	億円 436	億円 425	億円 414	億円 399	億円 379	億円 364	億円 354	億円 334

5 財政計画・見通しの分析

- ① 歳入の根幹をなす普通交付税については、算定に用いる国勢調査人口の置き換えに伴う普通交付税交付額の逡減により、見通し期間最終年の令和12年度においては、令和2年度比で6億円が縮減する見込みです。こうしたなか、主要事業のローリングを行うとともに、定員適正化計画による人件費への影響等に加え、新たな需要として、地域包括支援センターの外部委託に係る経費、周布橋の架け替えをはじめとした令和3年8月の災害復旧関連経費や、河川氾濫対策としての浚渫（堆積土砂の撤去等）などの防災・減災対策に要する経費も見込んだ上で推計しております。
- ② こうした結果、実質単年度収支*は、令和4年度に約3億円のマイナスとなりますが、令和5年度以降は、ふるさと応援基金の活用等により、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営を行うことが可能となります。



- ③ しかしながら、学校建設計画をはじめとした大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和10年度以降においては、人口減少に伴う普通交付税交付額の減少などの要因も重なり、財政運営が逼迫することが予想されます。加えて、一般職員の定年延長による影響も懸念されており、今後の財政運営に支障をきたすことが危惧されます。
- ④ このような状況下において、持続可能な財政体質を実現し、その状態を維持していくためには、さらなる行財政改革の取組が求められます。特に、現在の行財政改革実施計画や公共施設再配置実施計画は令和3年度までを計画期間としていることから、新たな行財政改革大綱に基づいた計画を策定し、人口減少等による変化に対応した体制づくりにあわせて、浜田市総合振興計画に掲げる政策実現、新たな行政需要への対応に必要な財源については、既存事業を随時見直しながら、「スクラップ・フォー・ビルド*」による事業構築を図るなど、不断の努力による行財政改革に真摯に取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 行財政改革の取組を加速することにより、「将来に責任ある持続可能な財政運営」を実現し、現役世代の責任として、将来世代により良い「浜田市」を引き継がなければなりません。

6 主要事業

事業年度							
区分	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
継続	160 百万円	399 百万円	82 百万円	58 百万円	7 百万円	30 百万円	78 百万円
	<p style="text-align: center;">市有財産有効活用推進事業【全地域】 8億1,400万円（2,600万円）</p>						
継続		1,710 百万円	259 百万円	176 百万円	104 百万円	26 百万円	151 百万円
	<p style="text-align: center;">高速情報通信基盤整備事業【全地域】 24億2,600万円（1億5,800万円）</p>						
継続			108 百万円	286 百万円			
	<p style="text-align: center;">(仮称)石見第2まちづくり センター整備事業【浜田】 3億9,400万円（1億2,500万円）</p>						
新規			60 百万円	95 百万円			
	<p style="text-align: center;">放課後児童クラブ施設 整備事業【金城・旭】 1億5,400万円（100万円※1）</p> <p style="text-align: right;">※1:旭は、県道改良事業に伴う移転補償費を充当する ため、実質市負担[※]はなし</p>						
継続				10 百万円	1,151 百万円	999 百万円	
	<p style="text-align: center;">エコクリーンセンター基幹改良工事負担金 21億6,000万円（6億4,800万円）</p>						
継続	420 百万円	9 百万円	26 百万円	21 百万円			
	<p style="text-align: center;">元谷団地圃場整備事業【金城】 4億7,700万円（1億6,400万円）</p>						
継続	1 百万円	8 百万円	14 百万円	7 百万円	25 百万円	45 百万円	78 百万円
	<p style="text-align: center;">杵束・安城地区圃場整備事業【弥栄】 1億7,600万円（0円）</p>						
継続	3,709 百万円	1,024 百万円	1,891 百万円				
	<p style="text-align: center;">高度衛生管理型荷捌所整備事業【浜田】 66億2,400万円（3億7,900万円）</p>						
継続	264 百万円	21 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	32 百万円	158 百万円
	<p style="text-align: center;">戸地線改良事業【旭】 5億6,800万円（8,600万円）</p>						
継続	709 百万円	329 百万円	158 百万円	333 百万円			
	<p style="text-align: center;">浜田駅周辺整備事業【浜田】 15億2,800万円（3億100万円）</p>						

事業年度							
区分	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
継続	66 百万円	26 百万円	21 百万円	21 百万円	32 百万円	32 百万円	16 百万円
	井野37号線道路改良事業【三隅】 2億1,300万円（3,000万円）						
継続	45 百万円	129 百万円	200 百万円	152 百万円			
	公共残土等処理場整備事業【三隅】 5億2,600万円（0円）						
継続	50 百万円	50 百万円	50 百万円	35 百万円	35 百万円		
	通学路等緊急安全対策事業【全地域】 2億2,000万円（0万円）						
新規			342 百万円	213 百万円	258 百万円	341 百万円	
	周布橋整備事業【浜田】 11億5,500万円（2億6,300万円）						
新規			49 百万円	49 百万円	49 百万円		
	河川緊急浚渫事業【全地域】 1億4,600万円（4,400万円）						
継続				35 百万円	183 百万円	571 百万円	4,380 百万円
	学校建設事業【浜田】 51億6,900万円（15億5,600万円）						
継続		50 百万円	50 百万円	50 百万円			
	学校施設緊急改修事業【全地域】 1億5,000万円（0万円）						
新規			22 百万円	18 百万円	22 百万円	24 百万円	
	学校体育館トイレ洋式化事業【全地域】 8,500万円（2,600万円）						
継続			45 百万円	190 百万円	494 百万円	24 百万円	
	歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）【浜田】 7億5,300万円（0円）						

※ 事業費ベースで記載しています。ただし、()内は実質市負担を表します。

※ "区分"については、今年度の計画策定において新たに掲載した事業を"新規"、前年度策定の計画で掲載されていたものを"継続"としています。

※ テキストボックスの右側矢印がない事業は令和8年度以降も事業が継続しています。

※ 掲載している金額は、全体事業費ではなく、事業開始から令和12年度までの合計金額です。

「中期財政計画及び見通し」 用語解説

令和3年12月

浜田市

用語	掲載ページ	説明
あ行		
い 一般財源		財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。 地方税、地方譲与税、地方交付税等があります。
か行		
か 介護保険	12	保険に入っている人が保険料を出し合い、介護が必要なときに認定を受け、サービスを利用するしくみになっています。 40歳以上の方は、原則として介護保険の被保険者となり、認定を受けた被保険者はサービス費用の1割を負担することでサービスを利用することができます。
会計年度任用職員	8	従来は臨時・非常勤職員に替わる新たな任用制度に基づく一般職非常勤職員。新任用制度は令和2年4月から導入されています。
過疎対策事業債	1・6・7・13	令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）第2条の規定により公示された市町村が、同法第8条の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業に対して発行できる特例債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和12年度までの時限立法）
合併特例債	6・7・10・13	合併市町村が、まちづくり推進のため、市町村計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く20ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことです。事業費の95%が充当され、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
き 基準財政収入額	4・12	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入、各譲与税等を一定の方法により算定したものです。
基準財政需要額	4	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政的な必要額を算定したものです。
旧元気な浜田事業	2	「第2次浜田市総合振興計画」に掲げた7つのまちづくり大綱に基づく各種施策のうち、特に重点的に取り組む項目として、「元気な浜田」をつくるためのロードマップに掲載し実施している浜田市の将来像の実現につながる事業を指します。
緊急自然災害防止対策事業債	6	災害の発生を予防し、拡大を防止するために緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和7年度まで）
緊急浚渫推進事業債	6	全国的に相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消するために河川維持管理計画等に基づき実施される地方単独事業に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。 （令和6年度まで）

用語	掲載ページ	説明																								
緊急防災・減災事業債	1・6	防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等に対して発行できる地方債です。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。 (令和7年度まで)																								
繰上償還	11・14	地方債において、償還の期限が到来する前に未償還額の全額または一部を繰り上げて償還することです。																								
繰出金	10・12・14	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費のことです。																								
クリーンエネルギー	3	電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のことです。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれます。具体的には、太陽光、水力、風力、地熱などが挙げられます。																								
け 経常収支比率	14	経常的に発生する経費に充当した一般財源の経常一般財源に対する割合で、財政構造の弾力性を判断するための指標です。																								
下水道事業	12	主に雨水(うすい)および汚水(おすい)を、地下水路などで集めたのち公共用水域へ排出するための施設・設備の集合体であり、浄化などの水処理を行います。																								
減債基金	13・14	地方債の償還およびその信用維持のため、地方自治法第241条の規定により設けられる基金のひとつです。 <参照> (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。																								
健全化判断比率		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入されたもので、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準があります。早期健全化基準、財政再生基準は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」(早期健全化基準のみ)により判断され、経営健全化基準は、公営企業の経営状況の深刻度を示す「資金不足比率」により判断されます。早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準をそれぞれ上回った場合は、早期健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要となります。 市町村の基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>11.25%~15.00% (注1)</td> <td>20.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>16.25%~20.00% (注2)</td> <td>30.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>25.00%</td> <td>35.00%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>350.00% (注3)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資金不足比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>20.00%</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 財政規模により異なり、浜田市の場合は12.46% (注2) 財政規模により異なり、浜田市の場合は17.46% (注3) 政令市は400.00%		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準	実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-	連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-	実質公債費比率	25.00%	35.00%	-	将来負担比率	350.00% (注3)	-	-	資金不足比率	-	-	20.00%
	早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準																							
実質赤字比率	11.25%~15.00% (注1)	20.00%	-																							
連結実質赤字比率	16.25%~20.00% (注2)	30.00%	-																							
実質公債費比率	25.00%	35.00%	-																							
将来負担比率	350.00% (注3)	-	-																							
資金不足比率	-	-	20.00%																							
こ 後期高齢者医療	12	75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度のことです。従前の「老人保健法」による老人医療制度では、他の健康保険等の被保険者資格を有したまま老人医療を適用していたのに対し、後期高齢者医療制度では適用年齢(75歳以上)になると、加入していた国保や健保を脱退し、後期高齢者だけの独立した保険に入るといった点が異なります。																								

用語	掲載ページ	説明
公共事業等債	13	補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象として発行できる地方債です。事業費の原則90%充当であり、発行額のうち財源対策分(40%)の50%が普通交付税の基準財政需要額に理論的に算入されます。
公共施設長寿命化等推進基金	13	公共施設の修繕、改修等による長寿命化及び除却に関する事業を推進することを目的として、令和2年度に造成した基金です。
公債費	11・14	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利子の支払いに要する経費のことです。
高速情報通信基盤整備基金	13	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を基金として積み立て、市内のケーブルテレビ回線を光回線に改修する高速情報通信基盤整備事業を実施することを目的として、令和2年度に造成した基金です。
国民健康保険	12	国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的し、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う社会保険のことです。
固定資産税	3・13	毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課する税金のことです。
個別算定経費	4	普通交付税の基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の個別の項目による算定を行う経費のことです。
さ行		
さ 財政調整基金	1・2・5・12・13・14・15	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うため、財源に余裕のある年度に積み立て、財源不足が生じる年度に取り崩しを行います。
財政力指数	14	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年度の平均で、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
し 事業費補正	4	普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる測定単位の数値補正の一種で、各地方公共団体ごとの公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金を指標として、それらの一定割合の額を基準財政需要額に割増算入するためのものです。
資金手当債	13	一般的に、発行額または元利償還金が後年度に普通交付税の基準財政需要額へ算入されない地方債のことをいいます。
実質公債費比率	1・6・11・14	地方債協議制度(平成18年度移行)において、地方債信用維持の観点から、財政状況の悪化している地方公共団体に対して、早期是正のための措置を講ずる必要があるため設けられた指標で、18%以上となる地方公共団体は、地方債の借り入れに引き続き許可を要することとされています。 地方公共団体の一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す比率です。 財政健全化法の健全化判断比率の一つです。
実質市負担	17・18	浜田市の造語で、地方債のうち、実際に償還が発生した年度に普通交付税により措置される金額を市費から差し引いた金額で、浜田市が実際に負担する金額です。

用語	掲載ページ	説明
実質単年度収支	15	今年度と前年度の実質収支の差に実質的な黒字要素（基金の積立、市債の繰上償還）および赤字要素（基金の取崩）を除外した実質的な単年度の収支です。
市民生活安定化基金	12・14	水道料金や国民健康保険料等の急増を抑制し、市民生活の安定を図るための財源として、平成29年度に造成した基金です。なお、企業立地等による税収や財産処分など、新たに確保した自主財源の1/2を上限に基金へ積み立てを行います。
市有財産有効活用推進基金	13	土地の利活用や処分のための公共施設の解体経費等の財源として、平成29年度に造成した基金です。
償却資産	3	会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることが出来る土地及び家屋以外の構築物や機械・器具・備品等をいいます。
正味の歳出総額	13	歳出総額から財政調整基金積立金及び公債費繰上償還額を差し引いた実質的な単年度の歳出予算額を表しています。
正味の歳入総額	13	歳入総額から繰越金、財政調整基金繰入金及び繰上償還財源としての減債基金繰入金を差し引いた実質的な単年度の歳入予算額を表しています。
人件費	8・9・14・15	職員等に対する勤労の対価や報酬、社会保険料等の経費のことです。
人口ビジョン	4	令和3年12月に策定予定の「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」の中で提示している浜田市の人口の将来展望のことです。
人口減少等特別対策事業費	4	地方公共団体による人口減少対策等の取り組みを息長く支援する観点から、平成27年度に創設された普通交付税の基準財政需要額の算定項目です。
す スクラップ・フォー・ビルド	16	令和3年10月に策定した「浜田市行財政改革大綱」の中で掲げている行財政改革の手法のひとつで、政策の優先順位の再構築や既存事業を見直しをすることで生み出した財源を新規事業に充てることです。
た行		
ち 地方公共団体の財政の健全化に関する法律	1	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。（平成19年6月成立） 平成20年度の決算から特別会計や第3セクターなど、市の財政に影響を及ぼすすべての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標を用いて、健全度を判断することになっています。また、公営企業についても、「資金不足比率」により、経営状況の健全度を判断することになっています。
地方交付税	2・4・12・13	国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源としており、地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方財政の計画的な運営を保障するため、国が一定の基準に基づき交付するものです。普通交付税と特別交付税があります。

用語	掲載ページ	説明
地方消費税交付金	4	都道府県の地方消費税収入額のうち、清算後の地方消費税の2分の1に相当する額が人口及び従業者数の割合で市町村に交付されるものです。なお、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法の成立により、消費税率は平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月には10%へ引き上げられました。
地方譲与税	4・13	国税として徴収され、地方公共団体に対して譲与される税のことです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等があります。
つ 積立金	12・14	特定の目的のために財産を維持し、または資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てるための経費です。
と 投資的経費	5・10・14	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の形成等に向けられ、その支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費のほか、災害復旧に要する経費も含まれます。
特別交付税	4・13	地方交付税の一部で、普通交付税算定に用いられる基準財政需要額または基準財政収入額に反映することの出来なかった具体的な事情を考慮して交付されるものです。
は行		
ひ 標準財政規模	14	普通交付税算定の仕組みを通じて表されるその地方公共団体の標準的な一般財源の規模のことです。
ふ 扶助費	5・9・14	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障がい者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。
普通会計	2・13	個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことです。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、一般会計等とも表現されています。当市の場合、平成23年度で住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されたため、一般会計のみが対象となります。
普通建設事業費	10	道路、橋梁、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業費に要する投資的経費のことです。
普通交付税	2・3・4・6・13・15・16	各地方公共団体ごとの標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合、その不足額を基礎として地方公共団体に交付されるものです。
物件費	9・14	旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等物財調達のための経費です。
ふるさと応援基金	1・7・9・10・13・14・15	当市に寄附されたふるさと寄附金を適正に管理・運用するために創設した基金のことです。
ふるさと寄附金	7・13	自分の故郷や応援したい自治体などへ寄附することで、個人住民税の一部が控除される寄附金のことです。「ふるさと納税」とも呼ばれています。

用語	掲載ページ	説明
ハ 辺地対策事業債	6・7・13	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山間地、離島その他へんびな地域について、辺地所在市町村が辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画のもとに実施する事業に対して認められる特例債です。地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められています。事業費の原則100%充当であり、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
ほ 包括算定経費	4	普通交付税の算定方法を抜本的に簡素化するとともに、交付税の予見可能性を高める観点から、基準財政需要額で算定する経費のうち、従来型の算定を行う「個別算定経費」以外の人口と面積を基本とする簡素な基準により算定する経費のことです。
補助費等	10・14	各種団体に対する補助金、交付金、一部事務組合に対する負担金、報償費、保険料等の経費です。
ま行		
ま まちづくり振興基金	13	地域振興及び市民の連帯の強化による一体的なまちづくりの推進に資するため設置した基金のことです。
ら行		
り 臨時財政対策債	6・13	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入にかかわらず、その元利償還金相当額が後年度基準財政需要額に算入されます。
る 類似団体	1	決算統計（地方財政状況調査）等の報告に基づいて、総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表という類型別の区分のことです。類似団体別市町村財政指数表では、人口と産業構造の2要素の組み合わせにより、市町村を分類しています。同じ類型に属する団体を総称して類似団体と言います。
ろ ローリング	1・15	計画期間は同じ年数を保ちながら当該年度をその都度初年度とし、実績と計画との差を評価しつつ計画の見直しを行うことです。

広島広域都市圏への加入について

浜田市、邑南町、美郷町の3市町は、令和4年4月から、広島広域都市圏への加入について検討していますので報告いたします。

1 広島広域都市圏の概要

広島広域都市圏は、広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの25市町で構成されています。

広島広域都市圏においては、国の「連携中枢都市圏構想」に掲げられた「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に関する取組を展開しています。



【現在の構成市町】

○広島県

広島市(連携中枢都市), 呉市, 竹原市, 三原市, 三次市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町

○山口県

岩国市, 柳井市, 周防大島町, 和木町, 上関町, 田布施町, 平生町

～連携中枢都市圏構想～

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策であり、地方交付税による財政措置が講じられるものです。

(裏面へ)

2 加入の目的

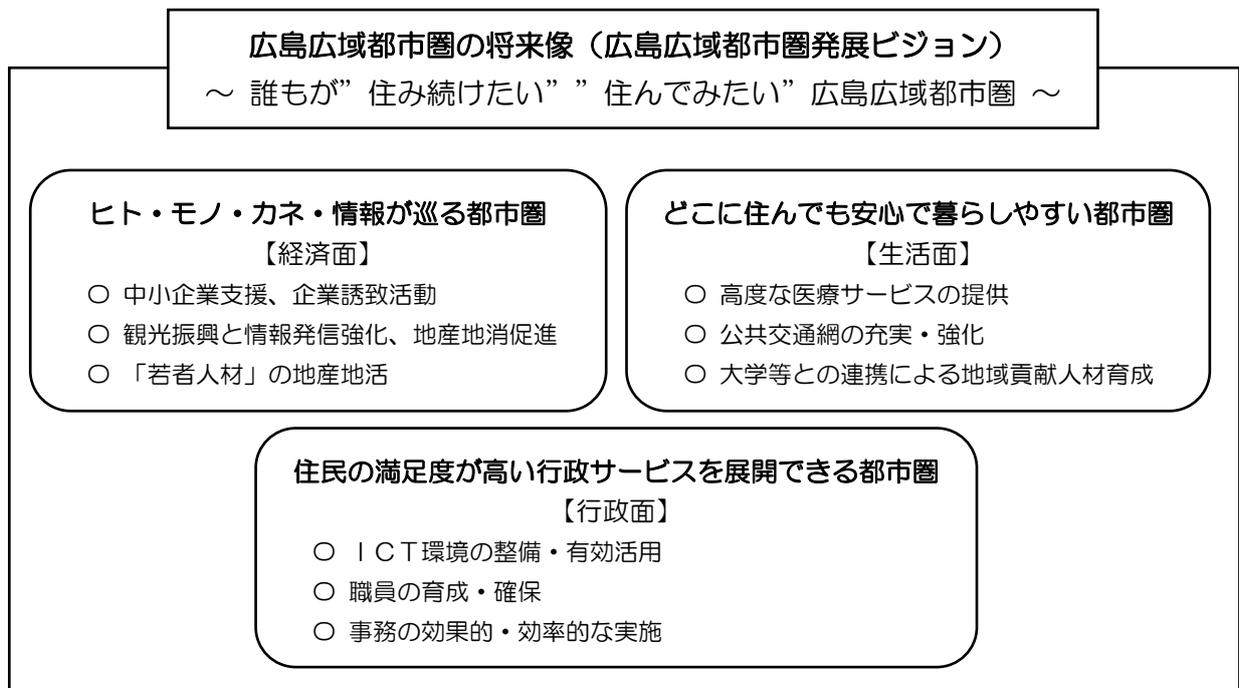
人口減少・少子高齢化が進む中、それぞれの自治体による独自の施策展開に加え、県内の市町村を中心に連携を図りながら施策を展開してきましたが、急激に変化していく社会情勢による将来的な経済活動の停滞や住民生活への影響等を考えると更なる展開に踏み出していく必要があります。

そうしたことから、今後、隣県に位置する広島広域都市圏に加わり、県境を越えたさらなる広域連携を図ることにより、経済の活性化、安心して暮らしやすい環境の維持をすすめ、定住人口の増加や関係人口の拡大につなげるものです。

3 加入後の取組

広島広域都市圏において進められている 105 事業のうち、本市が連携できる事業について、事業内容や費用対効果を含めて現在精査を行っています。

連携していくこととした事業については、各担当部署において関係市町と協議・検討を行い、事業を進めていくこととなります。



4 今後のスケジュール

	浜田市、邑南町、美郷町	広島市
12月	各市町において議会へ報告	
2月		第2期広島広域都市圏発展ビジョン（改訂案）、令和4年度予算（案）の公表
3月	各市町で連携協約の議決	連携協約の議決
	連携協約締結式*	
	第2期広島広域都市圏発展ビジョン（改訂）の策定・公表	

※ 広島広域都市圏への加入にあたっては、議会での議決後、広島市と連携協約を締結します。

第2期広島広域都市圏発展ビジョン掲載事業一覧

No.	事業名
1	広島広域都市圏産業振興研究会における連携施策の検討
2	広島広域都市圏地域共通ポイント制度の運用
3	新成長ビジネス事業化支援事業
4	創業・ベンチャー支援事業
5	医療・福祉関連産業の育成
6	環境・エネルギー関連分野支援事業
7	ものづくり販路開拓支援事業
8	自動車産業経営者会の開催
9	多面的企業力向上研修会
10	IT導入支援アドバイザー派遣事業
11	デザイン活用促進事業
12	デザインネットワーク推進事業
13	ひろしまグッドデザイン賞の実施
14	工業技術支援アドバイザー派遣
15	広島広域都市圏における企業誘致活動の連携
16	中小企業支援センター事業
17	圏域特産品の販売促進事業
18	圏域特産品の海外販路拡大支援
19	「食」による観光振興
20	広島広域都市圏観光振興事業
21	広島広域都市圏の情報発信拠点の運営
22	外国人旅行者の受入環境整備（無料公衆無線LAN環境の整備）
23	SNS活用プロモーション事業
24	広島広域都市圏の周遊観光情報の発信の強化
25	広島駅総合案内所の運営
26	広島バスセンター総合案内所の運営
27	広島港総合案内所の運営
28	MICE受入態勢の整備
29	「広島広域都市圏農作物生産・出荷促進商談会」の開催
30	広島広域都市圏地産地消PR事業
31	学校給食における地産地消の推進
32	中山間地域自伐林業支援事業
33	広島かき採苗安定強化事業
34	広島湾七大海の幸PR事業
35	若い世代の介護職理解促進事業
36	広島広域都市圏UIJターン促進協議会事業
37	「有給長期インターンシップ」事業
38	救急相談センター広島広域都市圏の運営
39	ICTを活用した地域医療支援
40	広島市立安佐市民病院の拠点性強化
41	圏域内公共交通網の充実・強化（バス活性化の推進）
42	圏域内公共交通網の充実・強化（JR在来線等の利用促進・機能強化）
43	圏域内の広域幹線道路ネットワークの充実・強化
44	地域貢献人材を育成する大学等への支援
45	広島修道大学との連携による地域貢献人材の育成
46	広島市立大学との連携による地域貢献人材の育成
47	広島地区病院群輪番制病院運営費補助
48	安佐地区病院群輪番制病院運営費補助
49	広島都市圏における救急医療体制の検討
50	広島市立安佐市民病院の圏域北部の医療機関への医療スタッフの派遣等
51	高齢者の社会参加促進に向けたポイント制度の広域的運用
52	在宅医療相談支援窓口運営事業
53	ケアマネジメントの質向上事業

第2期広島広域都市圏発展ビジョン掲載事業一覧

No.	事業名
54	生活困窮世帯学習支援事業
55	一時預かり保育事業の広域利用
56	病児・病後児保育事業の広域利用
57	ひとり親家庭学習支援事業
58	地域子育て支援拠点（子育てひろば）の広域利用
59	青少年支援メンター制度の共同運営
60	放課後児童クラブ職員等専門研修
61	“神楽”まち起こし協議会事業（広島広域都市圏協議会事業）
62	毛利氏関連の博物館等施設による連携事業
63	区役所に設置した就労支援窓口の広域利用
64	既存の山歩きルートを生かした新しい観光事業等の創出
65	広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会事業
66	新規就農者育成事業
67	みなとオアシスにぎわいづくり
68	太田川流域振興交流会議
69	低床低公害バス車両購入費補助
70	下水汚泥の共同処理の検討
71	芸備線を活用した観光振興
72	生活航路への助成
73	バス運行対策費補助
74	広島広域都市圏ICT推進協議会事業
75	広島広域都市圏オープンデータポータルサイトの構築・運用
76	町内会・自治会等情報ポータルサイトの運用
77	“食と酒”まち起こし協議会事業（広島広域都市圏協議会事業）
78	交流・移住・定住促進に係る広域連携事業
79	民泊の促進による圏域の活性化事業（広島広域都市圏協議会事業）
80	圏域内連携・交流促進事業（広島広域都市圏協議会事業）
81	ひろしま北里山キング認定制度の運用
82	地域の防災リーダーの養成
83	避難誘導アプリ「避難所へGo!」の運用
84	消費者被害に関する広域的な情報共有
85	消費者問題に関する講座の開催
86	認知症高齢者見守り事業
87	広島広域都市圏空家等対策研究会の開催
88	圏域内職員人事交流・研修事業（広島広域都市圏協議会事業）
89	技術系職員のOB人材登録制度の運用
90	家屋評価実務研修
91	広島広域都市圏に関する情報発信
92	地方創生に資するSDGsの推進
93	統計データ活用事業
94	航空写真撮影事務
95	図書館の広域利用
96	パートナーシップ宣誓制度の相互利用
97	外国人総合相談窓口の共同設置・運営
98	多言語通訳サービスの広域利用
99	犬猫譲渡連携事業
100	手話通訳サービスの広域利用
101	シェアサイクルの広域利用
102	下水道指定工事店の指定制度の広域的運用
103	備品の相互利用
104	学校給食センターの共同利用
105	事務の共同化・広域連携

(仮称) はまだ IT ラボの整備について

本市で生活している若者の暮らしを支えるとともに、新たに若者が増える施策の一つとして、人（スキルや IT 技術なども含め）と人との出会いや交流から生じる化学反応で、IT を活用した地域課題の解決と地域の活性化を図るため、旧日本海信用金庫駅前支店を活用し整備する。

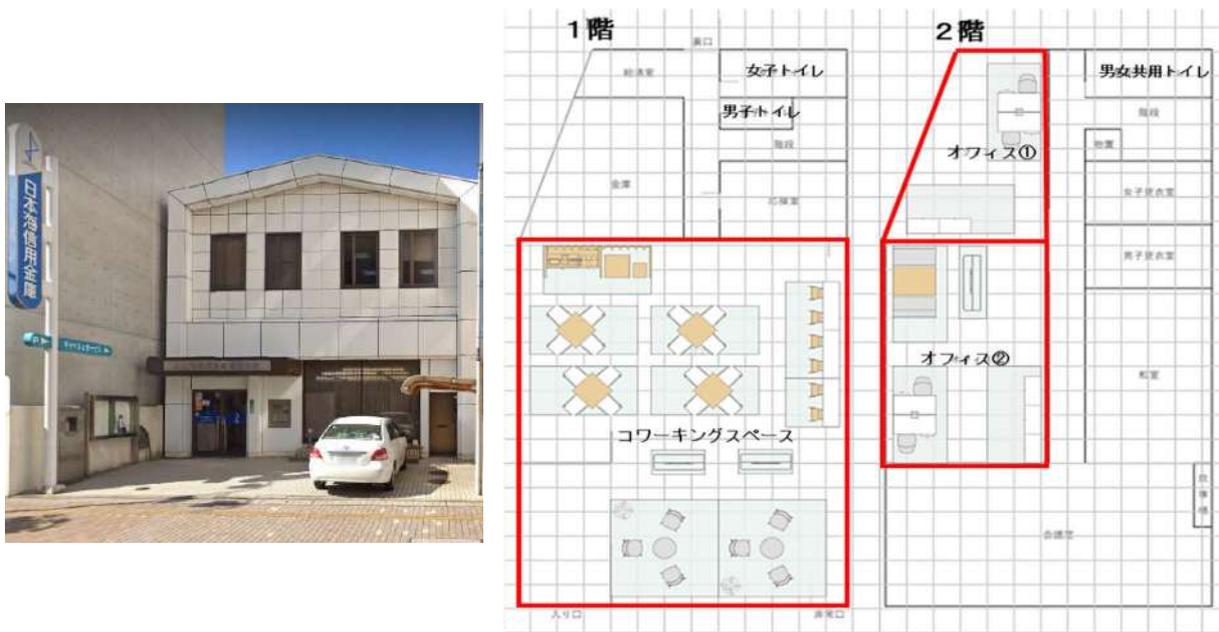
1 施設の概要

(1) コワーキングスペース（1階 約 100 ㎡）

IT 人材、学生や地域の若者などが集い、交流する拠点を整備することで、IT を活用した取組など新たなチャレンジにつなげ、地域活性化を図る。

(2) レンタルオフィス（2階 オフィス①約 19 ㎡、オフィス②約 25 ㎡）

IT 関連事業者が入居する貸事務所を整備することで、「多様な働き方」の実現を支援し、若者の定住につなげる。



2 事業費及びスケジュール（令和 4 年度当初予算計上予定）

(1) 改修費：約 27,000 千円

財源は企業版ふるさと納税、浜田市ふるさと応援基金を活用予定

(2) 運営費：約 6,500 千円／年間

土地・建物については、日本海信用金庫から無償貸与

(3) スケジュール：令和 4 年 4 月工事着工

令和 4 年 8 月オープン（予定）

浜田市協働のまちづくり推進計画の策定について

浜田市協働のまちづくり推進条例に基づき、「協働のまちづくり推進計画」を策定するため、浜田市総合振興計画審議会に「協働のまちづくり検討部会」を設置し、次のとおり検討を行っています。

1 協働のまちづくり検討部会

(1) 位置付け

浜田市総合振興計画審議会の専門部会

(2) 設置目的

ア 浜田市協働のまちづくり推進計画の策定及びその進捗状況の検証

イ まちづくりセンターの検証

(3) 構成（13人）

No.	区分	推薦団体等・職名	役職	氏名	備考
1	識見者	浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会	会長	長 畑 実	部会長
2	関係行政機関の委員及び職員	浜田市社会教育委員の会	会長	富金原 完	副部会長
3		浜田市まちづくりセンター合同連絡会	副会長	原 田 和 義	
4	地域協議会の代表	浜田地域協議会	会長	村 井 栄美子	
5		金城地域協議会	委員	宮 本 美保子	
6		旭地域協議会	副会長	岡 山 令 子	
7		弥栄地域協議会	会長	徳 田 マスエ	
8		三隅地域協議会	会長	石 田 義 生	
9	地区まちづくり推進委員会の代表	後野町まちづくり推進委員会	会長	虫 谷 昭 則	
10		今福地区まちづくり委員会	会長	岩 崎 敏	
11		市木地区まちづくり推進委員会	会長	徳 川 博	
12		弥栄のみらい創造会議	会長	石 橋 正 夫	
13		三隅地域まちづくり会議	会長	齋 藤 正 美	

※構成員は、浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会又は公民館のコミュニティセンター化検討部会の委員であった者のうちから就任

2 浜田市協働のまちづくり推進計画

(1) 計画策定の趣旨

条例の目指す姿である「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を実現するため、「協働」に関する基本的な考えや推進施策を示すこと。

(2) 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間

（裏面あり）

(3) 計画の構成（案）

- ア 協働のまちづくり推進計画の趣旨
- イ まちづくりの現状と課題
- ウ 協働を進めるに当たっての考え方
- エ 協働の現状と課題
- オ 協働のまちづくりの展開
- カ 協働事例

3 検討スケジュール

時期	会議	議会 (総務文教委員会)	その他
7/19 (月)	第 1 回検討部会		
8/11 (水)	第 2 回検討部会		
8/31 (火)	第 3 回検討部会		
9/ 9 (木)	第 4 回検討部会		
10 月	市民・職員意識調査		
11/18 (木)	第 5 回検討部会		
12/ 8 (水)		方針説明	
12/16 (木)	第 6 回検討部会		
12/21 (火)			審議会への中間報告
1月上旬～ 2月上旬		中間報告	・地域協議会への説明 ・パブリックコメント
2 月	第 7 回検討部会		審議会に推進計画(案)を報告
3 月		最終報告	計画決定
4 月			・市民への周知 ・地域協議会への報告

4 市民・職員意識調査（実施期間：令和 3 年 10 月）

	市民意識調査		職員意識調査	
区分	市民アンケート	団体アンケート	職員アンケート	まちづくりセンターアンケート
対象	満 15 歳以上の市民 1,500 人（住民基本 台帳から年代別に 無作為抽出）	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり推進委員会（36 団体） ・町内会・自治会（88 団体） ・NPO 法人（26 法人） ・事業者代表（浜田商工会議所、石央商工会、JA しまね浜田支店、JF しまね浜田支所） ・高等教育機関（5 校） 	正規職員	センター職員
回答方法	郵送又はオンライン		オンライン	

令和3・4年 浜田市成人式の開催について

令和3・4年浜田市成人式については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典への参加は原則事前申込制とし、従来の式典内容を縮小し短時間（30分程度）で開催します。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止・延期とします。

1 開催日時

(1) 令和3年分 ※昨年度からの延期分

令和4年1月3日（月）13時30分～14時00分

（受付開始12時30分）

(2) 令和4年分

令和4年1月9日（日）13時30分～14時00分

（受付開始12時30分）

2 場 所

石央文化ホール（浜田市黒川町4175番地）

3 対 象

- (1) 現在浜田市に住んでいる（浜田市出身でなくても可）方
- (2) 浜田市出身で現在市外に住んでいる方

ア 令和3年 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方

※新成人対象者467人（平成28年3月浜田市内中学校卒業生）

情報提供元：学校教育課

イ 令和4年 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

※新成人対象者484人（平成29年3月浜田市内中学校卒業生）

情報提供元：学校教育課

【過去3年間の参加者数及び出席率について】

令和2年：378人／468人（80.8%）

平成31年：365人／478人（76.4%）

平成30年：439人／535人（82.1%）

4 参加案内

個別案内状の送付（11月9日発送済）

住民基本台帳データにより市内に住所を有する対象者に案内状を送付するとともに、浜田市成人式における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインも併せて送付します。

（裏面へ）

5 参加申込（申込期限：12月15日（水））

参加希望者は「しまね電子申請サービス」により参加申込を行います。

※電話、郵送等での申込も可能です。

6 入場券等の送付（12月上旬より順次送付）

参加申込者に対して次の書類等を送付します。

(1) 入場券兼健康チェックシート（受付時に回収）

(2) 抗原検査キット（本人が自宅で検査）※12月議会表決後

※入場券兼健康チェックシートに、あらかじめ異常がある場合は入場できない旨を明記します。

7 内 容

時間	所要時間	内容	
12：30～13：30	60分	受付開始	
※※式典開始までの間※※ 浜田市関連動画投影 浜田市からのお知らせ（LINE登録等）【定住関係人口推進課】			
13：30～13：32	2分	開式	司会対応
13：32～13：35	3分	浜田市民歌演奏	1番のみ
13：35～13：40	5分	主催者あいさつ	浜田市長
13：40～13：45	5分	来賓祝辞	浜田市議会議長
13：45～13：52	7分	新成人代表あいさつ	男女各1名
13：52～13：57	5分	ビデオレター上映	市内中学校関係映像
13：57～14：00	3分	閉式	司会対応
式典所要時間	30分		

8 出席者（主催）

久保田市長、砂川副市長、岡田教育長

9 来 賓

島根県議会議員

浜田市議会議員

※新型コロナウイルス感染拡大の場合は浜田市議会議長のみとします。

令和 3 年 12 月 8 日
総務文教委員会資料
教育委員会教育総務課

教 育 委 員 会

自己点検・評価報告書

令和 3 年 11 月



浜田市教育委員会

自己点検・評価に当たって

近年の教育を取り巻く環境の変化は大きく、社会情勢の要請から教育委員会制度の改正が行われ、教育行政に大きな変革をもたらしました。

平成 27 年度には、第 2 次浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の策定等教育行政において重要な計画の策定を行い、新たな教育振興計画はこれら上位計画等との連動の強化を図り、市上位計画等の実現をより具現化するための実施計画（アクションプラン）として策定しており、教育委員会としては、本計画に沿って浜田市の教育振興を着実に推進し、教育行政の執行責任を果たしてまいります。

令和 2 年度は、この教育振興計画（平成 28 年度～令和 3 年度）の 5 年目の実施年度となりました。

教育委員会による自己点検及び評価は、その執行責任を果たすために必要な事務であります。この点検及び評価は、執行された学校教育や社会教育、スポーツ、文化財等の具体的な教育行政事務が、教育委員会が決定した基本方針に沿っているのか、それが時代の要請に応えた教育行政となっているのか、教育委員会自らが、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うものです。

なお、この点検及び評価に関することは、教育行政の基本方針に関することなどとともに、教育長に委任できず、教育委員会自らが管理・執行する事務として位置づけられており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 25 条第 2 項）、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています（地教行法第 26 条）。

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、平成 27 年度に策定した浜田市教育振興計画（平成 28 年度～令和 3 年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っています。施策体系にある主要施策と具体的取組一覧から、それぞれの事業について事業終了後、事務局から報告を受け、点検・評価を行い、その結果を、「教育委員会自己点検・評価結果報告書」のとおり取りまとめましたので、地教行法第 26 条の規定により報告します。

令和 3 年 11 月

浜田市教育委員会

《 目 次 》

	ページ
1 教育委員会自己点検・評価（総評）	1
2 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧	9
I 学校教育の充実	
(1) 生きる力の育成	
① ふるさと郷育の推進 (生涯学習課・学校教育課) No. 1	10
② キャリア教育の推進 (学校教育課) No. 2	11
③ 自然体験活動の推進 (学校教育課・生涯学習課) No. 3	12
④ 学力向上総合対策事業 (学校教育課) No. 4	13
⑤ 小中連携教育推進事業 (学校教育課) No. 5	15
⑥ 外国語指導助手の招致 (学校教育課) No. 6	17
⑦ 土曜学習支援事業 (生涯学習課・学校教育課) No. 7	18
⑧ 学校司書等配置事業 (学校教育課) No. 8	19
⑨ 学校支援員配置事業 (学校教育課) No. 9	21
⑩ 小中学校一斉学力調査等実施事業 (学校教育課) No. 10	23
⑪ ICT教育整備事業 (学校教育課) No. 11	24
⑫ 特色ある学校づくりの推進 (学校教育課) No. 12	25
⑬ 学校事務の共同実施 (学校教育課) No. 13	26
⑭ 学校施設整備事業 (教育総務課) No. 14	28
⑮ 学校統合計画策定 (教育総務課) No. 15	30
⑯ 児童生徒の安全で安心な環境の確保 (学校教育課・教育総務課) No. 16	31
⑰ 幼児教育の充実 (教育総務課・学校教育課) No. 17	32
⑱ 幼児教育の環境整備 (教育総務課) No. 18	34
(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進	
① 児童生徒健全育成事業 (学校教育課) No. 19	35
② 問題行動、いじめ等の指導相談 (学校教育課) No. 20	37
③ 親学プログラムの実施 (生涯学習課・学校教育課) No. 21	38
④ 特別支援教育推進事業 (学校教育課) No. 22	39
⑤ 要保護・準要保護児童生徒就学援助 (学校教育課) No. 23	41
⑥ 人権意識高揚の推進 (人権同和教育室) No. 24	43

(3) 食育と体づくりの推進

- | | | |
|-----------------|----------------|----|
| ① 食育推進事業 | (教育総務課) No. 25 | 44 |
| ② 学校給食での地産地消の推進 | (教育総務課) No. 26 | 46 |
| ③ 学校体育大会支援事業 | (学校教育課) No. 27 | 47 |
| ④ 学校保健・環境衛生の充実 | (学校教育課) No. 28 | 48 |

II 家庭教育支援の推進

(1) 家庭教育支援の充実

- | | | |
|-----------------------------|----------------------|----|
| ① 親学プログラムの実施 | (生涯学習課) No. 29 | 50 |
| ② 家庭教育支援チームの結成 | (生涯学習課) No. 30 | 51 |
| ③ つなぐ、つながる事業 (三世代交流・通学合宿支援) | (生涯学習課) No. 31 | 52 |
| ④ 「家読 (うちどく)」の推進 | (生涯学習課・学校教育課) No. 32 | 53 |
| ⑤ P T A活動との連携強化 | (生涯学習課) No. 33 | 54 |

(2) 青少年の健全育成

- | | | |
|----------------|----------------|----|
| ① 関係協議会等への補助事業 | (生涯学習課) No. 34 | 55 |
| ② 青少年団体育成補助事業 | (生涯学習課) No. 35 | 56 |
| ③ 青少年自立支援事業 | (学校教育課) No. 36 | 57 |

III 社会教育の推進

(1) ふるさと郷育の推進

- | | | |
|-----------------------------|----------------|----|
| ① 「浜田市の人物読本」の活用 | (生涯学習課) No. 37 | 58 |
| ② ふるさと再発見事業 | (生涯学習課) No. 38 | 59 |
| ③ ふるさと教育推進事業 (生涯学習課・学校教育課) | No. 39 | 61 |
| ④ 自然体験活動の推進 | (生涯学習課) No. 40 | 62 |
| ⑤ 土曜学習支援事業 | (生涯学習課) No. 41 | 63 |
| ⑥ つなぐ、つながる事業 (三世代交流・通学合宿支援) | (生涯学習課) No. 42 | 64 |
| ⑦ 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業 | (生涯学習課) No. 43 | 65 |

(2) 公民館における人材育成と拠点整備

- | | | |
|-------------|----------------|----|
| ① 公民館活動推進事業 | (生涯学習課) No. 44 | 67 |
|-------------|----------------|----|

	ページ
② 地域課題の解決支援事業 (生涯学習課) No. 45	69
③ 人権・同和問題学習活動 (人権同和教育室) No. 46	71
④ 公民館施設改修事業 (生涯学習課) No. 47	72
 (3) 図書館サービスの充実	
① 多様な分野の図書の実 (生涯学習課) No. 48	73
② レファレンスサービスの充実 (生涯学習課) No. 49	74
③ 「特集展示」コーナーの充実 (生涯学習課) No. 50	75
④ ボランティア登録者数の増加 (生涯学習課) No. 51	76
⑤ 移動図書館車・簡易閲覧所の運用 (生涯学習課) No. 52	77
⑥ 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業 (生涯学習課) No. 53	78
⑦ 電子書籍などの新たな情報への対応 (生涯学習課) No. 54	79
 IV 生涯スポーツの振興	
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
① 総合スポーツ大会の開催 (生涯学習課) No. 55	80
② 浜田市体育協会によるスポーツ振興事業 (生涯学習課) No. 56	81
③ 「体操のまち 浜田」振興事業 (生涯学習課) No. 57	82
 (2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上	
① 「JFA夢の教室」の開催 (生涯学習課) No. 58	83
② トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催 (生涯学習課) No. 59	84
 (3) スポーツ・レクリエーション環境の整備	
① 学校開放事業 (生涯学習課) No. 60	85
② 運動施設整備事業 (生涯学習課) No. 61	86
③ 軽スポーツ活動の推進 (生涯学習課) No. 62	87
 V 歴史・文化の伝承と創造	
(1) 芸術・文化の振興	
① 石央文化ホールの管理運営 (文化振興課) No. 63	89
② 世界こども美術館の管理運営 (文化振興課) No. 64	90

		ページ
③	石正美術館の管理運営	(文化振興課) No. 65………… 91
④	市民による文化活動への支援	(文化振興課) No. 66………… 92
⑤	子どもを育む文化振興	(文化振興課) No. 67………… 93
(2)	伝統文化の保存と継承	
①	伝統文化の保存と継承	(文化振興課) No. 68………… 94
(3)	文化財の調査・保存と活用	
①	文化財の収集・保存	(文化振興課) No. 69………… 95
②	文化財の活用	(文化振興課) No. 70………… 96
③	各指定文化財の管理	(文化振興課) No. 71………… 97
④	市内遺跡発掘調査事業	(文化振興課) No. 72………… 98
⑤	市誌編纂事業	(文化振興課) No. 73………… 99
(4)	地域文化の交流拠点づくり	
①	歴史文化保存展示施設整備事業	(文化振興課) No. 74………… 100
②	浜田城周辺整備事業	(文化振興課) No. 75………… 101
3	浜田市教育振興計画の目標達成度について	………… 103

1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

空 白

1. 教育委員会自己点検・評価（総評）

浜田市教育委員会の自己点検・評価は、平成 27 年度に策定した浜田市教育振興計画（平成 28 年度～令和 3 年度）の施策体系に基づいて点検・評価を行っている。

浜田市教育振興計画の基本理念は、「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の 3 つの「教育推進」により形作られており、この 3 点からなる基本理念を体現するための 5 本の施策の柱である「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」について、総括評価を行う。



I 学校教育の充実

学校教育の充実については、将来を担う子どもの学力や豊かな心、健やかな体力を育む役割を果たしており、「生きる力」を育成することが重要となっていることから、「生きる力」の育成への取組、また、各学校では、学力の向上を図るとともに、子どもの能力や興味を引き出すよう、これまで以上に一人ひとりに応じた指導が重要となっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にす教育の推進に努めた。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月21日から5月10日まで全ての小中学校及び公立幼稚園を臨時休業とした。令和元年度の3月にも臨時休業を行っており、これらの臨時休業に伴う授業の遅れを取り戻すため、令和2年度に限り、小中学校及び公立幼稚園の夏休みを短縮し、学力の保障及び時数の確保に努めた。

また、予算を拡充して学校支援員の増員を行い、すべての小中学校に学校支援員を配置して、学校運営の充実を図った。

環境整備の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、GIGAスクール構想による児童生徒一人一台端末の整備が前倒しとなったため、校内ネットワーク通信整備を実施し、児童生徒、教員用のタブレット、電子黒板等のICT機器の整備を行った。さらに、屋内運動場に使用されている水銀灯照明の製造、輸入中止に伴い、LED照明への更新を開始し、教育環境の充実を図った。

幼児教育においては、公立幼稚園を令和5年4月に現在の4園から1園にする統合方針を示し、またその中で統合幼稚園内に、浜田市幼児教育センターを設置する方針を示すことができた。

浜田市教育委員会として、特に「いじめ問題」に対し、「いじめ」は人の尊厳に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為であることを強く認識しているところであり、人を人として大切にする人権感覚を育てる研修を行うなど「いじめ問題」の根絶に取り組む必要がある。

II 家庭教育支援の推進

家庭教育支援の推進については、家庭環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されているところであり、地域ぐるみで子どもの育ちを支えていく必要がある為、引き続き取組を進める。また、子ども

たちを取り巻く環境の変化を受け、行政による様々な教育施策の展開・推進とともに、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもの育ちを支えるための連携・協働の取組の充実が必要である。これらの現状を踏まえ、家庭教育支援の充実、青少年の健全育成に努めた。

家庭教育支援の充実については、課題であった家庭教育支援チームの設置について、石見、長浜、雲城の3つの公民館においてモデル的に組織し、それぞれの地域のひと・もの・ことを生かした取組を行っており、これらを参考として今後他の地域に広がるよう取組を進める。

青少年の健全育成については、PTA との連携強化、日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから若者に対して、社会参加や就学・就労等社会的自立に向けた支援の継続が必要である。

Ⅲ 社会教育の推進

社会教育の推進については、子どもたちの自然体験や社会経験の不足等を要因として、善悪の判断や規範意識の低下など、家庭や地域での教育力の低下が懸念されている。また、地域住民がより良く暮らすため、地域課題の解決に向けた学びを通して、地域社会の発展、活性化に寄与する人材を育成することが求められている。それらを踏まえ、ふるさと郷育の推進、公民館における人材育成と拠点整備、図書館サービスの充実等の取組を行った。

ふるさと郷育の推進においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない体験活動もある中、工夫して実施した。また、実施した内容について「特色ある自然体験活動実施事例集」及び「海洋教育実践事例集」を作成し、取組を振り返るとともに、今後の事業展開に生かすよう各学校の取組について情報共有を図ることができた。

また、公民館における人材育成と拠点整備についても、地域住民による特色ある取組を支援し、主体的に地域課題の解決に取り組み、地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、学校支援活動、土曜日の教育活動、放課後子ども教室、家庭教育支援活動や地域が主体となった活動等の多様な活動の場として、より多くの住民の参画を促す取組を行っており、令和3年度から公民館がまちづくりセンターに移行しても引き続き取り組んでいく必要がある。

図書館サービスの充実については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時

休館を行ったが、休館中において、サービス向上のための職員研修に取り組んだ。

また、課題であった貴重資料（古文書）をデジタル化するための撮影作業をほぼ完了するまで進めることができた。今後も引き続き、市民、特に子どもの読書活動の普及や、人的サービスの更なる向上を図り、いつでもどこでも、気軽に利用できる市民の施設を心がけていく必要がある。

IV 生涯スポーツの振興

生涯スポーツの振興については、スポーツに対するニーズや関わり方が高度化・多様化している中で、それぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ少年団や競技団体等と連携したスポーツ精神の高揚と競技力の向上、気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツ・レクリエーション環境整備等に取り組んだ。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020オリンピック・パラリンピックも1年延期となり、他の各種大会やイベント行事においても中止や規模縮小が相次いだ。このような中、総合スポーツ大会等において開会式等は行わず、感染拡大防止策を講じて、開催する方法を検討して実施した競技もあった。今後においても感染拡大防止対策を行った上での大会やイベント行事を開催する方法を検討していく必要がある。

浜田市体育協会及び浜田市スポーツ少年団等のスポーツ関係団体への支援及び協力による市のスポーツ振興の効果は大きく、スポーツ人口が減少している中、新たに2団体が体育協会へ加盟されており、引き続き連携を深め、効果を上げられるような工夫を持って、スポーツの振興を図る必要がある。

運動施設の改修・整備等については、水銀灯照明の製造、輸入中止に伴い、LED照明への更新を開始し、運動施設環境の充実を図った。

V 歴史・文化の伝承と創造

芸術文化の振興については、伝統文化の保存・継承、芸術・文化活動の活性化、芸術の鑑賞機会や発表の場の提供等の取組を行い、市内の多種多様な文化・芸術活動等を行う個人や各種団体の活発な活動を応援し、連携を図り、芸術文化の振興・

発展に努めた。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化施設の来館者数も軒並み減少した。このような中、世界こども美術館においては、自宅でも美術館の創作活動が体験できる工作キットの通信販売やSNSによる動画配信に取り組むなど、美術館活動の提供機会の拡大につながる取組を始めた。

文化財行政については、専門機関や識見者と連携して貴重な文化財の調査研究、埋蔵文化財の分布及び発掘調査、文化財の保護活用、資料館等の活用等の取組を行っている。貴重な文化遺産の保護を適切に行い、後世へ確実に継承すること、及び情報の収集や、発掘調査の現地説明会、地域の自治会や各種団体への講演、学校授業での学習会等を通じ、市民、児童、生徒へ学習資料として活用の発信に努めており、継続して取り組む必要がある。

歴史文化保存展示施設のあり方について、令和元年度に策定した「歴史文化保存展示施設の整備方針」を踏まえながら、令和2年度は、歴史文化保存展示施設専門検討委員会を設置し、展示、活用等について専門家による意見を聴きながら検討を行っている。令和3年度にわたって検討を予定しており、引き続き本専門検討委員会を開催し、整備計画を取りまとめていく必要がある。

空 白

2. 浜田市教育振興計画事業進捗状況 教育委員会自己点検・評価項目一覧

教育委員会自己点検・評価表

No. 1

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		郷育
具 体 的 取 組	① ふるさと郷育の推進	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換えた「ふるさと郷育（きょういく）」を推進し、子どもたちに、ふるさとに愛着や誇りを持たせ、将来地元で働きたい、地元に住みたい、という気持ちを育む。地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、ふるさとを愛する心が育つよう地域ぐるみで子どもを育む取組を推進する。	
2 年 度 の 目 標	<p>「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」の活用事業、公民館を核としたふるさと郷育推進事業、中山間地域ふるさと郷育推進事業、ふるさと教育推進事業（県委託事業）等の事業を実施する。</p> <p>また、中学校区毎に学校、家庭、地域のネットワーク体制を構築し、地域ぐるみで子どもを育む体制を推進する。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>1 「浜田市の人物読本ふるさとの50人」の活用事業として人物読本を新4年生へ配付及び活用状況のアンケートを実施した。</p> <p>2 「公民館を核としたふるさと郷育推進事業」を24公民館で実施。</p> <p>3 「中山間地域ふるさと郷育推進事業」を14公民館で実施。</p> <p>4 「親子・三世代交流事業」を8公民館で実施。</p> <p>5 ふるさと教育推進事業（県委託事業）を各小中学校で実施した。</p> <p>6 浜田市小中連携教育での「ふるさと郷育」（県事業を含む）の推進として4つの柱の中の「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成」の取組を中学校区で実施。</p> <p>目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、令和2年度から目標値を80%に上方修正しているが、小学6年が75.6%、中学3年が86.5%で、中学3年生が目標値を達成した。</p> <p>7 9中学校区すべてでネットワーク体制を構築し、各種取組を推進した。</p>	
教育委員会の評価	<p>公民館や地域学校協働活動推進員、地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着しており、小中連携教育の中でも、「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成」を柱の一つとして取組を継続している。</p> <p>目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が75.6%（対前年度比0.4%減）とやや減少したが、中学3年が85.6%（対前年度比6.7%増）と大きく上昇し、目標値を達成している点は、子どもたちの意識が年々向上していると捉えることができる。</p> <p>また、全ての中学校区でネットワーク体制を構築し「地域に開かれた教育課程」を実現していることは評価できる。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 2

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 郷育
具 体 的 取 組		② キャリア教育の推進
担 当 課		学校教育課
内 容		1 キャリア教育の必要性について教職員への啓発を図る。 2 中学校の職場体験活動を広く市民に知らせるための啓発活動を行う。 3 児童生徒が将来に対する夢や希望をもち、学習意欲が高まるようキャリア教育に視点をあてた授業を行う。
2 年 度 の 目 標		キャリア教育推進ネットワークを中学校区に構築する。
2 年 度 の 実 績		1 各中学校区（小中連携教育）でキャリア教育に関する取組を行った。 (1) 一中校区：中学校授業体験・部活動体験（オープンスクール）。 (2) 二中校区：キャリア教育に視点をあてた授業及びキャリア・パスポートの取組を強化。 (3) 三中校区：小中互いの授業公開、ジョブカフェの実施。 (4) 四中校区：小学校の教育活動へ中学生が支援を実施。 (5) 浜田東中校区：新入生説明会やジョブカフェの実施。 (6) 金城中校区：小中連携キャリア教育計画（系統表）による実践、自学ノートコンクール。 (7) 旭中校区：中学1年生の小学校訪問（6年生対象）。 (8) 弥栄中校区：小中互いの授業公開、小6中1交流会（中学1年生が小学校訪問）、ジョブカフェの実施。 (9) 三隅中校区：オープンスクール、ジョブカフェの実施。 2 「生き方モデルの出会いの場」として、「ジョブカフェ」や「ようこそ先輩」等の地域の企業家やその道の先輩・達人等との交流や職場見学、職場体験活動を計画的に実施。 3 令和元年度の島根県キャリア・パスポート活用・研究事業指定校の取組成果を各小中学校で共有し、取組を継続。年間の取組を整理し、自己の成長の記録を次の学年や学校に引き継いだ。
教育委員会の評価		キャリア教育に視点をあてた授業については、児童生徒が将来に対する夢や希望をもち、学習意欲が高まるように教育活動全体を通じた取組が各学校でなされており評価できる。 小学校では、生活科や特別活動等をはじめ、他者を認めたり、集団の中で役割遂行等、キャリア形成の基礎的な能力を育成する活動が多く実施されている。また、小学校高学年や中学校では、地域の企業家や先輩・達人等との出会いを積極的に設定し、夢見ることや自分を見つめることの大切さと職業観を育てる活動を実施していることを評価する。 令和元年度の「県キャリア・パスポート活用・研究」指定校の取組成果を引き継ぎ、1年間の自己の成長記録を整理して次の学年や学校へ引き継いでいく取組を全ての小中学校において実施したことは評価できる。児童生徒が目標をもって学んでいくことができるように取組を継続させていくことが必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 3

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 郷育
具 体 的 取 組		③ 自然体験活動の推進
担 当 課		学校教育課・生涯学習課
内 容		<p>子どもたちが、地域の豊かな自然にふれあう体験などを通して、自然に感動する心、ふるさとを愛する心の育成を図る。</p> <p>また、宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育む。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する懸念が残る中、夏休みを利用した浜田広域圏（浜田・江津）子ども交流事業（宿泊体験活動）について、計画・実施の可否を検討する。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>検討の結果、浜田広域圏子ども交流事業は、令和2年度は中止することとした。</p> <p>子どもたちの、地域の豊かな自然にふれあう体験活動や集団活動については、小中学校が校外活動として実施した自然体験活動や公民館を核としたふるさと郷育推進事業等において、可能な範囲で実施されている。（No.1、No.39、No.40に掲載）</p>
教育委員会の評価		<p>浜田広域圏子ども交流事業は、子どもたちが、地元の地域資源に触れ、宿泊体験や農業体験などを通じて、自然とふれあい、地域産業についての理解を深め、ふるさとの良さを実感する良い機会となっている。参加者数も毎年定員に達しており、子どもたちにとって夏休みの魅力的な事業として圏域に定着しており、意義がある。</p> <p>参加した子どもたちにとっては、地域の豊かな自然に感動する心、ふるさとを愛する心の育成が図られるとともに、宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育むことにつながっている。</p> <p>次年度以降も、浜田広域圏子ども交流事業を継続するとともに、各地域のまちづくりセンター等（旧公民館）において、類似の事業が計画実施されることが期待される。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 4

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		④ 学力向上総合対策事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 全ての小学校と中学校へ年3回の学校訪問指導を行う。 2 市指導主事による国語、算数・数学、道徳、キャリア教育、学校図書館活用教育、協調学習等の手法による授業について学校訪問指導を行い、教員の指導力の向上を図る。 3 学力向上総合対策事業（家庭学習の充実、メディア時間の適正化、国語教育の充実、教員の授業力向上）の更なる周知と充実を図る。
2 年 度 の 目 標		全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の浜田市平均正答率が県平均を上回る。児童生徒意識調査の肯定割合の向上を目指す。
2 年 度 の 実 績		1 全ての小学校と中学校へ学校訪問指導を行った。1回目は学力向上の取組を中心とした聞き取りと情報提供、2回目は市指導主事による授業研究訪問指導、3回目は県学力調査結果をもとにした課題の検証と今後の授業改善方針の聞き取り及び指導・助言を行った。 2 教員の授業力向上を目指した研修会 (1) スーパーティーチャー示範授業による授業力向上研修 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止。予定は、 ・8月18日：森ノ宮医療大学 阿部秀高教授 中学校1年学級活動 ・8月20日：IPU環太平洋大学 前田一誠教授 小学校4年算数 (2) 新しい学びプロジェクト（協調学習）研修会 講師 東京大学 大学発教育支援コンソーシアム推進機構 (C o R E F) 特任助教 齋藤萌木 氏・飯窪真也 氏 ア 8月4日(月)参加者35人 会場:浜田東中学校 リモート開催 イ 8月5日(火)参加者60人 会場:浜田東中学校 リモート開催 両日ともに県教育委員会と合同開催、高校からの参加もあり。 (3) 指定校による研究推進 ア 学校図書館活用教育指定校 第一中：2年目、金城中：1年目 イ 協調学習指定校 第四中：1年目、浜田東中：1年目 各校とも、年間2回の公開授業実施 3 県学力調査の各教科の平均正答率（全国学力・学習状況調査中止） 小学校5年は国語-0.4P・算数-4.3P、6年は国語-2.2P・算数-3.7P。 中学校1年は国語+1.3P・数学-1.5P・英語-1.1P、2年は国語-1.1P 数学-2.8P・英語-3.7P。 4 意識調査 平成26年度から調査している学力と関連の高い7項目について、中学校は全ての項目において過去最高値。小学校は1項目が過去最高値であったが他は昨年並み。 5 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月21日から5月10日まで全ての小中学校を臨時休業とした。そして、授業時間確保のために通常は7月21日から8月31日までの夏季休業を8月1日から8月23日までとした。

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

各学校では、児童生徒が課題発見や課題解決に向けて主体的・対話的で深い学びが成立するような授業改善に向けた取組が行われており、特に中学校の「めあて・振り返り」「話し合い活動参加」等の意識が向上し、過去最高値となったことは評価できる。これまでの取組を整理し、重点を定めながら、さらに学校全体で組織的に取り組むことが必要である。

協調学習等の研修会及び指定校（図書館活用、協調学習）による実践研究で、授業改善が進んでいる点は評価できる。しかしながら、県学力調査の結果及び意識調査の結果を踏まえると、小学校への指導の強化が必要である。また、特に算数・数学についてはここ数年、改善が図られていない状況にある。授業改善の方策について重点を定めて各学校へ周知したり、学校訪問の在り方を見直したりして取り組んでいく必要がある。

臨時休業をしたことに伴う授業時数確保のために、夏季休業期間を短縮し、児童生徒の学力保障に努めたことは、適切な対応であったと評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 5

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑤ 小中連携教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		浜田市小中連携教育基本方針に基づき、小中連携教育推進委員会で方向性を定め、9つの中学校ブロックで、それぞれの実態に合わせた小中連携教育を推進する。
2 年 度 の 目 標		1 各中学校区（9中学校区）をブロックとして、地域や学校の実態に応じた小中連携教育を推進する。 2 小中連携教育の推進委員会、ブロック代表者会において今年度の方針を決めて各ブロックの特色を出しつつ、全体としても統一性のある取組となるようにする。 3 各ブロック内における取組をまとめる。リーフレットを作成し、浜田市のホームページで紹介する。
2 年 度 の 実 績		1 「浜田市小中連携教育基本方針」に基づき、各中学校ブロックで、それぞれの実態にあわせた小中連携教育を推進した。 （下半期R1～3:3年間2年次） 2 基本方針に基づく以下の4つの取組について、各ブロックの成果と課題を実践記録集としてまとめた。また、リーフレット（課題であるメディア接触について特集もした）にまとめ、全保護者に配布するとともに市のホームページにもアップした。 (1) 中学校区で一体となった生活習慣づくり 「2時間以上テレビゲーム等をする、子どもの割合」 小46.1%(対前年度比+8.7%)、中44.5(+1.5%) 「普段1日あたり1時間以上家庭学習する子どもの割合」 小57.6%(対前年度比-2.6%)、中66.2%(+4.4%) (2) 学習意欲を高め、夢や希望に向かって努力する子どもの育成 (3) 学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成 「自分には良いところがあると思っている子どもの割合」 小72.1%(対前年度比-5.1%)、中77.5%(+1.1%) 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている子どもの割合」 小95.8%(対前年度比+3.6%)、中96.1(+0.4%) (4) ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成 「総合的な学習の時間で学習したことが普段の生活に役立つと思う子どもの割合」 小89.5%(対前年度比+0.7%)、中88.3%(-2.9%) 「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」 小75.6%(-0.4%)、中86.5%(+6.7%)

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

生活習慣づくりについては、2時間以上テレビゲームをする割合は増加しており依然課題である。リーフレットにメディア接触についての特集を加え、啓発を図ったことは評価できるが、学校、保護者や地域とも連携した更なる取組が必要である。家庭学習時間は中学校において増加しているが、メディア接触とも併せた家庭での時間コントロールに対する取組等、更に継続した取組が必要である。

学校不適応を考慮し、変化に対応できる子どもの育成については、上向きになっていると捉えている。自分には良いところがあると思っている小学校の割合が下がっていることから、「人との関わり」の活動を充実させるとともに互いのよさを評価し合う取組に努めていく必要がある。

ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成では、2つの項目ともに比較的高い数値となっており、図書館活用や調べる学習活動等が充実してきた成果と考えられる。総合的な学習の時間が探究的な取組となるよう一層の充実を目指す必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 6

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑥ 外国語指導助手の招致
担 当 課		学校教育課
内 容		1 中学校の英語教育及び国際理解教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を配置して、担当教員の指導の下に授業を行う。 2 小学校の外国語活動や国際理解教育を推進するため、外国語指導助手を配置して、担当教員の指導の下に授業を行う。
2 年 度 の 目 標		1 小中学校に授業時数に応じて外国語指導助手を配置する。 2 外国語指導助手は、ネイティブスピーカーであることを活かして、児童生徒の異文化への興味関心を引き出し、学習意欲を高めるとともに、担当教員と連携を図りつつ、活動の仕方を示したり児童生徒とやりとりを行い、言語活動や評価等をする。 3 公立幼稚園3園に年間10回程度外国語指導助手を配置し、多様性の理解や外国語への興味関心を高める。
2 年 度 の 実 績		<p>外国語指導助手は、中学校の英語教育の充実に努めた。小学校では、外国語活動及び外国語が全面実施となった。担任教員とのチーム・ティーチングにより、3・4年生は年間35時間、5・6年生は年間70時間の外国語活動を実施した。さらに小学校専属の外国語指導助手2名は、小学校教職員向けの英会話教室で講師を務めた。</p> <p>幼稚園では絵本の読み聞かせと遊びを通じて、多様性の理解を深め、外国の言葉や文化への興味関心を高めた。</p> <p>1 外国語指導助手 8人配置 2 小学校教員向けの英会話教室 28回開催（延べ人数 218人）</p>
教育委員会の評価		<p>小中学校ともに教員と連携を図り、英語や外国の文化に対する興味関心を高め、児童生徒とやりとりをしながら言語活動の指導を行い、コミュニケーション能力を高めている。また、授業だけでなく、給食の時間や休み時間にも積極的に子どもたちと関わり、会話をする中で、お互いの文化の違いに気づいたり、文化の良さを認めたりする機会を提供できている。</p> <p>令和2年度から全面実施の小学校3・4年生外国語活動の年間35時間、5・6年生外国語の年間70時間の指導に順調に移行できたことは評価できる。さらに、英会話教室等により、小学校教員の英語力向上に貢献したと思われる。</p> <p>幼稚園では子どもたちが自然に身近な英語を覚え、外国の文化や言葉に興味を持つ機会を作っていることが評価できる。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 7

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組	⑦ 土曜学習支援事業【No. 41へ再掲】	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	<p>令和元年度より内容変更 【放課後子ども教室】 地域と学校、及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、全ての子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。 【地域学習支援事業（勉強の場所づくり）】 公民館などの社会教育施設、学校の余裕教室等を活用して、支援や配慮が必要な小学生、中学生、高校生に対して、地域の人材やICTの活用等による学習支援を地域と学校が連携・協働して行う。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>放課後や休日の学習機会を増やすことにより、より多くの小学生、中学生の放課後や休日の充実及び家庭学習の機会を提供し、学習習慣の定着、学力向上を図る。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5月31日まですべての教室で活動を中止とした。また、自主的に年間での活動を中止した教室もあった。（放課後子ども教室：2教室、地域学習支援事業：2教室）</p> <p>【放課後子ども教室】 11教室実施 地域と学校及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、全ての子どもたちの安全、安心な活動場所を確保した。また、学習や様々な体験活動の機会を定期的、継続的に提供した。 【地域学習支援事業（勉強の場所づくり）】 3教室実施 公民館等の社会教育施設等を活用し、小学生、中学生、高校生に対する地域の人材を活用した学習支援を実施した。</p>	
教育委員会の評価	<p>令和元年度より、土曜学習支援事業を再構築して事業を実施している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業の縮小や感染拡大防止対策に万全を期した上で、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や体験活動の機会を最大限提供しようと工夫を凝らして取り組んでいる点や、地域の人材のみならず外部人材を活用した学習支援を実施できた点が評価できる。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 8

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑧ 学校司書等配置事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 学校図書館の充実…蔵書の整備、施設整備を行う。 2 学校司書、学校図書館支援員を配置する。 3 読書センター機能の充実…オリエンテーション、読み聞かせ、朝読書等を行い、読書意欲の向上と読書習慣の定着を図る。 4 学習センター・情報センター機能の充実…レファレンス、資料収集を進める。
2 年 度 の 目 標		1 学校司書、学校図書館支援員を配置し、研修を通して資質・能力の育成を図る。 2 浜田市学校図書館活用教育研究指定校に2校を指定し、学校図書館を活用した調べる学習などの探求的な学習等の取組を推進する。 3 授業で活用できる書籍資料の収集、ブックリストの作成。
2 年 度 の 実 績		1 担当の指導主事と会計年度職員を配置し、学校訪問指導及び学校図書館訪問を通して指導・支援を行った。学校図書館だよりの発行や研修会の実施により学校との連携及び学校司書、学校図書館支援員の資質能力の育成を図った。 (1) 調べる学習研修会 7月7日(火) (2) 学校司書等連絡会 7月7日(火)、8月7日(金)、12月17日(木)、2月4日(木) (3) 学校図書館活用教育研修 1月19日(火) 弥栄中のビブリオバトルの実践をオンラインにより参観し研修 2 浜田市学校図書館活用教育研究指定校(第一中・金城中)での公開授業 計4回(数学、英語、美術、保健体育保健分野) 3 調べる学習応援講座の実施 8月3日(月)、4日(火)、5日(水) 参加者 中央図書館10組17人 三隅図書館6組10人 旭小学校・弥栄小学校2組4人 4 浜田市小中学校 調べる学習コンクールの実施 応募作品 134点、校内審査対象作品 998点 全国審査に16点応募 奨励賞1点受賞 5 学校司書、学校図書館支援員は前年度に引き続き全小中学校に配置した。 6 図書の貸出冊数は小学生1人当たり平均102冊(対前年度比+15冊)、中学生1人当たり平均23冊(対前年度比+3冊)であった。

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

研究指定校では学校司書と司書教諭や担任等の教員との連携がより図られるようになった。また、中学校を指定したことで、実践する教科の幅に広がり（数学、英語、美術、保健体育等）が見られるようになったことについては評価できる。

調べる学習応援講座は、中央図書館と三隅図書館、旭小学校、弥栄小学校の4か所で実施されており、学校司書や司書教諭の資質・能力の向上に役立つとともに、参加小学生親子への調べる学習の奨励・意識向上にも効果があったことは評価できる。

学校図書館活用教育研修会、調べる学習研修会により授業での図書館活用が進んでいることやオンライン研修においてビブリオバトルの手法を広げたことは評価できる。

市立図書館を通じて、研修会の案内や情報交換など県や他市との連携も進んできており、適切な取組と考える。

教育委員会自己点検・評価表

No. 9

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑨ 学校支援員配置事業
担 当 課		学校教育課
内 容		1 特別な支援を要する児童生徒に対し、学校支援員を配置する。 2 日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導員を配置する。 3 専門的な指導者がいない中学校部活動に対し、部活動地域指導者を配置する。 4 放課後学習に県立大学生を派遣する。 5 教職員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフを配置する。（令和元年度から追加）
2 年 度 の 目 標		1 特別な支援を必要とする児童生徒の割合は増加傾向にあり、すべての学校から要望があるため、学校支援員の増員を行い、すべての小中学校に配置し、学校運営の充実を図る。併せて、研修会を開催し学校支援員の資質向上を図る。 2 日本語指導が必要な外国籍児童生徒等に対し、日本語指導員を配置し、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう初期指導の充実を図る。 3 専門的な指導者が不足している中学校部活動に対し、部活動地域指導者を配置し、部活動の活性化、質的向上を図る。 4 放課後学習に県立大学生の派遣を行い、学習意欲を高め、学力の向上を図る。 5 教職員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフを配置する。
2 年 度 の 実 績		1 学校支援員の配置、研修開催 (1) 配置校 25校 (小学校 16校、中学校 9校) (2) 配置数 53人 (小学校 35人、中学校18人) また、県補助による新型コロナウイルス感染防止対策の助成を活用して勤務時間数の増を行った。 (3) 浜田市学校支援員研修会中止 資料送付 2 日本語指導員の配置 (1) 日本語指導員 3人 (小学校4校、中学校1校) (2) 指導が必要な外国籍児童生徒数 12人 (小学校8人、中学校4人) 3 部活動地域指導者の配置 (1) 部活動地域指導者 延べ19人 (文化部 9人、運動部 10人) (2) 配置校 7校 (文化部 4校、運動部 6校) 4 県立大学生による学習支援 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送った。 5 スクール・サポート・スタッフの配置 (1) スクール・サポート・スタッフ 6人 (2) 配置校 6校 (小学校 4校、中学校 2校)

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

学校支援員の配置は、特別な支援を必要とする児童生徒等の情緒の安定と授業に向かう意欲の向上など、学級運営の安定に大きく寄与している。児童生徒数は減少傾向にあるが、個別の支援を必要とする児童生徒は増加しているため、市において重点的に予算配分を行い、さらに、県の補助を活用して勤務時間数を増加し、新型コロナウイルス感染症により増加した業務に対応した。この結果、児童生徒に対するきめ細やかな対応が行えたとともに、教員が授業に専念できることに繋がったことは評価できる。

一方、学校支援員に対する研修は、感染防止のため中止となったが、学校支援員は、直接、児童生徒に接する人材であるため、個々の特性や対応方法等を理解し、資質向上に努める必要がある。

日本語指導が必要な外国籍児童は増加傾向にあるが、日本語指導の可能な人材は限られているため、退職教員の活用など人材の確保に取り組んでいかなければならない。

部活動地域指導者については、中学校部活動に配置を行い、部活動の活性化、質的向上に寄与することができたことは評価できる。今後は、令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行が図られるように検討を進めていく必要がある。

県立大学生による学習支援は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送ったが、学びの定着に効果的であるため、来年度以降も引き続き事業を実施していくことが必要である。

スクール・サポート・スタッフ配置事業は、教職員の負担軽減のため令和元年度に第二中学校へ1名配置し、令和2年度は、石見小・国府小・周布小・長浜小・第二中・第三中学校の6校に配置した。教員が生徒に向き合う時間を確保するためにも、来年度以降も配置していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 10

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成 学力向上
具 体 的 取 組		⑩ 小中学校一斉学力調査等実施事業
担 当 課		学校教育課
内 容	容 容	1 昨年度の学力調査結果からの課題（家庭学習の充実・適正なメディアとの関わり・国語教育の充実・教員の授業力向上）に基づき、学力総合対策事業に取り組む。 2 市教委、各学校で学力調査結果を分析する。また、全ての小中学校を訪問し、学力向上に向けた課題と対策について聞き取りを行い、指導、助言する。
2 年 度 の 目 標		4月の全国学力調査、12月の島根県学力調査を活用したPDCAサイクルにより取組の改善を行い、学力向上を図る。
2 年 度 の 実 績		1 全国学力調査の状況 新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業等を踏まえ中止。 2 県学力調査の状況 県平均と比較し、小学校5年は国語-0.4P・算数-4.3P、6年は国語-2.2P・算数-3.7P。中学1年は国語+1.3P・数学-1.5P・英語-1.1P、2年は国語-1.1P・数学-2.8P・英語-3.7Pであった。 （教員の授業力向上については、学力向上総合対策事業に記載） 3 学校訪問を5～6月に実施し、各学校の校内研究や学力向上の取組を確認、助言。また、島根県学力調査結果をもとに、各学校での分析・対策に係る学校訪問を2月に実施し、今後の対応等の聞き取り及び指導・助言を行った。学力向上対策について学校全体で共通理解を図りながら実践を行うとともに、県学力調査結果を分析し、次年度に向かい、修正を加えながら日々の授業実践等の改善を進めていく計画について把握ができた。 4 家庭学習の充実及び学習内容の定着を図るため、各学校において学習プリント配信システムにアクセスし、プリントを印刷して学習の復習に活用した。（総アクセス数5114回）
教育委員会の評価		全国学力調査が中止となったために、県学力調査結果と連動したPDCAサイクルによる取組改善とはならなかったのは残念である。 県学力調査結果では、特に小学校に課題がある。また、中学校については、2年生の数学・英語について課題がある。 学校訪問での学力向上についての聞き取りから、各学校とも、学力向上に向けた取組を学校全体で話し合い、日々の授業改善等を実践している点は評価できる。県学力調査結果を踏まえた検証を通じて、新学習指導要領が求めている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた重点化を図った取組を一層充実していく必要がある。 学習プリント配信システムを活用した取組は家庭学習の充実や学習内容を定着させるための手段として有効である。GIGAスクール構想で整備をする一人一台端末を活用した家庭学習の在り方についても検討をしていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 11

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組	⑪ ICT教育整備事業	
担 当 課	学校教育課	
内 容	インターネットや情報機器を有効に活用し、学力向上のため分かりやすい授業の実践に取り組む。	
2 年 度 の 目 標	1 GIGAスクール構想実現のための一人一台端末をはじめとしたICT機器の整備を行う。 2 ICT機器を活用した教育を推進するため教員研修等を実施する。	
2 年 度 の 実 績	1 令和3年度からのGIGAスクール構想による一人一台端末（以下、タブレット）を活用した教育活動実現のために、以下の予算化を図った。 (1) 児童生徒用タブレット及び教員用タブレット、充電保管庫 (2) 大型提示装置及び書画カメラ 2 GIGAスクール構想の実現に向けて、校内ネットワーク通信整備を行った。 3 GIGAスクールサポーターを任用（4か月間）し、児童生徒のタブレット使用ルールや操作マニュアル等の作成及び教員研修等のプラン作成を行った。 4 令和3年度からの一人一台タブレットをはじめとしたICT機器を活用した教育活動の本格実施に備え、以下の職員研修をオンライン及び録画 データ視聴により実施した。 (1) 2月18日（木）、26日（金）ICT機器を活用した授業（リモート） (2) 2月25日（木）電子黒板操作研修（リモート及び録画） (3) 3月30日（火）タブレット操作及びタブレットドリル（録画）	
教育委員会の評価	GIGAスクール構想の実現に向けて、校内ネットワーク通信整備を実施したことや児童生徒用及び教員用のタブレット、電子黒板等のICT機器整備について予算化を図ったことは評価できる。 また、4か月間ではあるが、GIGAスクールサポーターを任用し、研修プランやタブレット使用ルール、操作マニュアル等の作成にかかわらせ、令和3年度からのICT機器を活用した教育活動が円滑に進むように準備を行ったことも評価できる。 さらに、職員研修を計画的に実施し、学校現場の不安解消や授業等へのタブレットをはじめとしたICT機器活用への理解を促進したことも評価できる。 今後は、タブレット等のICT機器を活用した授業実践例の紹介やICT支援員等の配置による学校支援についての取組などをきめ細かに行っていくことが必要である。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 12

点 検 ・ 評 価 項 目				
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実		
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成		
		教育環境		
具 体 的 取 組		⑫ 特色ある学校づくりの推進		
担 当 課		学校教育課		
内 容		1 学校及び地域の特性を活かした特色ある学校づくり事業を推進するために次の事業に係る経費を交付する。 (1) 学力向上を図るための事業に係る経費 (2) 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費 (3) スポーツ及び芸術活動事業に係る経費 (4) ボランティア活動事業に係る経費 (5) 中学校校区等の複数の学校による合同事業に係る経費 (6) その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費		
2 年 度 の 目 標		学校及び地域の特性を踏まえた校長の学校経営方針に基づき、特色ある学校づくりに向けた事業を選定し、計画的に実施する。		
2 年 度 の 実 績		1 令和2年度特色ある学校づくり事業交付金交付実績 小学校 16校 2,845,500円 中学校 9校 1,524,500円 合 計 25校 4,396,675円 (交付金 学校割 10万円/校、児童生徒数割 500円/人)		
		2 対象経費別実施校数 (複数事業可) (単位:校)		
		対 象 経 費	小学校	中学校
		計		
		① 学力向上を図るための事業に係る経費	11	6
	② 総合的な学習の時間及び体験事業に係る経費	10	4	
	③ スポーツ及び芸術活動事業に係る経費	4	4	
	④ その他学校運営の円滑化を図るための事業に係る経費	4	5	
教育委員会の評価		令和2年度は、標準学力調査 (CRT) の実施、自学ノートの購入、ICT教育充実のための機器整備など、学力向上を図るための指導改善や環境整備を進めるなど、各学校が強化を図りたい活動を実施することに意味がある。和太鼓伝承体験活動、地域交流、農業体験、自然体験、宿泊研修、キャリア教育・メディア講演会、など、地域特性や学校の独自性を生かした活動を実施することができており、学校の特色となる事業に有効活用されていることは評価できる。 また、ハイパーQUを活用し学級集団づくり、人間関係づくりの確認が行われていることは意義がある。		

教育委員会自己点検・評価表

No. 13

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成
		教育環境
具 体 的 取 組		⑬ 学校事務の共同実施
担 当 課		学校教育課
内 容		1 次の視点から、学校事務共同実施に取り組む。 (1) 多忙化する教職員の事務負担の軽減を図る。 (2) 複雑化、大量化する学校事務の適正化及び効率化を図る。 (3) 学校間の事務処理ノウハウを共有し、校内の事務処理システムを改善する。 (4) 事務職員同士のスキルアップやコミュニケーションの醸成を図る。
2 年 度 の 目 標		1 「教育力向上のための浜田市立小中学校事務共同実施要綱」に基づき5つのグループに分けた事務の共同実施を行い、教育力の向上を図る。 2 隔月にグループリーダー会を開催。共同実施連絡会を年2回、実践発表会を年1回、共同実施検討会議を必要に応じ実施し、年度の目標や成果について情報共有を図る。 3 業務部会（総務・教務部、財務部、条件整備部）による事務処理の見直し、標準化、システム化、学校事務ポータルサイトの更なる活用を検討し、事務の標準化、効率化、平準化を図る。 4 事務共同実施の共同実施だよりを年2回作成し、活動状況について教職員の理解を図る。 5 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行い、事務の充実を図る。 6 共同学校事務室を設置し、事務職員のより幅広い業務への取組を図る。

点 検 ・ 評 価 項 目	
2 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 松原小学校の「学校事務共同実施拠点室」において、学校事務共同実施グループリーダー会及び、全体会及び業務部会を行い、共同実施の方針、年間計画の決定、事務の標準化、効率化、平準化・適正化の取組を行うことができた。 2 隔月にグループリーダー会を8回開催。年1回の実践報告会、年2回の共同実施検討会議を実施し、事務職員全体で年間の取組の情報共有を行ったり、事務グループの重要課題について、協議することができた。 3 業務部会においては、総務部は、「要覧、各種パンフレットの修正」「就学支援システムの導入に伴う様式・手続きの確認」を、財務部では、「ライフイベントにおける事務処理の効率化」を、条件整備部では、「浜田市立小中学校校務用ポータルサイトの更新」「共同学校事務室設置に向けた拠点室の資料の電子化・整理」等を行うことができた。 4 共同実施だよりを年3回発行し、事務共同実施の活動状況について教職員の理解を図ることができた。 5 新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行い、事務の充実を図ることができた。 6 浜田市学校業務改善プランに共同学校事務室について明記されたことを踏まえ、規則改正や運営要綱の制定など、設置に向けた準備を行うことができた。
教 育 委 員 会 の 評 価	<p>令和2年度も、各グループや業務部会において、事務の標準化、効率化等を図る取組が活発に行われ、上記の実績に記載したような成果ができていることは評価できる。</p> <p>事務共同実施実践報告会では、各グループ、業務部会が年間に渡って取り組んだ内容について発表を行い、浜田市共同実施検討会議のメンバーや浜田教育事務所職員も参加して内容を共有できたことは意義深い。</p> <p>新規採用職員配置校や事務職員未配置校への支援を行い、事務職員のスキルアップが図られ、学校事務の適正化、効率化を行うことができたことは評価できる。</p> <p>浜田市学校業務改善プランに共同学校事務室について明記され、令和3年度から設置する共同学校事務室の活動内容について、今後、整理する必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 14

点 検 ・ 評 価 項 目																		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実																
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 教育環境																
具 体 的 取 組		⑭ 学校施設整備事業																
担 当 課		教育総務課																
内 容		老朽化した学校施設の改修等を実施し、教育環境の向上を図る。 屋内運動場の吊り天井等非構造部材の落下防止等耐震対策を計画的に実施する。																
2 年 度 の 目 標		<p>1 施設改修工事 老朽化や劣化した学校施設の改修については、三隅小学校ランチルーム屋上防水工事、第三中学校及び弥栄中学校小荷物専用昇降機（給食リフト）更新、三隅小学校自動火災報知機受信機取替工事を行う。 また、トイレの洋式化については、旭中学校のトイレ洋式化工事を行う。</p> <p>2 非構造部材 非構造部材の耐震化工事については、三隅中学校屋内運動場の吊り天井改修工事にむけた設計委託を行う。</p> <p>3 学校施設屋内運動場照明更新 周布小学校及び三階小学校並びに第一中学校、第四中学校の屋内運動場の水銀灯照明をLED照明化するための工事を行う。</p>																
2 年 度 の 実 績		<p>1 施設改修工事</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 石見小学校電灯幹線復旧工事：</td> <td style="text-align: right;">1,375千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 三隅小学校自動火災報知機受信機取替工事：</td> <td style="text-align: right;">5,500千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 三隅小学校ランチルーム屋上防水外改修工事：</td> <td style="text-align: right;">5,170千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 第三中学校・弥栄中学校小荷物昇降機改修工事：</td> <td style="text-align: right;">8,250千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 旭中学校体育館玄関ポーチ改修工事：</td> <td style="text-align: right;">1,265千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 旭中学校トイレ環境整備工事：</td> <td style="text-align: right;">3,322千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 小・中学校屋内運動場照明設備改修工事（中部）：</td> <td style="text-align: right;">12,045千円</td> </tr> <tr> <td>(8) 小・中学校屋内運動場照明設備改修工事（西部）：</td> <td style="text-align: right;">10,601千円</td> </tr> </table> <p>2 非構造部材の耐震対策工事 令和2年度においては、三隅中学校屋内運動場の設計委託を行った。 令和3年度に工事を実施する。</p>	(1) 石見小学校電灯幹線復旧工事：	1,375千円	(2) 三隅小学校自動火災報知機受信機取替工事：	5,500千円	(3) 三隅小学校ランチルーム屋上防水外改修工事：	5,170千円	(4) 第三中学校・弥栄中学校小荷物昇降機改修工事：	8,250千円	(5) 旭中学校体育館玄関ポーチ改修工事：	1,265千円	(6) 旭中学校トイレ環境整備工事：	3,322千円	(7) 小・中学校屋内運動場照明設備改修工事（中部）：	12,045千円	(8) 小・中学校屋内運動場照明設備改修工事（西部）：	10,601千円
(1) 石見小学校電灯幹線復旧工事：	1,375千円																	
(2) 三隅小学校自動火災報知機受信機取替工事：	5,500千円																	
(3) 三隅小学校ランチルーム屋上防水外改修工事：	5,170千円																	
(4) 第三中学校・弥栄中学校小荷物昇降機改修工事：	8,250千円																	
(5) 旭中学校体育館玄関ポーチ改修工事：	1,265千円																	
(6) 旭中学校トイレ環境整備工事：	3,322千円																	
(7) 小・中学校屋内運動場照明設備改修工事（中部）：	12,045千円																	
(8) 小・中学校屋内運動場照明設備改修工事（西部）：	10,601千円																	

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

学校施設の修繕、改修については、緊急性の高いものから優先順位を付け改修工事を実施しており、適切と考える。

令和2年度の旭中学校トイレ環境整備工事により、市内小中学校校舎全ての階の男子トイレ、女子トイレに各一箇所以上の洋式トイレ設置を完了した。更に洋式トイレの設置率を高めるよう整備計画を立てて実施していく必要がある。

非構造部材の耐震対策工事については、かねてから早急な完了が求められており、計画の前倒しが必要である。

エアコン設置については、すべての普通教室へのエアコン設置が完了しているため、今後、特別教室のエアコン設置を計画的に実施していく必要がある。

学校施設屋内運動場照明については、LED照明に交換したことにより、照度が改善され、児童・生徒の学校生活環境を整えることができたことは評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 15

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 教育環境
具 体 的 取 組		⑮ 学校統合計画策定
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>前回の学校統合計画は平成27年度で完了したが、計画の目的であった極少人数学級（複式学級）の解消以外にも、今後の児童・生徒の減少、中学校の部活動のあり方、さらに校区の見直し等の諸課題があり、それらの諸課題に対応する次期学校統合計画を策定する。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>次期学校統合計画の策定に向け、令和元年度に引き続き、該当校の保護者や地域住民の方へ答申の説明及び意見交換を行い、浜田市立小中学校統合再編計画（案）を策定する。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>該当校区の保護者や地域住民を対象とした説明会（意見交換会）を、令和元年度に引き続き、以下のとおり開催した。 また、美川連合自治会から令和3年1月に「新しい地域拠点としての学校統合計画について」陳情をいただいた。 この陳情の内容と、該当校の保護者や地域住民からの意見やアンケート結果等を踏まえ、浜田市立小中学校統合再編計画（案）を策定し、3月議会において報告した。</p> <p>開催実績 (1) 雲雀丘小 1回（保護者、地域合同開催） (2) 美川小・第四中 2回（保護者、地域、町内会長別々開催分含む）</p>
教育委員会の評価		<p>令和元年度に引き続き、学校統合計画審議会答申説明会（意見交換会）において、保護者、地域の方から様々な意見をいただいている。 令和3年度からは、令和2年度に策定した浜田市立小中学校統合再編計画（案）の説明を行い、計画（案）に対する保護者の方や地域の方の意見を聴取し、計画を決定していく必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 16

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(1) 生きる力の育成
		学校安全
具 体 的 取 組	⑯ 児童生徒の安全で安心な環境の確保	
担 当 課	学校教育課・教育総務課	
内 容	児童生徒が安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における安全確保を図るため、学校・家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域社会全体で児童生徒の安全を見守る体制を整備する。	
2 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全に関する理解を高め、安全に行動しようとする態度を育てる。 2 登下校中の不審者からの被害、交通事故の防止に努める。 3 防災に関する意識を高め、自然災害時の人的被害の低減を図る。 4 学校内における施設・遊具等の安全点検に努める。 	
2 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校において、危機対応と安全指導を行った。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯教室、不審者侵入対応訓練 (2) ネットトラブル防止教室 子ども安全センター職員又は外部講師が研修を行った。 2 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、浜田市子ども安全連絡協議会総会を中止した。 3 教育委員会ボランティア表彰の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人 1人 (周布小) 4 不審者や有害鳥獣の情報発信 (メール) を行った。 5 浜田市通学路安全推進会議 浜田市通学路交通安全プログラムに基づき、各道路管理者や警察等と危険箇所の情報共有及び対策の検討を行った。 6 各学校にて作成している防災計画に基づき、年3回の避難訓練を実施した。 7 学校において、施設・遊具等の安全点検簿に基づく定期点検 (月1回) を実施した。 	
教育委員会の評価	<p>危機対応については、防犯教室、不審者侵入対応訓練、ネットトラブル防止教室の開催が前年に比べて少なかった。新型コロナウイルス感染症の影響があったことが考えられるが、令和3年度は予防対策を十分にを行い、例年と同程度開催し、より一層の啓発に取り組んでいく必要がある。</p> <p>浜田市通学路安全推進会議を設置し道路管理者や警察等と危険箇所の情報共有と一体的な対策が行われており、また、令和2年度から市維持管理課において、ふるさと応援基金を活用した通学路等緊急安全対策事業による対策が実施され、意義がある。このように積極的な取組につながったことは喜ばしく、今後も連携して取り組むべきである。</p> <p>施設・屋外遊具の点検において、安全性に指摘のあったものの撤去後の再設置については、多額の費用もかかり、課題がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 17

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 幼児教育
具 体 的 取 組		⑰ 幼児教育の充実
担 当 課		教育総務課・学校教育課
内 容		<p>生きる力の基礎を育む教育を実践するため、幼稚園における体験活動を充実させる等、園児の主体性を育み、経験の積み重ねを支援する取組を進める。</p> <p>また、小学校における教育への円滑な接続が図られるよう小学校や関係機関と連携を強化する。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>1 島根県幼児教育センターと連携し、市内幼児教育施設に対して、幼小接続カリキュラムについての周知を行うなど、市内幼児教育施設の質の向上に取り組む。</p> <p>2 幼稚園において、自然の恵みを感じる体験を得ることを目的として自然体験活動推進事業を実施する。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>1 市が主導することで、島根県幼児教育センターによる市内全幼児教育施設の個別訪問指導を実施し、その中で幼小接続カリキュラムについての周知も行った。</p> <p>さらに、市主催で市内幼児教育施設一斉研修を開催した。 令和3年2月8日 出席者70名 「幼児教育の指導の充実」講師：学校教育課 仙田指導主事 「子どもの支援と環境構成」講師：浜田教育事務所 竹岡指導主事 また、公立幼稚園の統合方針案の中で、令和5年度に統合幼稚園内に、浜田市幼児教育センターを設置し、市全体の幼児教育の基幹施設としての役割も担うこととした。</p> <p>2 幼稚園ごとに、海などでの体験学習や作物の栽培等を通して自然と触れ合うことにより、豊かな感性やたくましく生きる力を育み、自然の恵みを感じる体験を得ることを目的として自然体験活動推進事業を実施した。</p> <p>(1) 石見幼稚園 「畑で野菜を育てよう」 (2) 長浜幼稚園 「熱田ビーチで遊ぼう」 (3) 美川幼稚園 「カヌー体験をしよう」 ※活動内容についてはNo. 40を参照</p> <p>3 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内小中学校の取り扱いに準じ、4月21日から5月10日まで全ての公立幼稚園を臨時休園とした。そして、時数の確保のために、通常は7月21日から8月31日までの夏季休業を8月1日から8月31日までとした。</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

市が主導することで、島根県幼児教育センターによる市内全幼児教育施設の個別訪問指導を実施したことは評価できる。

また、令和2年11月に公表した公立幼稚園の統合方針案の中で、統合幼稚園内に、浜田市幼児教育センターを設置する方針を示した。浜田市幼児教育センターは、市全体の幼児教育の教育力向上に係る中心的役割を担うこととなるため、今後、その役割や体制について民間保育所などとも連携しながら、検討を進める必要がある。

臨時休園をしたことに伴い、夏季休業期間を短縮して、時数の確保を行ったことは評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 18

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 生きる力の育成 幼児教育
具 体 的 取 組		⑱ 幼児教育の環境整備
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>公立幼稚園における少子化等に伴う幼稚園児数の減少への対応及び幼児教育の充実を図るため、また、行政の効率化の観点から、現在の4園から地域性や施設、職員体制等を勘案し幼稚園を統合し、教育環境の整備を行う。</p> <p>また、平成27年度施行の「子ども子育て支援事業計画」では、各種保育サービスについても盛り込まれており、統合幼稚園建設というハードの整備と合わせ、保育サービス等のソフトの整備についての検討が必要である。</p>
2 年 度 の 目 標		公立幼稚園4園の今後のあり方について、令和3年度の園児募集を行う前に方向性を出せるよう検討を進める。
2 年 度 の 実 績		<p>令和2年11月に公立幼稚園の統合方針案について公表した。内容は、令和5年4月に現在の4園を1園に統合し、当面の間は長浜幼稚園の園舎を使用することとし、新たな保育サービス（預かり保育、通級指導教室、給食など）についても検討することとした。さらに、統合幼稚園内に浜田市幼児教育センターを設置し、市全体の幼児教育の基幹施設としての役割も担っていくこととした。</p> <p>一方で、統合後の長浜幼稚園舎においても、老朽化などの問題があるため、新たな場所での新園舎建設も並行して検討することとした。</p>
教育委員会の評価		<p>長年の懸案であった公立幼稚園の統合方針を示せたことは評価できる。</p> <p>公立幼稚園においては、保育料無償化などの影響により、園児数が激減しており、保護者ニーズに応じた新たな保育サービスに取り組む必要があると考える。</p> <p>また、民間保育所においても認定こども園化が進んでおり、公立幼稚園の存在意義や特別な配慮を必要とする子どもへの対応などについても今後検討していく必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 19

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		問題行動対応
具 体 的 取 組	① 児童生徒健全育成事業	
担 当 課	学校教育課	
内 容	1 不登校及び不登校傾向児童生徒の未然防止、学校への復帰に向けて児童生徒及び保護者への相談支援体制の充実を行う。 2 いじめ・問題行動や虐待等を防ぐために、児童生徒及び保護者への相談支援に加えて関係機関が連携して支援体制を充実する。	
2 年 度 の 目 標	1 不登校及び不登校傾向児童の未然防止、学校復帰に向けては、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員を学校に配置・派遣することで相談支援体制の充実を図るとともに、教育支援センター山びこ学級により学校以外の場所での相談支援体制の充実を図る。 2 いじめ問題対策については、いじめの認知の共通理解を促進する。 3 問題行動については、指導主事を中心に各校の管理職及び担当教職員と連携して、相談支援体制の充実を図る。 4 虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携して相談支援体制の充実を努める。	
2 年 度 の 実 績	1 スクールカウンセラー活用事業 相談件数延べ1,145件（うち教職員 26件・保護者 104件） 2 スクールソーシャルワーカー活用事業 訪問時間延べ 423時間（不登校 17件、家庭環境の問題 21件） 3 子どもと親の相談員 石見小学校、国府小学校に各1人配置 4 山びこ学級通級者の状況 (1) 小学生（実数）：4人（不登校児童数33人） (2) 中学生（実数）：8人（不登校生徒数46人） 5 いじめ問題対策 (1) 浜田市いじめ問題対策連絡協議会 2回開催 (2) 浜田市いじめ防止対策推進委員会 2回開催 6 要保護児童対策地域協議会において毎月開催される児童相談連絡会議に参加。 7 一斉臨時休業の通知に併せて臨時休業中に家庭訪問や電話連絡等を行い、児童生徒の健康状態等の把握に努めるよう周知した。	

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

不登校児童生徒への対応について、学校は関係機関、山びこ学級、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員、児童生徒支援室等と連携して取り組んでいる。学校は、家庭への訪問や電話連絡、直接関わりをもっている関係機関との連絡を通して、当該児童生徒の状況把握に努めている。その中で、関係機関等とのつながりのない児童生徒に対して、学校や関係機関との関わりが続くよう根気強く努める必要がある。

いじめ問題対策については、学期ごとに実態を掌握するとともに、いじめ問題対策基本方針に基づき「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」、「浜田市いじめ防止対策推進委員会」を開催して対策を行っており、今後とも継続した取組が必要である。

ネットトラブルについては、各校において研修を実施して未然防止に努めている。表面化していないトラブルも想定されるため、児童生徒の些細な変化を見逃さないように改めて学校への周知が必要である。

臨時休業中において、家庭訪問や電話連絡等を行い、児童生徒の健康状態等の把握に努めたことは評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 20

点 検 ・ 評 価 項 目																	
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実															
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進															
		問題行動対応															
具 体 的 取 組	② 問題行動、いじめ等の指導相談																
担 当 課	学校教育課																
内 容	児童生徒の問題行動、不登校、いじめ問題など生徒指導上の諸問題に対して、指導主事（派遣、嘱託）が小中学校へ指導助言を行うとともに、児童生徒やその保護者と面談して解決にあたる。																
2 年 度 の 目 標	小中学校へ指導助言を行うとともに、児童生徒やその保護者と面談して問題の解決を図る。 福祉部局との連携を図り、様々な背景のある家庭への対応に努める。																
2 年 度 の 実 績	<p>生徒指導担当の指導主事において次のとおり対応しており、ケース会議や夏休み学校訪問では関係機関（子育て支援課、児童相談所、教育センター等）と連携して対応している。</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>電話対応</td> <td>258件（対前年度比13件増）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ケース会議</td> <td>33件（対前年度比10件減）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>面談対応</td> <td>18件（対前年度比19件減）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>夏休み学校訪問</td> <td>25校（対前年度比増減なし）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="2">その他定期的な会議等に参加</td> </tr> </table>		1	電話対応	258件（対前年度比13件増）	2	ケース会議	33件（対前年度比10件減）	3	面談対応	18件（対前年度比19件減）	4	夏休み学校訪問	25校（対前年度比増減なし）	5	その他定期的な会議等に参加	
1	電話対応	258件（対前年度比13件増）															
2	ケース会議	33件（対前年度比10件減）															
3	面談対応	18件（対前年度比19件減）															
4	夏休み学校訪問	25校（対前年度比増減なし）															
5	その他定期的な会議等に参加																
教育委員会の評価	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対面方式のケース会議や面談対応の件数は減っているが、福祉部局とも連携して虐待・ネグレクト等の案件に対して、支援を行っており、適切な対応として評価できる。</p> <p>保護者対応において、学校からの要請があった案件については、その要請に応じて学校とともに対応し、保護者から直接連絡があった場合は、電話・面談対応後、学校に連絡し情報共有しており、適切に対応している。</p> <p>事案に応じて、定例教育委員会や教育委員会協議会等において、様々な視点から対応を検討している。</p>																

教育委員会自己点検・評価表

No. 21

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	I 学校教育の充実
	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進
		問題行動対応
具 体 的 取 組	③ 親学プログラムの実施【No. 29へ再掲】	
担 当 課	生涯学習課・学校教育課	
内 容	<p>この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導するマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを目的として実施する。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムを構築し、これまでの「親学プログラム1」「親学プログラム2」を包括したHOOP!(浜田親子共育応援プログラム)とした。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>より多くの保護者の方々に親としての役割や子どもとの関わり方への気づきを提供していくため、実施回数を増やしていく。</p> <p>平成29年度に構築した乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムの普及を目指すとともに、より受講者のニーズに沿った新たなプログラムの作成や内容の改良に取り組む。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>島根県や浜田市が作成したプログラムを保育所、幼稚園、小中学校等で実施し、参加者にはリピーターも多くいた。</p> <p>また、教育委員会主催の「HOOP!ファシリテーター養成&ブラッシュアップ研修会」を1回実施した。</p> <p>より様々な分野の学びを得られるよう、HOOP!に新たに2つのプログラムを構築し、普及に向けての啓発及び実施を行った。</p> <p>1 親学プログラム実施回数 令和2年度 10回（令和元年度21回） 内訳 保育所1回、幼稚園2回、小学校5回、公民館1回、まちづくり推進委員会1回 (令和元年度 保育所9回、幼稚園4回、小学校4回、中学校1回、公民館3回)</p> <p>2 親学ファシリテーター 58名</p>	
教育委員会の評価	<p>更なるプログラムの普及を図るためには、引き続き関係課等と連携を図り普及啓発に努めるとともに、幼稚園や保育所、小中学校、まちづくりセンター（旧公民館）等へのプログラムの周知・啓発を一層強化し、より多くの機会での活用を推進していく必要がある。また、コロナ禍においても活用を推進するうえで、プログラム実施時間の短縮等、柔軟な対応を検討するべきである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により全体実施回数が減少している中、積極的な働きかけにより小学校での実施回数が増えていることは評価できる。引き続き、感染拡大防止の対策を万全に行った上で、啓発チラシの作成・配布等、保護者の意識改革やPTAとの連携を図っていくべきである。併せて「問題行動への対応プログラム」の実施を推進する取組が必要である。</p> <p>また、令和元年度と比較して稼働可能なファシリテーターが減少していることを踏まえ、プログラム実施にあたり新たなファシリテーターの養成、現在稼働中のファシリテーターのスキルアップも必要である。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 22

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進 特別支援
具 体 的 取 組		④ 特別支援教育推進事業
担 当 課		学校教育課
内 容		<p>教育上特別な配慮を必要とする幼児、児童、生徒に対して、特別支援連携協議会、相談支援チーム及び教育支援委員会の活動を通して、医療・福祉などの関係機関が連携した教育相談、就学に関する助言、支援を行う。</p> <p>学校現場においては、県事業で非常勤講師を配置し、特別な支援が必要な児童への対応や、派遣指導主事が指導助言を行う。</p> <p>各種研修会の周知や企画をし、教員の資質向上を図る。</p>
2 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所、幼稚園等を巡回訪問し、発達障がい早期発見に努める。特別な支援を必要とする子どもやその保護者の相談に応じ、関係機関と連携して支援を行う。 2 特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる能力を最大限に伸ばすために、適切な就学と支援のあり方について保護者と教育相談を行うとともに、在籍校への支援を行う。 3 指導主事を中心に、相談支援チームによる学校等への訪問を行い、学校等への支援を行う。 4 年中児の保護者を対象にした就学相談会を子育て支援課と連携して行う。 5 県事業により通常学級及び特別支援学級に配置したにこにこサポートティーチャーを活用し、特別な支援を必要とする児童への対応としてティームティーチングや別室指導等を行う。 6 保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の職員を対象にした研修会や教育課程編成研修会を行う。 7 小学1年担任を対象にしたひらがなの読みの実態把握と指導・支援研修会を行う。

点 検 ・ 評 価 項 目

2 年 度 の 実 績	<p>1 相談支援チームによる保育所(園)、幼稚園等巡回訪問については、従来の方法ではなく、要望のあった施設への訪問とした。 保育所・こども園25園、幼稚園4園、認可外保育施設1園 0歳児：0人、1歳児：2人、2歳児：27人、3歳児：38人 4歳児：46人、5歳児：56人、合計：169人 指導主事による保護者対応 保護者相談：14件、保護者の学校見学同行：43件</p> <p>2 教育支援委員会審議実績 幼保：35人、小学校：35人、中学校：6人、合計：76人</p> <p>3 相談支援チームによる学校訪問 要請訪問：16件、小1学級訪問とフォロー訪問は中止した。</p> <p>4 年中児就学相談会（当日参加者29名、別日に対応した保護者3名）</p> <p>5 にこにこサポートティーチャー配置校 通常の学級：9校 特別支援学級：5校</p> <p>6 各種研修会実施 (1) コーディネーター研修会中止 (2) 特別支援教育研修会中止 (3) 教育課程編成研修会1回（参加者36人） (4) 浜田市学校支援員研修会中止</p> <p>7 小1ひらがなの読みの実態把握と指導・支援研修会中止</p>
教育委員会の評価	<p>指導主事を中心に相談支援チームの活用や子育て支援課との連携を行っており、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の早期発見や就学に不安を感じている未就学児の保護者への対応が保護者の精神的負担の軽減につながっているため、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>各種研修会については、新型コロナウイルス感染症対策のため多くの研修会が中止となったが、教員等の資質向上や情報共有が図るためには必要な研修であるため、十分な感染防止対策を講じたうえで、実施していく必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 23

点 検 ・ 評 価 項 目					
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実			
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進			
		貧困対策			
具 体 的 取 組		⑤ 要保護・準要保護児童生徒就学援助			
担 当 課		学校教育課			
内 容		児童生徒の教育を受ける権利を保障し、貧困の連鎖を断ち切るために経済的な不安を抱える家庭に対する学用品費や給食費などの支援を実施する。			
2 年 度 の 目 標		児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、速やかに準要保護の認定の審査を行う。			
2 年 度 の 実 績		1 要保護・準要保護認定人数（年間）			
			小学校	中学校	合計
		要保護	11	6	17
		準要保護	565	316	881
		合計	576	322	898
なお、不認定者は小学校61人、中学校17人、合計78人					
		2 要保護・準要保護を受ける児童生徒の割合（5月1日現在）			
	小学校	21.14%			
	中学校	24.18%			
	全体	22.15%			
		3 認定者には、要綱に従い、学用品費、校外活動費、修学旅行費、遠距離通学費、給食費、医療費等の援助を行った。（単位：円）			
	区 分	小 学 校		中 学 校	
		人数	金額	人数	金額
	要保護・準要保護	565	39,810,310	316	31,478,702
	新入学学用品費 (入学前支給)	72	3,676,320	94	5,640,000
	合 計	637	43,486,630	410	37,118,702
		4 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため市内小中学校を令和2年3月3日～23日、4月21日～5月10日の期間、臨時休業としたが、準要保護の対象者について、該当期間の給食を現物支給できないため、代わりに昼食代として1食500円の援助を行った。（単位：円）			
		小学校		中学校	
		人 数	金 額	人 数	金 額
	3月分	533	3,598,000	286	1,535,000
	4・5月分	513	2,565,000	295	1,475,000
	合計	1,046	6,163,000	581	3,010,000

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

令和2年3月～5月の臨時休業期間については、児童生徒への昼食代が新たな負担として生じることとなったが、準要保護世帯の保護者に対して昼食代の援助を行うことで、経済的な負担の軽減を図ることができたことは評価できる。

準要保護認定件数については、児童生徒数が年々減少している中、認定件数は少しずつ増加しており、主な要因として、制度の周知を図った成果の現れ、実際に生活困窮している世帯の増加が考えられる。

新入学学用品費の入学前支給では、入学前支給認定割合が小中学校とも伸びてきており、こちらも制度の周知を図った成果が出ていると考えられ、意義がある。また、支給項目について、他市の状況も勘案しながら、拡大を検討する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 24

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 一人ひとりを大切にす教育の推進
		人権・同和教育
具 体 的 取 組		⑥ 人権意識高揚の推進
担 当 課		人権同和教育室
内 容	差別をしない、させない、許さない社会を構築していくためには、人権意識を高める教育や啓発が最も重要である。人を人として大切にする児童・生徒の人権感覚を育てるため、引続き人権・同和教育を推進する。	
2 年 度 の 目 標	教職員研修、人権集会等の開催を繰り返し実施することにより、自分を大切にするとともに他人も大切にす自尊感情や自己肯定感を育成する取組を進める。	
2 年 度 の 実 績	<p>1 全ての小・中学校において、教職員を対象とした学校職員人権・同和問題研修会を年2回以上実施した。うち1回は、運動団体から講師を招いての研修とした。</p> <p>2 教職員と児童・生徒に限らず、保護者や地域住民等を含めた人権意識向上のため、地域ぐるみで育てる人権意識講座（外部講師による人権集会等）を開催した。</p> <p>【開催実績】</p> <p>(1) 小学校 1回</p> <p>(2) 中学校 8回</p> <p>3 児童・生徒の人権に関する理解と認識を深めるとともに、その作品を啓発に活用することにより市全体の人権意識高揚を図るため、37回目となる人権作品コンクールを実施した。入賞作品は作品集にまとめるとともに、リーフレット（A3二つ折り）を作成して全戸配布した。</p> <p>【応募数及び入賞作品数の内訳】</p> <p>(1) 中学校ポスター：応募65点、うち入賞8点</p> <p>(2) 小学校作文：応募14点、うち入賞6点</p> <p>(3) 中学校作文：応募22点、うち入賞8点</p> <p>(4) 一般標語：応募77点（41名）、うち入賞8点</p>	
教育委員会の評価	<p>運動団体会員や差別を受けた経験のある外部講師による研修会や講演会は、当事者の思いや願いを直接学ぶことができ、「差別の現実から学ぶ」という視点で有意義な研修となっている。教職員や児童・生徒をはじめ、保護者等の人権意識と人権感覚を高める取組として、今後も継続する必要がある。</p> <p>人権作品コンクールは、各中学校からポスター、各小・中学校から作文を募集しているが、応募する学校に偏りがあるため、応募校を増やすことが課題である。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 25

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		食育
具 体 的 取 組		① 食育推進事業
担 当 課		教育総務課
内 容		朝ご飯をしっかり食べることや、家族や仲間と一緒に楽しく食べることができるよう、浜田の様々な資源を活かした食育を推進する。
2 年 度 の 目 標		給食だよりでの啓発、給食の朝ごはん献立の実施、食の指導、和食推進献立、郷土料理、行事食の提供等、地元の資源を活用した食育を行う。
2 年 度 の 実 績		<p>浜田を代表する食材を使用した浜田市統一献立「おいしい浜田の日」を実施し、まるごと一尾アジの塩焼き等を提供した。</p> <p>地元で獲れたアジについて、給食時に放送で紹介したり、「魚の上手な食べ方」について指導資料を配布し給食時間での担任による一斉指導を実施した。</p> <p>また、給食ができるまでの様子が分かる写真や、地域でとれる食材の紹介を学校に掲示するなどして、生産者の思いや調理場での作業等を認識することによる食育を実践した。（三隅小学校・岡見小学校）</p> <p>また、和食推進の観点から「まごわやさしい」(※) 献立や満点朝ごはん献立、季節を食で感じるような献立等の提供を行った。</p> <p>※バランスの良い食事をするために取りたい食材から一文字ずつとり、それぞれ豆（大豆製品）、ごま（ナッツ類）、わかめ（海藻類）、野菜、魚、しいたけ（キノコ類）、いも（いも類）を指し、一度の食事に全ての食材を取ろうという取組</p>



点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

まるごと一尾アジの塩焼きは食育の推進や地産地消とセットで考え、食育の教材として非常に優れている。
今後も、各給食センター・学校調理場において地元製品の活用を進め、地域の特色を生かした食育指導を継続的に取り組む必要がある。
食育への理解を深めるため、地域でとれる食材の紹介や調理場での作業を児童、生徒に認識させることにより、感謝の気持ちを持ち、学べる良い機会となり学習しながら給食を食べたことが評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 26

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		食育
具 体 的 取 組		② 学校給食での地産地消の推進
担 当 課		教育総務課
内 容		<p>地元の食材や旬のものを取り入れ、安全安心な給食を提供する。地元食材が活用できるよう仕入れの仕組みを研究し、使用割合の増加を図る。児童生徒の食に関する体験の機会を増やす。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>島根県地元産品活用割合調査において70%を維持する。 地元の食材を使い食育指導を行い、地域の食材や産業を知り、食への感謝の気持ちを育てる。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>金城町特産の豚肉や地元で獲れたアジ、あなご等を学校給食として提供したものの、地元産品の確保が予定どおり出来ず、島根県地元産品活用割合調査の結果は61.9%となり、昨年より6.1ポイント下がった。 旭の学校給食において、旭中学校生徒が地元企業に職場体験をした縁で、企業で栽培しているきくらげを給食に使用した。 また、松原小学校（4年生）では、有機野菜（美味しまね認証）を栽培している浜田市の農場を見学し、収穫体験や野菜づくりについて説明を受けた。その後学校に戻り有機野菜を使用した給食を食べ、全体を通しての感想発表をした。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>【旭】きくらげを使ったスープ 【松原小】農場見学の様子</p>
教育委員会の評価		<p>島根県地元産品活用割合調査の結果は61.9%であり、昨年より数字が下がった。地産地消の取組は、出荷量に合わせて対応することで拡大されることから、今後は、浜田産の食材が多く仕入れられるよう関係機関とさらに連携を深め、取組む必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 27

点 検 ・ 評 価 項 目																	
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実															
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進 体育															
具 体 的 取 組		③ 学校体育大会支援事業															
担 当 課		学校教育課															
内 容		児童生徒の体力向上を図ることで健全な心身の育成に寄与することを目的に、小中学校の体育大会開催や部活動の支援を行う。 また、全国大会出場者には旅費の補助を行う。															
2 年 度 の 目 標		小学校の陸上競技大会や体操競技大会、中学校の部活動を円滑に実施し、保護者等の負担軽減に資するよう支援を継続する。 また、全国大会出場者には旅費の補助を継続して行う。															
2 年 度 の 実 績		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">浜田市小学校体育連盟事業補助 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため陸上・体操大会中止)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">68,700円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)</td> <td style="text-align: right;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)</td> <td style="text-align: right;">7,300,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>全国大会派遣事業補助 (旅費)</td> <td style="text-align: right;">128,060円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">中学校陸上 1件 1名</td> <td></td> </tr> </table>	1	浜田市小学校体育連盟事業補助 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため陸上・体操大会中止)	68,700円	2	浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)	1,200,000円	3	浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)	7,300,000円	4	全国大会派遣事業補助 (旅費)	128,060円		中学校陸上 1件 1名	
1	浜田市小学校体育連盟事業補助 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため陸上・体操大会中止)	68,700円															
2	浜田市中学校体育連盟事業補助 (主に負担金、会場使用料、審判謝金、用具の購入)	1,200,000円															
3	浜田市中学校部活動事業補助 (主に交通費、備品購入費)	7,300,000円															
4	全国大会派遣事業補助 (旅費)	128,060円															
	中学校陸上 1件 1名																
教育委員会の評価		<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市小学校体育連盟が例年開催している陸上競技大会、体操競技大会が中止となったことはやむを得ない。</p> <p>市中学校体育連盟は、例年6月に開催している市中学校総合体育大会を中止したものの、感染予防対策を徹底したうえで、8月に市中学校夏季総合体育大会を開催し、部活動等の練習成果を競う場を生徒に提供できたことは評価できる。特に、中学3年生に対して集大成となる競技の場が提供できたことは、大変意義があった。</p> <p>また、全国大会が相次ぎ中止となる中、JOCジュニアオリンピックカップに出場した選手に、旅費の補助を行い、保護者の経済的負担を軽減しており、安心して出場できる環境づくりができたことは意義がある。</p>															

教育委員会自己点検・評価表

No. 28

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	I 学校教育の充実
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 食育と体づくりの推進
		保健
具 体 的 取 組		④ 学校保健・環境衛生の充実
担 当 課		学校教育課
内 容		<p>児童生徒の健康状態を把握し、保健指導等を実施することにより、児童生徒の健康保持増進を図る。 児童生徒の学校生活が安全に営まれるよう、適切な教育環境・衛生の維持・改善を図る。</p>
2 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> 1 健康診断を実施し、健やかな成長を促す。 2 安全安心な学校生活を維持するために、学校環境衛生検査を実施する。 3 浜田市学校保健会等の事業への支援を行い、児童生徒の心身の健全な育成、教職員の健康維持・増進に取り組む。 4 新型コロナウイルス感染症に関する「学校の新しい生活様式」により感染症対策に取り組む。
2 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> 1 健康診断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 就学時健康診断（入学予定園児） (2) 就園前健康診断（新入园児） (3) 定期健康診断（幼児・児童・生徒） (4) 心電図検査（小学4～6年生、中学生）、精密検査 (5) 尿検査（幼児・児童・生徒） (6) 心電・心音検査（小学1年生） (7) 動脈硬化危険因子調査（小学4年生、中学1年生） 2 学校環境衛生検査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 空气中化学物質検査 (2) 校舎消毒 (3) プール水質検査（水泳授業中止により未実施） (4) 学校薬剤師による検査（飲料水水質検査、ダニ・アレルゲン検査、照度検査等） 3 浜田市学校保健会等の事業活動への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学童検診への支援 (2) 浜田市学校保健会講演会（中止） 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) マスク、消毒液を小中学校へ送付 (2) 小中学校内の水道蛇口のレバー化 (3) 空気清浄機、スポットクーラーを配置

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校での衛生管理については多大な負担が発生することとなったが、児童生徒の衛生観念が向上し、結果的にインフルエンザ等の感染症も予防できたことは評価できる。

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、児童生徒の健康診断を実施し、健康状態に不安が見える児童生徒については、学校医の診断を踏まえ個別に支援を行うなど、児童生徒の健康保持増進の取組を行うことができた。

また、学校の環境衛生検査を行って照度不足や菌の発生などを検知し、環境衛生の改善に寄与することができたことも評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 29

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		① 親学プログラムの実施【No. 21の再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容	<p>この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導するマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを目的として実施する。</p> <p>平成29年度には乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムを構築し、これまでの「親学プログラム1」「親学プログラム2」を包括したHOOP!(浜田親子共育応援プログラム)とした。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>より多くの保護者の方々に親としての役割や子どもとの関わり方への気づきを提供していくため、実施回数を増やしていく。</p> <p>平成29年度に構築した乳幼児期に特化した新たな家庭教育支援プログラムの普及を目指すとともに、より受講者のニーズに沿った新たなプログラムの作成や内容の改良に取り組む。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>島根県や浜田市が作成したプログラムを保育所、幼稚園、小中学校等で実施し、参加者にはリピーターも多くいた。</p> <p>また、教育委員会主催の「HOOP!ファシリテーター養成&ブラッシュアップ研修会」を1回実施した。</p> <p>より様々な分野の学びを得られるよう、HOOP!に新たに2つのプログラムを構築し、普及に向けての啓発及び実施を行った。</p> <p>1 親学プログラム実施回数 令和2年度 10回 (令和元年度21回) 内訳 保育所1回、幼稚園2回、小学校5回、公民館1回、まちづくり推進委員会1回 (令和元年度 保育所9回、幼稚園4回、小学校4回、中学校1回、公民館3回)</p> <p>2 親学ファシリテーター 58名</p>	
教育委員会の評価	<p>プログラムの普及を図るためには、保護者の育児に対する不安や学びのニーズを把握し適切な学びの機会を提供することが大切であり、引き続き関係課との連携を図りながらプログラムの周知・啓発を行い、より多くの機会での活用を推進していく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度から回数は減少しているが、保育所、幼稚園はリピーターも多く、プログラムの効果が保護者の方に伝わっていることがわかる。</p> <p>今後も多くの学びの機会の提供を図ることで家庭教育支援の充実に努めるとともに、プログラム実施にあたり新たなファシリテーターの養成、現在稼働中のファシリテーターのスキルアップも必要である。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 30

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		② 家庭教育支援チームの結成
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>家庭教育の支援の中で最も大きな課題となっている部分に、学校や専門機関の支援が届きにくい家庭に対する支援のあり方をどうするかということがある。身近な同等の立場で支援を行うことができれば支援が届きやすく、支援を受ける側も安心感を持つことができる。そのことにより、地域家庭（他の家）をサポートする力の養成にも役立つことになる。地域人材を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みづくり（「家庭教育支援チーム」型支援）が急務である。チームを組織化するに当たっては、人材確保、組織・運営のルールづくり、拠点の確保などが必要となる。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>石見、長浜、雲城の3つの公民館において、家庭教育支援チームをモデル的に組織し、地域の実態に応じた家庭教育支援が展開できるよう、地域のひと・もの・ことを生かした取組を行い、令和3年度以降の体制や取組のモデルとして他の地域に提示できることを目指す。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>石見公民館：「親同士が学び合う活動」として、家読をテーマとしたHOOP!のプログラムを作成し、実際に小学校の1日入学時に実施した。</p> <p>長浜公民館：「親同士がつながる活動」として、学校と積極的に関わることを目指した。親子で参加できる事業を計画し、チラシ等を学校に配布することなどを通して呼びかけた。</p> <p>雲城公民館：「親子が地域とつながる活動」として、地域のひと（組織）やもの（場、生き物）などを活用した事業を年間を通じて実施した。</p>
教育委員会の評価		<p>令和3年度から公民館がまちづくりセンターに移行することに伴い、それぞれの地域でまちづくりセンターを拠点に家庭教育支援が推進されていくことが望まれる。</p> <p>そのためには、地域の実情に応じて、地域の多様な人材や組織をまきこんだチーム作りが必要である。</p> <p>令和2年度に実施したモデル公民館における地域の課題や特色を生かした取組を参考とし、HOOP!の新たなプログラム化を検討するとともに、モデル公民館が実施した事業についてそれぞれの地域において紹介し、地域における家庭教育支援の取組を更に広げるための取組が必要である。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 31

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 家庭教育支援
具 体 的 取 組		③ つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）【No. 42へ再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容	容	<p>1 親子・三世代交流事業（公民館による実施）への支援 子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象とした様々な参画型の体験的活動を通して、親子や世代間交流の場を提供し、地域ぐるみの家庭教育支援及び持続可能な地域づくりを目指す。</p> <p>2 通学合宿支援事業（公民館による実施）への支援 公民館等で宿泊や生活をしながら通学することにより、子どもたちが、礼儀等のふるまいを身に付けたり、生活する技能や自立心を高めたりする。 また保護者に対しても「HOOP!」の実施を通して、家庭教育について振り返る機会とする。合宿や学習を通して、子どもも保護者も家族の大切さに気付いたり、子どもと地域の方の結びつきを強めたりする。</p>
2 年 度 の 目 標		親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業への支援を行うことによって、より多くの地域での事業実施を促し、家庭教育支援の充実を図る。
2 年 度 の 実 績		<p>令和2年度より、「公民館を核としたふるさと郷育推進事業」として名称等を変更し、交流人口の増加（親子・三世代交流事業に該当）や自然体験等多様な体験活動（通学合宿支援事業に該当）を事業の柱として位置づけている。令和2年度に取り組んだ事業は以下のとおり。</p> <p>1 交流人口の増加（親子・三世代交流事業） 8館 (1) 石見公民館 「環境について学ぼう」 (2) 長浜公民館 「ランタンまつり」 (3) 美川公民館 「幼小中地域しめ縄交流会」 (4) 大麻公民館 「ひな人形展」 (5) 美又公民館 「学ぼう！伝えていこう！『ふるさと地域の宝』」 (6) 波佐公民館 「軽スポーツを通して繋がる交流」 (7) 小国公民館 「生き物観察・川遊びしよう」 (8) 都川公民館 「ふるさとふれあい交流事業」</p> <p>2 自然体験等体験活動（通学合宿支援事業） 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>
教育委員会の評価		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、全体事業実施数には減少がみられるが、規模縮小や感染拡大防止対策を行いながら、実施したことは意義がある。</p> <p>自立心や協調性を高め、家族の大切さや地域とのつながりを深めることに有効であるため、今後も継続していく必要がある。</p> <p>また、異世代との交流の中でルールやマナーの大切さを学びながら自立を意識する活動となっており、意味のあるものとなっている。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 32

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実
		家庭教育支援
具 体 的 取 組		④ 「家読（うちどく）」の推進
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		「家読（家庭読書）」とは、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で、読書を通じて、家族の心の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としているものである。方法も自由で、家族で話し合い、その家庭に一番合ったものにするのが大切である。読書には、子どもにとっても親にとっても、家庭教育の中で意義あるものである。「家読」の推進に向けて、具体的な取組を検討していく。
2 年 度 の 目 標		近年、家庭教育において課題となっているメディアとの適切な関わり方も含め、「家読」の推進、啓発を進めていく。
2 年 度 の 実 績		<p>小中連携教育の「生活習慣づくり」の中で家読の推進を行った。</p> <p>小学校では、ノーメディア週間等において家読の方法や取組状況の紹介を行い、家読の啓発を行った。また、各校の図書館だよりで、児童の読書についての状況や図書の貸出冊数を増やす取組について保護者への周知を行うなど、読書に親しむ環境づくりを行った。</p> <p>中学校においても、早寝早起き等の生活リズムを整えたり、家読を通じた家族のコミュニケーションの時間をつくる取組を行った。</p> <p>学校図書館の貸出数は、小学校で102冊（昨年度比+15冊）、中学校で23冊（昨年度比+3冊）であった。</p> <p>また、HOOP!（浜田親子共育応援プログラム）に家読に関するプログラムを新設し、絵本専門士の協力も得ながら、家庭において親子の交流を深めつつ読書に触れる機会の増加に努めた。</p>
教育委員会の評価		<p>学校においては、取組内容に違いはあるが、「家読」の啓発活動を行っており、また学校図書館の貸出冊数も増えているため、家庭での意識高揚は進んでいると考えられる。</p> <p>家読の推進には、学校への啓発のみならず、家庭、地域との連携が必要であり、特に幼少期からの習慣づけが必要であることから、子育て支援課や図書館、まちづくりセンター（旧公民館）とも連携し、取組を引き続き進める必要がある。</p> <p>そのための取組として、HOOP!プログラムに家読に関する内容を取り入れたことは、家庭における読書の普及・啓発に対する適切な試みとして評価できる。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 33

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 家庭教育支援の充実 PTA連携
具 体 的 取 組		⑤ PTA活動との連携強化
担 当 課		生涯学習課
内 容		浜田市PTA連合会が実施するPTA活動の充実に向けた研修事業を支援するとともに、子どもに関する市教育施策等について意見を交換し連携を強化する。
2 年 度 の 目 標		1 浜田市PTA連合会研修大会に対する協力、支援 人間性豊かな子どもの育成を目指し、自己啓発、PTAの進むべき方向等について研修する事業に対し助成を行う。 2 教育委員会事務局との意見交換会の開催 教育委員会事務局と定期的な意見交換を行うため年2回程度意見交換会を開催し、学校、家庭、地域における教育環境の課題等について協議する。
2 年 度 の 実 績		1 浜田市PTA連合会研修大会に対する協力、支援等 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会を中止されたことに伴い事業経費の助成なし。 2 教育委員会事務局との意見交換会の開催等 (1) 浜田市PTA連合会委員総会 5月10日(金) ※新型コロナウイルス感染拡大防止に係る縮小実施のため、教育委員会は不参加 (2) 第1回教育委員会事務局との意見交換会 11月17日(火) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年2回開催のところ、1回のみ開催
教育委員会の評価		「浜田市教育振興計画」の基本理念実現のためには、学校、家庭、地域の連携・協働が不可欠であり、浜田市PTA連合会の役割は非常に重要である。PTA会員の資質向上を支援するとともに、PTA連合会役員との意見交換会を行い連携を強化していく必要がある。 新型コロナウイルス感染症の影響により、教育委員会事務局と市PTA連合会役員との意見交換会は1回のみ開催となり、教育委員との意見交換会についても令和元年度に引き続き開催できなかったため、開催を検討する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 34

点 検 ・ 評 価 項 目										
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進								
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成 健全育成								
具 体 的 取 組		① 関係協議会等への補助事業								
担 当 課		生涯学習課								
内 容		自治区単位（弥栄自治区を除く。）で設置している青少年健全育成協議会等の活動支援を行う。								
2 年 度 の 目 標		1 青少年健全育成協議会等への助成 弥栄自治区を除く4自治区に設置されている協議会等に補助を行う。 2 協議会統合の検討 4協議会はそれぞれの歴史があり、事業内容・予算等が異なるが、できる部分から統合に向け検討を行う。								
2 年 度 の 実 績		1 青少年健全育成協議会等への助成 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 浜田青少年健全育成推進会議</td> <td style="text-align: right;">229,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 金城自治区青少年健全育成連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">596,160円</td> </tr> <tr> <td>(3) あさひ子ども健全育成協議会</td> <td style="text-align: right;">48,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 青少年育成三隅町民会議</td> <td style="text-align: right;">125,000円</td> </tr> </table> <p>※金城自治区及び三隅自治区については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小に伴い、戻入金が発生したことにより、昨年度より助成金額が減少した。</p> 2 協議会統合の検討 生涯学習課に事務局のある金城、三隅両自治区の組織等で、調整を行える部分について検討を行った。	(1) 浜田青少年健全育成推進会議	229,000円	(2) 金城自治区青少年健全育成連絡協議会	596,160円	(3) あさひ子ども健全育成協議会	48,000円	(4) 青少年育成三隅町民会議	125,000円
(1) 浜田青少年健全育成推進会議	229,000円									
(2) 金城自治区青少年健全育成連絡協議会	596,160円									
(3) あさひ子ども健全育成協議会	48,000円									
(4) 青少年育成三隅町民会議	125,000円									
教育委員会の評価		各協議会とも、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の規模を縮小しているが、感染拡大防止に留意した事業内容を検討したうえで、地域に密着した青少年健全育成活動に取り組んでおり、評価できる。 また、4協議会とも沿革が異なり、事業内容や予算等も異なる中、組織の一本化に係る調整は困難を要するが、それぞれ会員の高齢化による会の運営が負担になっている等の問題もあり、今後の会のあり方について検討しながら調整を図る必要がある。								

教育委員会自己点検・評価表

No. 35

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進
	主要施策	(2) 青少年の健全育成
		健全育成
具 体 的 取 組	② 青少年団体育成補助事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を行う。	
2 年 度 の 目 標	児童数の減少により各団体の会員数は減少しているが、引き続き活動を支援するために補助を行う。	
2 年 度 の 実 績	活動費の助成 例年、助成をおこなってきた浜田海洋少年団及びボーイスカウト体験会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動自粛。	
教育委員会の評価	浜田海洋少年団、ボーイスカウト（浜田ボーイスカウト1団のみ活動）のいずれも、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動を自粛されたことはやむを得ない。 引き続き、活動のPRや会員募集等に対する支援が必要である。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 36

点 検 ・ 評 価 項 目												
浜 田 市	施策の柱	Ⅱ 家庭教育支援の推進										
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 青少年の健全育成										
		健全育成										
具 体 的 取 組		③ 青少年自立支援事業										
担 当 課		学校教育課										
内 容		不登校、ひきこもり・ニートなど日常生活を送る上で様々な困難を抱える子どもから概ね40歳までの若者に対して、居場所や様々な体験活動の場を提供することにより、社会参加や就学・就労等社会的自立に向けた支援を行う。										
2 年 度 の 目 標		1 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援 不登校やひきこもりの子ども・若者が気軽に過ごせる居場所の提供及び自立に向けて他者と関わりながら行う体験活動などを実施する。 2 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携										
2 年 度 の 実 績		<p>1 不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援</p> <p>(1) 居場所利用者 延べ740人 ※実利用者39人（内訳：小学生0人、中学生13人、高校生9人、大学生0人、学生以外17人）</p> <p>(2) 体験教室及び活動 60回、延べ166人参加</p> <p>(3) 若年無業者（ひきこもり、ニート）相談 27人（うち短期バイトを含む就労者4人）</p> <p>2 居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携</p> <p>(1) 教室・クラブ活動の開催及び内容の見直し</p> <p>(2) 所内支援検討会議の開催（定期 月1回、状況に応じ随時有り）</p> <p>(3) 訪問による在宅支援の充実</p> <p>(4) 関係機関との情報交換等連携の充実</p> <p>(5) 相談件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>来所</th> <th>電話</th> <th>手紙</th> <th>訪問</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>493</td> <td>342</td> <td>199</td> <td>322</td> <td>1,356</td> </tr> </tbody> </table>	来所	電話	手紙	訪問	合計	493	342	199	322	1,356
来所	電話	手紙	訪問	合計								
493	342	199	322	1,356								
教育委員会の評価		<p>居場所の延べ利用者数は約24%減少となった。これは、令和2年春の緊急事態宣言の際、4月20日から5月8日まで他の施設と同様に居場所を閉鎖したこと、教室は5月末まで休みとしたことが影響していると考えられる。</p> <p>教室では、少人数の参加者と一緒に、集中して作業に取り組む時間を経験することができ、参加者にとっては、自信をつけてもらい、次のステップへ繋がるものとなっている。また、訪問による相談・支援等の充実を図っており、新たな居場所利用や社会参加に繋ぐことができたことは評価できる。自立支援では、就労、職業的自立ができたものは少数である。しかし、本人の困り感を丁寧に聴くことに重点をおき、関係づくりを深め、一人ひとりに合った対応をし、その人の状況に合わせて継続的に支援をすることが必要である。</p> <p>今後も不登校、ひきこもり・ニートなどの困難を抱える子ども・若者が安心して利用できる居場所の確保と、相談・支援体制の充実や、参加しやすい体験教室・活動の検討を適宜行い、社会参加、自立に向けた支援を継続する必要がある。</p>										

教育委員会自己点検・評価表

No. 37

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進 郷育
具 体 的 取 組		① 「浜田市の人物読本」の活用
担 当 課		生涯学習課
内 容		平成27年度に「浜田市の人物読本ふるさとの50人」を作製。浜田市の人物50人を選定し、「ふるさとの50人」として紹介している。 小学4年生以上を対象とした学校補助教材として、授業での活用を進め、ふるさとへの愛着心の醸成を図る。
2 年 度 の 目 標		小学校新4年生に配付する。 授業での活用を図る。 また、「ふるさとの50人」の活用に関するアンケートを実施し各校での取組状況についての把握に努める。
2 年 度 の 実 績		ふるさと郷育の推進に向け、小学校新4年生全員（411冊）へ「浜田市の人物読本ふるさとの50人」を配付した。 併せて活用状況について各小学校にアンケートを実施した。結果について集約、取りまとめを行い、各校の活用状況について把握した。アンケート結果では、小学校において国語科、社会科などの各教科、総合的な学習の時間や道徳において様々な学年での活用が見られた。 また、中学校においても図書館教育として、人物の年表の英作文、総合的な学習の時間での活用など、授業の充実に活用された。 各学校での活用状況については、校長会、教頭会でアンケート結果を集約したものを配布、説明して情報提供を行った。 なお、多くの方への購読を目的とし引き続き、市内書店と頒付業務委託を行った。 1 活用実績 小学校16校 2 主な人物 岡本甚左衛門、久保田保一、井上功 ほか 3 販売冊数 6冊
教育委員会の評価		活用状況について、各学校にアンケート調査を依頼し、その結果を校長会等で説明するなど、学校との連携を図っている。 「ふるさとの50人」は、授業や総合的な学習の時間、図書館活動等で広く活用され、ふるさとへの愛着心の醸成を担うツールとして定着していることは評価できる。 今後も外部人材の活用や小中学校以外での活用等を検討、推進する必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 38

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		② ふるさと再発見事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>中学生を対象としたお宝や資源（ひと・もの・こと）を活かした体験型学習プログラム。</p> <p>この事業は、キャリア教育としても活用され、平成26年度に金城中学校区で取り組まれた事業を全市に広げるものである。</p> <p>また、大人の学びとして成人を対象としたふるさと教育にも取り組むものとする。</p>
2 年 度 の 目 標		全公民館において事業を実施することにより、ふるさと郷育の推進を図る。
2 年 度 の 実 績		<p>1 24公民館で「公民館を核としたふるさと郷育推進事業」を実施し、ふるさと郷育を推進した。</p> <p>(1) 浜田公民館 「なぞ解き探検！浜田城」</p> <p>(2) 石見公民館 「地域デビュー応援講座 第五期」等</p> <p>(3) 長浜公民館 「ええなNAGAHAMA」</p> <p>(4) 周布公民館 「石見神楽を学びましょう」「つり大会」等</p> <p>(5) 美川公民館 「美川地域の特色ある人・物・歴史を再発見！」等</p> <p>(6) 大麻公民館 「ひな人形展」</p> <p>(7) 雲城公民館 「ハッチョウトンボを通じた環境学習」等</p> <p>(8) 今福公民館 「金城中学校ふるさと学習」等</p> <p>(9) 美又公民館 「美又温泉の歴史と現状と課題」等</p> <p>(10) 久佐公民館 「金城中学校ふるさと学習会」「里の川遊び」等</p> <p>(11) 波佐公民館 「夏の体験学習」「ふるさと地域学習～地域の良さに気付き誇りを持つことを目指して～」等</p> <p>(12) 小国公民館 「雲城小学校稲作体験」「ふるさと学習会」等</p> <p>(13) 都川公民館 「ふるさとふれあい交流事業」</p> <p>(14) 市木公民館 「市木村を巡る」</p> <p>(15) 旭自治区公民館連携協議会 「地域学習楽々教養講座事業」</p> <p>(16) 杵束公民館 「伝えようやさかのひみつ」「やさかの未来を考える」</p> <p>(17) 安城公民館 「弥栄の未来を考える」</p> <p>(18) 三隅公民館 「みすみっ子チャレンジ教室」「三隅氏学習会」</p> <p>(19) 三保公民館 「健康な体作り&三保の民話上映会」</p> <p>(20) 岡見公民館 「さつまいもオーナー」「しめ縄作り人材育成～しめ縄教室」</p> <p>(21) 黒沢公民館 「地域と共に歩んだ『公民館・・・ありがとうの会』」</p> <p>(22) 白砂公民館 「西条柿の魅力本を作ろう（副読本）」</p> <p>2 旭自治区の公民館が連携し、「公民館を核としたふるさと郷育推進事業」において地域住民を対象としたふるさと地域学習を実施した。</p> <p>(1) 旭自治区公民館連携協議会 「地域学習楽々教養講座事業」</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

より多くの子どもたちに自分たちの住んでいる地域の特性を活かした体験活動や事業への参加を促す取組ができていることは評価できる。
事業を通して地域の宝や資源（ひと・もの・こと）を再確認してもらう機会を提供し、ふるさとへの理解や愛着、誇りを持ち、次世代に伝え守っていこうとする人材の育成を今後も推進する必要がある。
また、子どもたちだけでなく、地域の大人も学び、お互いに高まり合うことを目指す必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 39

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進 郷育
具 体 的 取 組		③ ふるさと教育推進事業
担 当 課		生涯学習課・学校教育課
内 容		<p>島根県事業である「ふるさと教育推進事業」を実施する。</p> <p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。</p> <p>小中学校9年間を体系化し、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p> <p>また、地域ぐるみでふるさと教育の支援を行うことにより、子どもだけでなく、おとな、家庭、学校といった地域も共に高揚する。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>全ての小中学校において、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を年間35時間以上実施し、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、心豊かでたくましく、未来を担う子どもを育成する。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>1 全ての小中学校で、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を年間35時間以上実施した。それぞれの小中学校で地域の特色を活かし、学年に応じて様々なふるさと教育を行った。</p> <p>また、令和元年度に引き続き、実施した内容をとりまとめた「特色あるふるさと教育事例集」を作成した。</p> <p>2 浜田市小中連携教育での「ふるさと郷育」（県事業を含む）の推進4つの柱の中の「ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う子どもの育成」の取組を、中学校区で実施した。</p> <p>目標指標の一つである「総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合」については、小学6年が75.6%（目標値80%、対前年度比-0.4P）、中学3年が86.5%（目標値80%、対前年度比+6.7P）で、小学6年生は前年をわずかに下回ったが、中学3年生は目標を達成した。</p>
教育委員会の評価		<p>「特色あるふるさと教育事例集」を作成し、事業の見える化や小中学校間での情報共有を図ったことについて評価できる。</p> <p>公民館や地域のボランティアの協力を得て、子どもたちに、ふるさとに対する愛着や誇りを涵養する取組が教育活動に定着してきた。</p> <p>小中学校においては、総合的な学習の時間に、自分で調べ学習に取り組んでいると思う子どもの割合も着実に向上しているが、更なる授業改善への取組が必要である。</p> <p>また、「地域に開かれた教育課程」を実現し、学校教育での取組が、多様な他者ととともに協働しながら学ぶ教育活動となるよう、地域と学校の一層の連携強化を図っていく必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 40

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進
		郷育
具 体 的 取 組		④ 自然体験活動の推進
担 当 課		生涯学習課
内 容		学校教育の中で「自然体験活動」及び「海洋教育」を推進し、子どもの頃から豊かな自然に触れることによって、ふるさとを愛する心を育てる。
2 年 度 の 目 標		全ての幼稚園、小学校において、授業の中で海・山・川といった自然を活用した体験活動及び海洋教育が実践できるように支援を行う。
2 年 度 の 実 績		<p>自然体験活動推進事業及び海洋教育推進事業として、支援を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施できなかった小学校1校を除き、全ての幼稚園、小学校において自然体験活動を授業の中で実施することができた。また、実施した内容を取りまとめた「特色ある自然体験活動実施事例集」及び「海洋教育実践事例集」を作成した。</p> <p>1 幼稚園</p> <p>(1) 石見幼稚園 夏野菜の苗植え、サツマイモの苗植え、草抜き、収穫体験、干し大根作り</p> <p>(2) 長浜幼稚園 ごみ拾い・海岸遊び、ジェットスキー乗車体験</p> <p>(3) 美川幼稚園 カヌー体験</p> <p>2 小学校</p> <p>(1) 原井小学校 ライフジャケット・ニッパー体験、乗馬体験、釣り体験、外部講師による畳ヶ浦・長浜丘陵見学</p> <p>(2) 雲雀丘小学校 いちごの収穫、水産物卸売市場・仲買市場見学</p> <p>(3) 松原小学校 乗馬・餌やり体験、水産物卸売市場見学、缶詰パッケージのデザイン等</p> <p>(4) 石見小学校 サツマイモの苗植え・収穫、紙漉き体験、アクアス特別見学</p> <p>(5) 美川小学校 間伐体験、川の生き物観察 等</p> <p>(6) 周布小学校 沢登り体験、藻塩作り体験</p> <p>(7) 長浜小学校 サツマイモ苗植え・収穫、水産技術センター見学</p> <p>(8) 三階小学校 野遊び、川遊び、水産技術センター見学等</p> <p>(9) 雲城小学校 藻塩作り体験・釣り体験</p> <p>(10) 今福小学校 乗馬体験、漁港見学、魚さばき体験</p> <p>(11) 波佐小学校 稲作体験・収穫、スキー教室、海洋保全学習等</p> <p>(12) 旭小学校 川遊び・川の生き物観察・魚とり、浜田漁港見学</p> <p>(13) 弥栄小学校 手作り綱渡り・ブランコ体験、海辺の安全教室</p> <p>(14) 三隅小学校 季節毎の野菜の苗植え・収穫体験</p> <p>(15) 岡見小学校 身近な植物での染物体験、海・川などの環境学習</p>
教育委員会の評価		<p>浜田市の宝である海・山・川を活用した自然体験活動を通じて自然の素晴らしさを体験でき、心豊かでたくましく、自ら課題を見つけ、自ら学び考える子どもを育てる取組を推進できた。</p> <p>また、「特色ある自然体験活動実施事例集」及び「海洋教育実践事例集」を作成し、事業の見える化や幼稚園間、小学校間での情報共有を図ったことは評価できる。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 41

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進 郷育
具 体 的 取 組		⑤ 土曜学習支援事業【No. 7の再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>令和元年度より内容変更 【放課後子ども教室】 地域と学校、及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、全ての子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。</p> <p>【地域学習支援事業（勉強の場所づくり）】 公民館などの社会教育施設、学校の余裕教室等を活用して、支援や配慮が必要な小学生、中学生、高校生に対して、地域の人材やICTの活用等による学習支援を地域と学校が連携・協働して行う。</p>
2 年 度 の 目 標		放課後や休日の学習機会を増やすことにより、より多くの小学生、中学生の放課後や休日の充実及び家庭学習の機会を提供し、学習習慣の定着、学力向上を図る。
2 年 度 の 実 績		<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5月31日まですべての教室で活動を中止とした。また、自主的に年間での活動を中止した教室もあった。（放課後子ども教室：2教室、地域学習支援事業：2教室）</p> <p>【放課後子ども教室】11教室実施 地域と学校及び放課後児童クラブが連携・協働して、放課後や休日において、全ての子どもたちの安全、安心な活動場所を確保した。また、学習や様々な体験活動の機会を定期的、継続的に提供した。</p> <p>【地域学習支援事業（勉強の場所づくり）】3教室実施 公民館等の社会教育施設等を活用し、小学生、中学生、高校生に対する地域の人材を活用した学習支援を実施した。</p>
教育委員会の評価		<p>平成30年度の課題であった事業の内容を令和元年度より変更し、引き続き上記2事業を拡充して取り組んだことは適切である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業の縮小や感染拡大防止対策に万全を期した上で、子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の学習成果を活かしながら、学校、地域及び児童クラブ等が連携して教育活動の支援に取り組んでおり、評価できる。また、子どもだけでなく大人も共に学びながら、浜田市の未来を担う人材の育成に資する活動を行っており、意味のあるものとなっている。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 42

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進 教育支援
具 体 的 取 組		③ つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）【No. 31の再掲】
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>1 親子・三世代交流事業（公民館による実施）への支援 子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象とした様々な参画型の体験的活動を通して、親子や世代間交流の場を提供し、地域ぐるみの家庭教育支援及び持続可能な地域づくりを目指す。</p> <p>2 通学合宿支援事業（公民館による実施）への支援 公民館等で宿泊や生活をしながら通学することにより、子どもたちが、礼儀等のふるまいを身に付けたり、生活する技能や自立心を高めたりする。 また保護者に対しても「HOOP!」の実施を通して、家庭教育について振り返る機会とする。合宿や学習を通して、子どもも保護者も家族の大切さに気付いたり、子どもと地域の方の結びつきを強めたりする。</p>
2 年 度 の 目 標		親子・三世代交流事業、通学合宿支援事業への支援を行うことによって、より多くの地域での事業実施を促し、家庭教育支援の充実を図る。
2 年 度 の 実 績		<p>令和2年度より、「公民館を核としたふるさと郷育推進事業」として名称等を変更し、交流人口の増加（親子・三世代交流事業に該当）や自然体験等多様な体験活動（通学合宿支援事業に該当）を事業の柱として位置づけている。令和2年度に取り組んだ事業は以下のとおり。</p> <p>1 交流人口の増加（親子・三世代交流事業） 8館 (1) 石見公民館 「環境について学ぼう」 (2) 長浜公民館 「ランタンまつり」 (3) 美川公民館 「幼小中地域しめ縄交流会」 (4) 大麻公民館 「ひな人形展」 (5) 美又公民館 「学ぼう！伝えていこう！『ふるさと地域の宝』」 (6) 波佐公民館 「軽スポーツを通して繋がる交流」 (7) 小国公民館 「生き物観察・川遊びしよう」 (8) 都川公民館 「ふるさとふれあい交流事業」</p> <p>2 自然体験等体験活動（通学合宿支援事業） 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>
教育委員会の評価		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、全体事業実施数には減少がみられる。しかしながら、規模縮小や感染拡大防止対策等の工夫を凝らしながら、つながりのある持続可能な地域づくりを目指し、地域の子どもと大人が共に学びながら、さまざまな取組を通してふるさとへの理解と愛着を醸成する活動を実施したことが評価できる。 また、地域住民同士の交流を通じて、交流人口の増加に資する活動となっており、意味のあるものとなっている。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 43

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) ふるさと郷育の推進 教育支援
具 体 的 取 組		⑦ 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		浜田市が取り組んでいる、「学校支援」「放課後支援」「家庭教育支援」を結集し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うもの、特に、公民館が中心となり、学校と地域をつなぎ、地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域の活性化を図る。
2 年 度 の 目 標		はまだっ子共育推進事業として、中学校区毎のネットワーク体制を構築し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うことを目指す。
2 年 度 の 実 績		<p>子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、公民館を中心に中学校区毎のネットワークを構築し、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進する。 また、社会教育法第9条の7の規定により地域学校協働活動推進員を委嘱した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域学校協働会議（ネットワーク会議）の開催 中学校区毎にエリアコーディネーターを配置し、会議を実施した。 2 はまだっ子共育運営委員会 開催2回 7月10日（金）、3月23日（火） 3 エリアコーディネーター協議会 開催4回 5月19日（火）、9月8日（火）、12月9日（水）、3月23日（火） ※第2回はまだっ子共育運営委員会と第4回エリアコーディネーター協議会を兼ねて同日開催 4 研修等 <ol style="list-style-type: none"> (1) コーディネーター研修（島根県主催） 11月27日（金） 内容：説明「結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業の視点から」、実践発表、演習「今、求められるコーディネーターの動きとは」 講師：国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 志々田まなみ 氏 (2) はまだっ子共育研修 2月25日（木） 内容：地域における家庭教育支援活動（家庭教育支援モデルチームによる実践発表&ワークショップ） 5 情報発信 リーフレット、共育の取組紹介等の作成

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

今後も、はまだっ子共育推進事業の基本理念である「地域ぐるみで子どもを育み、子どもも地域（大人）も高まり合おう」の実現のため、各エリアのネットワーク化を図りながら、学校支援、放課後や休日の活動支援等の地域学校協働活動及び家庭教育支援活動を推進していかなければならない。

また、学校、家庭及び地域が「子どもたちに身に付けさせたい力」を共有し、連携・協働しながら活動に取り組むとともに、参画者同士の情報共有、研修会への参加等によるブラッシュアップにも努めるべきである。

教育委員会自己点検・評価表

No. 44

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		① 公民館活動推進事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		各公民館の事業費、活動費を委託料として公民館連絡協議会に委託する。地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築くとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育の中核を担っている。
2 年 度 の 目 標		<p>次の公民館活動を推進していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 2 地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 3 人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 4 生活課題を語り合い、解決につながる各種相談の場としての取組 5 地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 6 団体等に対する活動支援及びネットワークの構築の取組 7 地域情報の収集整理・受発信の取組 <p>また、社会教育活動の拠点として人づくりを目的とした活動を推進するだけでなく、「地域づくりを担う人づくり」に向けた取組を推進し、「まちづくりを支援する公民館」を目指す。</p>
2 年 度 の 実 績		<p>各公民館において、地域に根ざした活動を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 人権研修、公民館を核としたふるさと郷育推進事業における親子・三世代交流事業等 2 地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 防災講座、公民館を核としたふるさと郷育推進事業、中山間地域ふるさと郷育推進事業等 3 人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 地域学習セミナー、陶芸教室、ダンス教室、生け花教室等サロン事業 4 地域の方が来館しやすい公民館を意識した取組 できるだけ多くの方に関わってもらえるようきめ細かな話し合い等 5 地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 はまだっ子共育推進事業、放課後子ども教室等 6 各種団体等に対する活動支援及びネットワーク構築の取組 ネットワーク会議等 7 地域情報の収集整理・受発信の取組 全館「公民館だより」を発行し情報発信を実施

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

公民館は、地域住民が地域の実態や課題を把握・共有し、当事者意識を持って主体的な課題解決に努めるために集い、また、趣味、教養、文化、スポーツ等様々な活動をとおして住民同士が共に学び合う拠点施設としての機能を有している。そのコーディネートを適切に行うため、公民館職員のスキルアップを目的とした各種研修及び事業の支援は妥当である。

事業実施においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえながら、前例を踏襲するだけでなく、目標に沿った事業の見直しを行うPDCAサイクルを意識した公民館事業の促進が図られ、評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 45

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		② 地域課題の解決支援事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		中山間地域を中心とした様々な現代的課題（交通対策、防災防犯、文化伝承、休耕田、少子高齢化、人口・労働力の減少、過疎化の進行、担い手育成等）に対し、公民館が社会教育の手法（集い・学び・結ぶ）により、行政の関係部局の垣根を越え、連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組を支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域の絆、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図る。
2 年 度 の 目 標		多くの公民館が持続可能な地域づくりを目指して、地域住民による課題の把握・共有、学習の実践を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進めながら中山間地域の活性化を図る。
2 年 度 の 実 績		<p>14公民館において、地域課題の解決支援に向かう事業として「中山間地域ふるさと郷育推進事業」を展開した。</p> <p>1 中山間地域ふるさと郷育推進事業 14館</p> <p>(1) 石見公民館 「5分館スポーツ教室」「家庭教育支援チーム」等</p> <p>(2) 長浜公民館 「『やってみよう』を応援プロジェクト」等</p> <p>(3) 周布公民館 「かけがえのない“海”を知ろう！」</p> <p>(4) 美川公民館 「美川再生プロジェクト」</p> <p>(5) 国府公民館 「こくふ元気プロジェクト」</p> <p>(6) 雲城公民館 「持続可能な地域づくりを目指し、住民による住民のための話し合いによる基盤づくり」</p> <p>(7) 今福公民館 「公民館視察研修」「もやい市を知ろう！」</p> <p>(8) 小国公民館 「生き物観察・川遊びをしよう」</p> <p>(9) 美又公民館 「石見のようかいカルタ作成」</p> <p>(10) 和田公民館 「和田の未来を考える 環境保全版パート2」</p> <p>(11) 都川公民館 「UIターンの集い」</p> <p>(12) 三保公民館 「潮路なぎさみちウォーキング」</p> <p>(13) 岡見公民館 「そば作り・そば打ち教室」「味噌作り教室」</p> <p>(14) 白砂公民館 「西条柿の魅力本を作ろう（副読本）」</p> <p>※島根県公民館研究集会（主催：島根県公民館連絡協議会）については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

地域づくりに向けた地域課題の発見や解決への活動、地域ぐるみで子どもを育む活動等を推進するための拠点施設が必要であり、そのための公民館における人材育成と機能の充実は重要である。

公民館に人が集い、話し合いや学び合いを行うなど、地域住民の当事者意識を醸成するようきっかけや事業、取組が図られたことは評価できる。

また、そうした活動の支援のため、公民館職員が意識醸成を図る研修等に積極的に参加していくことも必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 46

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備
		公民館活動
具 体 的 取 組		③ 人権・同和問題学習活動
担 当 課		人権同和教育室
内 容		市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和教育を、地域や関係機関と連携して推進する。
2 年 度 の 目 標		様々な人権課題に取り組む公民館を少しずつ広げ、最終的には全公民館で人権・同和教育に取り組むことで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりを目指す。
2 年 度 の 実 績		<p>1 公民館独自で人権・同和教育研修等を企画・開催したほか、指導主事派遣による巡回講座の実施に努めた。</p> <p>(1) 人権・同和教育研修等を開催した公民館 18館 (令和元年度：22館)</p> <p>(2) 人権・同和教育研修等の開催回数 延べ28回</p> <p>ア 同和問題をテーマとした研修 5回</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症をテーマとした研修 2回</p> <p>ウ その他の人権課題をテーマとした研修 21回</p> <p>2 浜田市人権・同和教育推進連絡協議会及び各自治区人権・同和教育推進協議会が主催する人権講演会に、公民館職員が参加した。</p> <p>3 島根県が主催する人権啓発指導者養成講座など各種研修に、公民館職員が参加した。</p> <p>4 人権意識の高揚・啓発を図ることを目的に37回目となる人権作品コンクールを実施した。小・中学生を対象とした作文及びポスターの他、一般市民を対象とした人権標語を募集した。人権標語については、公民館にも参加を促し、令和2年度は77点(41名)の応募があった。入賞作品は作品集にまとめるとともに、リーフレット(A3二つ折り)を作成して全戸配布した。</p>
教育委員会の評価		<p>公民館での人権・同和教育研修等は、新型コロナウイルス感染防止対策のため開催を見送った公民館もあり、令和2年度は全26館のうち18館の実施にとどまった。特に研修等を未実施の公民館に対しては、研修テーマや講師派遣の相談・支援を行うなど、全ての公民館で研修等が実施されるような取組が必要である。</p> <p>島根県が主催する各種人権研修は、専門性の高い内容となっており、公民館職員の人権意識と人権感覚の高揚につながっている。研修で学んだことを公民館に持ち帰り、自ら講師となるケースもあり非常に評価できる。今後も積極的に研修情報の提供を行うべきである。</p> <p>市民一人ひとりの人権意識と人権感覚を高めるため、引き続き地域に身近な公民館における人権教育・啓発の推進が必要と考える。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 47

点 検 ・ 評 価 項 目														
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進												
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 公民館における人材育成と拠点整備												
		公民館整備												
具 体 的 取 組		④ 公民館施設改修事業												
担 当 課		生涯学習課												
内 容		<p>1 地域の実情に応じ、必要な施設・設備を備えるとともに、青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の利用の促進が図られるよう施設・設備の確保に努める。</p> <p>2 公民館は、浜田市地域防災計画に基づき、地震・豪雨・津波等の災害時に、情報の収集や伝達をはじめ、応急対策、避難者の受入れ等の重要な地震防災機能を果たす防災拠点としての役割が期待されており、その施設・設備の確保も進める。</p> <p>3 トイレ等の更新時期を迎える施設や雨漏り、外壁補修等の大規模な改修を要する施設の改修を行う。</p>												
2 年 度 の 目 標		地域の実情に応じ、必要な改修・整備を行い、地域の人たちの利用促進を目指す。												
2 年 度 の 実 績		<p>必要な改修や危険防止対応等を行った。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">白砂公民館ロビー空調設備更新</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2,860千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>白砂公民館照明設備改修</td> <td style="text-align: right;">1,232千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>白砂公民館ロビー天井改修</td> <td style="text-align: right;">979千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>公民館照明LED化更新（三隅公民館、三保公民館）</td> <td style="text-align: right;">8,360千円</td> </tr> </table> <p>※500千円以上のものを記載。</p>	1	白砂公民館ロビー空調設備更新	2,860千円	2	白砂公民館照明設備改修	1,232千円	3	白砂公民館ロビー天井改修	979千円	4	公民館照明LED化更新（三隅公民館、三保公民館）	8,360千円
1	白砂公民館ロビー空調設備更新	2,860千円												
2	白砂公民館照明設備改修	1,232千円												
3	白砂公民館ロビー天井改修	979千円												
4	公民館照明LED化更新（三隅公民館、三保公民館）	8,360千円												
教育委員会の評価		<p>地域の方々が安全で安心して利用することができる施設整備を計画的に進めていかなければならない。</p> <p>施設の経年劣化、老朽化に対して、令和2年度から計画策定にとりかかっている社会教育施設長寿命化計画を基に、大規模修繕や改修を行う必要がある。</p> <p>また、人口規模の大きい浜田及び石見エリアについては新たなまちづくりセンター（旧公民館）の設置も計画的に進める必要がある。</p>												

教育委員会自己点検・評価表

No. 48

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	① 多様な分野の図書の充実	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>地域の課題や地域住民のニーズに適した蔵書の充実に努めていく。 また、あらゆる方の読書活動に応えるために、他の読書関連施設との相互協力、連携等についても検討していく。 蔵書の充実にあたっては、購入だけでなく、寄贈等による積極的な収集に努め、中央・分館間ばかりでなく、市内の大学や読書関連施設間での図書情報の共有や図書の有効活用を進める。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>蔵書自体は図書購入費と寄贈によって増加していくが、約7,500冊の増加を目標とする。蔵書の増加を図るべき分野としては、児童の「絵本」と、一般書の中では貸出が多い「社会科学」分野や「産業・技術」の分野を引き続き重点的に購入する。 読書推進運動協議会の進めるリスト、緑陰図書、県立図書館の推薦図書等を参考に幅広い視野にたった資料購入を行う。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>蔵書数は、令和元年度の28万冊から28万6千冊弱となり、約6,000冊の増加にとどまった。 絵本の分野は、対前年1,000冊、一般書の「社会科学」並びに「産業・技術」の分野は同じく700冊それぞれ増加させ充実を図った。利用者からのリクエストにも可能な限り応じ、図書の充実を図った。 雑誌スポンサー数は企業訪問等により10団体増え、24団体（24誌）となった。</p>	
教育委員会の評価	<p>蔵書冊数が目標値を下回った中で、増加を図るべき分野については充実した蔵書となった点は評価できる。他の公共図書館や読書団体との意見交換なども踏まえ、充実すべき図書の構成を柔軟に構築していくべきである。 図書館員の選書による図書の購入に加えて、利用者からのリクエストによる購入をすることで、図書の充実や利用者の読書への意欲の増進を図ったことは評価できる。 前年度に引き続き、財源確保の一環として雑誌スポンサー制度に積極的に取り組み、10団体増えたことは評価できる。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 49

点 検 ・ 評 価 項 目					
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進			
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実			
		図書館サービス			
具 体 的 取 組	② レファレンスサービスの充実				
担 当 課	生涯学習課				
内 容	<p>さまざまな市民が来館する図書館において、市民ニーズに応え、地域課題に役立つ情報の提供ができることの一つに「レファレンスサービス（参考・調査の手伝い）」がある。利用者と向き合いつつ、いかに感じよく応対できるかもそのスキルの一つと認識され、それら接客術も含めての充実を図る。</p>				
2 年 度 の 目 標	<p>司書資格保持者は、県立図書館主催の専門研修を受講することが必須であるが、図書館で休館日に行う「全体研修」も受講することによって、図書館員が必要なスキルを充実させていく。 司書に限らず、全職員が簡単なレファレンス（資料の所蔵確認等）が出来るよう研修を行う。</p>				
2 年 度 の 実 績	<p>県立図書館の研修を受講し、地域性を含めて公共図書館における司書の役割について再確認を行った。 また、休館日に併せて行う研修においては、地域の図書館に求められるニーズに応じられるよう、研修を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、4月18日～5月11日まで臨時休館とした。その間は随時、職員同士で内部研修を行い、サービス向上に努めた。</p>				
6月	まちづくり研修	10月	初任者研修		
	7月	郷土資料研修	11月	著作権研修 地域図書館職員研修	
	9月	新型コロナウイルス感染症対策研修 感染症対策研修		2月	蔵書修理研修
教育委員会の評価	<p>近年、職員の入れ替りが激しく、勤務年数の長い職員と、経験が浅い職員の二極化が起こっており、窓口業務、特にレファレンスサービスの対応可能な職員が限られている。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、臨時休館を余儀なくされたが、その間においても、サービス向上のための研修を実施したことは評価できる。 今後も、休館日に併せて行う研修や、県立図書館が企画する地域研修などの機会を活用し、図書館員全体のスキルアップを図ることが必要である。 また、国立国会図書館のレファレンスデータベース等も活用して、利用者の求める課題に的確に答えていくよう更なる職員の資質向上を促す必要がある。</p>				

教育委員会自己点検・評価表

No. 50

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組		③ 「特集展示」コーナーの充実
担 当 課		生涯学習課
内 容		市民の図書選びや図書館の蔵書との出会いの機会を増やすために、中央図書館においては、一般書について毎月館内で「特集展示」を行い、それらの展示図書の「ブックリスト」を作成して利用者にも配布する。同時に、児童書コーナーでも、毎月「読み聞かせ」の本のテーマを決め、テーマに合わせた図書を展示する。
2 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> 1 中央図書館だけでなく、分館においても「特集展示」を行い、司書資格を持つ職員が輪番で「おすすめの1冊」と「貸出ベスト」を「広報はまだ」で毎月紹介し、翌月には館内でも同様の展示を実施していく。 2 受け入れた図書については、リストを作成し、利用者に配布していく。 3 児童書コーナーでのテーマに合わせた図書展示も毎月行う。
2 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> 1 中央図書館をはじめ、分館においても「特集展示」を毎月行った。職員が輪番で「おすすめの1冊」を「広報はまだ」で毎月紹介し、翌月には館内の紹介コーナーで展示を行った。 特集展示事例 (1) 6～7月の「災害・防災を考える～「もしも」に備えて～」ミニ展示、12月1日の「映画の日」にちなんだ映画関連の書籍展示等。 (2) 浜田市内の中学生や高校生によるおすすめの本展示。 生徒作製のポップ、ブックリスト作成、図書館所蔵の資料を展示。 6月 金城中学校 9月 浜田水産高校 2月 第二中学校 (3) 11月には浜田市社会福祉協議会と連携し、「終活」をテーマとした書籍等の展示並びに講演会の開催。 2 新着資料のリストは配布、図書館HPで書影と併せての紹介、図書館だよりへの掲載を行った。 3 児童書コーナーでは、行事や季節にあったテーマをもとに親しみのある掲示と絵本の展示を行った。
教育委員会の評価		「特集展示」は利用者からの認知度も高く、貸出される頻度も高い傾向がうかがえる一方、今一つ目立たないと感じるものもある。更に充実させるために、展示の工夫等を実施していくことが必要である。HPでこれまでの特集展示のリストが確認できるのはきめ細やかなサービスと言える。児童コーナーの特集展示は掲示もよく工夫されており、評価できる。

教育委員会自己点検・評価表

No. 51

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	④ ボランティア登録者数の増加	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>読書活動団体による読み聞かせや朗読、IT技術を利用した独特のおはなし会を実施する団体などの支援を受けて、就学前の子どもが、読書に関心を持つきっかけ作りに役立つ活動を行っていく。</p> <p>併せてこれらボランティア活動を更に発展させるための活動支援、人材育成に取り組む。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>ボランティアの受け入れと実務能力向上のサポートを行い、引き続き図書館等で活動できるボランティアを募集することによって、高齢化しつつあるボランティア全体の活性化を図る。</p> <p>さらに、ボランティアのスキル向上のため、研修会の開催も計画する。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>1 ボランティアの多くは、読み聞かせに関わる活動を行った。</p> <p>ボランティア数 延べ190名の受入（前年度比49名減）</p> <p>中央図書館 団体 2団体、個人 4名</p> <p>金城図書館 団体 1団体</p> <p>旭図書館 個人 2名</p> <p>弥栄図書館 なし</p> <p>三隅図書館 団体 1団体</p> <p>2 令和元年度から2年間の予定で実施している島根県立図書館の幼児児童読書普及事業を活用し、ボランティア対象の講演会「読み聞かせのすすめ」を開催。読み聞かせの意義や責任を再認識したと好評だった。</p> <p>開催回数 4回</p> <p>参加者 計121名</p>	
教育委員会の評価	<p>それぞれに活動しているボランティア同士の横の連携を図る必要がある。市民との協働の場として図書館が出会いや活動の場を提供していくことが今後重要になると考えられ、期待したい。</p> <p>ボランティアの高齢化が課題となっており、新規ボランティア募集等に努めるべきである。実働数を把握するためにも、登録は毎年更新することが望ましい。</p> <p>読み聞かせボランティア以外にも多様なボランティアを募るよう努める必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 52

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組		⑤ 移動図書館車・簡易閲覧所の運用
担 当 課		生涯学習課
内 容		<p>市内34箇所を巡回する移動図書館「ラブック号」は、図書館まで足を運ぶことのできない方への貴重な読書機会提供の場となっている。</p> <p>また、市内13箇所に設置した佐々田奉公会簡易閲覧所にも、年2回の資料更新を行いながら、2,000冊程度の配本を提供しており、市民に気軽に利用いただける場となっている。</p> <p>これらの設備、施設を継続して運営するとともに、より一層の利用促進に努める。</p>
2 年 度 の 目 標		<p>1 「ラブック号」の運行（6コース各12回）の効果的な見直し 貸出冊数 4,600冊（前年度実績4,119冊 利用者数 1,309人）</p> <p>2 「簡易閲覧所」の運用と所蔵資料の入れ替え作業 年2回 貸出冊数 700冊</p> <p>3 広報等周知による利用促進 随時</p>
2 年 度 の 実 績		<p>1 「ラブック号」の運行 6コース各12回（延べ71回）※中止1回 貸出冊数 4,796冊 利用者数 1,457人</p> <p>2 「簡易閲覧所」の運用と所蔵資料の入れ替え作業 年2回 貸出冊数 908冊</p> <p>3 広報等周知による利用促進</p> <p>(1) ラブック号運行 広報はまだ、図書館だよりで周知を図った。</p> <p>(2) ラブック号の出張展示 3月21日（日）14:00～15:00 石見公民館。</p> <p>(3) ラブック号PR 巡回先では黑板アートを展示した。</p> <p>(4) 簡易閲覧所PR 広報はまだでの周知に加え、入替時はチラシを掲示し促進を図った。</p>
教育委員会の評価		<p>ラブック号の運行は中央図書館や分館まで行くことのできない利用者にとって、貴重な読書の機会の提供であるため、今後もコースや所蔵内容を精査しながら、継続して実施していく必要がある。</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントへの出張展示が1件にとどまったものの、移動図書館の持つ機動性を活かし、引き続きイベント出展等により認知度と魅力の向上を図る活動は継続すべきと考える。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 53

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 図書館サービスの充実 図書館サービス
具 体 的 取 組		⑥ 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		各読書週間においては、おはなしボランティアとの協働により、中央図書館をはじめ各分館で行う読書関連行事を通じて、本そのものへの興味を喚起する活動を実施していく。
2 年 度 の 目 標		中央図書館をはじめ、各分館では、ボランティアと連携したイベントを展開して施設への親密度を高め、もって読書普及につなげる。 1 「子ども読書週間」(4月から5月まで)に合わせた各種行事の開催 1種類以上 2 「秋の読書週間」(10月から11月まで)に合わせた各種行事の開催 1種類以上
2 年 度 の 実 績		令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、中央図書館をはじめ、分館においても各読書週間に合わせて各種行事を企画、実施した。 1 「子ども読書週間」に合わせた各種行事 2種類 おはなし会 2回 企画展示 3回 2 「秋の読書週間」に合わせた各種行事 3種類 本のリサイクル市 3回 企画展示 4回 秋の夜長を図書館で(開館時間の延長) 「図書館寄席」 1回 「一夜一冊」 1回
教育委員会の評価		年度当初の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休館や、各種イベントの中止などを余儀なくされた中で、感染対策を十分に行いながら行事を継続実施した点は評価できる。読書週間中のイベントや事業以外にも季節行事や強調月間での取組により、図書館が利用者にとって身近な存在になるよう工夫を重ねていくことが期待される。今後も、ボランティアや各種団体と連携を図りながら、効果的な事業の展開を続けていくべきである。

教育委員会自己点検・評価表

No. 54

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	Ⅲ 社会教育の推進
	主要施策	(3) 図書館サービスの充実
		図書館サービス
具 体 的 取 組	⑦ 電子書籍などの新たな情報への対応	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	<p>電子書籍については、開館当初に1,100余タイトルを導入し、利用者向けの「利用講座」等を実施することで認知度が高まった。浜田市立中央図書館では廃刊になった新聞のデータ化を実施し、館内での閲覧も可能となっている。</p> <p>これら電子媒体の利用法を含め、活用の機会を増大させる。</p>	
2 年 度 の 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子書籍の計画的な購入 2 パンフレット、広報周知、電子書籍閲覧講座等開催による利用促進 3 貴重資料（古文書）のデジタル化 	
2 年 度 の 実 績	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館や、市民の外出自粛などにより、在宅で気軽に利用できる電子書籍の利用点数が、321点となり、前年度142点を大きく上回る結果となった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電子書籍の計画的な購入 電子書籍コンテンツ数 1,921点（前年度比99点増） 2 ホームページ、広報での周知 周知については、広報はまだでの啓発を行った。 3 貴重資料（古文書）のデジタル化 令和2年度、専門の職員（会計年度任用職員）を配置し、貴重資料の撮影作業を行い、ほぼ撮影を終了した。 	
教育委員会の評価	<p>浜田市立図書館利用者からは電子書籍よりも紙の資料が喜ばれる傾向にあるが、実績からも、電子書籍への関心やニーズが高まってきている。電子書籍は、著作権などの問題から、書籍のジャンルや点数が限られているが、臨時休館中でも利用は可能であり、在宅で気軽に利用できることをもっとアピールしていくことが必要である。</p> <p>また、以前からの課題であった、貴重資料のデジタル化については、撮影作業をほぼ終えたことは評価でき、今後の展開に期待したい。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 55

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		スポーツ推進
具 体 的 取 組	① 総合スポーツ大会の開催	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	スポーツの日を中心に子どもから高齢者まで誰でも参加できる浜田市体育協会としての総合スポーツ大会を開催し、市民の親睦を図り、スポーツの振興と競技力の向上、健康増進の推進を目的とする。	
2 年 度 の 目 標	各競技団体が開催する大会に1人でも多く参加していただき、心身ともに明るい健康なまちづくりと体力づくりを図るため、多くの市民参加のもと、総合スポーツ大会を開催する。	
2 年 度 の 実 績	<p>第14回浜田市総合スポーツ大会</p> <p>1 総合スポーツ大会開催期間 令和2年7月26日（日）～令和3年1月17日（日） （総合開会式は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止。）</p> <p>2 会 場 浜田市陸上競技場 他</p> <p>3 開催競技数 19競技 陸上、水泳、バレーボール、ソフトボール、 インディアカ、バドミントン、軟式野球、 硬式テニス、ソフトテニス、卓球、ユニカール、 ゲートボール、ボウリング、ペタンク、弓道、 グラウンドゴルフ、サッカー、剣道、空手道 ※柔道及びバスケットボールは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。ウォーキングは雨天により中止。スキー競技は、スキー場休業により中止。</p> <p>4 参加人数 1,907人（前年度2,328人、421人減）</p> <p>5 参加団体 競技スポーツ団体 14団体 生涯スポーツ団体 5団体</p>	
教育委員会の評価	<p>参加者は令和元年度より421人の減少となり、計画期間中過去最低となった。減少の要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響や天候等により競技数自体が減ったこともあるが、少子高齢化によるスポーツ人口の減少も要因の一つと考えられる。</p> <p>今後、各団体に対して参加者を増やす取組を働きかける必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 56

点 検 ・ 評 価 項 目																														
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興																												
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進																												
		スポーツ推進																												
具 体 的 取 組		② 浜田市体育協会によるスポーツ振興事業																												
担 当 課		生涯学習課																												
内 容		<p>浜田市体育協会は、新たに弓道とユニカールが加入し、競技スポーツ18団体、生涯スポーツ6団体、地域スポーツ5団体、学校・青少年スポーツ3団体、総合型地域スポーツクラブ4団体の計36団体で形成されている。</p> <p>各団体は、浜田市スポーツ都市宣言に基づき、地域の交流、健康増進、競技力の向上の推進を図ることを目的として運営され、補助金の交付を受けて活動している団体数が34団体となっている。</p>																												
2 年 度 の 目 標		<p>浜田市民の体育・スポーツの普及振興を図り、市民の体力向上、健康増進と、地域の活性化の推進と、子どもから高齢者まで誰もが楽しめる軽スポーツの普及を目指す。</p>																												
2 年 度 の 実 績		<p>それぞれの団体、組織が助成金を活用し、スポーツ活動の普及や大会等を実施した。</p> <p>各組織団体への助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">競技スポーツ団体</td> <td style="width: 15%;">18団体</td> <td style="width: 35%;">2,860,544円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>生涯スポーツ団体</td> <td>6団体</td> <td>594,555円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>学校スポーツ</td> <td>2団体</td> <td>173,090円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自治区体協</td> <td>5地区</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>総合型スポーツ</td> <td>2団体</td> <td>224,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>育成強化団体</td> <td>1団体</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>34団体</td> <td>4,372,189円</td> </tr> </table> <p>※競技スポーツ団体の弓道と、生涯スポーツ団体のユニカールの2団体が新たに加盟したため助成をした。</p> <p>※総合型地域スポーツクラブ「みすみスポーツクラブ」に新たに助成を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、各団体において事業が中止や規模縮小となったことにより、8団体から補助金（合計：355,811円）の返還があった。</p> <p>また、体育協会も同様に活動が減少したため、補助金（1,773,567円）の返還があった。</p>	1	競技スポーツ団体	18団体	2,860,544円	2	生涯スポーツ団体	6団体	594,555円	3	学校スポーツ	2団体	173,090円	4	自治区体協	5地区	420,000円	5	総合型スポーツ	2団体	224,000円	6	育成強化団体	1団体	100,000円		合計	34団体	4,372,189円
1	競技スポーツ団体	18団体	2,860,544円																											
2	生涯スポーツ団体	6団体	594,555円																											
3	学校スポーツ	2団体	173,090円																											
4	自治区体協	5地区	420,000円																											
5	総合型スポーツ	2団体	224,000円																											
6	育成強化団体	1団体	100,000円																											
	合計	34団体	4,372,189円																											
教育委員会の評価		<p>競技スポーツ人口が減少傾向にあるなかで、今年度弓道とユニカールが新たに加盟されたことは評価できる。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、総合スポーツ大会の総合開会式をはじめ、各加盟団体も大会や事業計画が予定どおりにできなかったが、今後は感染拡大防止対策を図りながら各団体の活動を進めていく必要がある。</p>																												

教育委員会自己点検・評価表

No. 57

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		スポーツ推進
具 体 的 取 組		③ 「体操のまち浜田」振興事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		竹本正男選手・上迫忠夫選手2名のオリンピックメダリストを輩出し、世界の体操をもけん引した「体操のまち浜田」復活に向けて、選手の強化及び支援を行う。
2 年 度 の 目 標		旭なごみ体操クラブ、中学生、浜田高等学校の全国大会出場を目指すとともに、体操競技の更なる育成・強化と体操人口を増やす。
2 年 度 の 実 績		<p>1 浜田市からの補助金額 3,650,000円の予算額を計上していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実績額は、2,993,095円となった。</p> <p>2 主な事業 (1) 「体操のまち浜田振興事業」強化・育成会議 ア 実施日 (ア) 第20回 4月11日(土) (イ) 第21回 1月10日(土) イ 参加者 浜田市体操連盟、各団体関係者、生涯学習課 ウ 内 容 各団体の取組と成果について(情報共有) 今後の取組について 等</p> <p>(2) 各選手の強化支援 ア 床演技の振付指導及びバレエダンスレッスン9回 イ 鯖江強化合宿(旭なごみ体操教室)</p> <p>3 全日本高等学校体操競技選抜鯖江大会出場 会場:福井県鯖江市総合体育館</p>
教育委員会の評価		<p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、インターハイ、国体、県総体など全て中止となったことはやむを得ない。 強化育成の合宿も計画どおりには実施できなかったが、床演技の振付指導やバレエダンスレッスンを取り入れるなど、選手強化に努められたことは評価できる。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 58

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上 競技スポーツ
具 体 的 取 組		① 「JFA夢の教室」の開催
担 当 課		生涯学習課
内 容		子どもたちの心身の健全な成長に寄与することを目的として、JFA（公益財団法人日本サッカー協会）こころのプロジェクト「夢の教室」等を開催し、フェアプレー精神、夢を持つことの素晴らしさ、それに向かって努力することの大切さや失敗や挫折に負けない心の強さ、また社会で生活していく上で欠くことのできない礼節の尊重や友愛の精神などの高揚を図る。
2 年 度 の 目 標		JFAこころのプロジェクト「夢の教室」を市内で2教室開催する。
2 年 度 の 実 績		新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、JFAこころのプロジェクト「夢の教室」はオンラインによる開催を検討した。実施に向けて実施団体及び実施予定の学校との調整を行ったが、最終的には実施に至らなかった。
教育委員会の評価		新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が中止となったが、元トップアスリートである夢先生から夢を持つこと、夢を実現するために努力を続けることの大切さ等を聴くことで、児童が自己を振り返り、自分の夢について、より具体的なイメージをもって考えたり伝えたりする場となっており、大いに意義のある事業である。 今後は感染拡大防止対策を図った上で、実施に向けた検討を行う必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 59

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上
		競技スポーツ
具 体 的 取 組	② トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	各種競技のトップアスリートによる子どもたちへの指導の機会について、競技団体等への支援及び協力を行い、各種スポーツ教室等を開催する。	
2 年 度 の 目 標	様々な競技種目団体が開催する大会及び教室等にトップアスリートを招聘し、高い競技レベルを直に見たり指導を受けたりする機会を提供し、競技力の向上につなげる。 事業に対し必要な支援、運営協力を行う。	
2 年 度 の 実 績	令和2（2020）年度は、オリンピックイヤーであることから、「日本財団パラリンピックセンター」が募集する出前授業等の申請を予定していたが、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が延期となったため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から申請を取りやめた。	
教育委員会の評価	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施に至らなかったが、トップアスリートと直接交流することで、スポーツの良さや楽しさを再確認し、今後の活動への意欲の向上につながる機会となっており、大いに意義のある事業である。 今後も継続されるよう状況を見ながら実施に向けた検討を行う必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 60

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備 スポーツ環境整備
具 体 的 取 組		① 学校開放事業
担 当 課		生涯学習課
内 容		スポーツに親しむことができる環境を提供するために小学校・中学校の体育施設設備を開放する。
2 年 度 の 目 標		令和2年度の目標としては、全小中学校を開放し、地域住民に身近な生涯スポーツ活動の場と機会を提供することにより、スポーツ振興に取り組む。 また、利用者連絡会議や管理指導者及び学校との連絡等を徹底し、円滑な運営を目標とする。
2 年 度 の 実 績		1 学校開放利用実績 (1) 利用団体 110団体 浜田自治区：82団体 金城自治区：8団体 旭自治区：1団体 弥栄自治区：1団体 三隅自治区：18団体 (2) 利用学校 21校 (3) 利用件数 6,091件（前年度7,265件（1,174件減）） 2 利用調整会議 3回（場所：浜田公民館、三隅支所） 2月12日、19日に浜田・金城・旭・弥栄自治区、2月9日に三隅自治区の利用調整会議を開催し、学校開放事業の流れを説明するとともに、利用にかかる学校からの要望事項（消灯確認、ごみの持ち帰りなど）について注意喚起を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、4月17日～5月17日まで（体育館は5月31日まで）は使用を中止し、使用再開後も適切な感染防止対策をとった上での利用とした。
教育委員会の評価		本事業により、スポーツに親しむ環境として学校施設が有効に利用されていることは意義がある。 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用件数が前年より大幅に減少しているが、ジュニア等の育成や競技力向上が図られ、生涯スポーツ活動の場として活用されている点は評価できる。 利用者の利便性向上を目的に更なる手続きの簡素化を検討する必要がある。 また、施設利用者にモラルを守って利用していただくため、利用調整会議等で継続して使用ルール等を周知徹底していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 61

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		スポーツ環境整備
具 体 的 取 組	② 運動施設整備事業	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	老朽化した各施設や設備の状況を確認し、安全対策の実施を検討するとともに、類似施設の統合等を検討する。	
2 年 度 の 目 標	1 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画のローリングを行い、状況に応じての見直しを行う。 2 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画に基づき、安全・安心な利用及び市民のニーズに応じるため、運動施設の整備、補修等を行う。	
2 年 度 の 実 績	1 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画 令和元年度、サン・ビレッジ浜田アイススケート場について、見直し検証期間を令和2年度及び令和3年度の2か年としたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、検証期間を令和3年度及び令和4年度の2か年に変更した。 2 主な改修工事 (1) 浜田市金城総合運動公園 総合体育館ふれあいジム・かなぎアリーナA・ロビー照明LED化設備工事 28,600千円 (2) 浜田市旭公園 市民体育館 防災型非常用電源装置更新工事 11,700千円 (3) 浜田市健康増進センター 体育館照明LED化工事 4,926千円 ※1,000千円以上のものを記載。 3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による臨時休業期間 (1) 屋外スポーツ施設 令和2年4月18日～令和2年5月10日 (2) 屋内スポーツ施設、キャンプ場 令和2年4月18日～令和2年5月31日	
教育委員会の評価	浜田市スポーツ施設再配置・整備計画では、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の見直し検証期間を変更したが、内容を十分に精査し検証する必要がある。 運動施設については、建築後30年を経過し、老朽化した施設も多いことから、中長期的な視点を持ち、計画的に改修を行っていく必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 62

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	IV 生涯スポーツの振興
	主要施策	(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備
		軽スポーツ
具 体 的 取 組	③ 軽スポーツ活動の推進	
担 当 課	生涯学習課	
内 容	地域における生涯スポーツの普及を図ることを目的とする。また、市内のイベントに参加することにより、レクリエーション活動の普及に努める。	
2 年 度 の 目 標	スポーツ推進委員や地区体協、総合型地域スポーツクラブ等が協働しながら、地域の実状に合う特性を活かしたスポーツ活動を推進し、幅広い年齢層を巻き込んだ軽スポーツの推進を図る。	
2 年 度 の 実 績	<p>自治区ごとに、地域指導者等（スポーツ推進委員等）が中心となり、主に以下の軽スポーツの推進及び普及を図った。</p> <p>(1) 浜田自治区 ア ファミリースポーツ教室（5会場） 中止 イ 軽スポーツの集い 中止</p> <p>(2) 金城自治区 ア 金城自治区体カテスト 参加者 30人 イ さざんか祭りグラウンドゴルフ・ゲートボール大会 中止 ウ 金城マイペース健康マラソン大会・駅伝競走大会 中止</p> <p>(3) 旭自治区 ア 旭温泉まつり温泉卓球大会 中止 イ 地区民体カテスト（5会場） 中止 ウ 旭ロードレース大会 中止</p> <p>(4) 弥栄自治区 ア 弥栄町健康ウォーク 中止 イ 弥栄運動会 中止 ウ 弥栄ファミリーバドミントン大会 中止</p> <p>(5) 三隅自治区 ア 海遊び&カヌー体験教室（2回） 参加者 30人/回 イ ランバイク&スラックライン体験会 参加者 35人 ウ みすみスポーツクラブ祭り 参加者 23人</p>	

点 検 ・ 評 価 項 目

教育委員会の評価

各自治区の地域指導者（スポーツ推進委員等）が中心となり企画、開催されているさまざまな教室・大会等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、取り組みの多くは中止となった。

軽スポーツは、ルールが簡単で体への負担も少なく、老若男女問わず誰でも楽しめ、心身の健康づくりや、世代や地区を越えた交流の場となるため、感染拡大防止対策を徹底し、開催方法等を工夫して実施する必要がある。

今後は、普及活動を行う中で、新規リーダーの育成や関係団体との連携強化をさらに充実させていく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 63

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		文化
具 体 的 取 組	① 石央文化ホールの管理運営	
担 当 課	文化振興課	
内 容	石央文化ホールの収容力を活かして、大・中規模な音楽・演劇公演や市民参加型イベント等を開催し、市民が身近に芸術に触れる機会を提供する。 地域の文化団体等が芸術文化活動の発表の場として利用するよう促進する。	
2 年 度 の 目 標	1 浜田地域の芸術文化の振興のための事業実施 2 集客力のある事業の企画と実施による施設利用率の向上 3 目標利用人数 55,000人 4 計画的な施設設備の修繕、改修の実施	
2 年 度 の 実 績	1 実施事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自主事業については規模を縮小して映画上映会等を実施した。また、高齢化等により施設まで来訪することができない人が増加傾向であることから、各自治区への出前映画上映会を実施した。 (1) 映画事業 映画上映会6回、しまね映画祭3回（うち出前上映会1回） 出前映画上映会4回 (2) 音楽事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 (3) その他事業 ア いわみ子供神楽フェスタ～思い出づくり大会～ イ 春風亭昇太独演会 浜田公演（BSS山陰放送共催事業） 2 利用人数 11,473人 3 施設改修・修繕 音響設備改修工事 61,906千円 4 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による臨時休業期間 令和2年4月19日～令和2年5月10日	
教育委員会の評価	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館、事業中止や入場制限があり利用人数が大幅に減少したが、感染拡大防止対策をとりながら映画事業等できる限りの事業が実施できたことは評価できる。 映画上映会は、他の文化イベントが相次いで中止となる中で回数を縮小して実施した。また、各自治区で実施した出張映画上映会は市民サービスの向上に繋がり、参加した市民から喜ばれ意義のあるものとなった。 なお、利用者との意見交換を行うなどニーズ把握にも努めているが、今後においては利用人数の回復のための取り組みが必要である。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 64

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		芸術
具 体 的 取 組		② 世界こども美術館の管理運営
担 当 課		文化振興課
内 容		海外の子どもたちとの文化・美術での交流をはじめ、広範な美術造形等の芸術家との直接的な交流を通じ、豊かで多様性のある活動を実施する。また、子どもに限らず市民が参加でき、その知識及び芸術文化振興の意識を啓発できるような事業を実施する。
2 年 度 の 目 標		1 子どもの美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子どもたちとの文化交流の推進並びに美術に関する市民の知識及び文化振興に寄与する事業の実施 2 利用人数 50,000人 3 施設的环境整備及び入館者の安全確保
2 年 度 の 実 績		1 実施事業 自主事業として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取りながら展覧会、創作活動を実施した。 (1) 展覧会事業 ア 非接触で鑑賞するのみの企画展や、触れるところを最小限とした企画内容に変更して実施（事前予約システムを導入） 「びじゅつのサマーキャンプ展」「浜田のチカラ展」 「動く木のアート展」「浜田こどもアンデパンダン展」 「謎解き美術展」 ほか (2) 創作活動事業 ア ミュージアムスクール・ホリデー創作活動を感染防止対策を講じて実施 （市内幼稚園・保育所への出張ワークショップは中止） イ 自宅でも美術館の創作活動が体験できる「おうちでワークキット」の通信販売、SNSやYouTubeでの動画配信を実施 2 ブータン王国における美術教育支援委託事業 新型コロナウイルス感染拡大防止のためスタートを令和3年度に延期 3 利用人数 17,289人 4 施設修繕 窓枠外雨漏りコーキング修繕 189,200円 空調冷却水ポンプ修繕 383,900円 ほか 5 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による臨時休業期間 令和2年4月11日～令和2年6月5日
教育委員会の評価		新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館や事業中止の影響があり利用人数が減少したが、3密の回避など感染防止対策を講じて実施可能な事業を実施できた。 また、自宅でも美術館の創作活動が体験できるワークキットの通信販売やSNSによる動画配信に取り組んだことは、美術館活動の提供機会の拡大に繋がるものであり評価できる。 なお、利用者の意見を取り入れて館内表示を充実させるなど利用者向けの対策も積極的に行われているところであり、今後においては利用人数の回復と文化振興に寄与する事業実施の継続が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 65

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		芸術
具 体 的 取 組	③ 石正美術館の管理運営	
担 当 課	文化振興課	
内 容	三隅町出身の石本正画伯の作品を収蔵・展示し、市民を始め全国に向けて石本正画伯の取組と精神を発信し、継承する。 また、ユネスコ無形文化遺産である石州半紙や石州和紙を活用した創作活動とその作品の展示など、地域独自の芸術・文化も合わせて発信拠点とする。	
2 年 度 の 目 標	1 多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を図るため、 展覧会事業、教育普及事業、絵画教室事業等の実施 2 石本正画伯の作品に関する調査研究の実施 3 利用人数 11,000人 4 施設的环境整備及び入館者の安全確保	
2 年 度 の 実 績	1 実施事業 自主事業として、展覧会、教育普及、絵画教室等を実施するとともに、石本画伯の作品に関する調査研究を行った。 (1) 展覧会事業 収蔵作品の展示、石州和紙に描かれた新作を発表する企画展 (2) 調査研究事業 石本画伯の作品に関する調査研究 (3) 石本正日本画大賞展 全国的な美術大学休校の状況に鑑み令和2年度は中止 (4) 教育普及事業・絵画教室事業 ア 教育普及事業 施設をPRするガイドブックを作成し小中学校に配布 (浜田市校長会・教頭会で利用を呼び掛け) チラシを作成し、浜田益田圏域で新聞折り込みを実施 イ 絵画教室事業 絵画教室、創作教室は感染防止対策を取って実施 (5) その他 石本正生誕100年記念回顧展は令和3年度に延期し、 図録の発刊と石本氏著書「絵をかくよろこび」を復刊 2 利用人数 6,195人 3 施設修繕 旧館収蔵庫用空調設備補助ヒーター取替 528,000円 避難口誘導灯修繕 198,000円 ほか 4 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による臨時休業期間 令和2年4月14日～令和2年6月1日	
教育委員会の評価	新型コロナウイルス感染症の影響により施設の臨時休館や自主事業の中止、延期、変更により利用人数が減少したが、情報発信の拡充や感染拡大防止対策の取組により可能な範囲での事業が実施できたことは評価できる。 また、石本画伯の作品に関する調査研究を進めるとともに、展示や絵画教室等の実施により多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を図ることができたことは評価できる。 今後とも事業を継続し地域の芸術文化振興を図っていく必要がある。	

教育委員会自己点検・評価表

No. 66

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興
		文化振興
具 体 的 取 組		④ 市民による文化活動への支援
担 当 課		文化振興課
内 容		市民の文化活動を推進し、芸術文化意識の醸成を図るため、「鑑賞」、「創造」、「発表」の場の充実に努め、浜田市美術展等の事業を実施するとともに、文化協会、文化団体等の活動支援及び各種助成制度の活用促進を行う。
2 年 度 の 目 標		市民が行う文化活動の支援、芸術文化意識の高揚、鑑賞機会の拡充を目的とした浜田市美術展や市民芸術文化祭等の実施・支援を行い、各種助成の積極的な周知、活用促進を行う。
2 年 度 の 実 績		<p>1 市民文化団体等の活動支援 事業後援を8件行ったほか、広報はまだ、浜田市ホームページ等により事業の広報活動を支援した。</p> <p>2 文化庁等助成事業の活用 世界こども美術館の活動に文化庁「文化施設の感染症防止対策事業」、一般財団法人自治総合センター「コミュニティ助成事業」エネルギー文化・スポーツ財団「エネルギー文化助成事業」、一般財団法人地域創造「地域の文化・芸術活動助成事業」を活用した。</p> <p>3 浜田市美術展事業 一般公募展は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、令和2年度浜田市美術展児童・生徒書写展及び図画展のみ開催した。 (1) 児童・生徒書写展 10月15日(木)～10月21日(水) 出品点数 1,032点、入館者数 1,346人 (世界こども美術館全体の入館者数) (2) 児童・生徒図画展 10月23日(金)～10月28日(水) 出品点数 499点、入館者数 895人 (世界こども美術館全体の入館者数)</p> <p>4 浜田市文化協会に対する支援 助成及び情報発信等により支援を行った。 (1) 助成事業 運営に対する助成 補助金額 450千円 (2) 浜田市文化祭協賛行事等の支援 広報はまだ掲載等の情報発信</p>
教育委員会の評価		<p>新型コロナウイルス感染症の影響で文化行事が中止となる中、可能な限り市民が行う文化活動の支援を行い、地域芸術文化の振興を図ることができたことは評価できる。</p> <p>浜田市美術展一般公募展は、県内でも歴史のある美術展で市民の作品を披露できる貴重な場でもあることから、今後は感染拡大防止対策を取りながら継続して開催できる方法の検討が必要である。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 67

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(1) 芸術・文化の振興 文化振興
具 体 的 取 組		⑤ 子どもを育む文化振興
担 当 課		文化振興課
内 容		市内の小・中学生に優れた芸術を鑑賞する機会を創出し、豊かな人間形成に寄与するため、「鑑賞」の機会創出に努め、各校巡回型の鑑賞会の実施を支援するとともに、小・中学校を対象とした各種助成制度の活用支援を進める。
2 年 度 の 目 標		1 各校巡回型の鑑賞会「スクールコンサート」実施に係る支援 2 小・中学校に対する文化庁による文化芸術事業の活用促進及び児童・生徒への優れた芸術文化の鑑賞機会の提供
2 年 度 の 実 績		1 スクールコンサートの実施 3年間で市内全小・中学校を巡回する「浜田市スクールコンサート」の実施を支援した(令和元年度からの3年間巡回公演の2年目)。 今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、海外からの演奏者の招聘が困難となり、令和3年度に延期した。 (1)演目 アンデスのフォルクローレコンサート (2)主催 浜田市教育研究会音楽部会 ※なお令和3年度の実施に向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対応したプログラムへの変更を検討した。 2 小・中学校に対する文化庁による文化芸術事業の活用促進 文化庁「文化芸術による子供の育成事業〔巡回公演事業〕」の採択を受け、文化芸術団体による実演を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止とした。 (1) 松原小学校 ちびっこ寄席みんなで作り参加するみんなの寄席 (ワークショップ6月16日、公演7月9日とも中止)
教育委員会の評価		新型コロナウイルス感染症の影響で、計画していた事業が全て中止または延期となったが、令和3年度のスクールコンサートの実施に向けて、感染拡大防止対策に対応したプログラムを検討している。 市内の児童・生徒に本物の芸術を鑑賞する機会を提供することは、子どもたちの豊かな感性を育む上で重要であるため、今後は、地元の芸術家による芸術鑑賞会の提供なども含めて開催の在り方を工夫していく必要がある。

教育委員会自己点検・評価表

No. 68

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(2) 伝統文化の保存と継承
		伝統文化
具 体 的 取 組		① 伝統文化の保存と継承
担 当 課		文化振興課
内 容		地域で受け継がれてきた石見神楽等の文化遺産や市民団体による伝統文化・伝統芸能事業に関する支援を行う。 また、市民団体が行う後継者育成活動、用具整備等に対し、文化庁等の各種助成制度の活用促進を行う。
2 年 度 の 目 標		1 市民団体の活動状況の把握及び団体が行う伝統文化活動の情報発信等の支援 2 文化庁等各種助成事業の活用促進等及び市民団体の後継者育成、伝統文化・伝統芸能の継承の支援
2 年 度 の 実 績		1 市民団体の活動に対する情報発信等の支援 市民団体が行う伝統文化・伝統芸能活動に関する事業後援を行うとともに、イベントの広報など情報発信の支援を行った。 2 助成事業 市民団体に対し、文化庁事業の活用促進及び後継者の育成を図った。 (1) 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産） ア 実施団体 浜田市文化遺産活用事業実行委員会 イ 内容 石見神楽の用具等整備事業に対する助成 (長澤社中、長浜社中、岡崎神楽社中、松原神楽社中) ウ 補助金額 2,304千円 (2) 伝統文化親子教室事業 ア 実施団体 三隅生け花子ども教室実行委員会 イ 内容 児童による生け花の体験に対する助成 ウ 補助金額 93千円
教育委員会の評価		文化庁助成事業の活用により、市民団体が行う伝統文化・伝統芸能活動の保存継承に係る支援を行うことができたことは評価できる。 なお、実施団体が一定の団体に固定化していることから、今後においては制度をより多くの団体に周知し、活用を広める取組が必要である。

教育委員会自己点検・評価表

No. 69

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
教育振興計画 における項目	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組		① 文化財の収集・保存
担 当 課		文化振興課
内 容		<p>浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に収集、把握し、調査研究を図るとともにその成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。</p> <p>また、特に重要な文化財については指定し、後世に伝える。</p>
2 年 度 の 目 標		<ol style="list-style-type: none"> 1 専門機関等への協力や調査研究の充実 2 調査研究成果の蓄積 3 文化財指定の推進
2 年 度 の 実 績		<ol style="list-style-type: none"> 1 専門機関等との協力・共同調査業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中世石見における在地領主の動向（島根県古代文化センター等） (2) 企画展「大地に生きる」（島根県立古代出雲歴史博物館） (3) 企画展「河井寛次郎と島根の民藝」に係る調査（島根県立美術館） (4) 弥生土器3次元計測調査（南山大学） 2 指定文化財候補の調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外浦験潮場 (2) 波佐の藍染型紙
教 育 委 員 会 の 評 価		<p>浜田の文化財について、外部の専門機関と協力して調査を進め、調査成果の蓄積を行ったことは評価できる。市内の文化財の情報を網羅的に収集把握し、調査研究、情報提供を行う必要がある。</p> <p>特に重要な文化財は文化財審議会委員の意見を聞きながら、文化財指定に向けて取組み、後世に残し伝える必要がある。</p>

教育委員会自己点検・評価表

No. 70

点 検 ・ 評 価 項 目											
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造									
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用									
		文化財保護									
具 体 的 取 組	② 文化財の活用										
担 当 課	文化振興課										
内 容	文化財の調査研究成果を基に活用を図り、子どもたちをはじめ、市民が郷土への愛着や誇りが持てるように取り組むとともに、浜田の歴史・文化に関する市内外からの照会等に対して、情報提供等の協力、支援を行う。										
2 年 度 の 目 標	文化財の調査研究成果を基に各種講座、学校教育、記事や写真掲載、照会への対応を行い、文化財情報の公開と発信を進め、市民が郷土への愛着や誇りを持てるようにする。										
2 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 照会対応業務 3件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金城岡本家文書について (2) 市内近代建造物について (3) 錦町について 2 歴史・文化の普及を目指した各種研修会等の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校、公民館、地域の団体等において浜田市の歴史・文化に関する講演を行った。 21回 (2) 石見国巡回講座の開催（共催事業） 2回 (3) 浜田城下町ウォークの開催 1回 3 社会科見学・総合的な学習等への協力 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 浜田郷土資料館</td> <td>小学校3校・中学校1校</td> <td>参加者125人</td> </tr> <tr> <td>(2) 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館</td> <td>小学校3校</td> <td>参加者 47人</td> </tr> <tr> <td>(3) 授業、現地見学等</td> <td>小・中学校6校</td> <td>参加者267人</td> </tr> </table> 		(1) 浜田郷土資料館	小学校3校・中学校1校	参加者125人	(2) 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館	小学校3校	参加者 47人	(3) 授業、現地見学等	小・中学校6校	参加者267人
(1) 浜田郷土資料館	小学校3校・中学校1校	参加者125人									
(2) 金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館	小学校3校	参加者 47人									
(3) 授業、現地見学等	小・中学校6校	参加者267人									
教育委員会の評価	<p>市内外からの文化財に関する照会に対応し、情報提供と資料の蓄積を行ったことは評価できる。</p> <p>歴史・文化に関する研修会への講師派遣、講座や現地見学、資料館見学を通じた教育活動支援を引き続き行い、浜田市の歴史・文化の普及を図る必要がある。</p>										

教育委員会自己点検・評価表

No. 71

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		文化財保護
具 体 的 取 組	③ 各指定文化財の管理	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるように、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。 また、ユネスコの無形文化遺産である石州半紙の伝承を図るため、石州半紙技術者会と連携して後継者育成に努める。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>文化財が市民共有の財産であるという認識の基に、文化財所有者、地域と連携し、指定文化財が将来にわたって保護、活用が図られるよう努める。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>1 指定文化財の保護管理 (1) 所有者の申請に基づき、指定文化財18件に対し、補助金を交付して保護管理を行った。 (2) 市が管理団体のものは、所有者と協力し、保護管理を行った。 (3) 文化財防火デーパトロール 1月25日(月)に浜田地域内の文化財を対象とし、文化財防火デーパトロールを行った(多陀寺・心覚院・浜田護国神社)。 2 石州半紙技術者会への支援 (1) 国庫補助事業である重要無形文化財伝承事業への協力 (2) 文化庁の視察への協力 (3) 定例会参加による情報交換</p>	
教育委員会の評価	<p>文化財所有者、市民と継続して協力し、補助金による指定文化財の保護管理、文化財防火デーパトロールを行い、指定文化財の保護活用を図ることができたことは評価できる。 石州半紙技術者会への支援は、国庫補助事業による伝承者養成事業、視察への協力、情報交換など、引き続き連携して取り組む必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 72

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		調査研究
具 体 的 取 組	④ 市内遺跡発掘調査事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	<p>計画的に分布調査や発掘調査等を実施することにより、埋蔵文化財を把握し、各種開発事業との円滑な調整を図る。 また、遺跡台帳を整備し、基本情報の取得が容易に行えるように取り組む。</p>	
2 年 度 の 目 標	<p>計画的な調査により、埋蔵文化財の把握に努め、浜田市内の各種開発事業との円滑な調整を行う。 また、調査成果を公開し、活用を図る。</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>開発事業との調整</p> <p>1 分布調査 69件（前年度56件） （文化財の有無確認の照会と現地確認の調査）</p> <p>2 試掘調査 なし</p> <p>3 確認調査 (1) 実施場所 浜田市殿町 浜田城跡（焰硝蔵） (2) 日 時 6月3日～7月31日</p>	
教育委員会の評価	<p>各開発事業に伴う調査を実施し、文化財保護と他の公益事業との円滑な調整を図ったことは評価できる。 浜田城跡（焰硝蔵）の確認調査を実施し、現在の平坦地は大きく削平されていたことが確認できた。現在は桜が多く植栽されており、城内の様相と後の地形改変の状況を明らかにできたことは評価できる。 文化財の有無確認の照会と現地確認の調査は増え続けており、引き続き迅速に対応している。遺跡地図及びホームページで埋蔵文化財所在地や協議手順を公開しており、協議を円滑に進める体制を継続していることは評価できる。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 73

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(3) 文化財の調査・保存と活用
		調査研究
具 体 的 取 組	⑤ 市誌編纂事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、散逸する資料の収集、整理に努めている。	
2 年 度 の 目 標	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、全市的な資料の収集、整理、調査研究を行い、その成果を活用していくとともに、広く情報発信を行う。	
2 年 度 の 実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 石見地域に関する史料収集と調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 史料の撮影と整理 唐鐘公民館、山崎家(旭歴史民俗資料館文書)、西田家(岡見)中森屋三浦家(室谷)、三明家(久代) (2) 現地史料撮影 堀家(津和野町)、谷田家・佐々田家・来原村(島根県立図書館) 2 講演会への講師派遣を行った。 公民館、地域団体での江戸時代の浜田に関する講演 7回 3 他市の市史編纂状況確認調査 松江市史編纂室と市史の発刊までの流れや組織についての情報共有を行なった。 	
教育委員会の評価	<p>市誌編纂事業は、古文書撮影、史料整理、一部解説の作業が増えており、調査の依頼を受けることが多く、これらの依頼に対応し、継続して史料収集と調査を行っている点は評価できる。調査成果を反映した江戸時代の浜田に関する講演など情報発信も継続していく必要がある。</p> <p>松江市史など、他の事例を参考にしながら、現在の市誌編纂から刊行に向けての長期的な方向性と計画の検討が必要である。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 74

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
		浜田城周辺整備
具 体 的 取 組	① 歴史文化保存展示施設整備事業(令和2年度から事業名変更)	
担 当 課	文化振興課	
内 容	資料館については、現在、6施設が設置されているが、効果的な施設管理、運用を図るため、再配置計画を検討するとともに令和元年に迎えた浜田開府400年記念を契機として、浜田全体の歴史、文化を紹介する資料館整備について、検討を行う。	
2 年 度 の 目 標	歴史文化保存展示施設整備については、「歴史文化保存展示施設専門検討委員会」を設置し、令和2年度から令和3年度にかけて専門家から展示、活用等について意見を聴き、基本計画を策定する。	
2 年 度 の 実 績	<p>1 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の設置</p> <p>(1) 委員会の開催 全体会：4回 展示部会：3回 活用部会：3回</p> <p>(2) 委員数 12人 (展示部会：6人 活用部会：6人)</p> <p>(3) 検討内容</p> <p>令和元年度に決定された「歴史文化保存展示施設の整備方針」を踏まえながら、浜田郷土資料館や世界こども美術館創作活動館の活動や収蔵資料の状況を把握し、歴史文化保存展示施設の在り方について検討した。</p> <p>展示については、常設展示と企画展示とし、常設展示では、学校との連携が図れるよう展示構成等について検討した。</p> <p>活用については、歴史文化の保存・継承やふるさと郷育、市民や観光客との交流のための活動内容について検討するとともに、事業の年間計画や中・長期の事業取組について検討した。</p>	
教育委員会の評価	<p>歴史文化保存展示施設専門検討委員会を設置し、展示、活用等について専門家による意見を聴きながら検討することができたことは意義がある。</p> <p>令和3年度についても本専門検討委員会を開催し、専門家の意見を聴き、整備計画を取りまとめる必要がある。</p>	

教育委員会自己点検・評価表

No. 75

点 検 ・ 評 価 項 目		
浜 田 市 教育振興計画 における項目	施策の柱	V 歴史・文化の伝承と創造
	主要施策	(4) 地域文化の交流拠点づくり
		浜田城周辺整備
具 体 的 取 組	② 浜田城周辺整備事業	
担 当 課	文化振興課	
内 容	令和元年に迎えた浜田開府400年を契機に浜田城周辺を整備することにより、子どもたちを始め、市民や観光客が浜田に対して愛着や誇りがもてるように環境づくりを図る。	
2 年 度 の 目 標	<p>1 浜田城跡の発掘調査 浜田城周辺整備基本方針(城山公園整備)に基づき、都市建設部が実施した周辺整備事業に対する発掘調査については完了した。</p> <p>2 浜田城資料館の運営</p> <p>(1) 概要 浜田城資料館については、令和元年10月12日に整備を完了し、開館したところであるが、浜田城跡や北前船寄港地である外ノ浦の理解を深め、利用が促進されるように展示事業等について取り組む。</p> <p>(2) 入館者数 7,500人</p>	
2 年 度 の 実 績	<p>1 浜田城資料館の運営</p> <p>(1) 概要 浜田城資料館は直営により管理運営を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、4月14日から5月31日まで臨時休館としたほか、必要な対策を講じた。</p> <p>(2) 展示事業 企画展3回、開館1周年記念特別展1回を開催した。</p> <p>(3) 啓発事業 市ホームページやInstagramによる情報発信を行った。</p> <p>(4) 入館者数 3,490人</p>	
教育委員会の評価	<p>浜田城資料館では、県指定文化財である浜田城跡や日本遺産の北前船寄港地である外ノ浦を紹介する企画展や特別展を開催し、浜田の特色ある歴史文化について、情報発信できたものと評価できる。</p> <p>入館者数については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標を下回っている状況であるが、浜田の歴史に対する市民への認識を高めるため、様々な視点から展示等の企画を行っていく必要がある。</p>	

空 白

3. 浜田市教育振興計画の目標達成度について

3 浜田市教育振興計画の目標達成度について

I 学校教育の充実

(1) 生きる力の育成

(学校教育課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
「総合的な学習の時間」で学習したことが普段の生活や社会に出たときに役立つと思う子どもの割合の増加	小6	小6	※項目なし	小6	小6	小6	
	98.5%	79.7%		86.9%	88.8%	89.5%	
	中3	中3	※項目なし	中3	中3	中3	
	74.1%	71.6%		85.8%	91.2%	88.3%	
目標値	小6 90.0%, 中3 80.0% 令和2年度から上方修正 中 90.0%						
目標の説明	全国学力・学習状況調査による肯定率						
「総合的な学習の時間」において、自分で調べ学習活動に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	小6	小6	小6	小6	小6	小6	
	57.7%	67.3%	72.6%	75.9%	76.0%	75.6%	
	中3	中3	中3	中3	中3	中3	
	52.7%	60.3%	71.9%	78.7%	79.8%	86.5%	
目標値	小6 65.0%, 中3 60.0% ※令和2年度から上方修正 小6 80.0%, 中3 80.0%						
目標の説明	全国学力・学習状況調査による肯定率						

※平成29年度から全国学力・学習状況調査において質問項目がなくなったため、30年度からアンケート実施。

(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進

(学校教育課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
自分には良いところがあると思っている子どもの割合の増加	小6	小6	小6	小6	小6	小6	
	79.1%	75.6%	78.5%	76.0%	77.2%	72.1%	
	(76.1%)	(76.3%)	(77.9%)	(-%)	(-%)	(-%)	
	中3	中3	中3	中3	中3	中3	
73.9%	71.6%	73.6%	79.5%	76.4%	77.5%		
(67.1%)	(69.3%)	(70.7%)	(-%)	(-%)	(-%)		
目標値	小6 86.0%, 中3 77.0%						
目標の説明	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国)						

※平成30年度から全国学力・学習状況調査において質問項目がなくなったため、30年度からアンケート実施。

(3) 食育と体づくりの推進

(教育総務課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
学校給食での地域食材利用率の増加	58.2%	70.9%	71.8%	70.5%	68.0%	61.9%	
	目標値	70.0%					
	目標の説明	市内小中学校の給食における地元食材利用率					

II 家庭教育支援の推進

(1) 家庭教育支援の充実

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
親学プログラムの実施回数増加	11 回	17 回	12 回	20 回	21 回	10 回	
	目標値	25 回					
	目標の説明	親学プログラムを活用した学習機会の提供回数					

III 社会教育の推進

(1) ふるさと郷育の推進

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
ふるさと郷育ネットワーク団体数の増加	3 団体	8 団体	8 団体	9 団体	9 団体	9 団体	
	目標値	9 団体					
	目標の説明	中学校区でふるさと郷育を協議するネットワーク団体の数					
学校支援活動に参加したボランティア人数の増加	7,528 人	6,836 人	6,340 人	6,924 人	7,118 人	3,830 人	
	目標値	8,500 人					
	目標の説明	学校支援地域本部事業のボランティアの延べ参加者数					

(2) 公民館における人材育成と拠点整備事業

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
地域課題の解決支援事業を実施する公民館数の増加	3 館	17 館	15 館	8 館	9 館	14 館	
	目標値	26 館					
	目標の説明	「地域課題の解決支援事業」に取り組む公民館の数					

※令和元年度から公民館プラットフォーム推進事業、地域課題解決型公民館支援事業実施公民館を計上

(3) 図書館サービスの充実

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
図書館利用登録率の増加	34.3%	36.3%	40.5%	42.8%	43.3%	42.5%	
	目標値	40.0%					
	目標の説明	市民の図書館利用者カード登録者の割合					
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	5.0 冊	5.4 冊	5.3 冊	5.6 冊	5.6 冊	4.9 冊	※1
	目標値	7.0 冊					
	目標の説明	市民一人当たりの年間の図書貸出冊数					

※1 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館等により利用者減

IV 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
総合スポーツ大会参加者の増加	2,623 人	2,397 人	2,430 人	2,656 人	2,328 人	1,907 人	
	目標値	4,000 人					
	目標の説明	総合スポーツ大会への年間参加者の数					

(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上

(生涯学習課)

目標	計画時	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
トップアスリート教室の開催回数の増加	2 回	3 回	4 回	5 回	3 回	0 回	※1
	目標値	4 回					
	目標の説明	トップアスリートによる教室の年間開催回数					

※1 開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止

(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備

(生涯学習課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
軽スポーツ教室の開催回数 の増加	6回	12回	12回	12回	12回	6回	
	目標値	12回					
	目標の説明	市が主催する軽スポーツ教室の年間開催回数					

V 歴史・文化の伝承と創造

(1) 芸術・文化の振興

(文化振興課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
石央文化ホール利用者数の増加	51,560人	56,374人	47,441人 ※1	52,340人 ※2	45,868人 ※3	11,473人 ※5	
	目標値	55,000人					
	目標の説明	石央文化ホールの年間利用者数					
市内美術館における創作活動等の受講者数の増加	9,763人	10,082人	9,639人	11,968人	10,811人 ※4	3,074人 ※6	
	目標値	10,000人					
	目標の説明	市内美術館でワークショップ、創作活動、講座等によって芸術に触れる人数					

※1、2 石央文化ホールにおいて、平成29年度は屋外防水、トイレ、舞台機構・照明改修のため約3か月間全館休館、平成30年度は舞台照明改修のため約1か月間大ホール利用休止

※3、4 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年2月28日から施設貸出の自粛や事業等の中止により利用者減

※5、6 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための臨時休館、事業中止、入場制限等により利用者減

(2) 文化財の調査・保存と活用

(文化振興課)

目標	計画時	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
文化財の指定・登録件数の増加	66件	66件	66件	68件	73件	73件	
	目標値	70件					
	目標の説明	国、県、市が指定した文化財の件数					

HAMADA 教育魅力化コンソーシアム事業の取組状況について

浜田市教育委員会では、HAMADA 教育魅力化コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」）の運営を通じて市内の県立高等学校及び特別支援学校（以下、「高等学校等」）のそれぞれの特色を活かした魅力ある学校づくりを支援しています。

令和 3 年 3 月 16 日のコンソーシアムの設立以降の取組について報告します。

1 HAMADA 教育魅力化コンソーシアムの目的（3つの柱）

- ・ 高等学校等の「地域とともにある学校づくり」の推進
- ・ 高等学校等の特色を活かした魅力ある学びによる人づくりの支援
- ・ 高校を核とした地域活性化の好循環への寄与

2 令和 3 年度の取組状況

(1) キャリア教育の推進（多世代対話型交流学习事業）

高校生の進路選択やキャリアを考える機会となるよう、各高等学校等と連携しながら、実施しています。

また、魅力化コーディネーターが高校に常駐する日を設け、高校生の地域協働活動への参加について相談を受け、ニーズに沿った地域活動をコーディネートしています。

さらに、高校生が地域活動に主体的に参画できるよう、マッチング及びエントリーシート方式で、コーディネート機能の充実を図っています。

・ 看護関係、管理栄養士等との対話型学習 5 回実施

(生徒：17 名、大人：13 名)



6/10 あつまれ看護系～看護系のお仕事にまつわるエトセトラ～

・ マッチングシートの数：12 エントリーシートの提出数：23 名(4 件)



6/27 大浦の浜清掃活動



8/5 水遊び・シャボン玉交流会



8/7・8・15 子ども対象のハーバリウム教室

・個別の地域協働活動 19回（生徒：34人、組織・企業：19か所）



高校生の相談の様子



5/5、8/10 高齢者サロンボランティア交流



8/11・12 保育・調理ボランティア実習

(2) 情報発信の充実

コンソーシアムの活動の様子や高等学校等の魅力ある教育活動を発信するため、コンソーシアムだよりの発行、SNS（Facebook、Instagram）の活用、行政情報番組「浜っ子タイムズ」への出演など、情報発信を行っています。

・「HAMADA 教育魅力化コンソーシアムだよりの発行（11月）

（年度2回予定）

・行政情報番組「浜っ子タイムズ」に高等学校等の生徒が出演

（11月16日初回放送）



11/2 石見ケーブルビジョン「浜っ子タイムズ」収録後、出演者全員で記念撮影

(3) 生徒確保の対策

市内の県立高等学校の生徒確保に必要な対策を高等学校等と連携して検討するため市内の全ての中学校を訪問しヒアリングを行うとともに、中学校2・3年生とその保護者に対してアンケート調査を実施しました。

(4) 学校と地域の連携・協働の推進（コーディネート機能の強化）

浜田高校のPBL（課題解決型学習）、浜田商業高校の課題研究など、教育課程内で学校が地域と連携して行う授業を支援するため、地域住民をはじめ、企業、団体を学校に繋いでいます。

また、地域住民による高等学校等への支援を行うための仕組みとして、「HAMADA 魅力化パートナーバンク」を設置します。

・協働した団体等：延べ109団体

（公的機関・組織32、民間組織・団体26、企業19、個人6）

3 今後の取組について

現在の取組を含め、以下の項目について取り組みます。

- ① 生徒確保に繋がる各学校の魅力が伝わる情報の発信
- ② 高等学校等が教育課程内で行う地域資源を活用した授業の支援
- ③ 高校生の主体的な地域活動を促進するための仕掛けづくり
- ④ 地域住民が高等学校等を支援するための仕掛けづくり
- ⑤ 卒業生ネットワークの構築

浜田市浜田城資料館について

浜田市浜田城資料館の管理運営については、指定管理者制度を導入することとし、展示資料を所蔵する浜田市浜田郷土資料館の指定管理者を指名することとしておりました。

しかしながら、業務量等の面から候補者との調整がつかなかったため、令和 4 年度については、指定管理者制度を導入せず、引き続き直営としました。

なお、令和 4 年度から令和 6 年度の管理運営費に係る債務負担行為を廃止することとし、12 月定例会議に補正予算を上程しております。

また、指定管理者制度の導入については、引き続き協議していくこととしております。

サン・ビレッジ浜田について

サン・ビレッジ浜田について、令和 4 年度から令和 8 年度までの指定管理者の公募を行い、1 者の応募がありましたが、選定基準を満たさなかったため候補者の決定に至りませんでした。

その後、指定管理者制度推進本部会議において、現指定管理者「北陽ビル管理株式会社」と指名による 1 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）の指定管理について交渉を行うことを決定し、相手方と交渉を行いましたが辞退されました。

再度、指定管理者制度推進本部会議において協議を行い、令和 4 年度以降、当面の間、直営により運営を行うことを決定しましたので報告します。

記

1 経緯

- | | |
|--------------------------------|--|
| 令和 3 年 7 月 19 日
（～8 月 27 日） | サン・ビレッジ浜田指定管理者公募開始
（1 者が応募） |
| 令和 3 年 10 月 12 日 | 指定管理者選定委員会開催、審査結果答申 |
| 令和 3 年 10 月 15 日 | 申請者に選定結果通知（選外） |
| 令和 3 年 11 月 5 日 | 指定管理者制度推進本部会議において、現指定管理者と指名による 1 年間の指定管理契約の交渉することを決定 |
| 令和 3 年 11 月 11 日 | 現指定管理者と 1 年間の指定管理について交渉するが辞退される |
| 令和 3 年 12 月 3 日 | 指定管理者制度推進本部会議において、令和 4 年度以降、当面の間、直営により運営を行うことを決定 |

2 今後の進め方

令和 4 年度以降 当面の間、直営により運営

NTT 西日本交換機工事に伴い

119番通報が一時的につながりにくい状態になることについて

【つながりにくい状態になる日】 令和4年2月10日（木）

【同 時 間】 午前0時から午前3時 うち最大約3分間

【同 地 域】 浜田市全域

【同 理 由】 NTT西日本による加入者交換機工事のため

NTT 西日本から、局舎内にある加入者交換機工事を実施するという情報提供がありました。

浜田消防署の回線が収容されている加入者交換機でも工事が行われるため、消防署では上記のとおり、119番通報が一時的につながりにくい状態になります。

119番通報が一時的につながりにくい状態になることや緊急時の対応方法につきましては、下記のとおり市民の皆様や旅行者等にお知らせします。

記

1 広報はまだ2月号に掲載

- (1) 119番が繋がらないときの対応方法
- (2) 119番の代替電話番号
- (3) 代替電話番号の注意事項

2 浜田市HPに1の内容を掲載

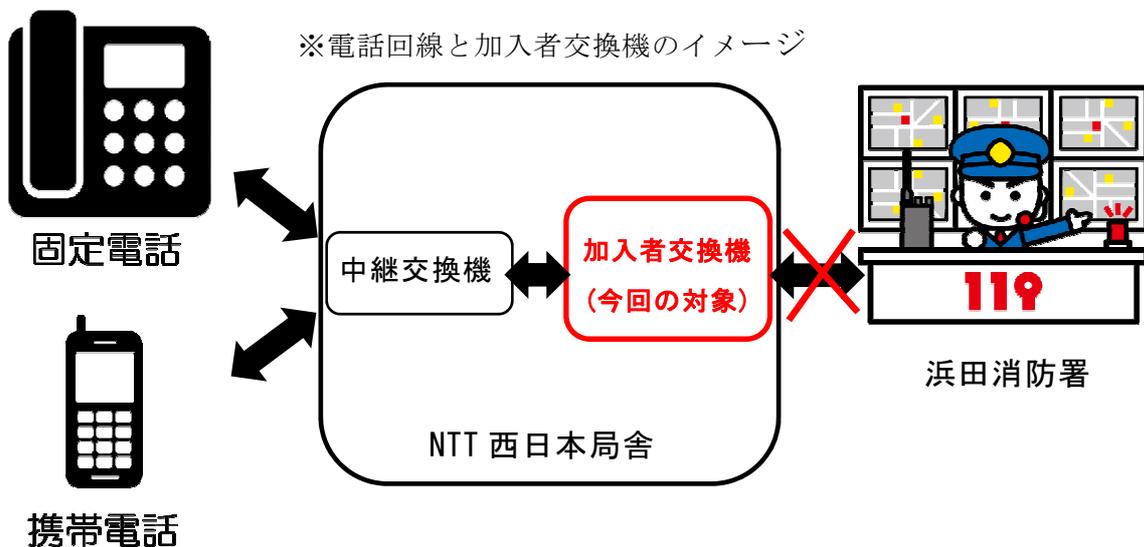
- (1) 2月1日 暮らしの情報
- (2) 2月5日 トップ画面

3 浜田市防災防犯メールで1の内容を送信

2月9日に件名「119番通報が繋がりにくい状態になります。」として

4 チラシ等の配布、ポスター掲示依頼を1月下旬までに実施（資料1）

- (1) 全戸
- (2) 旅館、ホテル等
- (3) ゆうひパーク浜田、ゆうひパーク三隅



重要

資料1

119番通報がつながりにくい状態になることについて
【つながりにくい状態になる地域・日時】

浜田市全域 令和4年2月10日（木）
午前0時～午前3時の間のうち最大約3分間

消防車や
救急車が必要！

まず119番通報

↓
話中の音（プー・プー・プー）または、無音が続くとき

↓
一度電話を切って

すぐに
080-XXXX-XXXX
にかけてください。

↓
通常の119番通報と同様に消防署員が対応します。

【注意】 080-XXXX-XXXXは
119番通報がつながりにくい状態
になっている間のみ使用できる番号です。



ご迷惑・ご心配をおかけしますが、
ご協力をよろしくお願いいたします。

浜田市消防本部
通信指令課
0855-22-0119

まちづくりコーディネーターの活動状況について

1. 浜田地域 P 1
2. 金城地域 P 2
3. 旭地域 P 3
4. 弥栄地域 P 4
5. 三隅地域 P 5～6
6. 連携した取組 P 7

まちづくりコーディネーター活動状況報告書

コーディネーター氏名	佐々木 昌文
勤務場所	地域政策部まちづくり社会教育課
勤務日数	17日/月
専門分野	経済・経営・地域活動
1 これまでの主な活動	
<p>【4月～8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくりセンター及び関係機関挨拶まわり ・地域活動支援課及びまちづくりセンターと連携し、主に浜田地域における地区まちづくり推進委員会の設立支援を行っている。 ・周布地区のまちづくり推進委員会設立支援 ・浜田地区内の地区まちづくり推進委員会未設立町内と意見交換会を実施（原井町、笠柄町、港町、清水町、錦町） ・※雲雀ヶ丘小学校の統廃合に関する地域の会議にも参加 ・石見地区のまちづくり推進委員会設立支援（黒川町） ・地域学校協働活動へ参加し、今後のまちづくりに社会教育の視点を取り入れることができるかを検討中 ・各中学校区エリアコーディネーター会議への参加 <p>【9月～11月】</p> <p>上記活動を引き続き継続しつつ、以下活動を新たに実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原井、笠柄町の「防災に関する意識調査」アンケート実施 ・港町防災イベント実施に向けた調整(令和4年2月実施予定) ・地区まちづくり推進委員会へのヒアリング(まちづくりセンターと共催) ・まちづくりコーディネーター定例会議(毎月第2、第4火曜日) ・まちづくりコーディネーター課題解決ミーティング(不定期開催) 	
2 活動による成果	
<p>【浜田地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港町防災アンケートの実施及び集約(7月～8月) ・港町まちづくり意見交換会(現在6回開催)により、少しずつまとまりが生まれている。令和4年2月に、港町全体で防災イベントの実施を計画 ・原井、笠柄町防災アンケートの実施(11月～) <p>【石見地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒川町のまちづくりを考える会(2回開催)をとおり、地区まちづくり推進委員会設立に向けた動きが生まれている。 	
3 今後の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり推進委員会の未設立地域の多い浜田地区と石見地区については、「防災」をテーマにまとめる方向で動いているが、地域の実情に応じて柔軟な対応が必要であると認識している。まちづくりコーディネーター全員で連携し、町内会等への訪問計画、活動計画を立案中である。 ・すでに組織(地区まちづくり推進委員会)ができている地域への活動支援が必要。各コーディネーターとミーティングを重ね、役割分担して取り組んでいく。 	

まちづくりコーディネーター活動状況報告書

コーディネーター氏名	内藤 大拙	毛利 美和子
勤務場所	金城支所防災自治課	
勤務日数	5日/月	12日/月
専門分野	行政・社会教育	教育・福祉
1 これまでの主な活動		
<p>【4月～8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくりセンター及び関係機関挨拶まわり ・金城地域の地域学校協働活動への支援 ・各まちづくりセンター職員へのヒアリング ・雲城まちづくりセンターの放課後事業の支援 ・高齢者を対象に「健康維持→体操教室→実施場所→移動手段」という事業の実施について、社会福祉協議会と協力して計画中。食生活改善推進協議会など、他の組織と連携が大切である。 ・ヒアリングや事業視察等をつうじて、まちづくりセンター職員の増員により、地域の人々が行きやすい場所になっていると実感する。 <p>【9月～11月】</p> <p>上記活動を引き続き継続しつつ、以下活動を新たに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲城まちづくりセンターの運営サポート ・金城地域まちづくりセンター「ふるさと学習会」の支援 ・まちづくりコーディネーター定例会議(毎月第2、第4火曜日) ・まちづくりコーディネーター課題解決ミーティング(不定期開催) 		
2 活動による成果		
<ul style="list-style-type: none"> ・雲城まちづくりセンターの事務補助等による、職員の負担軽減 ・金城地域まちづくりセンターが行っている社会教育推進事業「ふるさと学習会」の周知 		
3 今後の課題		
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度より、金城の全まちづくりセンターが、地区まちづくり推進委員会の事務局を担うこととなった。令和2年度以前から事務局を担っていたまちづくりセンターと担っていないまちづくりセンターに差が生じないように、支援していく必要がある。 ・放課後支援に関わる中で、まちづくりセンターの職員や図書館職員への負担がかかっている。改善に向けた取組が必要である。 		

まちづくりコーディネーター活動状況報告書

コーディネーター氏名	塚田 民也
勤務場所	旭支所防災自治課
勤務日数	17日／月
専門分野	行政
1 これまでの主な活動	
<p>【4月～8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくりセンター及び関係機関挨拶まわり ・旭地域のまちづくり計画の見直しに向けた取組（対象3地区） ・センター職員へのまちづくり研修会を実施（5回／年） ・センター職員との意見交換会を実施 ・浜田市高齢者クラブ旭支部研修会にて、「協働のまちづくり」をテーマに講演を実施 ・各地域の取組支援 <p>【今市】 旧今市小学校の跡地有効活用 【木田】 耕作放棄地対策計画の支援 【和田】 耕作放棄地対策えごま部会の活動支援 【都川】 棚田の保全検討、旧都川小学校のプールの有効活用 【市木】 自治会と地区まちづくり委員会の統合に向けた支援</p> <p>【9月～11月】</p> <p>上記活動を引き続き継続しつつ、以下活動を新たに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいのりタクシー等運行支援事業の周知及び実施に向けた指導 ・まちづくりセンター主事への研修会（耕作放棄地対策、高齢者の交通確保をテーマに実施） ・まちづくりコーディネーター定例会議（毎月第2、第4火曜日） ・まちづくりコーディネーター課題解決ミーティング（不定期開催） 	
2 活動による成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧今市小学校の跡地有効活用の計画をたてるため、協議会が発足された。 ・ホンモロコ生産者を巻き込み、旧都川小学校のプールで、ホンモロコ養殖の可能性の検討を進めている。 ・あいのりタクシー等運行支援事業について、試験的ではあるが、今市地区で実施が始まった。今後、その他の地区にも拡げていき、地域の高齢者等への交通支援ができるよう、まちづくりセンターと連携して取り組む。 	
3 今後の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・各地区まちづくり推進委員会のまちづくり計画の見直しに向けた具体的な取組について、計画的に行っていく必要がある。 ・今市、都川、市木地区においても、耕作放棄地対策について、取組を推進する。 	

まちづくりコーディネーター活動状況報告書

コーディネーター氏名	檜谷 卓夫
勤務場所	弥栄支所防災自治課
勤務日数	17日／月
専門分野	教育
1 これまでの主な活動	
<p>【4～8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくりセンター及び関係機関挨拶まわり ・弥栄地域まちづくりセンターの支援 ・弥栄のみらい創造会議の総会、役員会、推進会議及び各部会（なごみ部会、結（ゆい）部会、なりわい部会、やさかグリーンパーク部会）への参加及び助言 ・学校との連携の推進 <p>【9～11月】</p> <p>上記活動を引き続き継続しつつ、以下活動を新たに実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥栄小学校、中学校教職員研修（協働のまちづくり、弥栄地域のまちづくり） ・まちづくりコーディネーター定例会議（毎月第2、第4火曜日） ・まちづくりコーディネーター課題解決ミーティング（不定期開催） 	
2 活動による成果	
<ul style="list-style-type: none"> ・弥栄地域まちづくりセンター連絡会等において、必要と思われる取組等について提案した。その一つに、弥栄中学校及び弥栄小学校の総合学習とまちづくりの取組を関連させ、小中学生（地域の未来の担い手）の意見を活かすよう提案した。この考え方は、各部会の取組などに表れてきつつある。 ・学校と連携したまちづくりを推進するためには、教職員の皆さんとまちづくりに関する考え方を共有することが重要と考え、学校へ働きかけをし理解を得て、弥栄小中学校教職員対象の研修会を実施した。 ・毎月、なりわい部会が弥栄の朝市「や市」を開催している。開催の前後には部会を開き、子どもまちづくり委員の意見も取り入れるなどの工夫をしている。子どもが参画すると保護者世代も参加するため、来場者が増加傾向にある。 ・やさかグリーンパーク部会では、ふるさと体験村の再建計画を検討中である。教育という視点から、体験村の活用方法について意見を求められており、計画策定に参加している。 	
3 今後の課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・めざすべき弥栄の未来像を策定するとともに、弥栄のみらい創造会議の取組等について地域の皆さんへ周知し、地域住民、行政と一体となり、まちづくりを推進することが必要である。また、学校と連携した取組が今後も必要と考え、そのためにできる支援をしていく。 ・まちづくりコーディネーターが連携して支援できる体制を整えることが大切である。 	

まちづくりコーディネーター活動状況報告書

コーディネーター氏名	本多 瑠美子	小田原 汀
勤務場所	三隅支所防災自治課	
勤務日数	12日／月	5日／月
専門分野	福祉・医療	
1 これまでの主な活動		
<p>【4月～11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくりセンター（三隅地域外も含む）、関係機関挨拶まわり及びヒアリング ・三隅地域の各まちづくりセンターだよりの中で、コミュニティナーシングにまつわる記事を作成・共有 ・各まちづくりセンター事業見学・参加 ・三隅地域ケア会議、ささえあい協議体、三隅地域まちづくり会議等参加及び助言 <p>【井野】 「いのまるマーケット」の支援 【白砂】 「口腔ケア事業」の支援 【三保】 「防災デイキャンプ」の支援 【黒沢】 「福祉弁当配達見守り事業」の支援</p> <p>【9月～11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三隅地域以外のまちづくりセンターへヒアリングに回り、情報交換や今後の関わり方について検討 ・まちづくりコーディネーター定例会議(毎月第2、第4火曜日) ・まちづくりコーディネーター課題解決ミーティング ※課題解決ミーティングにおいては、調整として各種資料を作成 <p>【井野】 「いのまるマーケット」くにびき学園講演の支援 【三保】 「三保地区秋の健康フェア(R3.10.28開催)」の支援</p>		
2 活動による成果		
<ul style="list-style-type: none"> ・関わった事業については、アンケートを実施し、事業の振り返りを行っている。アンケート結果をもとに、自己及び他者評価からまちづくりコーディネーターの活動成果を可視化することに繋がる。 ・地域ケアの視点から、まちづくり事業との連携調整(リハビリテーションカレッジや食生活改善推進協議会への参画依頼)など、つなぎ役となった。 ・岡見わくわくマーケットでの高校生コミナス体験のコーディネートを行い、学校連携事業として生徒が地域に入る支援を行った。 ・いのまるマーケット 計8回(毎月)実施し、すべてにコーディネーターとして支援。事業内容に対する助言提案や、長期的な事業継続を視野に入れた伴走支援をしたことで、開催継続と地域の主体的な事業展開に寄与している。 9月末に中間振り返りを実施。事業継続していく中で、当初の目的からずれが生じていたことや、今後地区まちづくり推進委員会への引継ぎ等について、助言を行った。 ・黒沢福祉弁当配達見守り事業⇒7月より事業内容に対する整理及び長期的な事業継続を視野に入れた助言提案を行った。事業は自立している状態であるため、進捗確認も含め、4半期毎にブラッシュアップ等の助言を行う。 ・三隅地域以外にも、まちづくりセンターのヒアリングをとおり、今後の関わりしろが生まれている。 		

3 今後の課題

- まちづくりコーディネーターの配置成果の可視化及び連携の強化
⇒現在、各まちづくりコーディネーターで今まで以上に協議を実施している。
月2回の定例会議をはじめ、まちづくりコーディネーターが自主的に行う課題解決ミーティングも行い、まちづくりコーディネーターの今後の取組の方向性について検討している。(※P7参照)
- 専門分野が福祉であることから、浜田市社会福祉協議会や健康福祉部と活動目的が重なる部分が多く見られるため、今後も定期的な情報交換、連携及び協働を行いたい。

まちづくりコーディネーターの連携した取組の状況報告

1 まちづくりコーディネーター定例会議

定期的に会議を行うことにより、より一層の情報共有及び交流の促進を図り、お互いに連携してまちづくりの支援を行えるようにすることを目的に、令和3年度下半期から毎月第2・第4火曜日に実施。

開催場所は、各地域のまちづくりセンターとし、併せて各まちづくりセンターの取組状況等の説明を受け、現状把握も行っている。

ラベルワーク等を交えて、まちづくりコーディネーターの抱えている課題を整理。課題は、大きく分けて以下の3つの項目に分類。

- (1)まちづくりコーディネーターの役割の明確化
- (2)地域課題の把握
- (3)まちづくりコーディネーターの取組の見える化

2 まちづくりコーディネーター課題解決ミーティング

定例会議において整理した課題について、どのように解決していくかを、まちづくりコーディネーター同士で自由に意見を出し合い、まとめるために開催。現在、それぞれの課題に基づく取組について、役割分担を検討している。

3 今後の連携した取組について

まちづくりコーディネーター設置要綱第5条に規定する職務を基本に、定例会議と課題解決ミーティングをとおして、今後連携して取り組む事項を以下のとおり整理した。

(1)地区まちづくり推進委員会の設立支援

第2次浜田市総合振興計画の数値目標のひとつである「地区まちづくり推進委員会の組織率90%の達成」に向け、12月より計画的に各町内会へのヒアリングを行う。ヒアリングにあたっては、ヒアリングシートを作成し、地域活動支援課やまちづくりセンターと連携して行う。

(2)地区まちづくり推進委員会及びまちづくりセンターの活動促進

アンケート調査等を実施し、地区まちづくり推進委員会の課題を把握し、まちづくり総合交付金課題解決特別事業の提案や事業計画作成の支援を行う。また、まちづくりセンターとのつなぎ役も担う。

(3)まちづくりコーディネーターの情報発信

まちづくりコーディネーターの取組を広く周知するため、広報誌を作成し、発行する(概ね4半期毎程度)。また、併せて社会教育を広めるための手法も検討する。

まちづくりセンターの新たな取組について

1. 浜田地域まちづくりセンター P 1
(浜田・石見・長浜・周布・大麻・美川・国府)
2. 金城地域まちづくりセンター P 1～2
(久佐・今福・美又・雲城・波佐・小国)
3. 旭地域まちづくりセンター P 2
(今市・木田・和田・都川・市木)
4. 弥栄地域まちづくりセンター P 3
(安城・杵束)
5. 三隅地域まちづくりセンター P 3
(岡見・三保・白砂・三隅・黒沢・井野)

浜田地域まちづくりセンター	
浜田	<p>○地区まちづくり推進委員会の設立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり推進委員会及び各町内会のヒアリングの実施。 ・設立に向けての各種調整(会議開催など)。 <p>○地区まちづくり推進委員会との連携</p> <p>地区まちづくり推進委員会との共催事業(防災)を企画。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大により中止</p>
石見	<p>○地区まちづくり推進委員会の設立支援</p> <p>「黒川町のまちづくりを考える会」調整及び開催。</p> <p>○地区まちづくり推進委員会との連携</p> <p>まちづくりセンター事業の防災講座を連携して開催。</p>
長浜	<p>○社会教育を基盤としたまちづくり事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋教育の推進(カヌー、SUP 体験会、灯台の歴史)。 ・親子の集いの場(保護者同士のつながりづくり)の立ち上げ。 ・防災ニュースの発行。
周布	<p>○地区まちづくり推進委員会の設立及び運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周布地区まちづくり委員会の設立(令和3年6月27日)。 ・運営委員会において、来年度以降実施する事業の検討及び地区まちづくり計画の策定を検討。
大麻	<p>○地域全体のまちづくり事業の実施</p> <p>大麻地区3町内が参画できる「花のあるまちづくり事業」をまちづくりセンターで計画。実施は令和4年2月を予定。</p>
美川	<p>○地域の買い物支援事業「美川まちづくり楽市」</p> <p>美川地域の買い物支援事業として、第1・第3土曜日の午前8時から9時まで、朝市形式で実施。</p>
国府	<p>○6つの地区まちづくり推進委員会の意見交換会の実施</p> <p>○地区まちづくり推進委員会広報リーフレット作成</p> <p>※年度末に地域内全戸配布予定</p>
金城地域まちづくりセンター	
久佐	<p>○OKUZA ECO NEKO PROJECT (くざエコねこプロジェクト)</p> <p>エコ活動の取組みから、環境問題に関心が高めることを目的に実施(新聞紙でのエコバック作成、布ぞうり作り等)。</p>
今福	<p>○もやい市(朝市)学びの場(まちづくり×社会教育)</p> <p>もやい市の場を利用し、図書café・演奏会、販売チャレンジなど実施(毎月1回開催)。</p> <p>○保護者世代の地域デビュー支援</p>

	未就学児保護者世代にまちづくりセンターへ関心をもってもらい、世代間の循環づくりを進めるために実施。
美又	○関係人口の拡大 地域外応援者を募集し、登録者にイベント情報などを発信。 ○まちづくり先進地の視察
雲城	○カフェひより（センターカフェ） 子どもから大人まで、幅広くつながり交流する活動として実施。 ○交流の場づくり（ハンドメイド作品の展示・販売） ロビーを活用したチャレンジショップ、ハンドメイド作品の展示や販売を実施。
波佐	○ワークショップ 波佐のまちづくりについて考えるために、波佐まちづくり委員会とまちづくりセンターが共にワークショップを実施。 ○無償ボランティア輸送 高齢者の交通・移動対策として実施。
小国	○小国まちづくり事業 令和3年4月に設立した小国まちづくり委員会と協働した事業を計画。 ○買い物タクシーの運行 小国まちづくり委員会と連携して、地域内高齢者（交通弱者等）を対象に、月2回買い物タクシーを運行。
旭地域まちづくりセンター	
今市	○関係機関協働事業「今市の魅力再発見」 県立大学村山ゼミ生、西部県民センター、今市地区まちづくり推進委員会との協働事業。地域資源（人・もの・場所・イベント等）を協働活動により再発見し、発信する。 ○今市バイパス沿線のまちづくり準備委員会
木田	○地域ニーズに応じた事業の実施 地域の声や要望を聞き、今年度は包丁研ぎ講習を実施。
和田	○環境保全に向けた取組 和田地区の耕作放棄地について、全和田地区民を対象とした住民アンケートを7月に実施し、11月に結果を住民に配布。
都川	○広報紙の紙面拡大と内容の拡充 令和3年度より、内容を拡大し、地域全体の情報提供を掲載。 ○神楽面作り教室
市木	○郷土画家「島津頼潮」展 郷土画家である島津頼潮の作品32点を展示。

弥栄地域まちづくりセンター

安城	<p>○弥栄のみらい創造会議の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弥栄のみらい創造会議の連絡、調整、書類作成、会計等のほとんどの事務作業や、や市等の事業の段取り、運営。 ・弥栄の地区社協を始め、各団体が実施している様々な活動について、弥栄のみらい創造会議で一本化するための調整を行う。
杵束	<p>○弥栄のみらい創造会議の運営支援</p> <p>弥栄のみらい創造会議で企画・実施するまちづくり事業の支援。</p> <p>○放課後子ども教室事業</p> <p>安城地区の取組を参考に、杵束地区の子どもの居場所づくりや学習支援、地域とのつながりづくりを行っている。</p>

三隅地域まちづくりセンター

岡見	<p>○地区全体のまちづくり事業の実施</p> <p>これまでの地区まちづくり推進委員会との関係を活かし、わくわくマーケット等を買物支援事業のステップアップとして、交通支援の実施について検討中。</p>
三保	<p>○防災デイキャンプの実施</p> <p>「三保の豊かな自然で防災デイキャンプ 子どもも大人もつながろう」を、地区まちづくり委員会や社協、行政と連携し、地域全体で実施。</p>
白砂	<p>○社会教育の手法を用いた高齢者サロンの実施</p> <p>文化作品展示や勉強会を兼ねた高齢者サロンを開催予定（試行開催）。令和4年4月の本格スタートへ向けて、準備中。</p>
三隅	<p>○マナビィみすみ</p> <p>三隅中学校との連携事業として、令和3年度より実施。</p>
黒沢	<p>○弁当配食サービス事業</p> <p>地産地消を目的とした「ちい助弁当」と、高齢者世帯等の見守りも兼ねた「福祉弁当」の配達を週1回ずつ実施。</p>
井野	<p>○いのまるマーケット</p> <p>地区まちづくり推進委員会主催の井野地区生活支援事業「いのまるマーケット」（11月から「いのまる広場」に名称変更）の運営支援。月1回のペースで開催している。</p>

高大連携推進員と HAMADA 教育魅力化コンソーシアム 事業との連携について

■ 高大連携推進員の配置

島根県では、総合型・推薦型選抜による県内大学への入学を希望する生徒の進路実現を図るため、令和 3 年度から高大連携推進員を 3 名雇用し、大学を擁する松江、出雲、浜田の各エリアに各 1 名を配置しています。浜田エリアにおいては、島根県立浜田高等学校に配置されています。

[高大連携推進員の主な役割と業務]

① 拠点校における課題解決型学習の推進

- ・『総合的な探究の時間』をはじめとした授業への支援
- ・各校の主幹教諭等と連携しながら、地域との対外調整や授業設計を支援

② 拠点校生徒の進路実現のための大学からの情報収集

- ・大学側の情報(総合型選抜で評価する人材像など)の収集

■ HAMADA 教育魅力化コンソーシアムとの連携

高大連携推進員の設置の目的は、総合型・推薦型選抜による県内大学への入学を希望する生徒の進路実現を図ることを目的としており、事業間の直接的な連携はありません。

一方、高大連携推進員は、『総合的な探究の時間』をはじめとした授業への支援を主な業務の一つとしており、コンソーシアムは、高等学校が教育課程内で行う地域資源を活用した授業の支援を業務の一つとしています。

高大連携推進とコンソーシアムは、浜田高校の課題解決型学習において連携しながら取り組んでいるところです。

その一例として、12 月 22 日(水)に浜田高校が地域住民 160 人を集めて行う「ちょこっトーク」は、高大連携推進員が企画したもので、この取組に対してコンソーシアムは、助言や提言、地域住民への募集支援を行っています。

浜田市体育協会

(加盟団体数:36団体)

競技スポーツ団体 (18団体)

1	浜田市野球連盟	2	浜田市柔道連盟	3	浜田市バレーボール連盟	4	浜田市バスケットボール連盟	5	浜田市卓球連盟	6	浜田市陸上競技協会	7	浜田市バドミントン連盟	8	浜田ソフトテニス連盟	9	浜田市スキー連盟
10	浜田市ソフトボール協会	11	浜田サッカー協会	12	浜田市ボウリング連盟	13	浜田市体操連盟	14	浜田市水泳連盟	15	浜田市空手道連盟	16	浜田市剣道連盟	17	浜田市テニス協会	18	浜田弓友会

生涯スポーツ団体 (6団体)

1	浜田市グラウンドゴルフ連盟	2	浜田市ゲートボール連合	3	浜田市ペタンク連絡会
4	浜田インディアカ協会	5	浜田市ウオーキング協会	6	浜田市ユニカール協会

地域体育協会 (地域スポーツ団体) (5団体)

1	地域浜田体育協会	2	地域金城体育協会	3	地域旭栄体育協会	4	地域弥栄体育協会	5	地域三隅体育協会		
事務局					事務局						
事務局			事務局			事務局			事務局		
長浜体育協会					雪合戦連盟						

学校・青少年 スポーツ団体 (3団体)

1	浜田市小学校体育連盟	2	浜田市中学校体育連盟
3	浜田市スポーツ少年団		

総合型地域 スポーツクラブ (4団体)

1	煌きクラブ周布	2	アスレチックきんた	3	あさひスポーツクラブ	4	みすみスポーツクラブ
---	---------	---	-----------	---	------------	---	------------

令和3年度 浜田市体育協会 団体助成金交付決定額一覧

(単位：円)

区分	No.	団体名	交付決定額
競技スポーツ団体 【18団体】	1	浜田市野球連盟	250,000
	2	浜田市柔道連盟	140,000
	3	浜田市バレーボール連盟	250,000
	4	浜田市バスケットボール連盟	250,000
	5	浜田市卓球連盟	250,000
	6	浜田市陸上競技協会	250,000
	7	浜田市バドミントン連盟	250,000
	8	浜田市ソフトテニス連盟	250,000
	9	浜田市スキー連盟	135,000
	10	浜田市ソフトボール協会	250,000
	11	浜田市サッカー協会	250,000
	12	浜田市ボウリング連盟	60,000
	13	浜田市体操連盟	71,000
	14	浜田市水泳連盟	250,000
	15	浜田市空手道連盟	31,000
	16	浜田市剣道連盟	119,000
	17	浜田市テニス協会	250,000
	18	浜田市弓友会	52,000
生涯スポーツ団体 【6団体】	19	浜田市グラウンドゴルフ連盟	208,000
	20	浜田市ゲートボール連合	250,000
	21	浜田市ペタンク連絡会	75,000
	22	浜田市インディアカ協会	100,000
	23	浜田市ウォーキング協会	15,000
	24	浜田市ユニカール協会	56,000
地域体育協会 (地域スポーツ団体) 【5団体】	25	地域浜田体育協会 (周布を含む)	40,000
	26	地域金城体育協会	100,000
	27	地域旭体育協会	130,000
	28	地域弥栄体育協会	120,000
	29	地域三隅体育協会	40,000
学校・青少年 スポーツ団体 【3団体】	30	浜田市小学校体育連盟	120,000
	31	浜田市中学校体育連盟	120,000
	32	浜田市スポーツ少年団	※別途助成
総合型地域 スポーツクラブ 【4団体】	33	煌めきクラブ周布	50,000
	34	アスレチックきんた	100,000
	35	あさひスポーツクラブ	0
	36	みすみスポーツクラブ	250,000
36団体		合計	5,132,000

※団体助成金交付額は、活動費の2分の1とし、250,000円を上限額とする。

令和3年度 浜田市スポーツ少年団 補助金交付決定額一覧

(単位:円)

No.	団体名	交付金額
1	三隅柔道スポーツ少年団	33,000
2	浜田テコンドースポーツ少年団	31,000
3	浜田中央スポーツ少年団	31,000
4	国府野球スポーツ少年団	31,000
5	西部野球スポーツ少年団	31,000
6	浜田市野球スポーツ少年団	31,000
7	美川野球スポーツ少年団	31,000
8	三隅少年野球クラブスポーツ少年団	31,000
9	波佐スポーツ少年団	28,000
10	国府バレーボール少年団	28,000
11	周布バレーボールスポーツ少年団	31,000
12	みすみSmileysスポーツ少年団	28,000
13	金城少年野球クラブスポーツ少年団	0
	合 計	365,000

※No.13金城少年野球クラブスポーツ少年団は、令和4年度から交付。

まちかど救急ステーション認定事業について

1 事業概要

本事業は、適切な応急手当を行うことができる体制を有する事業所等を「まちかど救急ステーション」として認定し、これを活用することにより、重篤な傷病者が発生した際の救命率の向上を図るとともに、その社会貢献を高く評価し、もって地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的として、平成25年から取り組んでいます。

平成28年度からは、旧「元気な浜田事業」（ソフト分）として実施しています。

2 実施状況

(1) 当初目標 42事業所（H28） ⇒ 180事業所（R3）

(2) 認定数推移

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
79	107	142	167	172	183

※R3年度は12月1日現在

(3) 事業種別

公共施設	福祉施設	土木建築	商業施設	宿泊施設	その他
58	56	13	18	5	33

(4) AEDマップの提供

島根県GISによるマップ表示 ⇒ Googleマップ表示への移行

浜田市HP: [くらしの情報 > 消防・防災・安全 > 近くのAEDを探す](#)

(5) まちかど救急ステーションだよりの発行

認定事業所のモチベーションと消防本部とのつながりを維持するため年3回発行し、事業所に届けている。【資料1】

(6) 救急現場における市民の応急手当実施件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2
164	173	163	231	232	329

3 今後の計画

特別枠での事業は令和 3 年度までとなっていますが、「救える命を救いたい。」という、市民意識の向上につながっているため、令和 4 年度からも下記のとおり継続して事業に取り組む予定としています。

(第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画抜粋)

3 地域における救急救命体制の整備

市民への応急手当の普及を図るとともに、AEDの設置と積極的な使用を推進します。また、救命体制が整備された事業所等を認定した「まちかど救急ステーション」と協働し、質を維持しながら地域における救急救命体制を整備します。

主な事業・取組

- 応急手当講習等の普及啓発事業
- まちかど救急ステーション認定事業（3年ごとの再認定講習含む）

【代表的な目標】

目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	目標・指標の説明
救命講習等の受講者数の増加	〔年間〕 917人	16,800人	生産年齢人口(予測値)の15%を目標とする。救命講習等の年間受講者数の令和4~7年度の累計
まちかど救急ステーション認定事業所の増加	171事業所	240事業所	認定の数と質を維持する。平成28年度以降の新規認定事業所数(毎年度10事業所)と再認定事業所数



「まちかど救急ステーション認定事業所表示証」
(卓上プレートまたはステッカー)

まちかど救急ステーション だより



No.7

浜田市消防本部
令和 3 年 9 月
秋・冬号

日中はまだ夏の名残を感じますが、朝夕はだいぶ過ごしやすくなり、秋の気配を感じるようになりました。
ぶどうが旬の季節ですね。日本だけでも 100 種類以上の品種があり、主な品種で 50~60 種類ほどが栽培されているそうです。糖度も、房の上の方と下の方で違うので、房の下の方から食べ進めると、より美味しく食べられるそうですよ！
季節の変わり目、体調管理には気を付けて過ごしていきましょう！

応急手当講習等の受付について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、条件を付けて受講の申し込みを受付けておりましたが、市内でも感染が広がってきており、現在 9 月 12 日までの講習については中止となりました。

それ以降の講習については、今のところ条件を付けて受付をしておりますので、受講希望がありましたらご相談ください。
なお、状況次第ではお断り又は中止となることもありますのでご承知おきください。

★受講条件★

- ・環境が整備されていること（3 密にならないように）
- ・受講者数は 10 名程度とすること
（※開催場所の広さによっては人数を増やすことも可能です）
- ・当日の受講者の体調確認をすること



<まちかど救急ステーション対象の普通救命講習 I について>

次回開催は、12 月頃を予定しておりますが、状況次第では中止となることも予想されます。開催が決まりましたら、対象事業所様へご案内しますので、しばらくお待ちください。

また、開催ができなかった場合の「修了証の期限」については考慮しますので、ご安心ください。

「覚えていますか？」



止血手当について

一般的に体内の血液の 20%が急速に失われると出血性ショックという重篤な状態になり、30%失えば生命に危険を及ぼすといわれています。基本的な止血法はなんでしょうか。

(答えは次号で！)

★前号の答え★「AED の電源を入れる」でした！

AED には、いくつか種類がありますが、どの機種も同じような手順で使えるように設計されています。

AED 本体のふたを開け、電源ボタンを押します（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。）

電源を入れたら、それ以降は音声メッセージと点滅するランプの指示に従って操作してください。

ショックボタンを有さない自動体外式除細動器

“オートショック AED”の販売が開始されました！



ショック



???



ショックボタンがない？



●オートショック AEDとは・・・？

救助者の介入によるボタン操作を必要とせずに傷病者に適切な電気ショックを与えるものです。

救助者が電気ショックボタンを押すことなく、適切なタイミングで AED が自動的に傷病者に電気ショックを与えることで、**処置が遅れるリスク**を低減します。

●使用方法

患者の胸部に電極パッドを貼り付けると心電図が自動解析され、除細動が必要かどうか判断されます。

除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、カウントダウン（例：スリー、ツー、ワン）又は、ブザーの後に、自動的に除細動ショックが実施されます。



このマークのシールが貼ってある AED はオートショックボタン対応の機種になります。ショックボタンはついておらず、自動的にショックが実施されます。ショックボタンがないことで慌てずに、音声メッセージをしっかりと聞き、患者から離れてショックが実施されるのを待ちましょう！



問い合わせ先

浜田市消防本部 警防課

救急企画係

TEL 0855-25-5167（警防課直通）

資料 2

○同様の制度を導入している消防本部（浜田消防確認分）

地域	本部数	内訳	概要
県内	1	出雲	<p>名称：ファーストレスポonder制度</p> <p>対象：救急車到着まで20分以上の地区にAED設置（8地区）</p> <p>特徴：消防本部からのメール連絡により現場駆け付けし応急手当実施</p>
中国4県	16	山口（12） 広島（2） 岡山（1） 鳥取（1）	<p>【山口】</p> <p>対象：多くの利用者が出入りする旅館、ホテル等の各種事業者</p> <p>特徴：県救急業務高度化推進協議会において県内全域での取組み</p> <p>条件：上級救命講習修了者を1名以上普通救命講習修了者を、全従業員の70%以上</p> <p>応急手当資器材を常備</p> <p>年1回以上、救急訓練を実施</p> <p>【真庭】</p> <p>特徴：AEDの提供のみ</p>
他の都道府県	21	四国（2） 九州（4） 関西（4） 外（11）	<p>【高松】</p> <p>条件：区域内に所在する事業所</p> <p>AEDを1台以上設置、適正に維持管理、速やかに提供できる</p> <p>1名以上、救命講習を修了している者が在籍</p> <p>【神戸】</p> <p>特徴：AEDの提供のみ</p>

機動性抜群！ ワゴンタイプの救急普及啓発広報車で いつでも・どこでも応急手当講習が可能に

— 浜田市消防本部（島根県） —

文——編集室

一般財団法人救急振興財団は平成3年度から、消防機関が行う応急手当の普及啓発活動を支援するために、一般財団法人日本宝くじ協会からの助成を受け救急普及啓発広報車の寄贈を行っている。

従来はマイクロバスを架装したものであったが、令和2年度に普通車（ワゴン）タイプに小型化し、車両デザインにおいても寄贈先団体にて複数デザインから選択ができる仕様へと変更した。

今回は、この新しい救急普及啓発広報車が寄贈された4団体のうちのひとつ、浜田市消防本部を取材し、実際の運用状況などをお伺いした。



▲浜田市消防本部

浜田市消防本部の概要

浜田市は日本海に面した島根県西部のほぼ中央に位置し、東は江津邑智消防組合消防本部、西は益田広域消防本部、南は広島県北広島町消防本部と接している。

海、山などの美しい自然と海水浴場、しまね海洋館アクアスなど豊かな自然を活かした観光資源を有しており、日本遺産認定の石見神楽やユネスコの無形文化遺産に記載された石州半紙などの伝統文化を誇る。大学、美術館をはじめとする教育文化施設も充実しており、人、文化、自然の調和がとれた島根県西部の中核都市である。

浜田市消防本部は管内に特定第3種漁港と重要港湾に指定された国際貿易港を抱え、東西に走る国道9号線、南北に走る浜田自動車道、国道186号線及び主要地方道等により各地に結ばれている。管内面積は東西46km、南北27kmで690.68km²あり、これは島根県の総面積の約1割に当たる。管内人口は5万2,145人で、浜田市消防本部125名の職員が日夜この多様で広大な管内の市民の安全・安心を守っている（数値はいずれも令和3年4月1日現在）。

導入の経緯

浜田市消防本部の応急手当講習の特徴は、事業所等に出向いて行う、いわば出前講習が9割以上を占めることである。さらに、各事業所等の要望に応じて、1時間や45分間の短時間講習にも対応。少人数の講習も積極的に行っている（近年の講習回数は図のとおり）。

応急手当講習では管内各地区を移動することが多く、従来は応急手当講習用資器材を積載し搬送できる専用車両をリースし運用していた。

そんな中、（一財）救急振興財団が寄贈している救急普及啓発広報車の仕様が運用方法に合致していることから寄贈を希望したところ、浜田市消防本部のこれまでの応急手当普及啓発の実績が評価され、複数の寄贈先候補の中から選ばれた。

開催年度	回数（回）	人数（人）
令和3年5月まで	43	546
令和2年中	75	1,009
令和元年中	152	4,224
平成30年中	144	4,147

▲図 講習回数と人数。現在はコロナウイルス感染防止のため人数を制限して実施している。

運用方法

救急普及啓発広報車の運用と応急手当講習は、本部警防課救急企画係が中心となり行っている。出張所管内で講習会が開催される場合は出張所職員により講習を行う場合もあるため、救急普及啓発広報車を派遣し活用している。

また、出前講習については、平日の日中は救急企画係が担当し、夜間、土日は非番の職員が担当している。

現在は、コロナ禍の影響で市内のイベント等が中止されており、救急普及啓発広報車を活用した救急啓発広報は行えていないが、応急手当講習等の出前講座の資器材搬送や、消防署の見学に来た小学生を対象としたミニ救命講習で活用している。



▲救急普及啓発広報車。洗車等管理がしやすく、誰でも運転できるのが大きな利点



▶車両の管理を担当されている吉川雄三係長

◀応急手当講習を担当されている宮崎達也係長

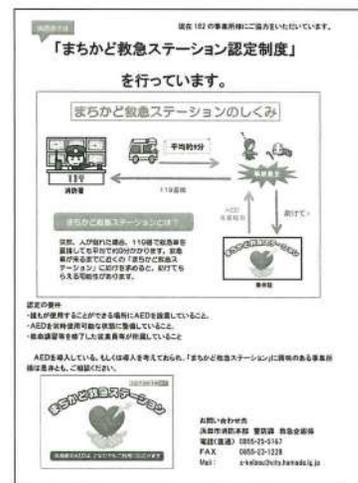


まちかど救急ステーション認定制度

浜田市消防本部では、平成25年から「まちかど救急ステーション認定制度」を行っている。これは、以下の3つの要件を満たし希望する事業所を「まちかど救急ステーション」として認定するものである。

- 誰もが使用することができる場所にAEDを設置していること。
- AEDを常時使用可能な状態に整備していること。
- 応急手当講習等を修了した従業員等が所属していること。

令和3年6月の時点で浜田市内のAED設置事業所は約330箇所あり、半数以上の182事業所が認定されている。



▲まちかど救急ステーションのチラシ

今後の展望

浜田市消防本部では、現在はコロナ禍のため応急手当講習は受講人数を制限して開催しているが、コロナ収束後は大規模イベント等での救急普及啓発広報車の活用を考えているという。

救急普及啓発広報車を見た市民からは、目新しさもあり導入の経緯を尋ねられることもしばしばあり、市内を走行するだけでも市民に応急手当に対する興味を持ってもらえる等の宣伝効果を感じているようだ。

救命率の向上と消防のPRを兼ね備えた救急普及啓発広報車。この車両を活用することで、より一層の応急手当普及啓発の推進を期待している。

機動性抜群！

ワゴンタイプの救急普及啓発広報車で
いつでも・どこでも応急手当講習が可能に

..... 浜田市消防本部（島根県）

詳細はP.8

救急普及啓発広報車



▲救急普及啓発広報車（テレビを設置しサイドオーニングを展開した様子）。ワゴンタイプのため機動性が高い。



▲積載品収納状況。車内に備え付けの棚があり収納力も高い。



▲車体サイドにはテレビの設置が可能



▲主な積載品を並べた様子

品名
拡声装置
テレビ・ビデオ
心肺蘇生訓練人形
異物除去モデル
119番通報訓練装置
プロジェクター・スクリーン
リチウムイオンバッテリー
電源コンセント・コードリール
サイドオーニング

▲主な架装・積載資器材

救急普及啓発広報車を活用した応急手当の様子



▲指導員のデモンストレーションを熱心に見つめる児童たち



▲いつでも・どこでも応急手当の一連の流れを動画で学ぶことができる。

	肥後委員	大谷委員	芦谷委員	佐々木委員	佐々木委員	西田委員	三浦副委員長	三浦副委員長
①政策テーマ	DX(デジタルトランスフォーメーション)の導入で教育力向上	市内県立学校との連携強化策について	市民の市政参加の制度づくり	あいのりタクシー事業の推進	子どもの学校での居場所作り	住んで良かったと思える定住環境について	ダイバーシティの推進	公民館のあり方
②提案の趣旨(目的)	子供の活字離れの声を多方面から聞きます。教科書をひたすら読む事も大事ですが、スマホ・タブレット・PCから『知る』楽しさを引きつけ、より詳しく『学ぶ』必要を感じた時に先生が『教える』事で、学習意欲の向上と理解が深まるものと思われまます。教育環境(今の子供達)の変化に合わせて柔軟且つ迅速に教育モデルを変更する事で教育力向上に繋がります子供達の学力も上がるものと思います。	県立学校は所管が異なるとはいえ在学している生徒の大半は浜田市民である。市外への人口流失抑制やUターンの意識向上など市の施策を具現化する上での連携や場合によってはの支援もより強くする必要があるので	市民の政治離れが進み、市政への関心が低く、市が行う施策、事業などへに対する参画が十分に得られず、施策や事業の成果があがっていない現状にある。市政を市民のものとし、市政への求心力を高める必要がある。このため市民が市政に参加する、参加しやすくなるよう、市民の役割、行政の対応、議会の関与など、具体的な手続きなどを定めた制度づくりを行う。	来年度から開始される「あいのりタクシー事業」について、市民の実用性に対する期待度は高く、早期に全市での展開を図る必要があるため。	いじめや不登校により、学校に行けなくなり、学力低下によりその後の影響を極力少なくするため。	住みたい住んで良かった魅力いっぱい元気な浜田！を実現するため、浜田の資源の洗い出しと魅力の再構築、広く市民の意見を吸い上げて住んで良かったと思える定住環境を作り上げる。	多様性社会の推進に対して、市の取り組みを促す。	まちづくりセンターのの活用を充実させる。
③背景	小学校の授業参観の際に感じる事に、子供達の集中は長く続かない。それでも決められた授業時間内は授業を受けなければならない。授業そのものに興味のない、若しくは心が上の空になっている子供達にいかに関心を持って授業内容に興味と関心を持ち続ける事が出来るか改善しなければいけないのでは無いと思う。又、授業内容の理解が出来ずに所謂、『ついていけない子』を取りこぼす事なく学べる時間が作り出せるのではないか。	勤務地の教育環境や教育レベルは家族を伴って転勤するかどうかのファクターの1つである。島根県の学力テストの平均レベルが全国平均を下回る現状の中で、浜田市の平均レベルは県平均を下回る状況にあり、改善する必要がある。学力の低下は、進路選択の幅を狭めると共に、家庭での経済的負担を増加させる一因でもある。少子化が今後も進む現状の中で将来を想定し、教育環境の維持や改善に向け後手にならないように対応を検討をする必要がある。	市民の市政離れが進んでおり、そのバロメーターとなる市長市議会議員の投票率は、17年78%、21年77%、25年71%、29年68%へと下がりが続き、新市発足以降10ポイント下がっている。制定予定の浜田市協働のまちづくり推進条例では、市民と市政との関係について、市民との協働のまちづくりを進める、地域協議会による市長への提言、地域の声を市政に反させる体制、地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算枠の確保などにとどまり、具体的なことまで定めていない。議会基本条例の先例によると、市民と議会との関係について、請願や陳情を政策提案と位置づける、市民や市民の団体との意見交換の場を設け政策提案の拡大を図る、などとしているが、市民が政策立案にかかわることにまできていない。	新交通システムの取組について、どのような形が望ましいのか、費用対効果や実用性など議論されてきた。「相乗る」とはいえ、タクシーを利用し、市内片道500円の料金設定は稼働していけば利用度も高くなるものと考えられる。実施主体の各まちづくり委員会への働きかけや住民説明など、議会も市と一緒に、市民の利便性向上のため事業推進を図る必要がある。	憲法に保障されている「すべての子ども学習権」は特別な理念ではなく、すべての公教育に共通するもの。「どうして学校に行けないか」ではなく「どうしたら学校にこの子の居場所が作れるか」を学校だけではなく、みんなで考える必要がある。不登校が長期になると、学力への影響が懸念され、その後の進路や就職など、その子の一生に係る問題となりかねない。	市が最近よく使うキャッチフレーズ”住みたい住んで良かった魅力いっぱい元気な浜田”と市民との意識に温度差が感じられる。	ダイバーシティとは、自分とは異なる他者を受け入れ、異なる思考を取り入れていくことが、イノベーションをもたらすという考え方。企業などにおいても、「多様な人材を活かす戦略」として推進されている。条例制定などで、メッセージを明確に打ち出す自治体もある。	公民館からまちづくりセンターへの以降がなされてまだわずか。市民及び現場に勤める方々、また議員の間でも誤解や理解不足が生じている。
④課題・問題点等	クラスの子、全員に同じサポートが出来るのか？ITプログラム運営・管理の出来る人材とICT活用指導力を身に付けた教員が必要。授業時間以外で先生と生徒がどこまで何時まで相談して良いのか？インフラ整備が教育現場と保護者・生徒側の双方に求められる。	県立学校(高校)が市町内に1校の場合は先進例があるが、複数校ある場合は公平性の観点からも対応が複雑化するため対応が出来ていない。若者への政策は未来への投資でも有り、意識を変え成果に繋げるためにも何らかの政策は必要ではあるが、透明性や公平性などを確保することが課題である。	協働のまちづくり推進条例の制定、公民館のコミュニティセンター化、まちづくり推進委員会の設立などで進められるが、現状では十分機能せず、その効果を発揮せず、市民の政策関与にまで至っていない。地域協議会、行政連絡員、各種委員など行政にかかわる機関や役職があり、それらの役割の明確化、相互の関係、再編整理を含め位置づけを明確化する必要がある。	まちづくり委員会の取組に各地域で温度差があり、投げかけだけでは取組みは進まないと思う。まちづくり委員会の負担がなるべく少なくなるような働きかけが必要ではないか。	各学校の居場所づくりに合わせて、市全体での居場所や学習する場を設けることができないか。	・地域や組織においてキャリアや立場に関係なく、自由闊達な意見を建設的に議論できる場が少なくなっている。 ・魅力ある人財が育つ環境が整っているか。 ・地域の魅力ある資源が、十分に活用されているのか。	ダイバーシティを推進する姿勢が特段見受けられない。男女の分断だけでなく、他にも見受けられる同様の隔たりを包括的に議論することが重要と考える。	上記の理解不足、誤解をとき、名実ともに協働のまちづくりの拠点として活用がなされるため、活用方法について、委員会としても提案することが有効と考える。
⑤政策内容		<学校に対して> ・学校支援の人材登録制度の創設(IT技術者、部活動指導者、学校用務支援者など) ・市の施策に適合する部活動に対する活動費の補助制度(例:歴史資料調査など) <生徒に対して> ・自治医科大学の学費のように規定年数を浜田市内に就職在住したら奨学金を免除するような制度の創設。 ・高校卒業後、浜田市内へ進学就職した生徒への奨励制度	現状は請願、陳情、要望、市民の声や意見などとして市政に反映されているものの、表面的に処理されることが多く、具体的に結論を得る、政策として具体化するところまで見える化されていない。市民などが主体的、積極的に政策提案などにかかわることのできる制度、その手順などを明確にすることにより、市民が主役となる市政を実現する。市民、市、議会などの責務を明確にし、市民の市政参加の制度づくりに向け、具体化した条例制定を目指す。					
⑥参考となる先進地等	東京都千代田区立麹町中学校 2018より数学のAI型ドリル教材『Qubena』導入生徒の回答から理解度を判断して次の出題を自動選択し使えば使う程、個別最適化が進む。熊本県高森町の一部小中学でテレビ会議システムの活用で遠隔教育導入。バーチャル見学や病気療養児に対する学習指導にも使用。	隠岐海士町と島前高校(但し町内に1校のケース)津和野町と津和野高校(但し町内に1校のケース)	議会基本条例制定済み議会、条例などで具体的な「市民の参加」を定めている自治体(要調査)。	浜田市が参考とした岐阜県多治見市の「地域あいのりタクシー運行事業」	大阪市立大空小学校の「すべての子どもに居場所がある学校」の取組。	埼玉県深谷市(市民協働事業提案制度)	・北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例 https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/chiikidukurika/ayouseishakaisuishin/3_1/13248.html ・世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujikurashi/008/001/d00158583.html	公民館のしあさって / 公民館のしあさって出版委員会
⑦その他		三隅火電の職員宿舍建設地の場所を検討する際に、浜田高校校区内にするか益田高校校区内にするか検討され、両校の進学成績が比較されたとのことでした。地域の教育水準は企業誘致にも関係する重要な要素といえる。	市民、行政、議会それぞれが対等な立場で、ともに市政を進めていく文化をつくることを追求する。				議会でも勉強会がされることから、これを機会に必要な取組の研究に取り組んではどうか。	牧野先生のアドバイスもいただけると尚良い。